

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(2)－2 加入者交換機 他事業者設置局 内スプリッタ側	加入者交換機又は当社が指定する加入者収容装置(端末回線(電氣的信号を送受するものに限ります。))を収容及び多重して加入者交換機に接続する当社の電気通信設備をいいます。)と他事業者の設置する局内スプリッタの間のMDFの他事業者側端子
(2)－3 (略)	(略)
(3) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置	加入者交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、加入者交換機と市内伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は加入者交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4) 中継交換機又は中継交換機の伝送装置	中継交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継交換機と中継交換機間伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)－2～(5)－3 (略)	(略)
(6) 信号用中継交換機の伝送装置	信号用中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(7) (略)	(略)
(7)－2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(ＩＳＰ接続用ルータを除きます。))におけるＩＰ通信網間接続装置(ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。))に係る当社配線盤(中間配線盤を除きます。))の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、ＩＰ通信網間接続装置の他事業者側ポート又はＩＰ通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第3章 接続申込み

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1) (略)

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(2)－2 削除	
(2)－3 (略)	(略)
(3) 削除	
(4) 削除	
(4)－2～(5)－3 (略)	(略)
(6) 削除	
(7) (略)	(略)
(7)－2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(ＩＳＰ接続用ルータを除きます。))におけるＩＰ通信網間接続装置(ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。))の他事業者側ポート又はＩＰ通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第3章 接続申込み

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

(5) 接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第3号に掲げる理由を除きます。))。

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄の利用に係

(2) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、收容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の收容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1) (略)

(2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合

ア (略)

イ 接続申込者が無線呼出し事業者のとき

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の伝送装置等又は番号送出装置

(3) (略)

(4) 信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の信号用中継交換機の伝送装置等

(5)～(9) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の收容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(2) (略)

(3) 前項第2号に規定する番号送出装置

随時。

(4) 前項第2号から第5号に規定する伝送装置等又は伝送路

ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度10月。

イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度4月。

3 接続申込者が、第1項第2号から第5号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第1項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第4号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。

4 協定事業者は、第2項第4号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第1項第2号から第5号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1) (略)

(2) 削除

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、收容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の收容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1) (略)

(2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合

ア (略)

イ 削除

(3) (略)

(4) 削除

(5)～(9) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

(1)～(2) (略)

(3) 前項第2号に規定する番号送出装置

随時。

(4) 前項第2号、第3号及び第5号に規定する伝送装置等又は伝送路

ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度10月。

イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度4月。

3 接続申込者が、第1項第2号、第3号及び第5号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第1項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第4号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。

4 協定事業者は、第2項第4号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第1項第2号、第3号及び第5号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の收容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第2項第4号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第 2 項第 4 号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条 当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

(1) 第22条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当するとき

(2)～(5) （略）

2 接続申込者が、第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3（様式）様式第 16 の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表 3 様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当するとき

(2) （略）

第 6 節の 2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34条の 2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき（第34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する申込みを行う場合を除きます。）は、当社に対し、別表 3（様式）様式第 7－2 の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み（接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の 2（事前照会）第 1 項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の 7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表 3（様式）様式第 7－2 の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条 当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

(1) 第22条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当するとき

(2)～(5) （略）

2 削除

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3（様式）様式第 16 の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表 3 様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当するとき

(2) （略）

第 6 節の 2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の 2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき（第34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する申込みを行う場合を除きます。）は、当社に対し、別表 3（様式）様式第 7－2 の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み（接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の 2（事前照会）第 1 項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の 7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表 3（様式）様式第 7－2 の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15ー3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3(様式)様式第7ー3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当するとき

(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

2 当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。)を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。)をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

3 当社が前項に規定する回答(第34条の2第2項に規定する回答を含みます。)を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第1項から第4項の規定によるものとします。

みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15ー3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3(様式)様式第7ー3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき

(一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査)

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

(異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み)

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします(以下この条において同じとします。))。

2 前項に規定する調査の請求において、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路等の情報を当社に提示した場合には、当社は協定事業者に対し、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線の経路が重複する箇所の有無及び重複がある場合はその重複箇所について回答するものとします。

3 当社は、第1項に規定する協議が調い、接続申込者が第1項及び前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の接続の申込み(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項及び第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。)を行った場合には、第1項及び前項に規定する調査結果の回答(異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供が可能である旨の回答又は協定事業者の保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線との重複がない経路構成が可能である旨の回答(協定事業者が要望する場合は一部重複がある場合を含みます。))を行う場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。)をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線又は光信号端末回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

4 当社が前項に規定する回答(第34条の2第2項に規定する回答を含みます。)を行った後の異経路構

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第 34 条の11 前3条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第 1 号又は第 3 号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第 2 又は第 4 号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 第 34 条の 8 (一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査) に規定する調査

(2) 第 34 条の 9 (異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み) 第 3 項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続き

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条(事前調査の申込み)に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3 (様式) 様式第 8 別紙 5 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2～3 (略)

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表 3 様式第 8 別紙 5 の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとし、

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又は I P 通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

(DSL 回線の回線調整工事)

第 37 条の 2 当社は、前条第 1 項に規定する工事において協定事業者(DSL 回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から DSL 回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあった DSL 回線の回線調整工事を行います。

2 当社は、次の各号に規定する場合であって、その DSL 回線が収容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、その DSL 回線の回線収容替えを行います。この場合において、協定事業者からその DSL 回線の回線調整工事(回線収容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。)の請求があったものとみなします。

(1) 協定事業者から第 2 群(収容に係る利用制限が設けられているもの)に限ります。以下この条において同じとします。)の伝送システムを用いる DSL 回線の設置又は第 2 群の伝送システムを用いる DSL 回線への変更(DSL 回線の技術的条件の具体的内容(以下、別表 3 (様式) 様式第 8 別紙 4 に定めるものをいいます。))を変更する場合に限ります。)の申込みがあった場合

成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続きについては、第 34 条の 3 (一般光信号中継回線の接続) 第 1 項から第 4 項及び第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 6 項の規定によるものとします。

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第 34 条の11 前3条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第 1 号又は第 3 号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線及び光信号端末回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第 2 号又は第 4 号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線及び光信号端末回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 第 34 条の 8 (一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査) に規定する調査

(2) 第 34 条の 9 (異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み) 第 4 項の規定に基づく一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続き

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条(事前調査の申込み)に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3 (様式) 様式第 8 別紙 4 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2～3 (略)

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表 3 様式第 8 別紙 4 の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとし、

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又は I P 通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

(DSL 回線の回線調整工事)

第 37 条の 2 当社は、前条第 1 項に規定する工事において協定事業者(DSL 回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から DSL 回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあった DSL 回線の回線調整工事を行います。

2 当社は、次の各号に規定する場合であって、その DSL 回線が収容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、その DSL 回線の回線収容替えを行います。この場合において、協定事業者からその DSL 回線の回線調整工事(回線収容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。)の請求があったものとみなします。

(1) 協定事業者から第 2 群(収容に係る利用制限が設けられているもの)に限ります。以下この条において同じとします。)の伝送システムを用いる DSL 回線の設置又は第 2 群の伝送システムを用いる DSL 回線への変更(DSL 回線の技術的条件の具体的内容(以下、別表 3 (様式) 様式第 8 別紙 3 に定めるものをいいます。))を変更する場合に限ります。)の申込みがあった場合

(協定上の地位の移転)

第41条 協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 3 号に該当する者であるとき。

第 6 章 責務

第 1 節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第 50 条 接続申込者は、相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数、単位料金区域ごとのトラヒック、市内局番ごとのトラヒック並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数(その申込みに係るもの(第 23 条第 1 項第 2 号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第 1 項第 3 号の接続用設備に係るものを、第 23 条第 1 項第 3 号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第 1 項第 2 号の接続用設備に係るものを含みます。))に限り、)並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。

(1) 当年度 8 月(第 23 条第 2 項第 4 号アに規定する期限までに申込みを行う場合)

翌年度 9 月末及び翌年度 3 月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度 5 月から当年度 7 月までの実績トラヒック

(2) 当年度 2 月(第 23 条第 2 項第 4 号イに規定する期限までに申込みを行う場合)

翌年度 3 月末及び翌々年度 9 月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度 11 月から当年度 1 月までの実績トラヒック

第 3 節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第 53 条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を P H S 事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を P H S 事業者に譲渡する場合に準用します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

第 2 節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

第 58 条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 削除

(2) 端末回線線端接続事業者であって公衆電話を設置する協定事業者

(3) 番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者

2 前項に規定する協定事業者は、警察機関、消防機関又は海上保安機関との接続の方法、その他必要な事

(協定上の地位の移転)

第41条 協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当する者であるとき。

第 6 章 責務

第 1 節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第 50 条 接続申込者は、相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点ごとのトラヒック及び回線数(その申込みに係るものに限り、)並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。

(1) 削除

(2) 削除

第 3 節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第 53 条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

第 2 節 削除

第 58 条 削除

項について警察機関、消防機関又は海上保安機関と事前に協議することを要します。

第 9 章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1) ～ (5) （略）	

第 10 章 料金等
第 2 節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

(1) ～ (4) （略）

2 ～ 5 （略）

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する中継系交換機能第 4 欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1) ～ (20) （略）

(21) その協定事業者が、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

第 9 章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1) ～ (5) （略）	
(6) <u>協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第 1 号から第 3 号に掲げる理由を除きます。）。</u>	<u>その違反の事由が解消されるまでの間</u>

第 10 章 料金等
第 2 節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

(1) ～ (4) （略）

2 ～ 5 （略）

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する閉門系ルータ交換機能第 4 欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1) ～ (20) （略）

(21) その協定事業者が、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線又は光信号端末回線に関する情報の提供を受けたとき。

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を1回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(3) (略)

(4) 第58条（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）の規定により接続を行った場合の通信

(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ番号規則別表第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

2 当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であ

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を1回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(3) (略)

(4) 削除

(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、一般収容局ルータと接続しない通信。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 削除

2 当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であ

るときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ番号規則別表第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

- 2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

るときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

- 2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から個別に受領する課金に関する情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2) (略)

- 2 (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。))を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2) (略)

- 2 (略)

- 3 第1項ただし書きの場合(当社と建設請負契約を締結しない場合に限ります。)において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から1か月を超える場合(前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。)は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知(その時点で当社が把握可能な情報に限ります。)することとします。

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。))を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧でき

情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8) (略)

(承諾の限界)

第100条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、又は接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

る情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8) (略)

(9) 府県の区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

(指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供)

第99条の15 当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。

- (1) 開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
- (2) 機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
- (3) 前号に規定する費用の確定額
- (4) 開発規模に関する情報

(承諾の限界)

第100条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。） 、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 番号案内サービス接続機能 エ 標準信号方式対応機能 オ 加入者交換機機能メニュー（加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。）利用機能
(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(3)-2 事業法第33条第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	2（料金額）2－2 第 1 欄、第 7 欄、第 8 欄及び第 11 欄、2－3、2－4、2－5－1、2－5－2 及び 2－5－2 の 2、2－7、2－11 第 1 欄から第 4 欄及び第 6 欄並びに 2－13 第 3 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 6 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア 公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金の併せて 2（料金額）2－2 第 1 欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて 2－11 第 1 欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2－8（第 4 欄及び第 5 欄を除きます。）又は 2－11（第 12 欄から第 20 欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2－2 第 9 欄若しくは第 10 欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、2－4 第 4 欄（イ欄を除きます。）、2－4 の 2、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5、2－13 第 2 欄（ウ欄を除きます。）又は 2－13 第 4 欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (ア) 2－2 第 9 欄ア(ア)欄及び第 10 欄ア(ア)欄、2－4 第 4 欄ア欄並びに 2－13 第 2 欄エ欄 (イ) 2－2 第 9 欄ア(イ)欄及び第 10 欄ア(イ)欄、2－4 第 4 欄ウ欄、2－7 の 2 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2－2 第 9 欄ア(ウ)欄及び第 10 欄ア(ウ)欄、2－4 第 1 欄、2－4 の 2、2－7 の 2 並びに 2－13 第 2 欄ア欄 (エ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 4 欄ア欄並びに 2－13 第 2 欄エ欄 (イ) 2－2 第 9 欄ア(イ)欄及び第 10 欄ア(ア)欄、2－4 第 4 欄エ欄、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ欄 (ウ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 4 欄ウ欄、2－7 の 2 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄 (エ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 1 欄、2－4 の 2、2－7 の 2 並びに 2－13 第 2 欄ア欄 (ウ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 4 欄エ欄、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ
(6)～(8) (略)	(略)
(8)-2 加入者交換機機能メニュー利用機能に係る料金の適用	着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機機能メニュー利用機能を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合において当該機能を利用するときは、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。
(8)-3～(8)-8 (略)	(略)
(8)-9 加入者交換機回線対応部共用機能及び中継交換機回線対応部共用機能に係る料金の適用	2（料金額）2－2 第 8 欄及び 2－4 第 3 欄に掲げる網使用料については、2－5－1 に規定する機能を利用した場合において適用します。
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2（料金額）2－2 第 6 欄に掲げる網使用料については、2－2 第 1 欄に掲げる機能及び 2－8 第 2 欄に掲げる機能並びに 2－11 第 1 欄及び第 2 欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(8)-11～(14) (略)	(略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。） 、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 番号案内サービス接続機能 エ 標準信号方式対応機能 オ 削除
(2) (略)	(略)
(3) 削除	
(3)-2 事業法第33条第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	2（料金額）2－2 第 11 欄及び 2－13 第 3 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 7 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア 削除
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2－8（第 4 欄及び第 5 欄を除きます。）又は 2－11 第 24 欄に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2－2 第 9 欄若しくは第 10 欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、第 11 欄、2－4 第 4 欄（イ欄及びウ欄を除きます。）、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5、2－13 第 2 欄（ウ欄を除きます。）又は 2－13 第 4 欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (ア) 2－2 第 9 欄ア(ア)欄及び第 10 欄ア(ア)欄、2－4 第 4 欄ア欄並びに 2－13 第 2 欄エ欄 (イ) 削除 (ウ) 削除 (イ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 4 欄ア欄並びに 2－13 第 2 欄エ欄 (ウ) 2－2 第 9 欄ア(イ)欄及び第 10 欄ア(ア)欄、2－4 第 4 欄エ欄、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ欄 (ウ) 削除 (イ) 削除 (ウ) 2－2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ(イ)欄、2－4 第 4 欄エ欄、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5 並びに 2－13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ (ウ) 2－2 第 11 欄、2－4 第 4 欄エ欄、2－7 の 2、2－7 の 3、2－7 の 4、2－7 の 5 並びに 2－13 第 2 欄ア欄及び第 4 欄ウ
(6)～(8) (略)	(略)
(8)-2 削除	
(8)-3～(8)-8 (略)	(略)
(8)-9 削除	
(8)-10 削除	
(8)-11～(14) (略)	(略)

(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	ア 国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2（料金額）2－7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点をも1制御信号として当社の機器により測定し算出します。 イ 特定協定事業者の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は2（料金額）2－7に掲げる1制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 （7） 発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に相当する額 （4） 発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額	(15) 削除	
(16) 共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用	共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金については、当社は2（料金額）2－7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア 協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 イ 協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額 ウ 特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 エ 特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額 オ 特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、その信号数に相当する額 カ オ 着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 キ カ 着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額	(16) 削除	
(17)～(18) （略）	(略)	(17)～(18) （略）	(略)
(19) リルーティング通信機能に係る料金の適用	リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2（料金額）2－7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点をも1制御信号として当社の機器により測定し算出します。	(19) 削除	
(20) （略）	(略)	(20) （略）	(略)
(21) リダイレクション網使用機能に係る料金の適用	リダイレクション（接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合デジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。）網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合デジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても2（料金額）2－11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、1通信ごとに当社の機器により測定します。	(21) 削除	
(22)～(31) （略）	(略)	(22)～(31) （略）	(略)
(32) 閥門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閥門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限り、当社の機器により測定します。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年4月1日以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとし、また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとし、	(32) 閥門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閥門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限り、当社の機器により測定します。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和7年4月1日以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとし、また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとし、

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分				単位	料金額	備考	
(1) (略)							
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）					
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1 Gbit/sタイプに限ります。）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,269円	2－1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,269円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,307円	
			(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの（1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	76,996円	
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,185円	
					1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	13,440円	
		② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号伝送装置ごとに	76,996円			
			1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,185円			
			1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	13,440円			
		③ ①②以外のもの	1 光信号伝送装置ごとに	79,306円			
			1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,641円			
			1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	13,843円			

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分				単位	料金額	備考	
(1) (略)							
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)					
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,012円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,012円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,042円	
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	77,499円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	10,727円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	11,587円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに	77,499円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	10,727円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	11,587円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号伝送装置ごとに	79,824円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	11,049円		
1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	11,935円						

(3)	端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,583円			
				(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,583円			
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	1,630円			
			イ 4線式のもの					1回線ごとに	3,261円
			ウ	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			エ 2芯式のもの	(7)～(イ)（略）		――		――	
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,456円		
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,334円		
(4)	端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,628円		
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,628円		
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,677円		

(3)	端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,749円			
				(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,749円			
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	1,801円			
			イ 4線式のもの					1回線ごとに	3,603円
			ウ	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの		1回線ごとに		第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	
				(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの		1回線ごとに		第6欄ア(7)②欄に規定する料金額	
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに		第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	
			エ 2芯式のもの	(7)～(イ)（略）		――		――	
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに	4,569円		
(4)	端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,795円		
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,795円		
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,849円		

			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	64円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	64円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,846円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,846円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,895円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	282円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	282円	
(4) -2～(5) (略)							

			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	68円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	68円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	2,003円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	2,003円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,057円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	276円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	276円	
(4) -2～(5) (略)							

	イ 光信号主端末回線 （光局外スプリッ タを含むものに限 ります。）により 1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守の 区別が タイプ1 ー1の もの	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	1,796円		
			② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ごと に	1,730円		
			(4) 保守の 区別が タイプ1 ー2の もの	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に		1,796円
				② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ごと に		1,730円
			(7) (イ) 以外の もの	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に		1,847円
				② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ごと に		1,779円
(7)～(8)（略）	――	――	――	――	――		
(9) 端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中 第5ー3 欄で接続 する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端 末回線により伝送 を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	4,115円	――		
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	9,125円			
		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	2,652円			

	イ 光信号主端末回線 （光局外スプリッ タを含むものに限 ります。）により 1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守の区別がタイプ1ー 1のもの	1回線ごと に	1,818円				
			(4) 保守の区別がタイプ1ー 2のもの	1回線ごと に		1,818円		
		(7) 保守の区別がタイプ1ー 2のもの		1回線ごと に		1,870円		
			(7)～(8) （略）	――		――	――	
		(9) 端末回 線伝送 機能 （第5 条（標 準的な 接続箇 所）第 1項の 表中第 5ー3 欄で接 続する 場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端 末回線により伝送 を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s ま での符合伝送が可能なもの		1回線ごと に	4,172円	――
				イ 200Mbit/s から1Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの		1回線ごと に	9,182円	
ウ 2Gbit/s から400Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に			2,709円				

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1－1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1－1のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	(7) 令和 <u>6</u> 年4月1日から令和 <u>7</u> 年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 令和 <u>7</u> 年4月1日から令和 <u>8</u> 年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) 令和 <u>8</u> 年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	(7) 令和 <u>7</u> 年4月1日から令和 <u>8</u> 年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 令和 <u>8</u> 年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	令和8年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) 令和 <u>9</u> 年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			ウ アイ以外 のもの	(7) 令和 <u>6</u> 年 4月1日 から令和 <u>7</u> 年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,662円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
					1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
					1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額 に、 138円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(イ) 令和 <u>7</u> 年 4月1日 から令和 <u>8</u> 年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
					1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)②欄に規 定する料金額 に、 194円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(ウ) 令和 <u>8</u> 年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ご とに	令和 <u>8</u> 年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－1第6 欄イ(ウ)欄に 規定する料金 額に、 186円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

			ウ アイ以外 のもの	(7) 令和 <u>7</u> 年 4月1日 から令和 <u>8</u> 年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,705円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
					1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
					1回線ご とに	2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、 194円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(イ) 令和 <u>8</u> 年 4月1日 から令和 <u>9</u> 年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	令和 <u>8</u> 年4月 <u>1</u> 日から令和 <u>9</u> 年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
					1回線ご とに	令和 <u>8</u> 年4月 <u>1</u> 日から令和 <u>9</u> 年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 1第6欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、 186円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(ウ) 令和 <u>9</u> 年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ご とに	令和 <u>9</u> 年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－1第6 欄イ(ウ)欄に 規定する料金 額に、 166円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 166円 のうち、 165円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

月 額									
区 分				単 位	料 金 額	備 考			
(1)	専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア	2 線式のもの		1 回線ごとに	148円	—		
		イ	1 芯式のもの	(7)	(イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		1 回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額
						② 令和7年4月1日以降に適用する料金		1 回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額
				(イ)	2－1－1－1 第6欄ア欄に規定する機能（1 芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		1 回線ごとに	143円
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに			141円			
ウ	(略)								
(2)	2－1－1－1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐端末回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	468円	—
						② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	468円	
						③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	482円	
		(イ)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	471円		
					B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	471円		
					C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	485円		

月 部

区分				単位	料金額	備考
(1)	専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの		1回線ごとに	174円	—
		イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
			(イ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	1回線ごとに	148円	
	ウ（略）		—	—		
(2)	2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りま	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	500円
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	500円
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	515円
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りま	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	503円
				B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	503円
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	518円

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ１ －２のもの	(7) 令和 <u>6</u> 年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)①欄に規 定する料金額 に、 134円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(イ) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)②欄に規 定する料金額 に、 189円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(ウ) 令和8年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－2 第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、 181円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ１ －２のもの	(7) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 189円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲 げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(イ) 令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 181円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲 げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(ウ) 令和9年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－2 第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、 161円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲 げる 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

		ウ アイ以外の もの	(7) 令和 <u>6</u> 年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,662円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額 に、 138円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(イ) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)②欄に規 定する料金額 に、 194円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(ウ) 令和8年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－2 第2 欄イ(ウ)欄に 規定する料金 額に、 186円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

		ウ アイ以外の もの	(7) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,705円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、 194円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(イ) 令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用し ます。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、 186円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(ウ) 令和9年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する料金2 －1－1－2 第2欄イ(ウ) 欄に規定する 料金額に、 166円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用し ます。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 166円 のうち、 165円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

区分		1 回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
(1) (略)		_____	_____
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ 1－1 のもの	180円 _____
		(イ) 保守の区別がタイプ 1－2 のもの	187円 _____
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	190円 _____

区分		1 回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)		_____
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ 1－1 のもの	614円 _____
		イ 保守の区別がタイプ 1－2 のもの	614円 _____
		ウ アイ以外のもの	632円 _____

月 額							
区 分					料 金 額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア	1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	240円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	240円	
					③ ①②以外のもの	247円	
		(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	674円	――		
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	674円			
			③ ①②以外のもの	694円			
	イ	10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	415円	――	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	415円		
				③ ①②以外のもの	427円		

区分		1 回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
(1) (略)		_____	_____
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ 1－1 のもの	194円 _____
		(イ) 保守の区別がタイプ 1－2 のもの	201円 _____
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	204円 _____

区分		1 回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)		_____
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ 1－1 のもの	410円 _____
		イ 保守の区別がタイプ 1－2 のもの	410円 _____
		ウ アイ以外のもの	422円 _____

月額

区分				料金額	備考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(ア) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	98円	―――
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	98円	
				③ ①②以外のもの	101円	
		(イ) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	501円	―――	
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	501円		
			③ ①②以外のもの	516円		
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	408円	―――	
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	408円		
			③ ①②以外のもの	420円		

区分				単位	料金額	備考	
(1)	加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能		1通信ごとに	0.59746円	――	
				1秒ごとに	0.055161円		
(2)	加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1469円	――	
(3)～(5)（略）		(略)		(略)	(略)	――	
(6)	携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	加入者交換機能を利用する場合		1通信ごとに	0.00006281円	――	
		イ 削除		――	――		
		ウ 削除		――	――		
		エ 市内通信機能を利用する場合		1通信ごとに	0.00007851円		
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合		1通信ごとに	0.00009547円		
(7)	加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能		1秒ごとに	0.0019914円	――	
(8)	加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能		1秒ごとに	0.0029589円	――	
(9)	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	431,745円	――
				(イ) 専らＩＰ電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	506,061円	
			イ 10Gbit/sタイプ	1装置ごとに月額	694,904円	――	
(10)	一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.06円	――
				(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.27円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	8,354円	
			イ 10Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.06円	
				(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.27円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	23,468円	
(11)	メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7－2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能		1秒ごとに	0.024394円	――	

区分				単位	料金額	備考
(1) 削除						――
(2) 削除						――
(3)～(5)（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	――
(6) 削除						――
(7) 削除						――
(8) 削除						――
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	479,755円	――
			(イ) 専らＩＰ電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	330,677円	
		イ 10Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	933,424円	――
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.41円	――
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.39円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,478円	
		イ 10Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2.41円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.39円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,478円	
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7－2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに			0.0274529円	――

2-3 市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市外中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.10447円	――
		1 秒ごとに	0.013200円	

2-3 削除

2-4 中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考		
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能		1 通信ごとに	0.10447円	――		
			1 秒ごとに	0.00089286円			
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能		1 秒ごとに	0.000091014円	――		
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能		1 秒ごとに	0.00015093円	――		
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうち PPPoE 方式で接続する場合		1 装置ごとに月額	284,493円	――	
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうち IPoE 方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	176,938円		IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	280,407円		IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(7) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	236,112円		IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(1) 広島県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	284,564円		IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4 関門系ルータ機能

区分			単位	料金額	備考	
(1) 削除						
(2) 削除						
(3) 削除						
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうち PPPoE 方式で接続する場合	1 装置ごとに月額	535,922円		
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうち IPoE 方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	168,113円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	246,382円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(7) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	206,683円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。
			(1) 広島県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	274,083円	IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。

(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	238,156円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	369,286円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	465,823円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	498,467円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	597,708円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,533円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	423,597円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,154,208円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	220,490円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	297,717円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	446,046円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	414,653円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	586,500円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,900円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	415,417円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	768,806円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

(七) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(八) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(九) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十一) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十二) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十三) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十四) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十五) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	598,875円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

(七) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(八) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,771円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(九) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	490,067円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十一) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十二) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十三) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十四) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(十五) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,833円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

			(ㄱ) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄴ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄷ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄹ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	778,056円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄷ) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄱ) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄴ) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄹ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続するものであってエ以外の場合		1ポートごとに月額	1,905,556円	_____
			エ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		1秒ごとに	0.000018197円	_____

			(ㄱ) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄴ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄷ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄹ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,722円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄷ) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,173,708円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄱ) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄴ) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			(ㄹ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,175,167円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。	
			ウ 削除		_____	_____	_____
			エ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		1秒ごとに	0.000010547円	_____

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0041360円	_____

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0060027円	_____

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0014454円	_____

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま す。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	1秒ごとに	0.00010600円	_____

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.295円	_____
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.295円	

2-5-3-2 （略）

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円	_____
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.295円	

2-4の2 削除

2-5 中継伝送機能

2-5-1 削除

2-5-2 削除

2-5-2の2 削除

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.445円	_____
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.445円	

2-5-3-2 （略）

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円	_____
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.445円	

2-6-0 通達機設定伝送機能
2-6-0-1 分組記録以外の部分の基本値
2-6-0-1-1 基本料

区 分				料 金 額		備 考			
				初稿以外の場合	通達機設定伝送機能を利 用する区画が同一の基地 料金区域に開始する場合				
通信 機設 定伝 送機 能 及 伝 送 機 能	ア 一 般 事 用 に 係 る もの	「一般事 用」に係るもの	通達機 30Hzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		11,532円	8,322円	—		
			50Hz以下の符号伝送が可能なもの		14,532円	8,822円			
			イ 高度 伝送機能に よる通達機 の設定並び に伝送を行 う機能	64kb/s又は48kb/sの符号伝送が 可能なもの	クラスが下記以外のもの	22,032円	18,732円	—	
				デジタル伝送 可能なもの	エコマースクラスのもの	10,732円	8,732円		
			120kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の差別がタイプ1-1のもの	11,114円	8,912円		
				保守の差別がタイプ1-2のもの	11,532円	8,942円			
			Eコマースクラスのもの	保守の差別がタイプ1-1のもの	保守の差別がタイプ1-2のもの	18,802円	14,902円		
				保守の差別がタイプ1-2のもの	保守の差別が上記以外のもの	17,302円	13,702円		
			192kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	18,802円	14,902円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	17,302円	13,702円		
			256kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	65,702円	51,902円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	71,602円	57,802円		
			512kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	117,302円	113,202円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	123,202円	119,102円		
			768kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	224,102円	214,642円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	230,002円	220,542円		
			1,536kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	404,002円	388,742円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	410,902円	395,642円		
			3,072kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	809,802円	784,542円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	816,702円	791,442円		
			4,096kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	1,065,602円	1,030,342円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	1,072,502円	1,037,242円		
			6,144kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	保守の差別がタイプ2のもの	1,469,402円	1,424,142円		
				保守の差別がタイプ2のもの	保守の差別が上記以外のもの	1,476,302円	1,431,042円		
				ク（簡）				1,509,412円	1,464,152円

2-6-0-1-2 加算料

区 分				料金額		備考			
				通達機設定伝送機能の 伝送機能が当該に 開始が10Hzを超える場合 の10Hzごとの加算料	通達機設定伝送機能の 伝送機能が当該に 開始が10Hzを超える場合 の10Hzごとの加算料				
通信 機設 定伝 送機 能 及 伝 送 機 能	ア 一 般 事 用 に 係 る もの	「一般事 用」に係るもの	通達機 30Hzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		2,504円	—			
			50Hz以下の符号伝送が可能なもの	424円	4,504円				
			イ 高度 伝送機能に よる通達機 の設定並び に伝送を行 う機能	64kb/s又は48kb/sの符号伝送が 可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円		
				デジタル伝送 可能なもの	保守の差別がタイプ1-1のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの	730円 280円 280円	2,804円 2,704円 2,704円		
			120kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の差別がタイプ1-1のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの	280円 444円 444円	2,804円 2,804円 2,704円		
				Eコマースクラスのもの	保守の差別がタイプ1-1のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの 保守の差別がタイプ1-2のもの	1,604円 1,304円 1,304円	2,804円 2,704円 2,704円		
			192kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	2,404円	2,804円			
				保守の差別がタイプ2のもの	2,404円	3,104円			
			256kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	2,404円	3,104円			
				保守の差別がタイプ2のもの	2,404円	3,404円			
			512kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	5,304円	5,304円			
				保守の差別がタイプ2のもの	5,304円	5,604円			
			768kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	9,304円	9,304円			
				保守の差別がタイプ2のもの	9,304円	9,604円			
			1,536kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	18,604円	18,604円			
				保守の差別がタイプ2のもの	18,604円	18,904円			
			3,072kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	37,204円	37,204円			
				保守の差別がタイプ2のもの	37,204円	37,504円			
			4,096kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	49,604円	49,604円			
				保守の差別がタイプ2のもの	49,604円	49,904円			
			6,144kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	66,004円	66,004円			
				保守の差別がタイプ2のもの	66,004円	66,304円			
				ク（簡）				22,804円	2,304円

2-6-0-2 分組記録の部分の基本値

区 分				料金額		備考
				初稿以外の場合	通達機設定伝送機能を利 用する区画が同一の基地 料金区域に開始する場合	
通信 機設 定伝 送機 能 及 伝 送 機 能	ア 一 般 事 用 に 係 る もの	「一般事 用」に係るもの	通達機 30Hzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,832円	1,832円	—
			50Hz以下の符号伝送が可能なもの	1,832円	1,832円	
			イ 高度 伝送機能に よる通達機 の設定並び に伝送を行 う機能	64kb/sの符号伝送が可能なもの	18,724円	18,724円
				デジタル伝送 可能なもの	48,004円	48,004円
			120kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	48,004円	48,004円
				クラスが下記以外のもの	48,004円	48,004円
			Eコマースクラスのもの	保守の差別がタイプ1のもの	108,724円	108,724円
				保守の差別がタイプ2のもの	127,144円	127,144円
			保守の差別がタイプ1-2のもの	保守の差別がタイプ1-1のもの	108,724円	108,724円
				保守の差別がタイプ1-2のもの	127,144円	127,144円
			保守の差別が上記以外のもの	保守の差別がタイプ1のもの	108,724円	108,724円
				保守の差別がタイプ2のもの	127,144円	127,144円
			1,536kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	228,512円	228,512円
				保守の差別がタイプ2のもの	228,512円	228,512円
			3,072kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	448,304円	448,304円
				保守の差別がタイプ2のもの	448,304円	448,304円
			4,096kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	592,104円	592,104円
				保守の差別がタイプ2のもの	592,104円	592,104円
			6,144kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	736,904円	736,904円
				保守の差別がタイプ2のもの	736,904円	736,904円

2-6-0 通達機設定伝送機能
2-6-0-1 分組記録以外の部分の基本値
2-6-0-1-1 基本料

区 分	料 金 額		備考	
	初稿前	初稿後		
通信機設定伝送機能及び伝送機能	ア 一般事に係るもの	通達機 30Hzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,532円	8,322円
		50Hz以下の符号伝送が可能なもの	14,532円	8,822円
	イ 高度伝送機能による通達機の設定並びに伝送を行う機能	64kb/s又は48kb/sの符号伝送が可能なもの	22,032円	18,732円
		デジタル伝送可能なもの	10,732円	8,732円
	720kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	11,114円	8,912円
		クラスが下記以外のもの	11,532円	8,942円
	Eコマースクラスのもの	保守の差別がタイプ1のもの	18,732円	14,902円
		保守の差別がタイプ2のもの	17,302円	13,702円
	保守の差別がタイプ1-2のもの	保守の差別がタイプ1-1のもの	18,732円	14,902円
		保守の差別がタイプ1-2のもの	17,302円	13,702円
	保守の差別が上記以外のもの	保守の差別がタイプ1のもの	18,732円	14,902円
		保守の差別がタイプ2のもの	17,302円	13,702円
	192kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	65,702円	51,902円
		保守の差別がタイプ2のもの	71,602円	57,802円
	256kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	62,602円	50,002円
		保守の差別がタイプ2のもの	68,502円	55,902円
	512kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	117,302円	113,202円
		保守の差別がタイプ2のもの	123,202円	119,102円
	768kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	224,102円	214,642円
		保守の差別がタイプ2のもの	230,002円	220,542円
	1,536kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	404,002円	388,742円
		保守の差別がタイプ2のもの	410,902円	395,642円
	3,072kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	809,802円	784,542円
		保守の差別がタイプ2のもの	816,702円	791,442円
	4,096kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	1,065,602円	1,030,342円
		保守の差別がタイプ2のもの	1,072,502円	1,037,242円
	6,144kb/sの符号伝送が可能なもの	保守の差別がタイプ1のもの	1,469,402円	1,424,142円
		保守の差別がタイプ2のもの	1,476,302円	1,431,042円
保守の差別が上記以外のもの		1,501,410円	1,456,150円	
ウ（簡）				

2-6-0-1-2 加算料

区 分				料 金 額		備 考	
				通達機設定伝送機能の 伝送機能が当該に 開始が10Hzを超える場合 の10Hzごとの加算料	通達機設定伝送機能の 伝送機能が当該に 開始が10Hzを超える場合 の10Hzごとの加算料		
通信機 設定伝 送機能 及伝 送機 能	ア 一般事 用に係るもの	「一般事 用」に係るもの	通達機 30Hzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	244円	2,504円	—	
			50Hz以下の符号伝送が可能なもの	244円	4,504円		
			イ 高度 伝送機能に よる通達機 の設定並び に伝送を行 う機能	64kb/s又は48kb/sの符号伝送が 可能なもの	2,404円		2,804円
				デジタル伝送 可能なもの	730円		2,804円
			120kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	280円		2,804円
				クラスが下記以外のもの	444円		2,804円
			Eコマ ニースの クラスのもの	保守の契約がタイプ1～2のもの	1,404円		2,804円
				保守の契約がタイプ1～2のもの	1,404円		2,804円
			Eコマ ニースの クラスのもの	保守の契約がタイプ1～2のもの	1,404円		2,804円
				保守の契約がタイプ1～2のもの	1,404円		2,804円
			150kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
				クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
			550kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
				クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
			513kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
				クラスが下記以外のもの	2,404円		2,804円
570kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
1.152kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
1.536kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
5.072kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
6.400kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
1.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
	クラスが下記以外のもの	2,404円	2,804円				
9.144kb/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,					

2-6の2～2-6の3-3（略）

2-7 信号伝送機能

区分		単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア（略）	1信号ごとに	0.018297円	――
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			――

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.67708円	――

2-7の3 SIP信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	1通信ごとに	0.060322円	――

2-7の4 番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	1通信ごとに	0.032936円	――

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	1通信ごとに	0.034415円	――

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	402円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。

2-6の2～2-6の3-3（略）

2-7 削除

2-7の2 SIPサーバ機能

区分			単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	ア イ以外のもの	1通信ごとに	0.37153円	――
		イ 専ら光IP電話の提供の用に供するもの	1通信ごとに	1.13176円	――

2-7の3 SIP信号変換機能

区分			単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能		1通信ごとに	0.030820円	――

2-7の4 番号管理機能

区分			単位	料金額	備考
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能		1通信ごとに	0.034563円	――

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分			単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能		1通信ごとに	0.014327円	――

2-8 番号案内機能等

区分			単位	料金額	備考
(1) 削除					

(1) -2 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能		1案内ごとに	397円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) (略)	(略)		(略)	(略)	――
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能		1案内ごとに	87.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3) (略)	(略)		(略)	(略)	――
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1番号ごとに	9.46円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	6.54円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	9.32円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2－9 (略)

2－10 公衆電話機能
2－10－1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.3852円	――
(2) (略)		(略)	(略)	――

2－10－2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 2－10－1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに	0.00098081円	――
(2) (略)		(略)	(略)	――

(1) -2 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7－2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能		1案内ごとに	298円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) (略)	(略)		(略)	(略)	――
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能		1案内ごとに	51.83円	特定端末系事業者に適用します。
(3) (略)	(略)		(略)	(略)	――
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1番号ごとに	7.09円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	3.32円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	6.81円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2－9 (略)

2－10 公衆電話機能
2－10－1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.7146円	――
(2) (略)		(略)	(略)	――

2－10－2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 2－10－1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに	0.00121330円	――
(2) (略)		(略)	(略)	――

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.718090円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.093323円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93040円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.10373円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.029325円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出力接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.063451円	――
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.068096円	
(5) (略)	――	――	――	――
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.074550円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.063104円	
(7)～(11) (略)	――	――	――	――
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額 363円	――
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 68円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	53円	――
(14) (略)	――	――	――	――
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	75円	――
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	68円	――
(17)～(17)-2 (略)	――	――	――	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	75円	――
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 273円	――
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額 1.295円	

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 削除	――	――	――	――
(2) 削除	――	――	――	――
(3) 削除	――	――	――	――
(4) 削除	――	――	――	――
(5) (略)	――	――	――	――
(6) 削除	――	――	――	――
(7)～(11) (略)	――	――	――	――
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額 221円	――
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 86円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	45円	――
(14) (略)	――	――	――	――
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	72円	――
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	86円	――
(17)～(17)-2 (略)	――	――	――	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	72円	――
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 273円	――
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額 1.445円	

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	75円	――
(21)～(23) (略)	――	――	――	――
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網（専らＩＰ電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（ＳＩＰサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、ＬＡＮインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	1,006,286円	――
(25)～(26) (略)	――	――	――	――
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	220円	――

2－12 (略)

2－13 ルーティング伝送機能

区分			単位	料金額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	――
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000091155円	――
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000090431円	
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000083919 円	
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000072345 円	
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能		1秒ごとに	0.019520円	――

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	72円	――
(21)～(23) (略)	――		――	――	――
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網（専らＩＰ電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（ＳＩＰサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、ＬＡＮインタフェースにより1Gbit/s又は10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	ア 1Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	1,016,136円	――
		イ 10Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	2,267,942円	
(25)～(26) (略)	――		――	――	――
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1回線ごとに月額	211円	――

2－12 (略)

2－13 ルーティング伝送機能

区分			単位	料金額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	――
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000038848円	――
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000038725円	
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000022132 円	
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000030759 円	
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能		1秒ごとに	0.0223891円	――

(4) 一般 I P 通信 網県間中継系 ルータ交換伝 送機能	一般県間中継局 ルータ（一般中 継局ルータで あって、専ら異 なる都道府県の 区域間の通信の 交換等を行うも の（I P o E 方 式で接続する場 合及び I P 電話 の提供の用に供 するものに限り ます。）をいい ます。以下同じ とします。）等 により通信の交 換及び伝送を行 う機能（優先パ ケット（優先ク ラスに対応した 転送優先度識別 子を設定した I P パケットをい います。以下同 じとします。） に係る交換及び 伝送を行う機能 を含みます。）	ア 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	6,460,526円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットに係る交換及び伝送を行う場合	(イ) (7) 以外の場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	5,378,086円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合	1 Mbit までごとに月額	0.00013039円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合		1 秒ごとに	0.000024646円	――

(4) 一般 I P 通信 網県間中継系 ルータ交換伝 送機能	一般県間中継局 ルータ（一般中 継局ルータで あって、専ら異 なる都道府県の 区域間の通信の 交換等を行うも の（I P o E 方 式で接続する場 合及び I P 電話 の提供の用に供 するものに限り ます。）をいい ます。以下同じ とします。）等 により通信の交 換及び伝送を行 う機能（優先パ ケット（優先ク ラスに対応した 転送優先度識別 子を設定した I P パケットをい います。以下同 じとします。） に係る交換及び 伝送を行う機能 を含みます。）	ア 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	4,573,718円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットに係る交換及び伝送を行う場合	(イ) (7) 以外の場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	3,946,194円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
			ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合	1 Mbit までごとに月額	0.000010424円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合		1 秒ごとに	0.0000217円	――

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額			
区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	29,517円	――

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額			
区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	32,620円	――

2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分		料金額		備考
組合せ適用接続機能	メタル I P 電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する機能をいいます。）、ワイヤレス固定電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 2 項に規定する機能をいいます。）、及び光 I P 電話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 3 項に規定する機能をいいます。）を用いて、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続し、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.35534円	――
		1 秒ごとに	0.0140327円	

第2 網改造料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 時報音源提供機能の適用	時報音源提供機能の提供を受ける電気通信事業者は、特定端末系事業者から同様の機能の提供を受けるものとします。ただし、特定端末系事業者はこの限りではありません。
(4) (略)	(略)
(5) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）の適用の特例	ア (略) イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中7－2欄に規定する箇所 ¹ で接続する場合（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤で接続するときを除きます）は1－1第51欄イ欄を適用します。

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 中継事業者のVPNサービスへの接続機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(5) 中継事業者のVPNサービスへのリルーティング接続機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(6) ノーリングング通信機能に係る付加機能	特定端末系事業者の契約約款等に規定するノーリングング通信機能を行う際に当社の契約者がノーリングング通信の相手方となる場合に当社の加入者交換機に付加する機能

第2 網改造料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 削除	
(4) (略)	(略)
(5) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）の適用の特例	ア (略) イ 削除

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 削除	
(5) 削除	
(6) 削除	
(7) 削除	
(8)～(18) (略)	(略)
(19) 削除	
(20)～(25) (略)	(略)
(26) 削除	
(27)～(34) (略)	(略)
(35) 削除	
(36) 削除	
(37) (略)	(略)
(38) 削除	
(38) 削除	
(40) 削除	

(7) <u>柔軟課金機能</u>	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、当社が、利用者料金設定事業者の利用者料金の課金を行う機能	利用者料金設定事業者に適用します。
(8)～(18) (略)	(略)	——
(19) <u>時報音源提供機能</u>	当社の時報音源装置から供給された時報情報を提供する付加機能	——
(20)～(25) (略)	(略)	——
(26) <u>国際兼用公衆電話に対する課金秒数の変更に係る機能</u>	当社の加入者交換機から、国際兼用公衆電話に発信する課金信号間の秒数を変更する機能	国際系事業者に適用します。
(27)～(34) (略)	(略)	——
(35) <u>無線呼出し事業者との柔軟課金機能</u>	——	第7欄に規定する機能を適用します。
(36) <u>テレドームサービスに係る付加機能</u>	特定中継事業者の契約約款等に規定する複数同時接続機能（以下「テレドームサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(37) (略)	(略)	——
(38) <u>メンバーズネットサービスに係る付加機能</u>	特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(39) <u>災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能</u>	災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	——
(40) <u>ファクシミリ通信網接続機能</u>	特定中継事業者の契約約款等に規定するファクシミリ通信網サービスを行うために加入者交換機及びISM交換機で付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(41) <u>他社相互接続通信利用停止等機能</u>	加入者交換機又は中継交換機において、特定中継事業者の他社相互接続通信のみを利用停止、制限する機能	特定中継事業者に適用します。
(42)～(46) (略)	(略)	——
(47) <u>伝送路設備利用機能</u>	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄、第5欄又は第6欄で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	——

(41) <u>削除</u>	——	——
(42)～(46) (略)	(略)	——
(47) <u>伝送路設備利用機能</u>	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は加入者交換機若しくは加入者交換機の伝送装置、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄若しくは信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	——
(48) <u>削除</u>	——	——
(49) (略)	(略)	——
(50) <u>削除</u>	——	——
(51) <u>IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）</u>	ア (略) イ 削除	—— ——
(52)～(56) (略)	(略)	——
(57) <u>削除</u>	——	——
(58)～(63) (略)	(略)	——
(64) <u>削除</u>	——	——

(48) <u>中継事業者に対する課金情報転送機能</u>	<u>当社の利用者から発信する通信において、中継事業者の電気通信設備から送信される課金に関する情報等を中継事業者の課金に関する機器に転送する機能</u>	<u>中継事業者に適用します。</u>
(49) (略)	(略)	
(50) <u>通信終了通知機能に係る付加機能</u>	<u>当社又は特定端末系事業者の契約約款等に規定する通信終了通知機能を利用する場合に必要となる次の機能</u> <u>ア 当社の加入者交換機から特定端末系事業者網へ通信の終了の通知等を行う機能</u> <u>イ 予め登録された番号へ当社の加入者交換機で自動的に発信する機能</u>	<u>特定端末系事業者又は中継事業者に適用します。</u>
(51) <u>IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）</u>	ア (略)	_____
	イ <u>IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</u>	_____
(52)～(56) (略)	(略)	_____
(57) <u>移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能</u>	<u>加入者交換機又は中継交換機から移動体番号ポータビリティに係る移転元事業者に対して移転先事業者に係る情報を返送するよう要求し、移転元事業者から返送された情報に基づき移転先事業者への方路を再設定する機能</u>	
(58)～(63) (略)	(略)	_____
(64) <u>特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能</u>	<u>加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事業者の音声応答装置へ接続する機能</u>	_____

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.319
	電力設備	0.814
	伝送機械設備	0.244
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.093
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.099

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.024
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.043
		中継伝送機能	0.045
		通信料対応設備合計	0.048
		データ系設備合計	0.100
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.042
		中継伝送機能	0.041
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.098
	繰延資産比率		0.0113
	投資等比率		0.0043
貯蔵品比率		0.0100	
他人資本比率		0.473	
自己資本比率		0.527	
他人資本利率		0.0024	
自己資本利益率		0.0014	
有利子負債以外の負債の比率		0.186	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0010	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.329
	電力設備	0.870
	伝送機械設備	0.249
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.090
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.094

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.023	
		端末系交換機能	0.045	
		中継系交換機能	0.038	
		中継伝送機能	0.042	
		通信料対応設備合計	0.044	
		データ系設備合計	0.094	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)	
		端末系交換機能	0.042	
		中継系交換機能	0.036	
		中継伝送機能	0.038	
		通信料対応設備合計	0.042	
		データ系設備合計	0.092	
	繰延資産比率			0.0120
	投資等比率			0.0053
貯蔵品比率			0.0140	
他人資本比率			0.466	
自己資本比率			0.534	
他人資本利率			0.0029	
自己資本利益率			0.0033	
有利子負債以外の負債の比率			0.166	
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0021	
利益対応税率			(略)	
貸倒率			(略)	

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 (略)

2 工事費の額
2-1 工事費

区分			単位	工事費の額	備考	
(1)～(9) (略)			(略)	(略)	――	
(10) V P N工事費	ア	当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,571円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ	当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,201円		
(11)～(14) (略)			(略)	(略)	――	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		1回線ごとに	1,751円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	2,142円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)			(略)	(略)	――	
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,162円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,806円	
				平日深夜	5,541円	
				土日祝日昼夜間	4,989円	
				土日祝日深夜	5,725円	
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,287円	
				平日夜間	3,795円	
	平日深夜	4,376円				
		土日祝日昼夜間	3,940円			
	土日祝日深夜	4,521円				
	(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	753円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	178円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,886円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)			(略)	(略)	――	
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1電気通信番号ごと	平日昼間	1,120円	――	
			平日夜間	1,293円	――	
			平日深夜	1,491円	――	
			土日祝日昼夜間	1,343円	――	
			土日祝日深夜	1,541円	――	

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 (略)

2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額		備考
(1)～(9) (略)		(略)	(略)	――	
(10) 削除					
(11)～(14) (略)		(略)	(略)	――	
(15) 削除					
(16) 削除					
(17) (略)		(略)	(略)	――	
(18) 削除					
(19) 削除					
(20) 削除					
(21) 削除					
(22)～(24) (略)		(略)	(略)	――	
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1電気通信番号ごとに	平日昼間	1,173円	――
			平日夜間	1,349円	
			平日深夜	1,550円	
			土日祝日昼夜間	1,399円	
			土日祝日深夜	1,600円	

(26)～(27) (略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,386円	_____	_____	_____	
				平日夜間	16,247円	_____	_____	_____	
				平日深夜	18,375円	_____	_____	_____	
				土日祝日昼間	16,778円	_____	_____	_____	
				土日祝日夜間	16,778円	_____	_____	_____	
				土日祝日深夜	18,906円	_____	_____	_____	
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	10,816円	_____	_____	_____	
				平日夜間	12,487円	_____	_____	_____	
				平日深夜	14,399円	_____	_____	_____	
				土日祝日昼間	12,964円	_____	_____	_____	
				土日祝日夜間	12,964円	_____	_____	_____	
				土日祝日深夜	14,876円	_____	_____	_____	
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	4,324円	_____	_____
						平日夜間	4,750円	_____	_____
	平日深夜					5,237円	_____	_____	
	土日祝日昼間					4,872円	_____	_____	
	土日祝日夜間					4,872円	_____	_____	
	土日祝日深夜					5,359円	_____	_____	
	② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	6,265円	_____	_____			
			平日夜間	6,990円	_____	_____			
平日深夜			7,820円	_____	_____				
土日祝日昼間			7,197円	_____	_____				
土日祝日夜間			7,197円	_____	_____				
土日祝日深夜			8,027円	_____	_____				
(26)～(27) (略)	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	15,001円	_____	_____	_____	
				平日夜間	16,890円	_____	_____	_____	
				平日深夜	19,050円	_____	_____	_____	
				土日祝日昼間	17,431円	_____	_____	_____	
				土日祝日夜間	17,431円	_____	_____	_____	
				土日祝日深夜	19,590円	_____	_____	_____	
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	11,326円	_____	_____	_____	
				平日夜間	13,023円	_____	_____	_____	
				平日深夜	14,963円	_____	_____	_____	
				土日祝日昼間	13,509円	_____	_____	_____	
				土日祝日夜間	13,509円	_____	_____	_____	
				土日祝日深夜	15,449円	_____	_____	_____	
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	4,432円	_____	_____
						平日夜間	4,864円	_____	_____
	平日深夜					5,358円	_____	_____	
	土日祝日昼間					4,987円	_____	_____	
	土日祝日夜間					4,987円	_____	_____	
	土日祝日深夜					5,481円	_____	_____	
	② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	6,463円	_____	_____			
			平日夜間	7,200円	_____	_____			
平日深夜			8,042円	_____	_____				
土日祝日昼間			7,411円	_____	_____				
土日祝日夜間			7,411円	_____	_____				
土日祝日深夜			8,253円	_____	_____				

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,335円	——	
						平日 夜間	5,902円	——	
						平日 深夜	6,551円	——	
						土日 祝日 昼間	6,064円	——	
						土日 祝日 夜間	6,064円	——	
						土日 祝日 深夜	6,713円	——	
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	7,275円	——	
						平日 夜間	8,142円	——	
						平日 深夜	9,135円	——	
						土日 祝日 昼間	8,390円	——	
						土日 祝日 夜間	8,390円	——	
						土日 祝日 深夜	9,382円	——	
(28) (略)						(略)	(略)	——	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		6,935円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,159円	——		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		1,426円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		7,853円	——		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		6,935円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		12,236円	——		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		1,426円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		10,406円	——		
(31) (略)						(略)	(略)	——	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに		8,778円	——		
(33)～(34) (略)						(略)	(略)	——	
			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,492円	——	
						平日 夜間	6,068円	——	
						平日 深夜	6,727円	——	
						土日 祝日 昼間	6,233円	——	
						土日 祝日 夜間	6,233円	——	
						土日 祝日 深夜	6,892円	——	
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	7,524円	——	
						平日 夜間	8,404円	——	
						平日 深夜	9,411円	——	
						土日 祝日 昼間	8,656円	——	
						土日 祝日 夜間	8,656円	——	
						土日 祝日 深夜	9,663円	——	
(28) (略)						(略)	(略)	——	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		7,263円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,545円	——		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		1,494円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,224円	——		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		7,263円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		12,814円	——		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに		1,494円	——		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		10,897円	——		
(31) (略)						(略)	(略)	——	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに		9,192円	——		
(33)～(34) (略)						(略)	(略)	——	

(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,339円	——
			平日夜間	4,853円	
			平日深夜	5,441円	
			土日祝日昼間	5,000円	
			土日祝日夜間	5,000円	
			土日祝日深夜	5,588円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,377円	——
			平日夜間	1,453円	
			平日深夜	1,540円	
			土日祝日昼間	1,475円	
			土日祝日夜間	1,475円	
			土日祝日深夜	1,562円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,385円	——
			平日深夜	2,971円	
			土日祝日昼間	1,786円	
			土日祝日夜間	1,786円	
			土日祝日深夜	3,369円	
			平日昼間	3,220円	——
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,220円	
			土日祝日昼間	3,859円	——

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3) (略)	——	——	——
(4) 中継伝送専用機能提供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-5-2に規定する機能を利用するときに、加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を設置する工事に要する費用	1 工事ごとに	——

2-3 (略)

2-4 2-3 に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,121円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,067円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,149円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,337円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,419円

(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,446円	——
			平日夜間	4,972円	
			平日深夜	5,574円	
			土日祝日昼間	5,123円	
			土日祝日夜間	5,123円	
			土日祝日深夜	5,725円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,411円	——
			平日夜間	1,489円	
			平日深夜	1,578円	
			土日祝日昼間	1,511円	
			土日祝日夜間	1,511円	
			土日祝日深夜	1,600円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,504円	——
			平日深夜	3,229円	
			土日祝日昼間	1,942円	
			土日祝日夜間	1,942円	
			土日祝日深夜	3,663円	
			平日昼間	3,372円	——
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,372円	
			土日祝日昼間	4,021円	——

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3) (略)	——	——	——
(4) 削除	——	——	——

2-3 (略)

2-4 2-3 に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,410円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,370円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,468円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,645円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,743円

第2 手続費
1 (略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区分			単位	手続費の額	備考		
(1) (略)			(略)	(略)	――		
(2) 料金回収 手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに	0.19円	――	
				1 内訳項目ごとに	18.15円		
				月額	当社が請求する利用者料金額の 0.10% に相当する額		
				(4) 削除	――		――
				(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに		0.19円
					1 内訳項目ごとに		18.15円
					月額		当社が請求する利用者料金額の 0.10% に相当する額
		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	(7) 月額		当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、PHS事業者又は特定中継事業者に適用します。	
		(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	――
イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり			242円	――		
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1 登録ごとに1番号あたり	555円	――		

第2 手続費
1 (略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区分			単位	手続費の額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	――
(2) 料金回収 手続費	別表 2（接続形態）第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第 3 表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	1 通信ごとに	0.22円	
			1 内訳項目ごとに	18.92円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の 0.07% に相当する額	
		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の 14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア (略) イ 職業別電話帳に掲載する場合	(略) 1 発行ごとに 1 掲載あたり	(略) 248円	――
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1 登録ごとに 1 番号あたり	605円	――

(5)	お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに		226円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6)	利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用1P通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに		(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7)	債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	1内訳項目ごとに		0.19円	特定中継事業者に適用します。
		イ 以外の場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の	0.10%	に相当する額
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)	みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに		21.13円	みなし契約事業者に適用します。
		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	月額	当社が回収する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の14.0%に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。	
(9)	料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続きに要する費用	1内訳項目ごとに		30.70円	
		イ 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用1P通信サービスに係るものである場合	1内訳項目ごとに		14.67円	
		(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの				
(10)	立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごと	平日昼間	9,745円	
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合		平日夜間	11,251円	
				平日深夜	12,973円	
				土日祝日昼夜間	11,681円	
				土日祝日深夜	13,403円	

		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4)以外の 場合	1回ごとに	平日昼間	10,314円	――			
					平日夜間	11,908円				
					平日深夜	13,731円				
					土日祝日 昼夜間	12,363円				
					土日祝日 深夜	14,186円				
					(4) 協定事業 者の光信 号局内伝 送路を当 社の加入 者光主配 線盤又は 中継光主 配線盤に 接続し又 は切断す る場合	1回ごとに		平日昼間	7,786円	――
						平日夜間		8,989円		
						平日深夜		10,366円		
						土日祝日 昼夜間		9,333円		
						土日祝日 深夜		10,709円		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,690円		――						
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,022円		――					
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	643円		――					
(13) (略)		(略)	(略)		――					
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	698円		――					
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	949円		申告事業 者に適用 します。					
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	722円		――					
(14) (略)		(略)	(略)		――					
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,219円	――			
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	716円		――		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	814円	――			
				イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,634円		――		

		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4)以外の 場合	1回ごとに	平日昼間	10,801円	――			
					平日夜間	12,418円				
					平日深夜	14,269円				
					土日祝日 昼夜間	12,882円				
					土日祝日 深夜	14,732円				
					(4) 協定事業 者の光信 号局内伝 送路を当 社の加入 者光主配 線盤又は 中継光主 配線盤に 接続し又 は切断す る場合	1回ごとに		平日昼間	8,154円	――
						平日夜間		9,375円		
						平日深夜		10,771円		
						土日祝日 昼夜間		9,724円		
						土日祝日 深夜		11,121円		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	10,147円		――						
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,070円		――					
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	673円		――					
(13) (略)		(略)	(略)		――					
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	731円		――					
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	994円		申告事業 者に適用 します。					
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	756円		――					
(14) (略)		(略)	(略)		――					
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,513円	――			
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	750円		――		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	853円	――			
				イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,711円		――		

		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1 番号又は1住所ごとの1成功検査ごとに	0.04円	—
			(4) 加算額	光信号端末回線（光局外スリッタを含むものに限りです。）の調査を行う場合	(略)	—
(16)～(20) (略)				(略)	(略)	—
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りです。）を協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,659円	—
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	937円	—
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	1,940円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限りです。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,193円	—
			(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,444円	—
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,803円	—
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,986円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,033円	—
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,414円	—
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,253円	—

		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1 番号又は1住所ごとの1成功検査ごとに	0.03円	—
			(4) 加算額	光信号端末回線（光局外スリッタを含むものに限りです。）の調査を行う場合	(略)	—
(16)～(20) (略)				(略)	(略)	—
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りです。）を協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	10,115円	—
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	981円	—
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,032円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限りです。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,391円	—
			(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	13,032円	—
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,936円	—
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	51,299円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	35,640円	—
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	21,377円	—
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,115円	—

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,588円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,306円	—
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,549円	—
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,458円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4) 以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,323円	—
			(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,859円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,405円	—
(25) (略)				(略)	(略)	—
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	16,472円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	1,938円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	2,350円	—
(27)～(28) (略)				(略)	(略)	—
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1 通信用建物ごとに	17,478円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1 電柱ごとに	722円	—

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,993円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,698円	—
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,859円	—
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,763円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4) 以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,622円	—
			(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,993円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,660円	—
(25) (略)				(略)	(略)	—
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	16,521円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	1,944円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	2,358円	—
(27)～(28) (略)				(略)	(略)	—
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1 通信用建物ごとに	17,572円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1 電柱ごとに	756円	—

(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,451円	—
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	13,056円	—
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件ごとに	平日昼間	6,813円	—
			平日夜間	16,798円	—
			平日深夜	27,984円	—
			土日祝日昼間	8,166円	—
			土日祝日夜間	17,440円	—
			土日祝日深夜	28,911円	—
					—
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		2,054,000円	—
					—
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,246円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,754円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,100円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,614円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,100円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,926円	—
					—
					—
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		855,367円	—
					—
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,519円	—
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	13,673円	—
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件ごとに	平日昼間	7,134円	—
			平日夜間	17,518円	—
			平日深夜	29,079円	—
			土日祝日昼間	8,509円	—
			土日祝日夜間	18,172円	—
			土日祝日深夜	30,023円	—
					—
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		1,575,000円	—
					—
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,352円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,885円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,199円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,737円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,199円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,064円	—
					—
					—
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		852,856円	—
					—

(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	7,345円	_____
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	7,692円	_____

2－2 2－1 以外の手続費

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用

2－2 2－1 以外の手続費

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項及び第2項に規定する事項の調査に要する費用

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額			第2表の2 建設請負契約に基づく負担額		
1 算出式			1 算出式		
(略)			(略)		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) (略)			(6) (略)		
区分		内容	区分		内容
一般管理費比率		0.110	一般管理費比率		0.114
第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額			第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額		
第1 通信用建物に係る負担額			第1 通信用建物に係る負担額		
1 算出式			1 算出式		
(略)			(略)		
(1) (略)			(1) (略)		
ア (略)			ア (略)		
①～③ (略)			①～③ (略)		
④			④		
区分		内容	区分		内容
設備管理運営費比率		0.316	設備管理運営費比率		0.282
減価償却率		(略)	減価償却率		(略)
(2) (略)			(2) (略)		
ア～イ (略)			ア～イ (略)		
ウ (略)			ウ (略)		
区分		内容	区分		内容
取付費比率	受電設備	1.103	取付費比率	受電設備	1.168
	発電設備	1.041		発電設備	1.086
	電源設備及び蓄電池設備	0.782		電源設備及び蓄電池設備	0.833
	空気調整設備	2.141		空気調整設備	2.173
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017	設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.019
自己資本利益率		0.0439	自己資本利益率		0.0535
(3) (略)			(3) (略)		

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,167円	48,876円
	富山南	707円	18,299円
	和合	164円	8,190円
	水尻	460円	13,745円
	呉羽	747円	5,401円
	富山水橋	290円	51,501円
	富山北	552円	9,004円
	高岡	366円	60,046円
	高岡市外	316円	22,714円
	高岡立野	476円	5,312円
	戸出機械棟	209円	12,264円
	新湊機械棟	356円	10,357円
	姫岡	194円	8,831円
	魚津	276円	23,678円
	永見	319円	28,543円
	富山滑川	295円	10,405円
	黒部別	444円	14,476円
	礪波	635円	52,149円
	小矢部	367円	28,174円
	大沢野別	289円	15,437円
	上滝	189円	30,440円
	上市	204円	9,438円
	入善	330円	6,814円
	婦中	368円	9,770円
	小杉	414円	21,403円
	太閤山	408円	3,874円
	大門	471円	24,833円
	富山平	69円	10,304円
	井波	182円	38,313円
	福野	346円	8,917円
	富山福光	315円	7,249円
	富山岩瀬2	405円	8,646円
	高岡伏木	333円	13,506円
	高岡中田	297円	21,702円
	富山柳田	490円	9,838円
	柳権野	94円	10,016円
	富山立山	198円	12,950円
	宇奈月	116円	10,312円
	富山朝日	130円	51,797円
	越中八尾	228円	19,529円
	富山古里	424円	6,704円
	城端	268円	31,960円
	富山福岡別	449円	13,203円
	津沢	228円	12,611円
	入善南	109円	8,395円
石川県	鳴和	1,334円	31,355円
	金石	818円	28,801円
	金沢弥生	1,015円	24,092円
	入江	1,269円	31,273円
	額	1,130円	9,215円
	金沢森本	676円	17,325円
	粟ヶ崎	1,567円	9,848円
	金沢3	1,682円	16,348円
	七尾	323円	27,732円
	徳田	191円	8,615円
	和倉	751円	19,727円
	石川小松	590円	26,741円
	符津	424円	23,658円
	中海	442円	15,891円
	輪島	217円	20,102円
	珠洲	208円	32,739円
	石川加賀	273円	21,516円
	片山津	170円	6,860円
	山代	240円	7,757円
	羽咋	255円	9,205円
	邑知	199円	13,034円
	松任	524円	25,571円
	山中	760円	5,695円
	根上別	422円	6,666円
	寺井2	368円	7,193円
	辰口	633円	10,174円
	鶴来	835円	14,583円
	金沢西	1,030円	17,570円
	野々市	837円	56,966円
	津幡	536円	16,686円
	石川河北	890円	13,574円
	志雄	63円	19,186円
	押水	107円	23,848円
	田鶴浜	227円	10,821円
	鳥屋	220円	10,332円
	石川中島	175円	12,653円
	石川鹿島	192円	9,014円
	能都	388円	19,736円
	犀川	374円	17,044円
	栗津	130円	19,341円
	美川	426円	11,108円
	七塚木津	182円	13,585円
	内灘	597円	18,436円
	石川	259円	18,121円
	石川高松別	190円	30,323円
	富来	104円	34,568円
	穴水	218円	23,441円
	羽咋志賀別	179円	8,184円
	宝立	70円	6,537円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,224円	39,399円
	富山南	752円	19,668円
	和合	172円	7,473円
	水尻	452円	10,696円
	呉羽	753円	4,586円
	富山水橋	284円	24,322円
	富山北	583円	9,179円
	高岡	375円	77,838円
	高岡市外	312円	40,952円
	高岡立野	490円	4,981円
	戸出機械棟	208円	10,799円
	新湊機械棟	363円	15,533円
	姫岡	190円	8,166円
	魚津	291円	31,825円
	永見	356円	21,265円
	富山滑川	352円	9,408円
	黒部別	449円	11,849円
	礪波	657円	45,283円
	小矢部	381円	23,797円
	大沢野別	293円	13,584円
	上滝	185円	14,452円
	上市	211円	16,637円
	入善	329円	7,068円
	婦中	371円	8,967円
	小杉	449円	19,822円
	太閤山	406円	6,241円
	大門	479円	29,844円
	富山平	83円	9,104円
	井波	193円	30,747円
	福野	389円	8,014円
	富山福光	342円	6,342円
	富山岩瀬2	417円	7,776円
	高岡伏木	341円	13,154円
	高岡中田	301円	18,506円
	富山柳田	535円	7,849円
	柳権野	88円	8,943円
	富山立山	206円	9,920円
	宇奈月	125円	9,305円
	富山朝日	135円	46,992円
	越中八尾	235円	17,909円
	富山古里	466円	7,637円
	城端	290円	28,136円
	富山福岡別	458円	11,455円
	津沢	236円	10,058円
	入善南	110円	6,778円
石川県	鳴和	1,403円	43,474円
	金石	884円	35,398円
	金沢弥生	1,052円	23,278円
	入江	1,363円	27,477円
	額	1,250円	11,476円
	金沢森本	704円	14,333円
	粟ヶ崎	1,666円	7,161円
	金沢3	1,880円	18,297円
	七尾	308円	54,118円
	徳田	210円	9,168円
	和倉	824円	12,664円
	石川小松	607円	46,998円
	符津	432円	22,845円
	中海	459円	13,585円
	輪島	198円	15,970円
	珠洲	262円	28,411円
	石川加賀	266円	19,148円
	片山津	139円	5,956円
	山代	256円	7,692円
	羽咋	258円	8,668円
	邑知	198円	16,042円
	松任	567円	22,249円
	山中	781円	5,315円
	根上別	431円	5,910円
	寺井2	352円	6,379円
	辰口	664円	8,906円
	鶴来	918円	13,126円
	金沢西	1,085円	16,434円
	野々市	904円	49,390円
	津幡	544円	14,476円
	石川河北	1,015円	22,262円
	志雄	91円	61,369円
	押水	114円	84,225円
	田鶴浜	238円	50,756円
	鳥屋	233円	9,297円
	石川中島	202円	16,861円
	石川鹿島	201円	8,185円
	能都	423円	29,418円
	犀川	442円	15,553円
	栗津	137円	17,800円
	美川	435円	9,930円
	七塚木津	202円	8,030円
	内灘	617円	13,248円
	石川	284円	15,493円
	石川高松別	208円	13,903円
	富来	100円	31,130円
	穴水	224円	20,046円
	羽咋志賀別	168円	15,813円
	宝立	82円	6,112円

	久江	134円	6,864円
	鹿西	260円	11,019円
	門前	24円	12,654円
	柳田	163円	7,758円
	石川内浦	107円	12,053円
	能都小木	158円	―(輸)―
	金沢 2	1,677円	22,500円
	町野	241円	5,485円
	鹿島能登島	175円	9,781円
福井県	福井 2	640円	12,241円
	福井南	806円	16,185円
	麻生津	―(輸)―	7,113円
	敦賀	691円	30,562円
	武生局舎 2	260円	13,153円
	福井小浜 2	630円	19,289円
	東小浜	361円	22,808円
	福井大野	205円	7,569円
	福井勝山	256円	14,278円
	鯖江	456円	12,113円
	鯖江西	197円	30,267円
	福井松岡別	512円	23,225円
	福井三国	237円	11,826円
	芦原	113円	33,944円
	丸岡	312円	12,532円
	春江別	418円	8,128円
	山東	387円	―(輸)―
	上中	288円	22,156円
	福井高浜別	573円	29,919円
	福井東別	838円	8,102円
	福井森田	383円	36,497円
	西安居	150円	10,105円
	福井坂井	152円	4,730円
	福井朝日別	248円	11,137円
	福井清水	167円	9,853円
	福井	640円	34,004円
	足羽別	314円	5,642円
	河和田	138円	6,352円
	永平寺	322円	55,526円
	金津別	299円	6,987円
	今立別	―(輸)―	27,442円
	福井三方別	150円	18,218円
	美浜	126円	20,413円
	大飯	540円	28,990円
	今庄	255円	10,112円
	福井河合	213円	7,952円
	福井鶯	196円	9,083円
	五分市	438円	22,424円
	上志比	203円	18,666円
	福井池田	252円	18,815円
	南条	457円	11,399円
	福井宮崎	106円	49,896円
	名田庄	133円	23,491円
	越前	596円	11,586円
	荒土	216円	9,752円
	細呂木	80円	37,914円
	織田	157円	43,840円
岐阜県	岐阜	757円	37,216円
	岐阜本荘	752円	12,237円
	長良	965円	19,016円
	長森	949円	26,552円
	岐阜加納	1,488円	78,986円
	黒野	545円	9,727円
	芥見	314円	7,890円
	大垣南	705円	7,011円
	大垣西	379円	9,761円
	大垣丸ノ内南	493円	14,529円
	高山第二	2,116円	30,598円
	東濃 B	423円	21,112円
	岐阜根本	801円	19,625円
	岐阜関	525円	17,643円
	小金田	317円	14,541円
	岐阜中津川	387円	26,276円
	瑞浪	286円	9,754円
	岐阜羽島	528円	21,569円
	恵那 B	527円	22,020円
	武並	245円	12,023円
	中濃	648円	19,936円
	土岐	390円	13,167円
	各務原	520円	23,297円
	輪沼	691円	15,899円
	可児	480円	24,399円
	笠松	640円	15,861円
	佐波	427円	11,115円
	養老	277円	28,514円
	垂井	161円	19,451円
	揖斐川	112円	13,773円
	岐阜北方	570円	7,809円
	穂積	855円	8,902円
	高富	303円	19,029円
	郡上八幡	620円	20,129円
	美濃白川	119円	18,646円
	下呂	450円	12,437円
	荘川	30円	9,378円
	飛騨古川	468円	18,532円
	岐阜神岡	188円	12,689円
	一宮川島	421円	5,361円
	岐阜殿美	261円	85,694円
	岐阜赤坂	496円	44,231円
	美濃坂本	332円	18,743円

	久江	140円	6,290円
	鹿西	273円	9,711円
	門前	28円	11,318円
	柳田	194円	7,621円
	石川内浦	116円	9,914円
	能都小木	194円	―(輸)―
	金沢 2	1,880円	20,344円
	町野	296円	5,303円
	鹿島能登島	200円	11,590円
福井県	福井 2	644円	10,712円
	福井南	819円	11,330円
	麻生津	―(輸)―	6,283円
	敦賀	727円	26,737円
	武生局舎 2	264円	23,171円
	福井小浜 2	627円	17,363円
	東小浜	395円	18,960円
	福井大野	226円	6,839円
	福井勝山	255円	11,873円
	鯖江	465円	11,349円
	鯖江西	190円	26,174円
	福井松岡別	536円	10,626円
	福井三国	267円	75,226円
	芦原	129円	29,480円
	丸岡	348円	17,728円
	春江別	437円	7,562円
	山東	361円	―(輸)―
	上中	286円	21,189円
	福井高浜別	600円	13,541円
	福井東別	901円	7,080円
	福井森田	345円	16,683円
	西安居	173円	8,075円
	福井坂井	156円	5,345円
	福井朝日別	257円	9,687円
	福井清水	170円	9,082円
	福井	644円	32,716円
	足羽別	318円	5,280円
	河和田	145円	31,643円
	永平寺	340円	47,707円
	金津別	311円	6,399円
	今立別	―(輸)―	24,971円
	福井三方別	134円	16,544円
	美浜	166円	17,466円
	大飯	693円	24,861円
	今庄	297円	8,716円
	福井河合	211円	4,257円
	福井鶯	219円	8,447円
	五分市	448円	19,586円
	上志比	229円	16,732円
	福井池田	281円	16,780円
	南条	479円	10,970円
	福井宮崎	127円	43,733円
	名田庄	145円	22,187円
	越前	616円	9,168円
	荒土	236円	45,558円
	細呂木	86円	19,968円
	織田	190円	37,996円
岐阜県	岐阜	765円	33,122円
	岐阜本荘	770円	11,202円
	長良	987円	16,110円
	長森	986円	26,285円
	岐阜加納	1,542円	46,503円
	黒野	588円	10,737円
	芥見	320円	7,590円
	大垣南	743円	6,492円
	大垣西	417円	9,278円
	大垣丸ノ内南	515円	12,349円
	高山第二	2,600円	26,004円
	東濃 B	437円	17,465円
	岐阜根本	840円	17,542円
	岐阜関	544円	15,482円
	小金田	330円	12,747円
	岐阜中津川	430円	21,109円
	瑞浪	290円	9,327円
	岐阜羽島	562円	17,367円
	恵那 B	559円	19,740円
	武並	261円	10,177円
	中濃	714円	18,097円
	土岐	398円	11,716円
	各務原	538円	19,923円
	輪沼	699円	14,070円
	可児	507円	20,070円
	笠松	646円	15,242円
	佐波	434円	9,809円
	養老	297円	26,526円
	垂井	173円	16,885円
	揖斐川	111円	12,726円
	岐阜北方	660円	7,175円
	穂積	919円	8,042円
	高富	317円	16,883円
	郡上八幡	642円	23,134円
	美濃白川	144円	16,172円
	下呂	484円	12,893円
	荘川	32円	8,964円
	飛騨古川	471円	16,607円
	岐阜神岡	223円	11,302円
	一宮川島	429円	5,081円
	岐阜殿美	266円	38,629円
	岐阜赤坂	499円	39,788円
	美濃坂本	344円	11,458円

		第一落合	210円	12,454円			第一落合	250円	10,005円
		美濃	365円	27,091円			美濃	362円	23,752円
		羽島南	317円	19,634円			羽島南	360円	17,530円
		下石	221円	12,861円			下石	233円	21,924円
		新駄知	239円	6,616円			新駄知	310円	6,380円
		美濃平田	350円	123,760円			美濃平田	362円	58,190円
		養老東	238円	38,627円			養老東	248円	21,375円
		岐阜神戸	467円	40,535円			岐阜神戸	472円	35,425円
		輪之内	244円	70,997円			輪之内	252円	53,152円
		美濃池田	289円	16,643円			美濃池田	329円	14,938円
		岐阜川辺	258円	12,756円			岐阜川辺	286円	14,403円
		御嵩	221円	15,145円			御嵩	228円	71,115円
		笠原	310円	5,984円			笠原	314円	6,469円
		陶	141円	3,904円			陶	165円	3,730円
		久々利	154円	9,587円			久々利	165円	7,675円
		香里	231円	6,102円			香里	254円	16,147円
		海津	290円	114,508円			海津	299円	55,543円
		南濃	256円	14,599円			南濃	277円	9,556円
		岐阜石津	259円	13,819円			岐阜石津	269円	12,478円
		揖斐大野	117円	18,908円			揖斐大野	132円	17,563円
		本巣	118円	17,526円			本巣	127円	15,734円
		武芸川	208円	12,146円			武芸川	230円	12,239円
		岐阜大和	529円	18,174円			岐阜大和	568円	16,160円
		富加	269円	22,596円			富加	274円	12,112円
		八百津	191円	101,552円			八百津	210円	82,516円
		美濃坂下	113円	26,393円			美濃坂下	118円	18,521円
		付知	178円	29,664円			付知	187円	25,875円
		美濃福岡	185円	44,382円			美濃福岡	192円	113,546円
		岩村	243円	55,051円			岩村	244円	48,893円
		山岡	242円	10,375円			山岡	247円	26,709円
		明智	407円	47,409円			明智	420円	41,622円
		岐阜萩原	678円	18,622円			岐阜萩原	745円	16,341円
		飛騨国府	99円	5,972円			飛騨国府	107円	29,038円
		美濃加茂北	93円	11,669円			美濃加茂北	108円	10,664円
		前宮	329円	15,409円			前宮	341円	13,598円
		関ヶ原	240円	15,718円			関ヶ原	261円	24,208円
		岐阜白鳥	474円	29,497円			岐阜白鳥	511円	26,160円
		飛騨細江	145円	19,551円			飛騨細江	179円	14,618円
		岐阜栗野	445円	23,715円			岐阜栗野	459円	18,471円
		美濃牧谷	100円	12,463円			美濃牧谷	119円	9,967円
		釜戸	151円	24,942円			釜戸	168円	15,219円
		鶴里	115円	20,033円			鶴里	120円	17,383円
		上石津	159円	10,552円			上石津	157円	7,702円
		名森	323円	87,680円			名森	333円	64,649円
		墨俣	344円	8,388円			墨俣	398円	7,659円
		岐阜美山	269円	22,911円			岐阜美山	275円	19,938円
		谷合	170円	31,283円			谷合	189円	26,589円
		武儀	234円	41,405円			武儀	261円	24,836円
		高鷲	60円	37,865円			高鷲	68円	32,838円
		美並	255円	41,238円			美並	270円	19,875円
		七宗	362円	7,167円			七宗	413円	7,029円
		東白川	109円	10,102円			東白川	132円	9,369円
		加子母	163円	38,587円			加子母	182円	33,684円
		蛭川	201円	7,626円			蛭川	216円	6,861円
		上矢作	124円	13,747円			上矢作	151円	10,205円
		飛騨小坂	345円	21,717円			飛騨小坂	371円	18,874円
		飛騨竹原	217円	6,280円			飛騨竹原	247円	6,269円
		岐阜金山	609円	28,750円			岐阜金山	603円	24,999円
		町方	372円	15,267円			町方	412円	14,049円
		久々野	270円	16,602円			久々野	288円	14,643円
		奥飛騨温泉	239円	16,208円			奥飛騨温泉	304円	16,324円
		根尾	127円	11,219円			根尾	129円	10,202円
		蘇原	147円	29,246円			蘇原	182円	18,070円
		黒南	177円	8,823円			黒南	181円	60,842円
		岐阜黒川	148円	23,880円			岐阜黒川	186円	19,253円
		飛騨河合	100円	34,899円			飛騨河合	113円	30,774円
		上之保	231円	51,906円			上之保	281円	24,693円
		美濃春日	122円	11,041円			美濃春日	155円	13,315円
静岡県		用宗	1,143円	10,428円	静岡県		用宗	1,171円	9,488円
		静岡長沼	1,853円	11,068円			静岡長沼	1,904円	9,956円
		城北	2,728円	39,897円			城北	2,842円	23,671円
		静岡八幡	2,623円	54,139円			静岡八幡	2,698円	45,529円
		静岡大谷	479円	6,602円			静岡大谷	523円	10,597円
		静岡電々	5,857円	27,565円			静岡電々	6,093円	22,953円
		浜松	1,048円	31,954円			浜松	1,115円	30,788円
		積志	553円	21,044円			積志	557円	18,098円
		浜松住吉	1,371円	23,830円			浜松住吉	1,423円	21,010円
		三方原	1,055円	24,384円			三方原	1,098円	21,276円
		神久呂	438円	6,053円			神久呂	444円	7,864円
		中野町	670円	5,842円			中野町	676円	5,522円
		白羽	(略)	5,186円			白羽	(略)	4,861円
		芳川	517円	21,573円			芳川	523円	19,047円
		郡田	595円	25,186円			郡田	601円	20,960円
		向宿別	760円	14,479円			向宿別	776円	13,281円
		増率	885円	8,148円			増率	911円	7,127円
		下香貫	804円	8,210円			下香貫	815円	7,027円
		沼津高島	1,457円	10,832円			沼津高島	1,485円	14,176円
		沼津原	874円	17,998円			沼津原	873円	15,278円
		江ノ浦	307円	18,597円			江ノ浦	358円	16,784円
		沼津第二	1,373円	43,599円			沼津第二	1,435円	39,239円
		沼津北	1,697円	28,569円			沼津北	1,840円	23,939円
		静岡清水	785円	12,540円			静岡清水	779円	9,907円
		有度	763円	21,156円			有度	793円	18,089円
		江尻	1,598円	7,962円			江尻	1,623円	6,996円
		三保	437円	8,523円			三保	507円	7,448円
		南熱海	429円	6,129円			南熱海	444円	5,788円
		第二熱海	1,387円	20,557円			第二熱海	1,687円	18,146円
		三島中郷	955円	14,834円			三島中郷	949円	12,444円
		北田町	1,918円	22,273円			北田町	2,009円	19,289円

富士宮	398円	9,975円
伊東	424円	18,071円
静岡伊東 2	424円	26,003円
八幡野	508円	8,053円
静岡島田	919円	18,413円
富士	700円	14,114円
平塚	529円	41,930円
富士鈴川	(略)	8,418円
富士岡	569円	5,799円
鷹岡	461円	6,016円
磐田	816円	12,983円
焼津	368円	32,568円
大富	664円	6,250円
掛川	455円	24,061円
伊達方	183円	23,092円
藤枝	1,030円	18,497円
兵太夫	1,041円	6,093円
御殿場	869円	29,879円
玉穂	536円	20,348円
袋井	1,038円	23,520円
天竜	512円	19,366円
浜北	596円	20,480円
伊東下田	561円	14,391円
裾野	1,178円	7,948円
湖西	875円	11,206円
河津	470円	11,026円
南伊豆	245円	11,860円
仁科	939円	5,773円
伊豆長岡	962円	61,926円
修善寺大仁	569円	23,203円
新園南	(略)	68,666円
中土狩	1,786円	18,214円
大井川	376円	11,253円
榛原	282円	16,256円
吉田町	525円	7,117円
浜岡	321円	11,613円
掛川菊川	707円	60,115円
引佐	492円	57,844円
静岡美和	472円	17,613円
服織	1,031円	97,827円
静岡沼津	1,315円	17,182円
富士大淵	355円	7,942円
湯ヶ島	611円	21,798円
青羽根	891円	11,161円
静岡岡部	803円	10,290円
静岡金谷	187円	16,599円
舞阪	404円	17,285円
新居	571円	17,396円
細江	295円	33,610円
伊左地	345円	6,254円
館山寺	343円	9,851円
静岡興津	922円	55,137円
小島	627円	35,855円
上野北山	255円	19,599円
川奈	611円	24,745円
宇佐美	741円	45,845円
富戸	529円	46,589円
初倉	439円	7,285円
富士見台	514円	6,861円
大藤	424円	21,496円
原谷	334円	6,701円
栗梨	399円	20,192円
御殿場神山	633円	32,658円
静岡山梨	744円	33,496円
中瀬	586円	7,591円
宮口	592円	7,541円
沼津御宿	752円	17,542円
新所原	1,038円	10,355円
熱川	195円	8,746円
稲取	315円	10,752円
丹那	216円	7,700円
蘆山	1,127円	9,987円
大仁	1,737円	26,550円
中伊豆	197円	31,472円
須走	270円	7,729円
静岡小山	721円	24,703円
芝川	189円	18,169円
御前崎	326円	47,455円
相良	296円	44,971円
地頭方	105円	22,882円
小笠	328円	8,583円
森町	448円	4,020円
浅羽	314円	16,373円
静岡福田	243円	12,425円
竜洋	281円	11,053円
疎機	668円	28,296円
静岡水落	2,394円	15,529円
伊豆山	626円	20,183円
猪之頭	133円	33,787円
上井出	159円	20,862円
箕作	554円	9,358円
入出	215円	27,712円
白須賀	188円	13,558円
伊東松崎	971円	37,011円
西伊豆	728円	23,237円
伊豆賀茂	309円	21,743円
静岡戸田	102円	13,501円
土肥	152円	18,976円
富士川	522円	20,886円

富士宮	396円	16,701円
伊東	430円	14,380円
静岡伊東 2	430円	23,087円
八幡野	517円	7,182円
静岡島田	930円	14,672円
富士	723円	12,602円
平塚	549円	23,837円
富士鈴川	(略)	7,673円
富士岡	578円	5,385円
鷹岡	471円	5,731円
磐田	849円	11,681円
焼津	387円	18,683円
大富	689円	6,189円
掛川	471円	17,039円
伊達方	196円	20,196円
藤枝	1,042円	15,380円
兵太夫	1,075円	5,638円
御殿場	880円	19,008円
玉穂	565円	17,889円
袋井	1,052円	20,709円
天竜	534円	16,951円
浜北	640円	23,722円
伊東下田	595円	32,425円
裾野	1,192円	12,087円
湖西	918円	9,413円
河津	492円	21,184円
南伊豆	253円	66,866円
仁科	1,002円	5,722円
伊豆長岡	957円	48,637円
修善寺大仁	607円	20,070円
新園南	(略)	50,200円
中土狩	1,843円	15,629円
大井川	384円	9,562円
榛原	285円	15,425円
吉田町	534円	8,431円
浜岡	326円	20,215円
掛川菊川	720円	53,086円
引佐	497円	48,111円
静岡美和	489円	38,533円
服織	1,085円	85,485円
静岡沼津	1,347円	16,026円
富士大淵	383円	6,958円
湯ヶ島	633円	22,044円
青羽根	947円	10,242円
静岡岡部	819円	123,958円
静岡金谷	200円	14,558円
舞阪	413円	15,429円
新居	580円	103,339円
細江	314円	29,331円
伊左地	351円	88,798円
館山寺	341円	8,676円
静岡興津	938円	63,807円
小島	760円	117,268円
上野北山	265円	16,790円
川奈	639円	21,587円
宇佐美	749円	22,237円
富戸	539円	32,913円
初倉	481円	6,715円
富士見台	551円	6,593円
大藤	445円	18,816円
原谷	341円	6,258円
栗梨	435円	17,582円
御殿場神山	644円	16,055円
静岡山梨	802円	29,686円
中瀬	595円	7,035円
宮口	611円	6,933円
沼津御宿	787円	15,236円
新所原	1,093円	91,372円
熱川	205円	8,017円
稲取	334円	10,597円
丹那	232円	7,134円
蘆山	1,187円	9,209円
大仁	1,769円	12,982円
中伊豆	246円	27,066円
須走	289円	7,082円
静岡小山	739円	21,492円
芝川	204円	15,745円
御前崎	292円	40,392円
相良	301円	22,050円
地頭方	121円	20,550円
小笠	356円	7,675円
森町	450円	3,737円
浅羽	320円	14,220円
静岡福田	248円	11,279円
竜洋	291円	9,976円
疎機	681円	24,573円
伊豆山	682円	22,560円
猪之頭	158円	18,065円
上井出	166円	18,246円
箕作	505円	8,633円
入出	223円	21,899円
白須賀	189円	11,715円
伊東松崎	862円	52,071円
西伊豆	764円	20,301円
伊豆賀茂	351円	22,390円
静岡戸田	111円	11,695円
土肥	171円	10,077円
富士川	544円	10,879円

	富士松野	185円	32,050円
	蒲原	793円	6,163円
	由比	631円	30,112円
	静岡川根	491円	21,487円
	大須賀	597円	20,812円
	静岡豊岡	398円	25,760円
	三ヶ日	417円	9,734円
	都筑	353円	20,057円
	宮口2	592円	8,288円
	掛川城東	152円	11,874円
	葦山高原	77円	7,406円
	用沢	372円	10,712円
	中川根	376円	15,882円
	千頭	255円	22,704円
	掛川大東	178円	73,733円
	気多	223円	10,739円
	天竜佐久間	293円	38,067円
	静岡西浦	258円	14,160円
	南崎	175円	4,852円
	天竜春野	205円	14,270円
	水窪	291円	37,796円
愛知県	千種覚王山	3,724円	28,192円
	名古屋東山	2,221円	13,362円
	千種第二	4,623円	10,329円
	名古屋新東	6,132円	59,483円
	布池	5,225円	14,844円
	矢田	2,433円	17,964円
	大曾根	1,802円	28,867円
	味鋺	1,793円	13,334円
	名古屋山田	1,308円	41,314円
	淨心	2,024円	15,434円
	笹島	10,475円	47,184円
	則武	6,511円	12,909円
	名古屋中村	2,671円	34,416円
	稲葉地	2,362円	22,584円
	名古屋中	2,138円	40,137円
	名古屋金山	8,004円	31,059円
	新広小路	8,567円	32,831円
	滝子	2,283円	18,903円
	瑞穂通	2,120円	16,419円
	八事	3,461円	19,607円
	名古屋中川	1,726円	17,824円
	下之一色	1,139円	22,070円
	名古屋港	1,128円	22,687円
	稲永	968円	9,919円
	道徳	2,028円	19,189円
	笠寺	1,337円	16,332円
	大同	1,659円	11,494円
	名古屋守山	954円	14,217円
	名古屋緑	1,736円	47,831円
	平手	2,221円	13,166円
	鳴子第二	2,407円	18,087円
	名東	3,167円	33,087円
	猪子石	1,878円	9,995円
	猪高	2,583円	21,120円
	天白	2,592円	17,617円
	豊橋岩田	1,188円	8,810円
	豊橋花田	1,363円	19,855円
	豊橋南栄	1,214円	12,266円
	豊橋二川	958円	4,911円
	老津	607円	67,474円
	植田	611円	6,285円
	札木	600円	17,556円
	岡崎	776円	26,053円
	羽根	2,155円	22,126円
	矢作	520円	15,386円
	藤川	864円	30,768円
	岩津	1,337円	105,148円
	尾張一宮	1,035円	21,840円
	一宮神山	1,586円	6,253円
	一宮羽根	587円	30,124円
	一宮萩原	488円	9,213円
	浅井	428円	9,352円
	瀬戸陶栄	400円	16,031円
	愛知半田	680円	19,757円
	春日井	944円	23,837円
	勝川	1,755円	18,017円
	高蔵寺分室	572円	16,664円
	高蔵寺	1,534円	14,642円
	春日井坂下	690円	33,868円
	愛知豊川	932円	15,817円
	御油	1,025円	5,822円
	津島藤浪	996円	10,091円
	碧南2	815円	17,376円
	刈谷	979円	21,522円
	刈谷境	996円	11,389円
	愛知豊田	1,077円	21,551円
	豊田高上	2,307円	9,253円
	豊田寿	954円	20,402円
	猿投2	1,196円	11,026円
	豊田高岡	1,038円	8,986円
	豊田上郷	759円	9,845円
	刈谷安城2	835円	65,239円
	今村	3,330円	4,568円
	西尾寄住	1,470円	15,543円
	瑞都2	1,158円	8,205円
	大山B	717円	10,846円
	大山羽黒	724円	10,261円
	常滑	590円	27,472円

	富士松野	194円	17,024円
	蒲原	858円	5,853円
	由比	655円	26,839円
	静岡川根	506円	71,277円
	大須賀	646円	12,350円
	静岡豊岡	408円	21,579円
	三ヶ日	420円	8,803円
	都筑	393円	17,498円
	宮口2	611円	7,878円
	掛川城東	154円	10,220円
	葦山高原	103円	7,202円
	用沢	387円	9,767円
	中川根	402円	11,228円
	千頭	265円	11,241円
	掛川大東	182円	41,753円
	気多	237円	9,484円
	天竜佐久間	333円	33,247円
	静岡西浦	333円	11,969円
	南崎	208円	4,765円
	天竜春野	214円	15,997円
	水窪	324円	28,660円
愛知県	千種覚王山	4,284円	27,246円
	名古屋東山	2,455円	11,428円
	千種第二	4,057円	9,264円
	名古屋新東	7,316円	49,318円
	布池	5,714円	12,536円
	矢田	2,585円	15,802円
	大曾根	1,980円	26,220円
	味鋺	1,972円	11,543円
	名古屋山田	1,400円	23,952円
	淨心	2,249円	14,648円
	笹島	9,393円	32,886円
	則武	5,590円	13,220円
	名古屋中村	2,883円	22,661円
	稲葉地	2,776円	19,866円
	名古屋中	2,294円	78,071円
	名古屋金山	8,360円	24,440円
	新広小路	9,506円	27,938円
	滝子	2,510円	16,355円
	瑞穂通	2,382円	15,814円
	八事	3,746円	17,036円
	名古屋中川	1,861円	15,965円
	下之一色	1,167円	18,618円
	名古屋港	1,130円	22,002円
	稲永	1,071円	9,020円
	道徳	2,180円	16,796円
	笠寺	1,493円	24,499円
	大同	1,792円	10,642円
	名古屋守山	1,036円	11,930円
	名古屋緑	1,857円	41,705円
	平手	2,383円	12,974円
	鳴子第二	2,525円	15,881円
	名東	3,307円	29,258円
	猪子石	2,056円	10,286円
	猪高	2,961円	13,253円
	天白	2,800円	15,227円
	豊橋岩田	1,242円	9,087円
	豊橋花田	1,483円	59,246円
	豊橋南栄	1,237円	11,825円
	豊橋二川	975円	4,586円
	老津	618円	60,315円
	植田	621円	5,926円
	札木	637円	15,475円
	岡崎	875円	20,724円
	羽根	2,403円	17,837円
	矢作	583円	13,539円
	藤川	872円	19,252円
	岩津	1,414円	103,871円
	尾張一宮	1,021円	18,594円
	一宮神山	1,747円	23,945円
	一宮羽根	612円	28,134円
	一宮萩原	495円	8,179円
	浅井	436円	8,138円
	瀬戸陶栄	422円	13,986円
	愛知半田	694円	17,863円
	春日井	1,017円	19,981円
	勝川	1,873円	15,766円
	高蔵寺分室	585円	14,982円
	高蔵寺	1,635円	12,379円
	春日井坂下	695円	21,635円
	愛知豊川	957円	13,907円
	御油	1,014円	8,007円
	津島藤浪	1,046円	8,948円
	碧南2	828円	15,200円
	刈谷	1,069円	17,794円
	刈谷境	1,065円	10,081円
	愛知豊田	1,176円	18,986円
	豊田高上	2,472円	8,650円
	豊田寿	1,019円	13,434円
	猿投2	1,266円	9,956円
	豊田高岡	1,068円	8,146円
	豊田上郷	793円	8,734円
	刈谷安城2	1,027円	38,935円
	今村	3,641円	4,233円
	西尾寄住	1,514円	10,644円
	瑞都2	1,181円	7,434円
	大山B	748円	9,814円
	大山羽黒	730円	9,203円
	常滑	660円	23,712円

一宮江南 2	1,598円	16,163円
江南宮田	603円	5,953円
尾西	786円	10,682円
小牧機械棟	663円	9,688円
篠岡	516円	12,088円
小牧桜井	711円	19,745円
稲沢	1,762円	14,757円
豊橋新城	649円	7,649円
上野町	1,146円	14,997円
尾張横須賀 B	690円	51,921円
大府	1,707円	9,661円
知多	663円	6,156円
知立 2	1,835円	13,201円
尾張旭	1,072円	27,899円
愛知高浜	1,071円	22,988円
岩倉	1,551円	10,922円
豊明	864円	6,944円
東阿野	1,263円	32,544円
名古屋東郷	1,134円	26,099円
名古屋日進	783円	16,387円
長久手 B	1,315円	10,205円
豊山	1,210円	25,090円
西春 B	1,708円	16,262円
新川清洲	1,194円	21,202円
江南大口	890円	80,270円
扶桑	908円	6,674円
木曽川 B	603円	28,199円
祖父江	584円	8,889円
海部	613円	13,260円
蟹江 B	1,122円	10,925円
津島弥富	726円	21,858円
阿久比	511円	19,476円
東浦	942円	8,961円
幸田	1,185円	25,588円
三好	1,994円	5,559円
設楽	77円	25,382円
愛知御津	512円	6,241円
愛知田原 2	1,027円	14,296円
渥美	475円	5,504円
広小路	8,567円	19,386円
名古屋万場	852円	56,810円
志段味	724円	19,581円
名古屋大森	2,034円	28,812円
河合	550円	16,840円
矢合	539円	21,254円
平和	531円	24,970円
寺沢	688円	41,811円
豊橋石巻	389円	12,401円
常盤	562円	17,866円
六ツ美	1,150円	15,292円
品野	1,571円	25,070円
水野	465円	19,652円
板山	762円	31,680円
亀崎	673円	19,674円
松平	672円	43,653円
保見	587円	3,792円
豊田駒場	804円	23,841円
刈谷桜井	1,848円	14,595円
刈谷明治	604円	65,559円
平坂	826円	11,392円
室場	548円	53,098円
三河大塚	763円	47,534円
形原	687円	14,901円
小鈴谷	248円	91,161円
尾張大野	692円	17,382円
大海	275円	23,888円
新城富岡	219円	40,089円
加木屋	1,310円	6,751円
永和	556円	11,404円
武豊	703円	6,710円
一色 2	406円	12,093円
上横須賀	644円	26,518円
三好ヶ丘	1,119円	6,550円
豊田藤岡	532円	4,885円
三河一宮	1,397円	7,300円
小坂井	774円	5,012円
東海栄東西	8,383円	17,653円
豊橋	600円	27,772円
南海部	412円	68,066円
木場	570円	9,421円
鍋田	223円	25,203円
八開	368円	24,079円
南知多	303円	22,272円
師崎	179円	18,347円
愛知豊浜	246円	72,525円
愛知美浜	192円	70,645円
野間	288円	64,256円
吉良	519円	14,546円
幡豆	1,400円	23,257円
豊富	267円	24,259円
下山	73円	19,340円
鳳来大野	649円	21,056円
愛知野田	162円	69,662円
赤羽根	202円	47,420円
伊良湖岬	93円	25,480円
刈谷安城	891円	41,032円
尾張横須賀	690円	43,917円
篠島	564円	55,403円
日間賀	257円	40,884円

一宮江南 2	1,501円	13,871円
江南宮田	621円	5,461円
尾西	794円	9,481円
小牧機械棟	677円	8,464円
篠岡	527円	11,628円
小牧桜井	752円	17,341円
稲沢	1,968円	13,362円
豊橋新城	684円	8,204円
上野町	1,245円	12,495円
尾張横須賀 B	733円	47,490円
大府	1,997円	10,433円
知多	683円	5,777円
知立 2	2,063円	11,734円
尾張旭	1,117円	22,926円
愛知高浜	1,135円	21,390円
岩倉	1,595円	9,115円
豊明	934円	6,373円
東阿野	1,294円	30,113円
名古屋東郷	1,202円	19,336円
名古屋日進	817円	14,249円
長久手 B	1,387円	9,005円
豊山	1,287円	21,386円
西春 B	1,831円	13,031円
新川清洲	1,223円	35,056円
江南大口	907円	68,738円
扶桑	944円	5,415円
木曽川 B	627円	27,117円
祖父江	588円	7,828円
海部	546円	11,646円
蟹江 B	1,203円	10,233円
津島弥富	741円	19,070円
阿久比	533円	17,027円
東浦	1,006円	7,886円
幸田	1,219円	21,821円
三好	2,077円	4,957円
設楽	80円	22,104円
愛知御津	524円	5,862円
愛知田原 2	1,071円	11,371円
渥美	486円	5,286円
広小路	9,506円	16,741円
名古屋万場	886円	26,695円
志段味	653円	17,074円
名古屋大森	2,254円	26,086円
河合	576円	14,942円
矢合	552円	18,602円
平和	539円	21,821円
寺沢	706円	35,925円
豊橋石巻	397円	10,547円
常盤	584円	16,714円
六ツ美	1,231円	12,296円
品野	1,596円	21,332円
水野	489円	27,699円
板山	792円	27,262円
亀崎	695円	20,404円
松平	640円	27,149円
保見	575円	3,571円
豊田駒場	875円	34,387円
刈谷桜井	1,938円	12,823円
刈谷明治	745円	55,796円
平坂	859円	11,388円
室場	556円	46,582円
三河大塚	786円	28,021円
形原	707円	11,873円
小鈴谷	268円	41,422円
尾張大野	733円	20,277円
大海	313円	20,761円
新城富岡	224円	20,910円
加木屋	1,389円	5,911円
永和	565円	11,570円
武豊	741円	7,406円
一色 2	409円	10,273円
上横須賀	627円	30,215円
三好ヶ丘	1,210円	5,202円
豊田藤岡	531円	53,523円
三河一宮	1,563円	6,761円
小坂井	773円	4,880円
東海栄東西	14,463円	15,572円
豊橋	637円	24,313円
南海部	428円	53,959円
木場	874円	13,054円
鍋田	278円	28,198円
八開	376円	20,845円
南知多	327円	19,223円
師崎	195円	16,305円
愛知豊浜	273円	65,053円
愛知美浜	197円	62,723円
野間	320円	48,448円
吉良	506円	12,806円
幡豆	1,275円	19,856円
豊富	277円	20,892円
下山	77円	16,979円
鳳来大野	684円	10,627円
愛知野田	195円	59,860円
赤羽根	217円	38,237円
伊良湖岬	112円	22,510円
刈谷安城	1,027円	26,448円
尾張横須賀	733円	39,335円
篠島	706円	48,641円
日間賀	341円	35,424円

三重県	小原	82円	35,167円
	小湊	356円	19,722円
	東栄	286円	28,803円
	稲武	324円	37,574円
	鳳来	303円	36,804円
	菊井	2,077円	19,387円
	足助	856円	8,649円
	片田	179円	9,228円
	高茶屋	585円	17,443円
	一身田	442円	19,594円
	津丸之内第4	425円	31,920円
	四日市B	513円	20,619円
	三ツ谷B	457円	5,537円
	四日市富田	739円	7,908円
	四日市水沢	194円	13,725円
	塩浜	536円	20,299円
	室山	524円	45,288円
	伊勢志摩2	443円	15,375円
	伊勢大湊	397円	42,280円
	松阪港	462円	11,917円
	松阪南	221円	5,487円
	松阪新産	388円	6,485円
	桑名	427円	21,668円
	七和	663円	5,734円
	伊賀上野	378円	16,995円
	鈴鹿日館	646円	25,536円
	鈴鹿白子	404円	8,346円
	庄野	479円	7,838円
	名張	389円	14,188円
	尾鷲	583円	14,879円
	三重亀山	191円	7,300円
	鳥羽	131円	28,406円
	鳥羽第2	177円	16,383円
	熊野第二	639円	17,408円
	久居	430円	8,512円
	員弁	286円	54,937円
	菟野	530円	27,973円
	三重関	177円	9,356円
	伊勢大湊	164円	32,708円
	大台	198円	16,262円
	阿児	369円	11,374円
	津丸之内第3	425円	20,949円
	小山田	257円	9,948円
	県	254円	9,582円
	保々	241円	21,472円
	下野	507円	27,326円
	伊勢豊浜	153円	38,336円
	伊勢南	195円	28,117円
	天名	181円	8,532円
	伊勢若松	368円	11,677円
	東員	171円	61,187円
	河芸	297円	11,869円
	多気	113円	21,222円
	高野尾	93円	27,120円
	柳田	301円	8,127円
	伊勢寺	321円	21,239円
	松阪東黒部	212円	29,064円
	松阪大石	81円	11,302円
	桑名深谷	359円	11,263円
	三重上野南	116円	114,726円
	石家師	178円	10,773円
	三重長沢	151円	24,577円
	比奈知	172円	13,493円
	桔梗ヶ丘第一	498円	53,288円
	賀田	118円	25,607円
	北輪内	302円	10,549円
	野登	111円	12,976円
	三重長岡	71円	32,548円
	答志島	183円	13,505円
	榑原	65円	10,130円
	多度	149円	11,851円
	伊勢長島	516円	45,003円
	北勢	324円	14,670円
	大安	113円	41,386円
	朝明	128円	39,819円
	四日市楠	443円	7,394円
	四日市朝日	348円	99,831円
	椋本	140円	26,670円
	安濃	148円	24,228円
	一志	135円	21,667円
	三重白山	62円	25,870円
	三重嬉野	152円	21,777円
	三雲	268円	12,567円
	明和	282円	50,813円
	伊勢玉城	324円	32,089円
	伊勢二見	254円	24,716円
	内城田	412円	33,073円
	伊賀	129円	5,481円
	伊賀平田	141円	132,872円
	三重青山	212円	16,806円
	大王	207円	23,079円
	三重志摩	273円	9,564円
	甲賀	380円	12,741円
	紀伊長島	334円	13,869円
	三重御浜	262円	6,819円
	大安東	215円	6,805円
	三重藤原	242円	10,009円
	三重美里	232円	22,255円
	香良洲	214円	6,097円

小原	84円	30,700円
小湊	386円	17,614円
東栄	298円	24,868円
稲武	332円	32,283円
鳳来	333円	18,524円
菊井	3,457円	16,452円
足助	857円	24,660円
片田	187円	6,190円
高茶屋	606円	14,385円
一身田	454円	17,230円
津丸之内第4	433円	33,774円
四日市B	534円	17,966円
三ツ谷B	484円	5,023円
四日市富田	749円	6,645円
四日市水沢	204円	20,511円
塩浜	554円	17,844円
室山	538円	43,274円
伊勢志摩2	463円	13,909円
伊勢大湊	403円	26,043円
松阪港	489円	11,773円
松阪南	253円	67,805円
松阪新産	401円	6,274円
桑名	451円	18,766円
七和	681円	5,578円
伊賀上野	400円	14,894円
鈴鹿日館	688円	21,580円
鈴鹿白子	417円	9,227円
庄野	484円	5,843円
名張	414円	12,350円
尾鷲	620円	12,416円
三重亀山	195円	6,532円
鳥羽	197円	23,865円
鳥羽第2	197円	14,813円
熊野第二	730円	15,173円
久居	450円	8,355円
員弁	301円	37,561円
菟野	544円	24,254円
三重関	189円	10,879円
伊勢大湊	170円	16,375円
大台	224円	15,408円
阿児	377円	10,576円
津丸之内第3	433円	21,494円
小山田	262円	46,644円
県	264円	8,389円
保々	245円	38,016円
下野	515円	27,086円
伊勢豊浜	155円	33,833円
伊勢南	214円	17,263円
天名	199円	37,370円
伊勢若松	378円	12,199円
東員	176円	32,924円
河芸	307円	10,666円
多気	118円	21,560円
高野尾	102円	23,344円
柳田	289円	28,626円
伊勢寺	324円	27,285円
松阪東黒部	232円	26,276円
松阪大石	86円	10,289円
桑名深谷	362円	33,922円
三重上野南	121円	99,024円
石家師	184円	9,349円
三重長沢	163円	25,080円
比奈知	208円	10,824円
桔梗ヶ丘第一	511円	74,000円
賀田	133円	22,587円
北輪内	361円	9,556円
野登	105円	37,352円
三重長岡	84円	21,121円
答志島	258円	12,317円
榑原	69円	9,286円
多度	154円	10,614円
伊勢長島	535円	23,729円
北勢	341円	7,974円
大安	126円	22,416円
朝明	142円	25,840円
四日市楠	455円	6,792円
四日市朝日	363円	77,578円
椋本	147円	83,807円
安濃	157円	15,654円
一志	146円	25,549円
三重白山	57円	22,595円
三重嬉野	308円	14,831円
三雲	269円	10,855円
明和	289円	39,154円
伊勢玉城	334円	16,112円
伊勢二見	267円	14,716円
内城田	450円	28,300円
伊賀	134円	15,053円
伊賀平田	151円	114,865円
三重青山	225円	22,492円
大王	220円	16,401円
三重志摩	275円	7,375円
甲賀	385円	11,147円
紀伊長島	425円	11,872円
三重御浜	286円	6,171円
大安東	225円	17,399円
三重藤原	255円	11,557円
三重美里	252円	19,348円
香良洲	222円	86,868円

	飯南	271円	19,674円	飯南	302円	36,592円
	柳原	238円	11,998円	柳原	248円	10,778円
	勢和	292円	10,624円	勢和	316円	18,953円
	三重萩原	201円	13,486円	三重萩原	227円	12,077円
	宿田曾	296円	13,569円	宿田曾	313円	12,116円
	五ヶ所	231円	21,910円	五ヶ所	265円	19,360円
	南海	166円	5,870円	南海	181円	5,785円
	鳥ヶ原	77円	12,724円	鳥ヶ原	87円	11,437円
	浜島	223円	13,837円	浜島	256円	11,893円
	安楽	232円	13,896円	安楽	238円	11,732円
	三重磯部	155円	13,146円	三重磯部	175円	11,362円
	三重九鬼	110円	36,382円	三重九鬼	145円	32,317円
	三重飛鳥	214円	10,122円	三重飛鳥	249円	9,317円
	新鹿	119円	9,854円	新鹿	143円	9,397円
	二本島	202円	20,263円	二本島	272円	18,257円
	美杉	169円	26,444円	美杉	200円	23,639円
	三重奥津	149円	14,888円	三重奥津	184円	36,793円
	飯高	233円	21,782円	飯高	275円	16,310円
	伊勢志摩3	443円	25,695円	伊勢志摩3	463円	21,349円
	菅島	448円	49,799円	菅島	607円	46,865円
	飯高川俣	121円	15,860円	飯高川俣	139円	14,173円
	阿山	64円	14,486円	阿山	75円	12,763円
	矢口桂城	219円	39,014円	矢口桂城	302円	22,816円
	紀宝鶴殿	537円	17,722円	紀宝鶴殿	598円	15,494円
	入鹿	85円	15,517円	入鹿	115円	13,435円
	海山	551円	9,073円	海山	711円	7,928円
	槌柄	131円	7,078円	槌柄	143円	6,463円
	三重錦	307円	16,929円	三重錦	361円	15,254円
	島津	257円	11,715円	島津	282円	11,226円
	神島	142円	79,026円	神島	256円	58,422円
	南島	308円	12,719円	南島	350円	11,324円
滋賀県	滋賀大津	878円	38,025円	滋賀大津	954円	33,232円
	堅田2	946円	11,736円	堅田2	986円	10,067円
	滋賀瀬田	1,088円	21,370円	滋賀瀬田	1,163円	24,844円
	石山	631円	10,528円	石山	683円	9,038円
	大津坂本2	895円	8,184円	大津坂本2	924円	7,026円
	におの浜	1,484円	12,402円	におの浜	1,694円	10,113円
	彦根3	477円	34,737円	彦根3	494円	32,008円
	河瀬	323円	31,826円	河瀬	330円	20,144円
	稲枝	252円	17,380円	稲枝	260円	18,451円
	滋賀長浜	473円	14,554円	滋賀長浜	463円	13,400円
	近江八幡	658円	12,406円	近江八幡	698円	14,012円
	六枚橋別館	871円	10,092円	六枚橋別館	936円	8,670円
	八日市	973円	16,495円	八日市	972円	16,701円
	草津	705円	25,145円	草津	736円	20,572円
	常盤	328円	26,294円	常盤	331円	14,791円
	近江守山	620円	10,147円	近江守山	668円	15,547円
	守山北	900円	27,426円	守山北	892円	20,264円
	栗東	585円	62,604円	栗東	605円	53,131円
	野洲2	1,085円	13,936円	野洲2	1,133円	13,801円
	甲西	593円	22,631円	甲西	630円	20,267円
	水口	399円	31,860円	水口	416円	26,825円
	滋賀甲賀	352円	27,069円	滋賀甲賀	368円	17,233円
	信楽	163円	34,564円	信楽	182円	28,452円
	安土	566円	38,801円	安土	547円	34,077円
	近江日野	266円	29,051円	近江日野	238円	26,377円
	滋賀鶴川	255円	15,224円	滋賀鶴川	252円	12,838円
	五個荘	436円	14,107円	五個荘	422円	12,415円
	龍登川	961円	23,939円	龍登川	970円	20,180円
	湖東	64円	7,029円	湖東	63円	12,024円
	秦荘	128円	9,274円	秦荘	136円	11,757円
	愛知川	158円	44,038円	愛知川	163円	42,453円
	滋賀多賀	730円	27,581円	滋賀多賀	744円	13,832円
	滋賀山東	51円	17,185円	滋賀山東	54円	14,965円
	米原	772円	12,747円	米原	788円	11,684円
	虎姫	172円	67,466円	虎姫	180円	55,468円
	滋賀湖北	(略)	18,262円	滋賀湖北	(略)	15,948円
	びわ	277円	11,805円	びわ	283円	20,361円
	近江高月	144円	8,833円	近江高月	141円	8,381円
	木之本	153円	23,006円	木之本	158円	26,503円
	今津	203円	49,514円	今津	202円	26,288円
	安曇川	423円	15,682円	安曇川	437円	14,109円
	高島	215円	31,704円	高島	251円	98,755円
	新旭	185円	17,897円	新旭	177円	15,694円
	関ノ津	88円	21,623円	関ノ津	104円	18,726円
	滋賀志賀	174円	25,660円	滋賀志賀	178円	123,752円
	和辻	128円	12,487円	和辻	126円	9,504円
	金勝	581円	12,543円	金勝	612円	11,127円
	中主	782円	14,062円	中主	801円	15,193円
	石部	206円	27,368円	石部	196円	36,646円
	下田	494円	11,000円	下田	411円	21,243円
	菩提寺	501円	19,433円	菩提寺	567円	27,285円
	近江甲南	267円	30,297円	近江甲南	278円	25,831円
	滋賀蒲生	66円	19,565円	滋賀蒲生	65円	86,049円
	竜王	53円	34,722円	竜王	56円	29,338円
	豊郷	173円	10,840円	豊郷	175円	16,640円
	甲良	127円	6,197円	甲良	114円	11,027円
	醒ヶ井	192円	18,651円	醒ヶ井	197円	31,333円
	滋賀浅井	303円	36,000円	滋賀浅井	299円	21,037円
	比叡平	299円	14,515円	比叡平	318円	12,768円
	小松	211円	66,839円	小松	222円	44,106円
	長浜局舎2	434円	20,345円	長浜局舎2	436円	16,720円
	土山	226円	18,656円	土山	233円	16,740円
	滋賀大野	101円	21,858円	滋賀大野	106円	18,823円
	粟井	100円	9,448円	粟井	114円	8,538円
	柏原別館	143円	26,837円	柏原別館	147円	22,976円
	朝日	142円	5,236円	朝日	144円	4,973円
	中之郷	254円	14,861円	中之郷	276円	19,863円
	マキノ沢	167円	27,636円	マキノ沢	174円	22,202円

		船木	177円	14,170円		船木	183円	19,459円
		愛東	(鑑)	10,969円		愛東	(鑑)	20,099円
		マキノ	174円	21,034円		マキノ	184円	18,931円
		途中	153円	12,765円		途中	165円	11,753円
		上田上別館	220円	31,387円		上田上別館	212円	26,575円
		滋賀伊吹	106円	12,915円		滋賀伊吹	109円	11,237円
		近江大浦	43円	16,085円		近江大浦	47円	44,088円
		永源寺	233円	6,863円		永源寺	228円	11,144円
		能登川北	150円	9,972円		能登川北	138円	8,196円
		滋賀広瀬	118円	14,736円		滋賀広瀬	112円	20,171円
京都府		紫野	3,455円	7,940円	京都府	紫野	3,663円	8,838円
		京都北野	11,563円	24,879円		京都北野	12,504円	21,385円
		西陣別館	5,627円	29,694円		西陣別館	5,788円	26,863円
		賀茂	3,773円	32,788円		賀茂	3,888円	28,020円
		壬生別館	6,385円	25,554円		壬生別館	7,303円	31,556円
		京都	22,169円	29,662円		京都	26,475円	32,490円
		七条	3,854円	32,332円		七条	4,158円	27,443円
		京都南	3,156円	44,975円		京都南	3,330円	38,897円
		嵯峨2	2,718円	13,419円		嵯峨2	2,672円	12,771円
		朱雀	2,820円	20,711円		朱雀	3,130円	33,698円
		深草	2,263円	11,385円		深草	2,597円	12,400円
		京都醍醐	2,233円	14,401円		京都醍醐	2,246円	14,310円
		伏見	3,507円	35,931円		伏見	3,855円	30,657円
		淀	1,175円	9,184円		淀	1,234円	56,943円
		山科	2,088円	30,705円		山科	2,298円	27,318円
		京都桂	4,481円	29,135円		京都桂	4,825円	26,710円
		大原野	1,237円	7,716円		大原野	1,273円	7,347円
		前田	647円	55,860円		前田	662円	38,014円
		福知山	1,202円	19,345円		福知山	1,376円	16,414円
		京都舞鶴	946円	27,805円		京都舞鶴	952円	23,865円
		舞鶴西	436円	31,117円		舞鶴西	447円	34,166円
		綾部	836円	46,406円		綾部	885円	34,446円
		宇治2	1,790円	27,309円		宇治2	1,962円	32,738円
		京都新田	1,712円	15,127円		京都新田	1,923円	13,130円
		宮津	301円	19,263円		宮津	311円	21,005円
		亀岡	1,434円	20,912円		亀岡	1,485円	18,205円
		城陽	1,488円	19,043円		城陽	1,770円	44,711円
		京都西山	5,769円	13,696円		京都西山	5,849円	11,636円
		長岡京	2,751円	24,160円		長岡京	2,946円	20,078円
		京都八幡	935円	9,304円		京都八幡	948円	8,593円
		山城田辺	1,264円	26,734円		山城田辺	1,347円	24,194円
		精華2	957円	9,681円		精華2	1,072円	23,787円
		園部	924円	29,876円		園部	921円	29,146円
		岩滝	272円	77,086円		岩滝	281円	32,357円
		加悦谷	117円	14,704円		加悦谷	123円	13,200円
		峰山	182円	24,259円		峰山	180円	20,813円
		丹後大宮	96円	13,477円		丹後大宮	107円	50,426円
		網野	159円	39,685円		網野	162円	34,796円
		鞍馬	1,031円	19,618円		鞍馬	1,053円	17,002円
		木幡	1,449円	18,680円		木幡	1,562円	13,733円
		山城木津	1,115円	13,287円		山城木津	1,161円	11,746円
		福知山上川口	306円	136,272円		福知山上川口	325円	60,058円
		宮前	222円	49,768円		宮前	229円	45,595円
		井手	444円	26,817円		井手	535円	22,838円
		山城町	412円	19,774円		山城町	427円	16,980円
		山城加茂	643円	41,969円		山城加茂	638円	37,689円
		京都八木	969円	36,851円		京都八木	983円	36,770円
		丹波町	193円	18,866円		丹波町	215円	15,792円
		京都弥栄	381円	17,020円		京都弥栄	386円	136,876円
		京都吉田別館	5,618円	25,769円		京都吉田別館	6,155円	22,002円
		山城大原	138円	11,838円		山城大原	148円	12,497円
		祇園別館	4,351円	11,399円		祇園別館	4,961円	10,464円
		八田	91円	11,760円		八田	97円	21,032円
		三和	151円	32,365円		三和	168円	27,687円
		朱雀・桂2	4,481円	68,411円		朱雀・桂2	4,825円	58,821円
		何北	57円	34,792円		何北	67円	30,062円
		天ノ橋立	246円	16,311円		天ノ橋立	256円	26,009円
		和束	85円	31,699円		和束	91円	26,693円
		京北	435円	23,884円		京北	444円	21,564円
		京都美山	358円	13,286円		京都美山	376円	12,008円
		京都下山	176円	8,183円		京都下山	214円	7,519円
		京都日吉	283円	19,225円		京都日吉	291円	16,691円
		瑞穂	147円	28,957円		瑞穂	164円	26,970円
		和知	199円	82,071円		和知	231円	70,479円
		夜久野	79円	126,090円		夜久野	86円	55,235円
		丹後木津	400円	14,949円		丹後木津	450円	13,847円
		丹後町	269円	14,228円		丹後町	325円	12,618円
		神野	249円	61,459円		神野	275円	52,696円
		久美浜	459円	15,490円		久美浜	518円	88,630円
		舞鶴八雲2	67円	251,625円		舞鶴八雲2	107円	135,874円
		宇治田原	371円	45,499円		宇治田原	383円	29,611円
		舞鶴岡田	132円	211,530円		舞鶴岡田	151円	121,323円
		京都大江	359円	25,132円		京都大江	368円	22,525円
		平野	177円	130,989円		平野	194円	55,977円
		伊根	90円	24,443円		伊根	109円	145,126円
		中上林	119円	39,451円		中上林	163円	28,877円
		大河内	109円	10,936円		大河内	138円	8,652円
大阪府		都島	3,016円	28,865円	大阪府	都島	2,981円	55,718円
		此花	2,022円	25,094円		此花	2,245円	25,372円
		大阪新町新	4,041円	25,686円		大阪新町新	5,491円	27,066円
		西	2,945円	23,858円		西	3,350円	21,286円
		大阪港	2,179円	28,647円		大阪港	2,377円	29,379円
		大阪大正別館	1,786円	37,354円		大阪大正別館	1,843円	33,856円
		天王寺	2,600円	36,937円		天王寺	2,962円	20,644円
		大阪桜川	1,465円	22,294円		大阪桜川	1,586円	19,798円
		日本橋北館	3,650円	36,533円		日本橋北館	5,323円	40,606円
		西淀川	1,650円	15,888円		西淀川	1,677円	29,728円
		東淀川	3,400円	31,171円		東淀川	3,656円	27,206円
		東成	3,961円	14,439円		東成	4,195円	13,862円

生野	1,530円	26,103円
箕	1,694円	24,629円
大阪旭	2,644円	38,844円
大阪城東	2,567円	18,411円
鶴野	2,579円	28,046円
桑津	2,404円	21,989円
阿倍野	4,026円	27,046円
長居	4,690円	28,200円
大阪住吉	2,439円	17,162円
天下茶屋	2,219円	19,144円
大阪淀川3	1,979円	23,831円
大阪三国	2,238円	39,852円
大阪鶴見	4,692円	17,749円
住之江	2,940円	20,004円
南港	1,365円	13,781円
大阪平野	3,016円	15,818円
北平野	2,019円	11,728円
大阪北	5,385円	26,730円
北	3,296円	20,432円
堀川	5,719円	19,384円
豊崎	7,081円	20,422円
高津	3,208円	38,508円
大阪東	2,997円	42,644円
大阪中央ビル	6,199円	35,448円
堺	2,118円	25,272円
大阪石津	1,766円	33,119円
金岡	2,940円	15,096円
風	1,852円	25,053円
浜寺	1,976円	19,519円
登美丘	5,472円	29,280円
泉北	1,592円	16,298円
深井	1,596円	27,562円
初芝	1,869円	13,241円
南大阪2	1,267円	30,215円
東岸和田	2,218円	13,637円
山直	807円	6,993円
豊中	3,843円	18,614円
服部	4,122円	20,558円
庄内	3,256円	18,726円
池田石橋	2,736円	56,790円
池田別館	3,821円	14,686円
西吹田	2,868円	25,384円
吹田	1,997円	17,233円
千里	2,756円	20,629円
万国博	2,869円	30,357円
泉大津	1,541円	21,792円
高槻	2,386円	28,107円
南高槻	2,097円	27,137円
茨木富田	1,208円	26,473円
安岡寺	1,918円	19,923円
上牧	1,662円	13,506円
水間	507円	18,491円
大阪守口	1,768円	44,548円
枚方	2,657円	38,213円
牧野	3,393円	23,264円
中宮	1,669円	20,777円
香里丘	1,602円	15,516円
津田	1,770円	20,338円
香里	4,071円	22,025円
茨木	2,343円	93,092円
星見	2,513円	23,418円
都	2,181円	13,077円
平田	2,043円	17,598円
八尾	2,491円	16,736円
志紀	2,033円	9,262円
千塚	1,267円	14,626円
泉佐野	875円	23,526円
大阪田尻	517円	30,512円
日根野2	597円	12,863円
富田林	752円	21,969円
金剛	3,351円	28,600円
佐備	977円	8,945円
寝屋川	1,270円	18,354円
池田	2,105円	48,305円
河内長野	1,712円	60,474円
三田市町	902円	8,603円
大阪松原	2,617円	27,089円
大阪大東	2,764円	48,774円
大阪和泉	1,314円	35,220円
三林	1,084円	6,996円
箕面	4,067円	28,812円
白鳥	2,356円	31,108円
柏原	1,451円	14,017円
柏原国分	1,286円	36,949円
羽曳野	1,200円	15,809円
門真	2,103円	22,776円
大和田	1,385円	61,320円
摂津	1,969円	25,470円
淀川島飼	1,741円	17,216円
高砂	628円	9,100円
藤井寺	1,534円	22,102円
東大阪	2,639円	14,682円
北布施	2,391円	23,666円
大阪河内	2,053円	29,196円
枚岡	2,001円	24,046円
鴻池	1,686円	20,727円
泉南	754円	9,803円
四条畷	2,259円	18,521円
交野	1,866円	16,661円

生野	1,638円	22,513円
箕	1,835円	21,051円
大阪旭	2,979円	52,998円
大阪城東	2,880円	17,743円
鶴野	2,918円	25,361円
桑津	2,645円	28,635円
阿倍野	4,473円	30,073円
長居	5,326円	24,045円
大阪住吉	2,595円	15,428円
天下茶屋	2,316円	16,152円
大阪淀川3	2,111円	39,508円
大阪三国	2,572円	34,436円
大阪鶴見	5,328円	13,676円
住之江	2,963円	18,008円
南港	1,584円	14,747円
大阪平野	2,969円	16,111円
北平野	1,862円	10,948円
大阪北	7,039円	24,649円
北	4,056円	18,609円
堀川	6,527円	17,548円
豊崎	8,797円	29,402円
高津	3,900円	32,830円
大阪東	3,405円	37,734円
大阪中央ビル	8,031円	26,858円
堺	2,209円	30,592円
大阪石津	1,965円	27,248円
金岡	3,043円	10,674円
風	2,016円	25,483円
浜寺	2,090円	17,185円
登美丘	5,741円	24,884円
泉北	1,645円	17,232円
深井	1,587円	40,608円
初芝	2,044円	11,499円
南大阪2	1,316円	26,001円
東岸和田	723円	24,304円
山直	851円	5,245円
豊中	4,209円	16,213円
服部	4,055円	17,063円
庄内	3,439円	17,790円
池田石橋	2,927円	48,603円
池田別館	3,717円	15,099円
西吹田	2,972円	22,515円
吹田	2,208円	13,824円
千里	2,917円	25,623円
万国博	2,844円	25,858円
泉大津	1,598円	15,646円
高槻	2,743円	24,442円
南高槻	2,120円	35,360円
茨木富田	1,287円	22,396円
安岡寺	2,000円	43,870円
上牧	1,845円	13,166円
水間	391円	16,104円
大阪守口	2,001円	28,424円
枚方	2,735円	32,511円
牧野	3,724円	19,276円
中宮	1,780円	34,022円
香里丘	1,603円	16,402円
津田	1,931円	19,688円
香里	4,283円	18,327円
茨木	2,585円	52,848円
星見	2,745円	21,398円
都	2,284円	11,142円
平田	2,154円	14,972円
八尾	2,521円	14,400円
志紀	2,063円	10,574円
千塚	1,324円	13,518円
泉佐野	911円	20,504円
大阪田尻	524円	26,151円
日根野2	607円	14,434円
富田林	758円	17,414円
金剛	3,491円	24,848円
佐備	1,152円	8,823円
寝屋川	1,399円	16,406円
池田	2,358円	30,202円
河内長野	1,856円	41,381円
三田市町	683円	7,835円
大阪松原	2,901円	23,344円
大阪大東	2,934円	42,563円
大阪和泉	1,353円	29,376円
三林	779円	6,275円
箕面	4,176円	23,985円
白鳥	2,198円	68,748円
柏原	458円	23,103円
柏原国分	1,325円	31,545円
羽曳野	1,217円	12,377円
門真	2,434円	20,277円
大和田	1,495円	29,142円
摂津	2,003円	63,364円
淀川島飼	1,905円	57,746円
高砂	722円	10,120円
藤井寺	1,543円	44,889円
東大阪	2,667円	13,253円
北布施	2,412円	21,551円
大阪河内	2,092円	27,994円
枚岡	2,127円	21,267円
鴻池	1,728円	17,749円
泉南	760円	14,753円
四条畷	2,473円	15,678円
交野	1,925円	56,597円

	大阪狭山	1,720円	14,668円		大阪狭山	1,898円	12,601円
	大阪尾崎	633円	16,145円		大阪尾崎	669円	12,639円
	山崎	1,566円	11,998円		山崎	1,087円	10,767円
	熊取	688円	13,265円		熊取	754円	12,237円
	大阪岬	316円	13,952円		大阪岬	334円	9,699円
	太子別館	362円	77,020円		太子別館	366円	70,560円
	美原	896円	24,638円		美原	1,002円	20,524円
	土佐堀	6,943円	25,542円		土佐堀	9,350円	32,191円
	北浜R T	7,557円	7,666円		北浜R T	9,084円	6,461円
	島之内南	4,508円	40,975円		島之内南	5,530円	43,437円
	西面	1,275円	11,872円		西面	1,417円	10,349円
	大岩	361円	29,195円		大岩	365円	25,233円
	寝屋川高宮	2,117円	16,962円		寝屋川高宮	2,412円	14,630円
	大阪内田	862円	10,193円		大阪内田	604円	7,925円
	箱作	463円	18,744円		箱作	280円	17,108円
	豊中吉川	1,285円	15,628円		豊中吉川	1,360円	13,302円
	河南	-(経)	6,793円		河南	-(経)	51,291円
	内畑	-(経)	20,288円		内畑	-(経)	26,538円
	大阪横山	145円	20,493円		大阪横山	163円	18,376円
	多奈川	87円	34,760円		多奈川	88円	22,392円
	赤阪	237円	26,932円		赤阪	242円	41,731円
	茨木2	2,343円	13,260円		茨木2	2,585円	36,126円
	茨木3	2,343円	21,735円		茨木3	2,585円	18,610円
	田尻別館	520円	14,220円		田尻別館	530円	12,773円
	東能勢	331円	53,483円		東能勢	345円	43,504円
	野間中	162円	18,537円		野間中	171円	14,547円
	能勢	184円	160,508円		能勢	197円	142,016円
	淡輪	203円	18,388円		淡輪	190円	15,558円
	日本橋	3,650円	237,630円		日本橋	5,323円	200,437円
兵庫県	兵庫御影	5,039円	62,757円	兵庫県	兵庫御影	5,967円	36,275円
	御影営業所	5,039円	14,564円		御影営業所	5,967円	17,588円
	東灘	3,040円	11,641円		東灘	3,423円	28,131円
	灘2	4,373円	19,866円		灘2	4,740円	17,117円
	湊川	2,465円	34,574円		湊川	2,616円	26,680円
	兵庫	1,982円	29,809円		兵庫	2,084円	25,929円
	神戸西	1,866円	58,652円		神戸西	2,039円	52,176円
	須磨	2,896円	39,011円		須磨	3,164円	22,810円
	妙法寺	2,031円	42,167円		妙法寺	2,498円	38,662円
	名谷	1,720円	19,430円		名谷	1,902円	17,305円
	舞子	1,566円	18,059円		舞子	1,593円	14,969円
	福田	1,708円	30,370円		福田	1,834円	19,317円
	塩屋	1,881円	38,420円		塩屋	1,829円	18,288円
	鈴蘭台	1,009円	18,933円		鈴蘭台	1,077円	16,619円
	有馬	1,159円	17,324円		有馬	1,243円	15,125円
	有馬温泉	771円	16,298円		有馬温泉	863円	14,581円
	山田2	628円	14,207円		山田2	693円	29,903円
	北神別館	801円	39,723円		北神別館	805円	33,043円
	神戸港	5,042円	49,849円		神戸港	5,542円	41,150円
	箕合	2,866円	32,215円		箕合	3,213円	27,668円
	港島	2,124円	24,049円		港島	2,158円	19,754円
	兵庫三宮	8,698円	37,481円		兵庫三宮	9,618円	39,701円
	神戸中電	3,224円	24,856円		神戸中電	3,596円	22,871円
	岩岡	1,216円	5,239円		岩岡	1,543円	4,806円
	神出	114円	36,397円		神出	121円	31,082円
	伊谷	118円	56,786円		伊谷	126円	29,830円
	押部谷	162円	12,180円		押部谷	144円	10,510円
	伊川谷	1,249円	38,578円		伊川谷	1,349円	34,906円
	姫路	1,079円	47,085円		姫路	1,087円	42,170円
	姫路西	1,348円	24,125円		姫路西	1,432円	22,263円
	飾磨	758円	14,489円		飾磨	788円	12,200円
	広畑	678円	9,907円		広畑	674円	11,381円
	網干	777円	20,244円		網干	735円	18,499円
	姫路白浜	939円	14,378円		姫路白浜	953円	12,750円
	御着	592円	8,915円		御着	591円	8,004円
	飾西	987円	27,513円		飾西	800円	24,414円
	太市	490円	17,508円		太市	451円	14,651円
	兵庫姫路	1,111円	19,205円		兵庫姫路	1,138円	19,204円
	尼崎	1,973円	27,485円		尼崎	2,355円	34,481円
	尼崎西	2,061円	45,193円		尼崎西	2,101円	34,707円
	尼崎東	2,397円	12,450円		尼崎東	2,422円	36,856円
	尼崎北	3,319円	14,618円		尼崎北	3,495円	36,727円
	武庫之荘	3,248円	21,794円		武庫之荘	3,540円	20,007円
	明石2	2,079円	20,143円		明石2	2,326円	25,150円
	大久保	1,690円	22,596円		大久保	2,002円	19,788円
	二見	1,167円	69,785円		二見	1,297円	32,086円
	明石西	1,350円	42,474円		明石西	1,508円	37,222円
	江井ヶ島	1,045円	38,247円		江井ヶ島	1,157円	36,920円
	西宮	3,457円	22,416円		西宮	3,868円	19,190円
	瓦木	4,321円	19,735円		瓦木	4,281円	17,306円
	甲子園	4,059円	11,050円		甲子園	4,380円	9,416円
	仁川	4,952円	9,337円		仁川	5,495円	66,590円
	夙川	2,880円	28,301円		夙川	3,025円	25,172円
	瓦木南別館	3,163円	24,458円		瓦木南別館	3,259円	20,047円
	洲本	485円	35,213円		洲本	506円	28,702円
	芦屋別館	4,690円	10,806円		芦屋別館	4,828円	9,606円
	伊丹	2,712円	17,232円		伊丹	2,891円	14,819円
	兵庫相生	338円	31,331円		兵庫相生	341円	27,902円
	豊岡	657円	22,157円		豊岡	566円	29,283円
	別府	999円	21,120円		別府	1,013円	40,001円
	加古川1	1,611円	11,376円		加古川1	1,602円	9,999円
	竜野	475円	27,779円		竜野	501円	33,012円
	赤穂	504円	27,294円		赤穂	502円	25,582円
	西脇別館	495円	11,861円		西脇別館	484円	11,343円
	宝塚	2,061円	16,452円		宝塚	2,179円	16,875円
	宝塚別館	1,889円	65,032円		宝塚別館	2,075円	55,149円
	三木	521円	11,550円		三木	529円	10,378円
	兵庫高砂	579円	18,579円		兵庫高砂	614円	13,445円
	兵庫川西	1,890円	16,916円		兵庫川西	2,188円	23,571円
	兵庫小野	669円	14,354円		兵庫小野	727円	16,960円

兵庫三田	720円	31,792円
加西	706円	14,039円
社	589円	22,229円
播磨八千代	58円	8,747円
福崎	818円	21,455円
播磨山崎	701円	8,335円
日高	104円	42,367円
出石	145円	36,693円
浜坂	143円	20,750円
八鹿	333円	16,045円
和田山	437円	23,868円
丹波柏原	144円	22,650円
水上別館	154円	42,098円
春日	132円	16,896円
兵庫津名	229円	15,859円
緑	234円	32,291円
淡路三原	116円	18,158円
西神中央	123円	6,778円
名塩	291円	6,863円
宝塚山本	2,537円	90,653円
清和台	731円	43,672円
猪名川	183円	36,746円
六甲山	145円	40,386円
仁豊野	112円	20,277円
播磨山田	110円	49,020円
谷内	136円	46,520円
林田	318円	135,760円
淡路由良	183円	22,892円
安乎	237円	16,120円
若狹野	108円	29,119円
矢野	96円	14,461円
津居山	27円	38,591円
志方	124円	36,985円
平荘	93円	6,183円
宝殿	1,960円	9,658円
国包	59円	12,612円
神岡	205円	12,428円
揖西	127円	9,315円
西構	128円	123,995円
板越	141円	133,321円
有年	154円	47,550円
宝塚西谷	106円	29,044円
口吉川	95円	11,311円
緑ヶ丘	1,490円	15,734円
大塩	718円	22,951円
曾根	999円	10,643円
兵庫山下	1,204円	19,985円
多田	1,030円	14,091円
青野ヶ原	76円	11,496円
小田	62円	8,502円
広野	325円	117,029円
相野	90円	88,501円
高平	79円	6,304円
北条賀茂	—(86)	13,646円
姫路下里	69円	48,277円
在田	252円	6,453円
和泉	69円	16,110円
富合	79円	15,876円
中野	266円	12,089円
滝野	673円	38,911円
稲美	125円	33,410円
母里	32円	7,137円
兵庫市川	333円	22,690円
香寺	729円	39,428円
揖保川	680円	100,987円
太子	745円	11,442円
上郡	197円	45,920円
佐用	503円	7,521円
村岡	175円	31,509円
兵庫養父	114円	16,646円
朝来	331円	14,713円
水上	150円	18,090円
山南	79円	16,999円
篠山	331円	10,998円
篠山城東	129円	7,059円
篠山福住	120円	5,638円
兵庫宮田	127円	12,707円
丹南	529円	35,528円
古市	226円	13,639円
今田	161円	7,882円
淡路阿万	74円	30,473円
木津	88円	7,360円
加古川吉川	133円	6,342円
吉川西	172円	8,529円
兵庫鴨川	63円	12,223円
上久米	66円	19,544円
兵庫東条	77円	6,423円
中東条	77円	6,626円
中町	201円	92,738円
加美	55円	14,089円
杉原谷	41円	140,045円
黒田庄	55円	27,569円
家島	101円	9,780円
家島坊勢	115円	18,272円
夢前	104円	37,107円
曾野	128円	12,698円
栗賀	305円	12,403円
瀬加	225円	27,706円
鶴居	362円	21,235円

兵庫三田	761円	33,650円
加西	725円	13,959円
社	595円	18,642円
播磨八千代	64円	7,726円
福崎	855円	20,158円
播磨山崎	737円	9,139円
日高	103円	21,142円
出石	158円	31,624円
浜坂	150円	17,704円
八鹿	265円	56,932円
和田山	430円	20,903円
丹波柏原	136円	20,769円
水上別館	159円	33,840円
春日	135円	14,839円
兵庫津名	237円	13,684円
緑	228円	27,983円
淡路三原	124円	16,598円
西神中央	128円	6,964円
名塩	674円	16,363円
宝塚山本	2,474円	68,531円
清和台	803円	20,570円
猪名川	194円	31,539円
六甲山	159円	34,353円
仁豊野	118円	17,319円
播磨山田	115円	41,340円
谷内	144円	39,382円
林田	335円	54,004円
淡路由良	190円	19,587円
安乎	266円	13,784円
若狹野	111円	25,276円
矢野	101円	18,514円
津居山	87円	21,404円
志方	123円	31,710円
平荘	96円	5,799円
宝殿	1,996円	8,376円
国包	58円	94,943円
神岡	224円	13,630円
揖西	139円	14,395円
西構	123円	55,324円
板越	167円	59,925円
有年	161円	41,785円
宝塚西谷	103円	26,749円
口吉川	97円	10,242円
緑ヶ丘	1,624円	14,752円
大塩	698円	19,847円
曾根	995円	49,967円
兵庫山下	1,244円	17,236円
多田	1,058円	15,709円
青野ヶ原	83円	10,321円
小田	63円	7,538円
広野	336円	47,801円
相野	97円	75,264円
高平	83円	5,679円
北条賀茂	—(86)	23,316円
姫路下里	66円	41,288円
在田	260円	11,925円
和泉	78円	25,269円
富合	76円	66,497円
中野	284円	8,040円
滝野	683円	24,196円
稲美	133円	27,140円
母里	33円	6,683円
兵庫市川	393円	19,066円
香寺	752円	112,271円
揖保川	683円	42,160円
太子	777円	9,240円
上郡	194円	39,150円
佐用	505円	28,779円
村岡	186円	27,752円
兵庫養父	115円	132,347円
朝来	329円	20,101円
水上	147円	30,518円
山南	84円	14,793円
篠山	335円	9,770円
篠山城東	142円	6,476円
篠山福住	126円	5,249円
兵庫宮田	136円	12,838円
丹南	571円	140,619円
古市	235円	11,736円
今田	171円	9,799円
淡路阿万	83円	25,299円
木津	93円	6,894円
加古川吉川	135円	46,575円
吉川西	177円	7,727円
兵庫鴨川	77円	15,374円
上久米	68円	22,707円
兵庫東条	80円	11,755円
中東条	83円	11,479円
中町	202円	39,727円
加美	59円	62,966円
杉原谷	43円	67,966円
黒田庄	59円	33,751円
家島	137円	9,178円
家島坊勢	128円	16,346円
夢前	113円	32,984円
曾野	133円	11,139円
栗賀	336円	37,470円
瀬加	224円	17,559円
鶴居	266円	22,937円

	寺前	56円	17,710円		寺前	70円	15,466円
	播磨新宮	540円	12,149円		播磨新宮	570円	11,161円
	香島	80円	119,064円		香島	83円	49,642円
	播磨御津	1,061円	9,205円		播磨御津	1,107円	8,530円
	船坂	42円	11,837円		船坂	49円	9,475円
	上月	48円	12,296円		上月	62円	15,399円
	久崎	48円	11,768円		久崎	58円	13,550円
	徳久	55円	10,816円		徳久	62円	10,869円
	三日月	113円	8,658円		三日月	131円	7,674円
	安富	120円	17,752円		安富	125円	15,086円
	播磨一宮	65円	127,717円		播磨一宮	76円	56,195円
	三方	46円	17,313円		三方	60円	13,138円
	波賀	43円	14,434円		波賀	50円	11,074円
	播磨千種	39円	7,198円		播磨千種	37円	6,167円
	城崎	1,243円	16,078円		城崎	1,330円	85,624円
	竹野	107円	10,271円		竹野	121円	9,529円
	香住	173円	19,831円		香住	127円	18,090円
	神鍋	43円	41,163円		神鍋	47円	35,900円
	栗山	53円	13,751円		栗山	55円	101,923円
	但東中山	59円	6,859円		但東中山	73円	6,849円
	小代	68円	18,518円		小代	82円	15,114円
	湯村	93円	11,043円		湯村	115円	7,877円
	大屋	55円	20,801円		大屋	50円	17,928円
	関宮	110円	21,753円		関宮	126円	20,004円
	兵庫生野	96円	63,636円		兵庫生野	119円	59,973円
	竹田	79円	15,436円		竹田	91円	13,559円
	兵庫山東	84円	64,037円		兵庫山東	89円	59,121円
	青垣	64円	145,939円		青垣	74円	65,076円
	東中	63円	63,985円		東中	70円	55,669円
	西脇和田	(廃)	112,996円		西脇和田	(廃)	45,578円
	市島	93円	132,061円		市島	95円	68,935円
	中竹田	56円	9,337円		中竹田	62円	8,662円
	生穂	94円	15,429円		生穂	97円	12,569円
	淡路岩屋	282円	35,083円		淡路岩屋	287円	30,077円
	北淡	192円	87,919円		北淡	206円	78,886円
	淡路室津	96円	49,578円		淡路室津	97円	41,609円
	淡路一宮	131円	13,913円		淡路一宮	141円	11,713円
	江井	60円	31,387円		江井	66円	126,418円
	五色	98円	11,800円		五色	104円	10,684円
	鮎原	98円	26,693円		鮎原	106円	22,430円
	洲本島飼	65円	11,221円		洲本島飼	70円	10,197円
	淡路東浦	383円	12,337円		淡路東浦	400円	10,351円
	西淡	364円	10,032円		西淡	377円	112,750円
	西淡阿那賀	145円	33,538円		西淡阿那賀	170円	29,199円
	南淡	166円	7,370円		南淡	165円	8,135円
	沼島	72円	28,399円		沼島	91円	48,271円
奈良県	奈良2	2,938円	85,223円	奈良県	奈良2	3,343円	50,837円
	西奈良	2,540円	26,555円		西奈良	2,632円	22,896円
	大宮	1,790円	29,586円		大宮	1,812円	25,500円
	大中	909円	15,285円		大中	991円	12,481円
	大和郡山	1,129円	35,672円		大和郡山	1,220円	29,732円
	昭和2	680円	14,972円		昭和2	688円	12,458円
	天理	751円	59,144円		天理	764円	52,726円
	二階堂	453円	32,417円		二階堂	456円	31,870円
	樺本2	679円	16,944円		樺本2	721円	16,481円
	大和橿原2	1,356円	16,895円		大和橿原2	1,368円	14,796円
	畝傍	5,453円	13,990円		畝傍	5,523円	13,883円
	奈良桜井2	647円	24,060円		奈良桜井2	733円	20,878円
	五條	290円	28,366円		五條	267円	24,656円
	御所	608円	29,730円		御所	616円	19,663円
	奈良名柄	242円	21,160円		奈良名柄	264円	18,161円
	生駒	2,065円	34,684円		生駒	2,414円	23,780円
	高山第一	910円	36,110円		高山第一	1,099円	30,261円
	香芝	1,166円	30,980円		香芝	1,169円	26,782円
	斑鳩	830円	7,672円		斑鳩	836円	6,034円
	田原本	922円	16,194円		田原本	936円	15,276円
	大和橿原	361円	16,035円		大和橿原	375円	18,541円
	高取別館	376円	36,007円		高取別館	385円	28,063円
	大和新庄	802円	22,019円		大和新庄	816円	19,020円
	王寺	995円	22,246円		王寺	1,072円	21,369円
	広陵	550円	19,925円		広陵	575円	17,433円
	奈良吉野	(廃)	20,322円		奈良吉野	(廃)	25,538円
	奈良下市別館	319円	22,023円		奈良下市別館	430円	17,899円
	十津川	61円	13,922円		十津川	65円	12,619円
	上北山	82円	20,209円		上北山	85円	17,904円
	平城	1,165円	34,353円		平城	1,177円	29,858円
	大和高田	602円	29,960円		大和高田	587円	24,400円
	南生駒2	921円	9,273円		南生駒2	969円	8,148円
	平群	914円	8,804円		平群	945円	8,122円
	馬見	943円	6,195円		馬見	961円	5,579円
	天理中山	349円	16,652円		天理中山	365円	14,462円
	川西	220円	12,610円		川西	219円	12,115円
	明日香	641円	16,267円		明日香	691円	14,236円
	奈良当麻2	783円	14,151円		奈良当麻2	813円	12,750円
	大安寺別館	1,598円	28,403円		大安寺別館	1,601円	24,584円
	大宇陀	288円	22,378円		大宇陀	299円	23,492円
	初瀬	350円	32,995円		初瀬	359円	27,976円
	葛	79円	15,330円		葛	85円	13,224円
	菟田野	122円	29,037円		菟田野	134円	25,295円
	御杖	163円	34,015円		御杖	169円	29,515円
	大柳生	80円	29,678円		大柳生	83円	26,074円
	都祁	160円	21,425円		都祁	162円	18,333円
	室生	171円	14,814円		室生	177円	12,986円
	東吉野	269円	8,530円		東吉野	291円	7,605円
	西吉野	284円	7,088円		西吉野	291円	7,962円
	川上柏木	97円	16,595円		川上柏木	114円	12,298円
和歌山県	和歌山3	871円	29,650円	和歌山県	和歌山3	937円	27,223円
	和歌山東	947円	21,173円		和歌山東	964円	18,088円
	和歌浦別館	1,230円	75,730円		和歌浦別館	1,259円	67,049円

	狐島別館	770円	13,332円	狐島別館	777円	12,123円
	海南	446円	32,817円	海南	454円	28,381円
	和歌山橋本	455円	19,789円	和歌山橋本	461円	18,616円
	箕島	615円	19,824円	箕島	599円	17,849円
	御坊	527円	41,535円	御坊	550円	23,776円
	田辺	810円	27,304円	田辺	876円	39,015円
	和歌山新宮	474円	27,886円	和歌山新宮	523円	24,556円
	岩出	379円	31,164円	岩出	389円	28,703円
	かつらぎ	135円	16,726円	かつらぎ	144円	73,882円
	湯浅	221円	30,995円	湯浅	220円	29,791円
	和歌山南部	218円	19,834円	和歌山南部	226円	16,671円
	和歌山白浜	324円	24,875円	和歌山白浜	350円	21,037円
	串本	(略)	32,024円	串本	(略)	27,004円
	京橋別館2	972円	31,220円	京橋別館2	1,122円	28,565円
	和歌山山東	112円	18,717円	和歌山山東	125円	15,789円
	安原	172円	31,161円	安原	177円	26,953円
	紀伊	579円	17,030円	紀伊	594円	15,900円
	阪井	421円	33,707円	阪井	425円	28,611円
	紀見	585円	9,672円	紀見	483円	7,266円
	打田	173円	20,699円	打田	181円	17,979円
	粉河	325円	13,614円	粉河	340円	11,782円
	桃山	141円	48,826円	桃山	154円	41,650円
	貴志川	190円	26,531円	貴志川	6円	113,312円
	高野口	332円	16,020円	高野口	339円	13,017円
	太地	225円	31,896円	太地	113円	36,457円
	和佐	157円	20,773円	和佐	162円	24,534円
	三輪崎	437円	15,578円	三輪崎	430円	18,146円
	下津	411円	31,491円	下津	429円	18,721円
	野上	434円	32,563円	野上	455円	22,141円
	那賀	261円	18,852円	那賀	284円	16,512円
	九度山	246円	57,433円	九度山	258円	40,250円
	和歌山吉備	580円	28,667円	和歌山吉備	601円	23,203円
	上富田	165円	22,627円	上富田	175円	19,556円
	那智勝浦	268円	47,257円	那智勝浦	299円	40,952円
	和歌山加太	375円	26,278円	和歌山加太	323円	23,588円
	糸我	286円	30,754円	糸我	297円	20,759円
	名田	461円	33,118円	名田	489円	28,886円
	美里	396円	16,991円	美里	425円	14,518円
	金屋	793円	18,151円	金屋	762円	17,085円
	印南	740円	20,420円	印南	758円	17,683円
	田辺下里	313円	33,582円	田辺下里	333円	28,398円
	宇久井	175円	57,317円	宇久井	190円	48,273円
	本宮	304円	26,010円	本宮	322円	23,915円
	和歌山由良	138円	45,727円	和歌山由良	150円	30,188円
	日置川	185円	28,135円	日置川	187円	24,039円
	富貴	158円	67,913円	富貴	184円	36,548円
	和歌山清水	487円	21,078円	和歌山清水	498円	19,131円
	和歌山日高	541円	29,566円	和歌山日高	567円	24,788円
	南部川	520円	34,865円	南部川	558円	29,665円
	すさみ	389円	17,429円	すさみ	339円	15,052円
	古座	(略)	16,699円	古座	(略)	23,737円
	中辺路	425円	16,998円	中辺路	436円	15,007円
	切目	335円	31,286円	切目	342円	27,232円
	田辺富田	404円	27,492円	田辺富田	452円	28,239円
	五西月	364円	28,439円	五西月	408円	25,976円
	比井	209円	27,816円	比井	243円	19,709円
	江住	388円	17,042円	江住	488円	13,596円
	和深	61円	32,371円	和深	80円	22,810円
鳥取県	鳥取寺町2	694円	30,361円	鳥取寺町2	733円	30,249円
	鳥取賀露	578円	22,399円	鳥取賀露	614円	20,434円
	鳥取叶	130円	37,712円	鳥取叶	132円	32,148円
	米子3	334円	16,695円	米子3	346円	17,385円
	米子蔵	344円	16,313円	米子蔵	346円	12,459円
	米子河崎	183円	24,792円	米子河崎	191円	24,214円
	倉吉	362円	24,758円	倉吉	394円	20,109円
	倉吉上井	682円	22,112円	倉吉上井	759円	19,655円
	境港	154円	8,987円	境港	162円	8,102円
	郡家	207円	25,177円	郡家	215円	20,522円
	三朝	397円	50,356円	三朝	421円	42,776円
	岸本	548円	16,190円	岸本	602円	13,950円
	根雨	242円	14,240円	根雨	161円	48,383円
	末恒	364円	18,950円	末恒	416円	136,186円
	米子大隆津	63円	45,132円	米子大隆津	62円	39,851円
	米子福市	239円	27,539円	米子福市	253円	27,093円
	倉吉福光	63円	23,467円	倉吉福光	64円	18,694円
	境港余子	91円	130,378円	境港余子	104円	100,896円
	岩美	142円	10,086円	岩美	137円	12,149円
	浜村	68円	19,445円	浜村	73円	16,787円
	青谷	111円	21,388円	青谷	116円	18,323円
	羽合	146円	17,095円	羽合	144円	14,960円
	倉吉泊	85円	25,184円	倉吉泊	104円	16,583円
	倉吉松崎	140円	21,870円	倉吉松崎	142円	18,476円
	倉吉北条	107円	22,270円	倉吉北条	108円	15,370円
	東伯	88円	38,345円	東伯	104円	19,222円
	西伯	471円	15,657円	西伯	472円	13,873円
	淀江	141円	21,434円	淀江	147円	86,678円
	用瀬	61円	14,444円	用瀬	74円	12,827円
	智頭	175円	48,602円	智頭	150円	25,760円
	鳥取鹿野	90円	13,940円	鳥取鹿野	100円	11,881円
	会見	239円	23,271円	会見	247円	20,519円
	米子大山	142円	138,809円	米子大山	152円	122,431円
	大山寺	184円	27,289円	大山寺	217円	24,023円
	溝口	354円	16,377円	溝口	295円	14,723円
	河原	74円	141,612円	河原	78円	124,383円
	由良	93円	17,092円	由良	98円	12,721円
	東伯赤碕	112円	14,107円	東伯赤碕	110円	12,287円
	御来屋	216円	18,374円	御来屋	228円	19,106円
	若桜	57円	17,127円	若桜	61円	15,667円
	生山	284円	26,452円	生山	313円	22,964円

島根県	八東	196円	7,862円	島根県	八東	241円	149,794円
	関金	38円	27,881円		関金	42円	24,020円
	倉吉下市	278円	154,701円		倉吉下市	289円	131,456円
	江尾	270円	16,141円		江尾	292円	13,501円
	上石見	72円	16,462円		上石見	114円	13,717円
	松江	408円	38,990円		松江	417円	47,834円
	松江古江	762円	71,069円		松江古江	750円	60,599円
	鳥根浜田	341円	13,473円		鳥根浜田	348円	12,034円
	出雲	502円	38,132円		出雲	523円	33,170円
	益田	207円	23,889円		益田	210円	20,526円
	石見大田	159円	20,064円		石見大田	167円	17,967円
	安来	444円	28,867円		安来	446円	24,430円
	江津	206円	26,432円		江津	199円	21,940円
	出雲平田	370円	133,748円		出雲平田	368円	119,113円
	木次	280円	13,216円		木次	291円	12,718円
	斐川	660円	75,119円		斐川	676円	65,718円
	大社	283円	43,760円		大社	286円	37,378円
	川本2	113円	26,557円		川本2	116円	65,576円
	西郷	608円	27,230円		西郷	603円	22,871円
	松江八雲	602円	26,712円		松江八雲	621円	29,239円
	多伎	250円	145,867円		多伎	264円	128,494円
	温泉津	347円	13,263円		温泉津	354円	113,076円
	粕瀬	(縣)	35,033円		粕瀬	(縣)	29,795円
	都賀	30円	38,346円		都賀	33円	33,707円
	川本瑞穂	40円	22,180円		川本瑞穂	48円	19,705円
	石見	46円	20,715円		石見	55円	150,565円
	桜江	134円	20,736円		桜江	142円	19,292円
	金城	76円	14,549円		金城	81円	13,063円
	石見旭	110円	16,598円		石見旭	117円	23,411円
	匹見	61円	13,628円		匹見	73円	12,243円
	津和野	490円	28,611円		津和野	502円	24,717円
	海士	93円	27,475円		海士	98円	24,527円
	西ノ島	86円	44,265円		西ノ島	91円	36,176円
	浜田西	265円	18,171円		浜田西	296円	17,296円
	益田横田	420円	22,475円		益田横田	443円	172,332円
	益田西	231円	18,909円		益田西	236円	17,094円
	益田東	440円	39,698円		益田東	436円	93,900円
	安来荒島	338円	11,469円		安来荒島	346円	120,974円
	江津西	315円	14,036円		江津西	323円	11,253円
	恵曇	561円	46,839円		恵曇	583円	37,164円
	美保関	329円	24,191円		美保関	338円	150,927円
	揖屋	456円	17,903円		揖屋	492円	15,065円
	松江玉造	496円	21,069円		松江玉造	533円	18,092円
	宍道	291円	26,104円		宍道	314円	142,463円
	鳥根広瀬	221円	10,915円		鳥根広瀬	227円	136,640円
	伯太	313円	10,444円		伯太	346円	20,791円
	仁多	210円	25,629円		仁多	226円	167,121円
	出雲横田	140円	21,670円		出雲横田	151円	110,599円
	木次加茂	160円	13,815円		木次加茂	181円	155,978円
	三刀屋	256円	15,987円		三刀屋	242円	19,571円
	仁万	182円	17,382円		仁万	191円	140,986円
	浜田三隅	406円	37,019円		浜田三隅	388円	30,650円
	六日市	105円	18,561円		六日市	107円	16,682円
	津和野七日市	95円	15,963円		津和野七日市	105円	14,614円
	西郷布施	181円	314,083円		西郷布施	192円	276,886円
	西郷五箇	219円	173,125円		西郷五箇	234円	153,165円
	都万	278円	153,676円		都万	308円	133,169円
	掛合	292円	17,617円		掛合	286円	15,998円
	松江本庄	234円	15,337円		松江本庄	218円	13,696円
	秋鹿	125円	12,433円		秋鹿	126円	11,064円
	神西	291円	14,684円		神西	303円	11,695円
	出雲神原	250円	12,197円		出雲神原	264円	11,683円
	大根島	260円	16,052円		大根島	287円	14,150円
	頓原	183円	15,967円		頓原	194円	15,789円
	赤来	245円	11,413円		赤来	251円	10,515円
	松江馬潟	580円	52,782円		松江馬潟	633円	46,945円
	浜田東	278円	21,126円		浜田東	296円	17,941円
	出雲長浜	280円	140,788円		出雲長浜	302円	124,869円
	石見大田三瓶	50円	21,200円		石見大田三瓶	62円	19,022円
	木次大東	307円	12,310円		木次大東	304円	122,366円
	江津東	79円	12,064円		江津東	87円	145,888円
	平田河下	158円	21,600円		平田河下	161円	17,166円
	松江加賀	111円	19,918円		松江加賀	118円	17,254円
岡山県	岡山東	1,568円	64,882円	岡山県	岡山東	1,634円	42,707円
	岡山南	731円	32,960円		岡山南	780円	28,627円
	岡山西	1,229円	41,749円		岡山西	1,347円	48,649円
	妹尾	677円	7,898円		妹尾	711円	83,630円
	岡山今村	1,726円	33,218円		岡山今村	1,804円	29,078円
	興除	248円	17,021円		興除	263円	16,300円
	吉備	959円	19,662円		吉備	1,048円	16,747円
	三郷2	1,225円	10,150円		三郷2	1,262円	12,398円
	岡山長岡	695円	16,132円		岡山長岡	725円	15,610円
	西大寺	282円	44,927円		西大寺	288円	39,518円
	倉敷	565円	27,339円		倉敷	589円	34,657円
	児島	458円	17,652円		児島	488円	15,241円
	水島	715円	15,280円		水島	748円	14,020円
	玉島	340円	24,801円		玉島	342円	20,264円
	新倉敷	1,249円	22,707円		新倉敷	1,411円	20,063円
	茶屋町	662円	14,729円		茶屋町	708円	14,396円
	倉敷東	620円	84,007円		倉敷東	649円	74,778円
	倉敷西	646円	83,700円		倉敷西	725円	75,701円
	児島琴浦	388円	11,744円		児島琴浦	419円	11,852円
	水島東	528円	81,539円		水島東	551円	71,938円
	津山	299円	44,801円		津山	305円	24,478円
	津山院庄	261円	9,202円		津山院庄	276円	9,796円
	玉野	392円	19,958円		玉野	396円	18,310円
	笠岡	582円	21,450円		笠岡	606円	16,846円
	笠岡吉浜	372円	17,193円		笠岡吉浜	380円	16,800円
	笠岡西大島	449円	7,739円		笠岡西大島	457円	8,756円

井原	620円	28,093円
総社	689円	20,441円
高梁	537円	19,698円
新見	571円	24,784円
備前	180円	16,019円
岡山瀬戸	669円	66,199円
邑久	1,055円	42,856円
早島	819円	5,920円
吉備高原	199円	30,106円
美作勝山	366円	105,338円
久世落合	311円	14,745円
久世	459円	15,460円
鏡野	240円	13,606円
日本原	302円	13,123円
美作大原	145円	10,485円
美作	270円	7,968円
岡山高島	1,298円	16,988円
甲浦	340円	28,454円
野谷	279円	28,080円
足守	389円	14,683円
備前一宮	709円	5,717円
備中高松	379円	18,160円
西大寺上南	192円	9,114円
児島郷内	465円	30,566円
玉島黒崎	187円	17,482円
玉野西	370円	49,657円
玉野荘内	633円	13,970円
瀬崎	755円	13,593円
金光	591円	10,577円
鴨方	479円	12,541円
真備	460円	24,288円
岡山藤田	331円	19,848円
吉備線路2	948円	7,408円
上道	528円	12,124円
児島下津井	274円	17,849円
津山山北	693円	11,568円
津山河辺	282円	21,286円
津山一宮	425円	10,557円
玉野山田	631円	13,076円
玉野八浜	369円	23,981円
総社新本	313円	25,141円
福渡御津	681円	20,454円
福渡	757円	7,969円
山陽	463円	85,891円
日生	284円	17,294円
和気	142円	28,315円
長船	810円	23,997円
玉島船穂	437円	16,384円
里庄	357円	16,561円
矢掛	383円	6,312円
成羽	197円	15,006円
高梁川上	193円	11,306円
ひるぜん	57円	57,229円
勝央	279円	14,706円
亀甲	362円	9,972円
福渡旭	107円	12,611円
津山久米	85円	14,365円
楢	189円	32,576円
井原高屋	290円	14,806円
美星	145円	9,096円
哲西	156円	16,796円
湯原	105円	18,525円
美新	18円	19,845円
津山加茂	293円	16,707円
児島塩生	298円	15,532円
笠岡北	241円	40,605円
総社豪漢	369円	10,346円
美袋	101円	14,053円
高倉	155円	13,762円
備前香登	216円	11,687円
備前三石	(略)	28,290円
備前伊里	190円	15,433円
加茂川	108円	11,717円
瀬戸万富	590円	14,465円
岡山瀬戸赤坂	467円	21,852円
熊山	258円	6,267円
周匝	562円	8,756円
吉永	389円	19,318円
備前佐伯	189円	10,042円
芳井	66円	13,173円
賀陽	295円	12,261円
備中	89円	9,953円
大佐	140円	11,561円
美田	201円	9,777円
福渡弓削	493円	18,268円
岡山原	743円	17,250円
西大寺神崎	(略)	23,636円
牛窓	645円	14,879円
北房	85円	18,791円
作東	216円	10,323円
牟佐	342円	14,433円
寄島	531円	14,542円
有漢	110円	10,991円
棚原	286円	17,752円
加茂川井原	85円	15,975円
土橋	97円	16,841円
南笠岡	54円	62,058円
美作勝田	157円	17,293円
広島県	3,369円	36,844円

井原	629円	25,410円
総社	747円	18,007円
高梁	587円	18,614円
新見	593円	17,200円
備前	178円	14,762円
岡山瀬戸	612円	65,297円
邑久	1,063円	41,170円
早島	876円	117,405円
吉備高原	202円	33,057円
美作勝山	367円	93,793円
久世落合	305円	19,040円
久世	468円	41,578円
鏡野	236円	100,556円
日本原	332円	13,672円
美作大原	158円	11,601円
美作	275円	20,691円
岡山高島	1,334円	16,054円
甲浦	360円	31,704円
野谷	286円	21,819円
足守	368円	14,381円
備前一宮	710円	82,966円
備中高松	389円	20,578円
西大寺上南	199円	9,513円
児島郷内	476円	27,675円
玉島黒崎	207円	17,802円
玉野西	382円	40,802円
玉野荘内	640円	15,480円
瀬崎	776円	13,118円
金光	603円	10,917円
鴨方	490円	12,689円
真備	459円	20,436円
岡山藤田	348円	18,813円
吉備線路2	1,046円	6,347円
上道	550円	11,796円
児島下津井	294円	16,794円
津山山北	754円	8,992円
津山河辺	249円	29,415円
津山一宮	438円	20,153円
玉野山田	625円	13,363円
玉野八浜	378円	17,388円
総社新本	324円	23,687円
福渡御津	701円	16,951円
福渡	794円	7,542円
山陽	472円	77,701円
日生	267円	14,394円
和気	93円	25,537円
長船	827円	22,250円
玉島船穂	465円	14,164円
里庄	332円	21,423円
矢掛	403円	7,150円
成羽	199円	15,359円
高梁川上	199円	12,465円
ひるぜん	64円	47,564円
勝央	287円	10,252円
亀甲	366円	19,281円
福渡旭	120円	12,982円
津山久米	88円	14,165円
楢	199円	29,477円
井原高屋	305円	15,294円
美星	157円	10,219円
哲西	178円	16,883円
湯原	118円	18,218円
美新	23円	25,751円
津山加茂	317円	14,912円
児島塩生	314円	14,416円
笠岡北	243円	38,380円
総社豪漢	422円	11,370円
美袋	110円	14,722円
高倉	180円	14,026円
備前香登	219円	12,460円
備前三石	(略)	26,183円
備前伊里	194円	15,110円
加茂川	105円	11,072円
瀬戸万富	600円	30,374円
岡山瀬戸赤坂	473円	19,465円
熊山	264円	10,365円
周匝	595円	10,099円
吉永	403円	22,189円
備前佐伯	204円	11,496円
芳井	69円	13,674円
賀陽	304円	11,020円
備中	111円	10,773円
大佐	151円	12,648円
美田	217円	11,178円
福渡弓削	500円	18,091円
岡山原	771円	17,155円
西大寺神崎	(略)	20,890円
牛窓	711円	14,600円
北房	90円	24,002円
作東	223円	11,774円
牟佐	353円	11,975円
寄島	547円	15,566円
有漢	130円	11,624円
棚原	324円	20,259円
加茂川井原	65円	19,682円
土橋	112円	17,093円
南笠岡	81円	49,646円
美作勝田	184円	13,887円
広島県	3,426円	21,205円

広島南 2	4,566円	27,572円
広島中	6,180円	37,837円
広島大州	2,237円	19,779円
宇品	2,988円	36,517円
広島西蟹屋	2,606円	14,449円
仁保	2,253円	26,241円
広島庚午	3,443円	13,151円
広島三篠	1,918円	7,842円
安古市	1,815円	19,388円
安芸紙園	2,183円	19,991円
可部	991円	27,556円
高陽	956円	23,142円
海田	2,225円	26,511円
五日市廿日 2	1,683円	23,820円
呉東	1,242円	56,845円
呉吉浦	305円	19,643円
呉天応	289円	17,922円
郷原	438円	10,392円
呉 2	1,281円	18,857円
竹原	317円	27,462円
尾道	485円	48,886円
尾道高須	436円	92,418円
尾道美ノ郷	183円	28,341円
尾道東	1,261円	7,135円
因島	142円	24,463円
因島中庄	518円	13,223円
因島重井	214円	9,987円
福山	934円	21,233円
福山東	859円	34,446円
松永	456円	91,752円
新福山	981円	30,531円
福山西	510円	8,023円
福山北	404円	32,371円
福山水香	448円	16,644円
福山南	616円	8,981円
福山坪生	559円	11,419円
駅家	532円	53,011円
福山加茂	326円	47,247円
福山熊野	200円	20,686円
府中	688円	6,480円
府中本町	412円	55,183円
三次	1,131円	22,511円
三次塩町	122円	9,657円
庄原	434円	7,226円
東広島	1,176円	32,997円
八木松	332円	32,645円
八木松原	99円	9,253円
廿日市	-(総)-	7,755円
五日市地御前	668円	21,773円
江田島	265円	23,133円
安芸大野 1	412円	10,744円
宮島口	1,335円	33,541円
安芸吉田	396円	7,077円
黒瀬	233円	33,129円
甲山	164円	16,107円
神辺電話交 2	294円	25,786円
神辺御領	112円	14,670円
神辺中条	439円	13,706円
新市	383円	16,235円
広島中山	895円	12,729円
広島戸坂	1,290円	12,955円
安古市安 2	1,706円	15,158円
八木	787円	16,590円
伴	1,287円	39,456円
坂	1,469円	83,991円
福木	639円	15,193円
戸山	347円	10,360円
高陽狩小川	551円	29,306円
白木井原	328円	62,704円
海田畑賀	703円	8,247円
新矢野	1,938円	9,288円
五日廿日寺田	1,216円	54,368円
五日廿日石内	1,240円	82,161円
呉仁方	490円	32,796円
呉焼山	414円	6,994円
大竹	729円	32,004円
志和	74円	25,208円
三永	146円	16,060円
五日廿日宮内	1,402円	32,640円
安芸熊野	659円	23,443円
安佐	98円	15,574円
呉笠園屋	557円	19,985円
竹原忠海	278円	22,175円
三原幸崎	812円	37,445円
三原長谷	113円	16,490円
松永藤江	202円	9,207円
福山芦田	207円	76,028円
大竹玖波	368円	11,657円
高屋	670円	29,095円
音戸	222円	36,765円
音戸先奥	103円	46,962円
倉橋	314円	25,147円
倉橋室尾	358円	15,749円
安芸佐伯	302円	12,971円
安芸佐伯友和	167円	13,916円
龍美	553円	19,235円
大柿	207円	10,941円
八千代	553円	9,717円
甲田	705円	8,739円

広島南 2	4,956円	23,765円
広島中	6,611円	32,405円
広島大州	2,426円	19,748円
宇品	3,131円	26,022円
広島西蟹屋	2,764円	16,995円
仁保	2,349円	19,880円
広島庚午	3,780円	53,045円
広島三篠	2,042円	8,091円
安古市	1,959円	16,369円
安芸紙園	2,229円	20,938円
可部	1,003円	24,689円
高陽	983円	22,121円
海田	2,323円	79,778円
五日市廿日 2	1,827円	20,808円
呉東	1,281円	39,354円
呉吉浦	326円	23,954円
呉天応	377円	17,990円
郷原	477円	11,049円
呉 2	1,304円	16,788円
竹原	323円	23,688円
尾道	506円	39,341円
尾道高須	281円	80,167円
尾道美ノ郷	204円	23,840円
尾道東	1,307円	11,770円
因島	150円	17,829円
因島中庄	495円	13,205円
因島重井	224円	11,137円
福山	1,038円	18,835円
福山東	915円	30,541円
松永	487円	82,405円
新福山	1,227円	26,902円
福山西	542円	7,847円
福山北	437円	27,813円
福山水香	465円	15,825円
福山南	642円	8,493円
福山坪生	583円	10,638円
駅家	557円	45,374円
福山加茂	334円	40,656円
福山熊野	205円	19,739円
府中	764円	4,735円
府中本町	419円	47,681円
三次	1,685円	19,006円
三次塩町	124円	10,635円
庄原	445円	58,234円
東広島	1,227円	29,306円
八木松	320円	27,046円
八木松原	120円	10,187円
廿日市	-(総)-	5,757円
五日市地御前	746円	20,597円
江田島	261円	20,592円
安芸大野 1	423円	16,298円
宮島口	1,355円	20,888円
安芸吉田	388円	5,932円
黒瀬	251円	28,522円
甲山	165円	15,408円
神辺電話交 2	303円	24,022円
神辺御領	113円	14,758円
神辺中条	442円	12,335円
新市	386円	9,231円
広島中山	995円	16,239円
広島戸坂	1,286円	15,538円
安古市安 2	1,824円	15,010円
八木	801円	16,490円
伴	1,377円	34,164円
坂	1,496円	75,040円
福木	691円	17,711円
戸山	388円	11,674円
高陽狩小川	595円	25,740円
白木井原	333円	31,149円
海田畑賀	721円	13,031円
新矢野	2,046円	9,083円
五日廿日寺田	1,256円	49,788円
五日廿日石内	1,332円	39,905円
呉仁方	530円	18,608円
呉焼山	409円	99,364円
大竹	754円	28,714円
志和	83円	23,416円
三永	164円	17,222円
五日廿日宮内	1,574円	30,286円
安芸熊野	711円	21,519円
安佐	108円	15,858円
呉笠園屋	563円	18,854円
竹原忠海	311円	21,771円
三原幸崎	788円	32,573円
三原長谷	104円	16,080円
松永藤江	208円	9,481円
福山芦田	219円	75,382円
大竹玖波	398円	10,094円
高屋	702円	24,353円
音戸	237円	28,980円
音戸先奥	100円	37,838円
倉橋	343円	24,386円
倉橋室尾	388円	16,424円
安芸佐伯	317円	13,724円
安芸佐伯友和	176円	14,695円
龍美	549円	20,544円
大柿	197円	29,109円
八千代	624円	10,273円
甲田	589円	9,484円

	東広島福富	151円	17,281円		東広島福富	162円	23,187円
	東広島豊栄	259円	13,800円		東広島豊栄	257円	11,911円
	甲山大和	127円	8,817円		甲山大和	126円	10,771円
	東広島河内	93円	12,840円		東広島河内	108円	12,805円
	河内河戸	127円	6,477円		河内河戸	149円	5,632円
	木郷	421円	34,482円		木郷	399円	21,213円
	安芸津	271円	46,045円		安芸津	301円	42,141円
	安浦	147円	39,778円		安浦	150円	35,551円
	呉川尻	323円	10,957円		呉川尻	333円	11,068円
	瀬戸田	205円	18,547円		瀬戸田	218円	20,412円
	久井	162円	17,381円		久井	165円	12,328円
	尾道向島	1,238円	6,445円		尾道向島	1,319円	6,593円
	東城	354円	27,545円		東城	387円	23,695円
	尾道三原 2	982円	10,605円		尾道三原 2	996円	10,467円
	宮島	540円	15,334円		宮島	571円	16,631円
	御調	95円	51,294円		御調	94円	44,897円
	安佐久地	503円	12,520円		安佐久地	531円	13,915円
	安佐後山	466円	13,924円		安佐後山	533円	17,898円
	可部三入	496円	10,955円		可部三入	623円	9,992円
	瀬野川	959円	16,709円		瀬野川	1,001円	14,824円
	瀬野	467円	22,673円		瀬野	481円	21,230円
	竹原荘野	312円	6,448円		竹原荘野	335円	7,743円
	鞆	382円	16,512円		鞆	294円	15,553円
	松永本郷	248円	22,495円		松永本郷	255円	22,174円
	庄原山内	75円	14,982円		庄原山内	82円	15,142円
	造賀	94円	10,251円		造賀	104円	11,104円
	砂谷	60円	30,952円		砂谷	70円	27,941円
	沖美	385円	13,612円		沖美	464円	13,782円
	加計	250円	13,031円		加計	259円	12,477円
	戸河内	351円	13,836円		戸河内	410円	14,638円
	大朝	274円	19,091円		大朝	290円	18,979円
	広島千代田	278円	37,503円		広島千代田	284円	32,632円
	豊平	206円	10,544円		豊平	250円	11,856円
	都志見	187円	9,678円		都志見	207円	11,071円
	高宮	163円	17,697円		高宮	183円	17,558円
	福山内海	315円	154,409円		福山内海	357円	66,526円
	沼隈	378円	44,848円		沼隈	361円	23,555円
	沼隈山南	314円	11,706円		沼隈山南	346円	12,294円
	吉舎	82円	9,784円		吉舎	86円	8,236円
	三良坂	189円	6,615円		三良坂	190円	7,936円
	郷田	179円	9,998円		郷田	194円	10,168円
	新向原	764円	70,427円		新向原	940円	60,345円
	芸北	151円	13,521円		芸北	176円	14,934円
	比和	132円	11,568円		比和	150円	18,010円
	木江白水	486円	20,234円		木江白水	506円	23,087円
	広島似島	139円	10,001円		広島似島	183円	11,759円
	三原本原	294円	13,566円		三原本原	297円	13,831円
	浦崎	248円	75,052円		浦崎	298円	56,058円
	坂小屋浦	704円	13,392円		坂小屋浦	723円	13,788円
	下蒲刈	300円	17,849円		下蒲刈	296円	21,569円
	湯来	73円	13,354円		湯来	76円	24,959円
	木江大崎	378円	15,270円		木江大崎	390円	15,659円
	木江	263円	7,478円		木江	296円	7,158円
	東城三和	207円	59,928円		東城三和	211円	54,496円
	上下	158円	28,669円		上下	177円	26,824円
	三次三和	123円	24,051円		三次三和	138円	23,241円
	作木	97円	9,613円		作木	137円	139,672円
	世羅西	34円	21,770円		世羅西	36円	21,019円
	西城	172円	14,996円		西城	182円	15,209円
	木江豊島	334円	13,915円		木江豊島	299円	28,881円
	蒲刈	214円	36,668円		蒲刈	259円	48,267円
	豊	239円	76,732円		豊	352円	126,725円
	木江沖浦	301円	9,257円		木江沖浦	443円	8,839円
	神石	96円	25,208円		神石	100円	20,152円
	神石永渡	48円	22,045円		神石永渡	56円	37,457円
山口県	下関東	369円	26,882円	山口県	下関東	405円	23,948円
	下関北	606円	29,246円		下関北	644円	30,151円
	下関中	288円	18,954円		下関中	300円	16,361円
	下関西	257円	30,330円		下関西	279円	26,822円
	下関王司	545円	22,313円		下関王司	573円	18,138円
	下関勝山	945円	24,159円		下関勝山	1,036円	21,596円
	宇部 3	289円	33,100円		宇部 3	308円	22,061円
	宇部	289円	21,091円		宇部	308円	16,379円
	宇部西	438円	19,850円		宇部西	466円	16,918円
	宇部床波	320円	12,728円		宇部床波	331円	11,251円
	宇部東岐波	390円	24,319円		宇部東岐波	403円	20,907円
	山口 2	537円	37,062円		山口 2	559円	31,952円
	二島	63円	20,435円		二島	68円	17,921円
	萩	167円	11,158円		萩	148円	16,733円
	徳山	726円	25,052円		徳山	766円	18,272円
	徳山周南	768円	83,997円		徳山周南	803円	42,475円
	防府	343円	26,429円		防府	346円	23,224円
	防府 2	343円	55,684円		防府 2	346円	24,377円
	下松	343円	48,656円		下松	323円	43,079円
	岩国支店 3 棟	469円	5,758円		岩国支店 3 棟	476円	9,003円
	岩国 4	469円	26,580円		岩国 4	476円	22,297円
	岩国西	949円	169,648円		岩国西	962円	127,024円
	新岩国南	935円	18,502円		新岩国南	1,033円	16,806円
	宇部小野田	144円	25,824円		宇部小野田	152円	22,597円
	光	302円	26,780円		光	307円	23,188円
	長門	291円	25,987円		長門	289円	55,735円
	柳井	220円	28,173円		柳井	228円	23,096円
	美祢	133円	18,907円		美祢	139円	13,656円
	新南陽 1	591円	17,479円		新南陽 1	753円	13,450円
	小郡	332円	17,493円		小郡	333円	18,998円
	山口大内	399円	28,011円		山口大内	417円	22,428円
	下関安岡	279円	51,444円		下関安岡	299円	42,956円
	小月	402円	43,345円		小月	410円	36,998円
	山口下関	414円	22,070円		山口下関	444円	19,105円

厚東	85円	18,282円
山口仁保	385円	14,224円
四辻	118円	25,834円
嘉川	166円	23,134円
萩大井	268円	24,241円
見島	68円	40,025円
徳山棚ヶ浜	619円	10,143円
徳山戸田	237円	27,217円
都濃	243円	18,103円
防府西の浦	198円	13,116円
防府大道	181円	19,301円
防府富海	178円	21,203円
下松久保	260円	106,891円
岩国通津	270円	25,246円
御庄	651円	10,499円
岩国河内	158円	14,919円
西ノ浜	231円	43,591円
光室積	394円	11,641円
光島田	305円	10,790円
久賀	575円	66,282円
大島	209円	23,674円
久賀橋	412円	18,113円
由宇	474円	15,769円
玖珂	195円	9,044円
周東	385円	23,509円
岩田	115円	9,071円
田布施	235円	26,286円
田布施南	251円	15,913円
平生	179円	17,450円
下松熊毛	129円	16,266円
徳山鹿野	234円	38,836円
秋穂	194円	9,819円
宇部橋	131円	23,843円
下関菊川	392円	14,104円
豊浦	272円	21,844円
豊北	330円	15,342円
特牛	329円	21,508円
長門三隅	81円	17,614円
長門仙崎	193円	15,953円
美祿豊田	319円	23,907円
阿月	119円	17,230円
新南陽2	514円	4,656円
久賀下田	303円	11,048円
久賀和田	195円	13,036円
錦町	192円	17,182円
大島	389円	17,869円
上関	311円	17,958円
徳地	220円	14,411円
厚狭埴生	167円	23,056円
秋芳	54円	20,031円
長門古市	192円	22,100円
油谷	256円	26,425円
油谷久津	79円	23,630円
下関吉見	164円	10,462円
阿知須	358円	16,678円
美東	159円	26,396円
阿東	124円	25,350円
長門湯本	138円	14,520円
岩国坂上	299円	13,716円
厚狭	145円	18,456円
阿東生霊	158円	13,039円
伊陸	194円	11,645円
祝島	104円	424,001円
通	144円	35,660円
平郡	41円	419,364円
下松笠戸島	75円	16,123円
日積	121円	12,739円
奈古	244円	19,162円
田万川	251円	26,781円
阿波津田	773円	54,079円
阿波川内	568円	48,191円
八万	858円	61,331円
地蔵橋	683円	40,655円
沖洲	768円	9,259円
徳島西	926円	38,314円
鳴門	304円	63,105円
小松島	506円	14,287円
阿波阿南	294円	20,918円
阿波石井	456円	15,805円
那賀川	303円	6,647円
松茂	473円	48,753円
北島	696円	18,882円
藍住	496円	21,383円
板野	400円	10,257円
上板	365円	14,201円
阿波	552円	11,326円
鴨島	609円	17,967円
山川	379円	5,842円
脇町	308円	40,513円
阿波池田	288円	33,169円
徳島B	784円	54,866円
阿波国府	504円	17,312円
多家良	290円	7,886円
応神	373円	11,971円
阿波大麻	185円	5,981円
堂浦	236円	4,854円
鳴門公園	165円	15,014円
新赤石	457円	14,885円
阿波橋	428円	16,233円

徳島県

厚東	94円	22,977円
山口仁保	389円	12,905円
四辻	128円	21,946円
嘉川	174円	20,448円
萩大井	303円	32,072円
見島	74円	35,116円
徳山棚ヶ浜	637円	9,282円
徳山戸田	255円	32,122円
都濃	267円	26,184円
防府西の浦	207円	11,379円
防府大道	182円	22,603円
防府富海	176円	18,158円
下松久保	282円	46,939円
岩国通津	305円	22,148円
御庄	703円	9,910円
岩国河内	188円	13,953円
西ノ浜	239円	37,485円
光室積	393円	16,062円
光島田	322円	9,662円
久賀	600円	57,701円
大島	199円	18,695円
久賀橋	445円	15,845円
由宇	484円	13,668円
玖珂	198円	10,592円
周東	394円	20,149円
岩田	120円	8,252円
田布施	286円	23,564円
田布施南	291円	26,246円
平生	186円	14,045円
下松熊毛	138円	45,946円
徳山鹿野	243円	33,358円
秋穂	185円	9,637円
宇部橋	139円	20,195円
下関菊川	397円	18,520円
豊浦	298円	18,976円
豊北	366円	13,596円
特牛	352円	18,056円
長門三隅	84円	20,393円
長門仙崎	203円	13,937円
美祿豊田	326円	20,165円
阿月	122円	11,776円
新南陽2	526円	5,496円
久賀下田	332円	9,724円
久賀和田	223円	11,485円
錦町	217円	13,630円
大島	395円	19,519円
上関	319円	15,373円
徳地	204円	12,920円
厚狭埴生	175円	19,568円
秋芳	58円	17,470円
長門古市	215円	19,862円
油谷	260円	29,000円
油谷久津	84円	20,615円
下関吉見	184円	12,894円
阿知須	345円	18,481円
美東	167円	16,712円
阿東	129円	21,843円
長門湯本	163円	13,228円
岩国坂上	332円	12,824円
厚狭	143円	36,583円
阿東生霊	171円	17,426円
伊陸	213円	10,602円
祝島	114円	371,630円
通	181円	49,286円
平郡	47円	370,688円
下松笠戸島	81円	26,856円
日積	165円	10,674円
奈古	276円	14,719円
田万川	267円	40,438円
阿波津田	801円	46,924円
阿波川内	575円	40,519円
八万	772円	30,893円
地蔵橋	712円	17,067円
沖洲	783円	6,174円
徳島西	984円	29,607円
鳴門	311円	39,146円
小松島	502円	11,631円
阿波阿南	300円	24,319円
阿波石井	449円	14,019円
那賀川	309円	5,843円
松茂	509円	42,083円
北島	753円	10,701円
藍住	515円	18,676円
板野	427円	12,626円
上板	383円	9,919円
阿波	548円	10,079円
鴨島	698円	16,044円
山川	395円	11,138円
脇町	311円	35,488円
阿波池田	347円	28,641円
徳島B	770円	45,658円
阿波国府	548円	13,582円
多家良	289円	7,207円
応神	376円	8,163円
阿波大麻	194円	6,544円
堂浦	234円	10,227円
鳴門公園	161円	12,589円
新赤石	510円	13,486円
阿波橋	434円	13,177円

徳島県

	桑野	428円	7,938円
	阿波福井	318円	8,229円
	新野	406円	6,097円
	阿波椿	306円	11,808円
	阿波一宮	227円	11,600円
	羽ノ浦	493円	14,518円
	丹生谷	374円	26,788円
	阿波海南	390円	31,967円
	阿波吉野	377円	9,169円
	土成	405円	10,814円
	市場	318円	20,706円
	阿波川島	398円	3,425円
	美馬	101円	7,743円
	貞光	283円	4,993円
	三野	256円	7,726円
	阿波三好	363円	6,635円
	三縄	307円	28,229円
	阿波井川	478円	6,758円
	三加茂	84円	17,740円
	牟岐	323円	28,536円
	阿波勝浦	144円	12,628円
	日和佐	198円	6,690円
	阿波半田	67円	21,366円
	穴吹	61円	11,023円
	山城	12円	12,863円
	阿波神山	66円	6,898円
	阿波広野	49円	11,451円
	佐那河内	71円	7,216円
	穴喰	90円	5,288円
	東祖谷	39円	55,366円
	由岐	97円	12,228円
	阿波今井	55円	3,764円
香川県	讃岐三条	692円	31,448円
	高松北 2	412円	11,506円
	屋島	630円	42,228円
	香西	858円	21,235円
	円座 2	632円	20,322円
	讃岐前田	297円	10,786円
	讃岐川島	325円	24,357円
	西椿田	229円	21,077円
	新仏生山	748円	21,291円
	丸亀	416円	22,677円
	讃岐郡家	674円	7,465円
	坂出	286円	31,491円
	讃岐加茂	340円	20,472円
	讃岐林田	268円	36,159円
	普通寺	637円	42,275円
	観音寺	583円	15,826円
	引田	282円	21,083円
	讃岐津田	169円	34,417円
	讃岐大川	210円	7,645円
	志度	249円	15,374円
	長尾	400円	31,288円
	内海	374円	11,816円
	土庄	414円	10,105円
	讃岐三木	362円	32,255円
	讃岐牟礼	428円	11,838円
	香川	439円	16,796円
	綾南	564円	26,289円
	讃岐国分寺	360円	17,335円
	宇多津	461円	20,739円
	琴平	344円	25,568円
	多度津	437円	13,341円
	讃岐高瀬	316円	35,035円
	讃岐豊浜	239円	27,512円
	本島	107円	26,895円
	与島	185円	8,797円
	木之郷	423円	11,306円
	伊吹	116円	92,065円
	鴨部	320円	21,046円
	庵治	〔廃〕	18,098円
	綾上	421円	28,424円
	讃岐昭和	403円	23,818円
	綾歌	277円	6,883円
	讃岐飯山	390円	10,438円
	讃岐吉野	141円	7,021円
	大野原	378円	7,879円
	讃岐豊中	270円	12,448円
	仁尾	181円	16,377円
	三本松 2	135円	118,781円
	山本	310円	6,456円
	讃岐神山	188円	21,871円
	塩江	353円	7,643円
	麻二宮	263円	19,931円
	詫間	248円	28,048円
	財田	264円	10,651円
	高松	673円	75,560円
	讃岐池田	404円	40,019円
	讃岐荘内	72円	13,088円
	直島	474円	20,805円
愛媛県	西須賀	614円	28,810円
	吉田浜	865円	9,013円
	堀江	451円	3,815円
	伊予石井 2	1,103円	14,744円
	久谷	724円	11,431円
	新久米	1,085円	22,635円
	山越本	719円	27,104円
	松山 3	1,537円	25,016円
	今治	378円	23,093円
	桑野	336円	7,083円
	阿波福井	337円	11,856円
	新野	440円	5,250円
	阿波椿	341円	35,619円
	阿波一宮	234円	101,974円
	羽ノ浦	601円	12,546円
	丹生谷	385円	23,650円
	阿波海南	408円	15,444円
	阿波吉野	466円	21,244円
	土成	416円	9,481円
	市場	319円	17,915円
	阿波川島	417円	18,149円
	美馬	102円	7,572円
	貞光	304円	17,798円
	三野	269円	10,343円
	阿波三好	300円	9,733円
	三縄	319円	12,377円
	阿波井川	486円	5,776円
	三加茂	120円	24,592円
	牟岐	350円	25,251円
	阿波勝浦	146円	22,088円
	日和佐	195円	68,120円
	阿波半田	83円	12,511円
	穴吹	80円	9,777円
	山城	13円	14,935円
	阿波神山	70円	5,882円
	阿波広野	60円	10,600円
	佐那河内	73円	11,891円
	穴喰	92円	4,926円
	東祖谷	49円	50,696円
	由岐	109円	10,735円
	阿波今井	65円	3,284円
香川県	讃岐三条	709円	23,195円
	高松北 2	437円	10,884円
	屋島	705円	37,438円
	香西	890円	20,406円
	円座 2	639円	17,462円
	讃岐前田	310円	9,557円
	讃岐川島	332円	18,726円
	西椿田	247円	17,276円
	新仏生山	851円	19,517円
	丸亀	422円	19,130円
	讃岐郡家	670円	6,849円
	坂出	281円	23,368円
	讃岐加茂	353円	18,695円
	讃岐林田	271円	36,313円
	普通寺	709円	38,817円
	観音寺	613円	13,094円
	引田	280円	18,040円
	讃岐津田	171円	29,227円
	讃岐大川	220円	16,791円
	志度	256円	12,705円
	長尾	412円	122,889円
	内海	331円	16,840円
	土庄	426円	22,941円
	讃岐三木	356円	20,044円
	讃岐牟礼	445円	14,692円
	香川	465円	14,649円
	綾南	556円	26,447円
	讃岐国分寺	377円	12,031円
	宇多津	516円	50,858円
	琴平	346円	22,186円
	多度津	444円	16,446円
	讃岐高瀬	317円	29,770円
	讃岐豊浜	238円	32,847円
	本島	118円	22,562円
	与島	211円	155,916円
	木之郷	431円	10,038円
	伊吹	141円	79,318円
	鴨部	380円	16,998円
	庵治	〔廃〕	15,223円
	綾上	448円	18,627円
	讃岐昭和	456円	19,093円
	綾歌	284円	13,008円
	讃岐飯山	398円	8,634円
	讃岐吉野	143円	5,618円
	大野原	393円	6,183円
	讃岐豊中	277円	10,887円
	仁尾	188円	13,309円
	三本松 2	158円	105,998円
	山本	327円	5,842円
	讃岐神山	220円	17,988円
	塩江	390円	12,501円
	麻二宮	274円	16,000円
	詫間	246円	29,703円
	財田	266円	17,601円
	高松	704円	67,877円
	讃岐池田	407円	26,992円
	讃岐荘内	80円	11,339円
	直島	469円	17,773円
愛媛県	西須賀	641円	23,607円
	吉田浜	867円	7,348円
	堀江	471円	3,780円
	伊予石井 2	1,113円	13,086円
	久谷	768円	6,519円
	新久米	1,150円	20,786円
	山越本	739円	23,206円
	松山 3	1,609円	25,788円
	今治	406円	27,339円

	伊予桜井 2	657円	61,608円	伊予桜井 2	674円	53,206円
	宇和島	527円	21,678円	宇和島	517円	33,905円
	八幡浜	355円	15,417円	八幡浜	347円	13,815円
	新居浜 3	539円	14,198円	新居浜 3	580円	13,141円
	泉川	(輸)	6,383円	泉川	(輸)	4,996円
	多喜浜	305円	13,184円	多喜浜	312円	7,956円
	伊予西条	628円	29,788円	伊予西条	623円	24,524円
	大洲	(輸)	36,771円	大洲	(輸)	31,898円
	新谷	311円	26,150円	新谷	335円	20,289円
	川之江	642円	25,564円	川之江	655円	20,377円
	伊予三島西	748円	15,158円	伊予三島西	795円	13,644円
	伊予 2	575円	22,098円	伊予 2	589円	18,334円
	伊予北条	477円	18,758円	伊予北条	502円	16,602円
	壬生川 2	340円	10,678円	壬生川 2	341円	9,722円
	伊予土居	266円	39,228円	伊予土居	274円	33,338円
	大西	800円	28,371円	大西	801円	24,198円
	重信	967円	32,241円	重信	966円	28,475円
	松前 2	878円	41,134円	松前 2	894円	20,753円
	砥部	1,387円	28,375円	砥部	1,396円	25,034円
	宇和	319円	5,880円	宇和	346円	6,856円
	広見	255円	24,767円	広見	264円	18,391円
	御荘 2	133円	23,711円	御荘 2	137円	36,924円
	湯山	2,030円	18,461円	湯山	2,096円	15,890円
	波止浜交換 2	380円	17,606円	波止浜交換 2	396円	15,408円
	来	538円	26,457円	来	539円	21,760円
	日土	597円	18,100円	日土	697円	27,950円
	穴井	478円	6,297円	穴井	630円	4,480円
	伊予永見	570円	23,064円	伊予永見	574円	19,458円
	伊予豊岡	730円	8,463円	伊予豊岡	758円	7,080円
	伊予三芳	469円	6,527円	伊予三芳	481円	5,874円
	粟井	357円	13,962円	粟井	383円	9,895円
	伊予小松	661円	29,300円	伊予小松	654円	23,510円
	丹原	388円	35,895円	丹原	419円	27,024円
	伊予玉川	347円	33,013円	伊予玉川	348円	14,182円
	菊間	164円	46,088円	菊間	191円	25,174円
	吉海	346円	12,684円	吉海	353円	15,245円
	伯方	793円	11,127円	伯方	786円	11,319円
	伊予川内	523円	14,655円	伊予川内	538円	8,195円
	久万	162円	15,302円	久万	158円	26,643円
	保内	375円	7,471円	保内	368円	22,856円
	伊予吉田	378円	23,916円	伊予吉田	371円	20,478円
	伊予津島	371円	31,135円	伊予津島	379円	19,939円
	今治支店旧	384円	10,083円	今治支店旧	414円	8,703円
	大洲新棟	280円	5,595円	大洲新棟	303円	5,437円
	伊予長浜	252円	42,859円	伊予長浜	250円	27,447円
	内子	572円	24,043円	内子	592円	20,822円
	伊予三瓶	318円	6,030円	伊予三瓶	345円	5,406円
	愛媛野村	448円	28,886円	愛媛野村	450円	24,680円
	三間	163円	27,743円	三間	167円	18,434円
	伊予朝倉	263円	28,077円	伊予朝倉	267円	23,172円
	宮窪	72円	18,149円	宮窪	77円	14,403円
	伊予上浦	48円	11,942円	伊予上浦	52円	9,241円
	伊予小田	212円	9,151円	伊予小田	233円	8,180円
	伊予中山機械	637円	21,769円	伊予中山機械	655円	23,273円
	伊予松野	58円	19,757円	伊予松野	60円	15,902円
	一本松	48円	13,137円	一本松	52円	18,216円
	生名	107円	8,069円	生名	109円	6,952円
	伊予弓削	94円	21,340円	伊予弓削	93円	17,031円
	双海	565円	5,254円	双海	592円	4,683円
	伊方	183円	133,432円	伊方	188円	108,688円
	城川交換機	52円	35,735円	城川交換機	56円	31,040円
	重信 2	985円	14,330円	重信 2	980円	11,856円
	伊予中島	377円	7,728円	伊予中島	392円	6,934円
	岩城	52円	21,247円	岩城	55円	18,239円
	城川土居	28円	6,519円	城川土居	30円	6,229円
	興居島	60円	7,204円	興居島	70円	5,890円
	大三島	62円	27,813円	大三島	64円	19,731円
	睦月	146円	10,002円	睦月	143円	75,230円
	神和	140円	20,886円	神和	211円	16,190円
	伊予三崎	111円	71,216円	伊予三崎	138円	117,479円
	伊予西海	101円	23,725円	伊予西海	155円	23,415円
高知県	高知東	1,030円	64,214円	高知東	1,093円	54,525円
	潮江	947円	39,152円	潮江	995円	32,904円
	土佐朝倉	863円	25,932円	土佐朝倉	887円	24,874円
	土佐一宮	986円	15,073円	土佐一宮	1,017円	9,388円
	種崎	387円	20,220円	種崎	410円	16,994円
	土佐大津	832円	11,218円	土佐大津	845円	9,949円
	安芸	144円	19,942円	安芸	150円	17,249円
	南国	407円	40,451円	南国	411円	33,014円
	須崎	364円	11,853円	須崎	281円	11,563円
	土佐中村	232円	20,646円	土佐中村	235円	28,409円
	赤岡	341円	8,093円	赤岡	357円	80,277円
	土佐山田	269円	42,115円	土佐山田	294円	31,766円
	伊野	661円	49,592円	伊野	651円	22,399円
	池川	358円	8,093円	池川	429円	6,156円
	土佐春野	86円	13,338円	土佐春野	92円	11,764円
	土佐羽根	368円	12,131円	土佐羽根	450円	9,875円
	片山	773円	8,334円	片山	761円	8,615円
	土佐国府	635円	12,413円	土佐国府	604円	10,939円
	戸波	260円	8,082円	戸波	266円	8,008円
	具岡	307円	7,432円	具岡	346円	8,891円
	宿毛	349円	17,206円	宿毛	359円	45,640円
	片島	53円	28,494円	片島	88円	24,467円
	土佐長浜	282円	8,311円	土佐長浜	307円	7,377円
	介良	1,079円	14,182円	介良	1,190円	15,593円
	室戸	335円	21,709円	室戸	360円	25,664円
	土佐	327円	13,113円	土佐	333円	12,699円
	土佐宇佐	167円	5,578円	土佐宇佐	174円	6,245円
	野市	488円	10,467円	野市	505円	12,269円

	美良布	416円	9,449円		美良布	433円	12,919円
	中土佐	334円	15,517円		中土佐	344円	10,287円
	佐川	248円	47,025円		佐川	264円	24,653円
	葦西	603円	14,047円		葦西	624円	9,797円
	香川	409円	10,496円		香川	462円	8,195円
	越知	321円	7,120円		越知	332円	7,968円
	土佐日高	448円	28,495円		土佐日高	479円	23,536円
	吉良川	72円	9,686円		吉良川	49円	8,934円
	大橋	80円	12,243円		大橋	87円	10,778円
	吾北	88円	11,138円		吾北	112円	11,480円
	仁淀	68円	6,302円		仁淀	80円	6,194円
	高知	668円	42,119円		高知	670円	38,904円
	大杉	78円	24,190円		大杉	86円	19,428円
	土佐平田	51円	9,052円		土佐平田	55円	7,983円
	土佐清水	262円	39,252円		土佐清水	282円	38,484円
	窪川	221円	26,893円		窪川	230円	28,135円
	大方	171円	7,674円		大方	184円	6,578円
	土佐大月	136円	47,164円		土佐大月	143円	40,053円
	野根	65円	13,498円		野根	67円	13,526円
	嶺北	143円	55,675円		嶺北	152円	23,614円
	土佐佐賀	109円	10,716円		土佐佐賀	115円	9,362円
	土佐田野	123円	31,205円		土佐田野	138円	26,910円
	東津野	79円	8,042円		東津野	88円	133,834円
	土佐下田	65円	9,819円		土佐下田	62円	9,671円
	江川崎	61円	31,902円		江川崎	63円	28,176円
	十和	44円	5,901円		十和	48円	7,412円
	小筑紫	76円	9,980円		小筑紫	82円	13,944円
	足摺岬	53円	12,807円		足摺岬	60円	10,263円
	土佐大正	90円	4,346円		土佐大正	93円	5,253円
	東又	57円	7,869円		東又	66円	5,659円
	横原	106円	11,314円		横原	114円	9,895円
	本山	157円	10,714円		本山	163円	6,639円
	竜串	101円	11,100円		竜串	106円	9,704円
	母島	27円	23,690円		母島	32円	18,542円
福岡県	門司2	633円	10,389円	福岡県	門司2	645円	9,160円
	門司恒見	363円	24,042円		門司恒見	372円	20,703円
	門司大里	984円	9,226円		門司大里	1,032円	8,054円
	福岡若松	636円	22,934円		福岡若松	653円	20,285円
	若松二島	599円	43,115円		若松二島	616円	53,158円
	戸畑	713円	32,320円		戸畑	736円	34,143円
	小倉南	1,417円	40,421円		小倉南	1,706円	32,473円
	小倉西	937円	8,071円		小倉西	997円	7,179円
	北九州古船場	688円	14,894円		北九州古船場	752円	21,156円
	北九州1	864円	32,089円		北九州1	1,304円	26,399円
	北九州2	974円	11,171円		北九州2	1,122円	9,550円
	北九州3	974円	15,753円		北九州3	1,122円	13,598円
	小倉南管根	776円	7,243円		小倉南管根	782円	6,505円
	小倉南徳力	1,594円	12,619円		小倉南徳力	1,750円	11,298円
	八幡槻田	566円	6,227円		八幡槻田	666円	5,726円
	北九州八幡2	430円	13,322円		北九州八幡2	461円	11,899円
	折尾3	639円	5,336円		折尾3	819円	5,456円
	八幡黒崎	553円	14,229円		八幡黒崎	606円	12,774円
	八幡上津役	714円	5,310円		八幡上津役	747円	14,964円
	八幡香月別館	981円	10,372円		八幡香月別館	1,043円	12,744円
	福岡東	6,296円	26,040円		福岡東	7,088円	22,669円
	香椎	8,542円	25,084円		香椎	7,340円	19,330円
	二股瀬	3,244円	16,893円		二股瀬	2,875円	16,236円
	和白	2,024円	13,876円		和白	2,230円	12,378円
	博多	24,540円	16,389円		博多	18,335円	15,518円
	土居町	4,392円	21,411円		土居町	4,983円	18,720円
	福岡南	3,198円	14,806円		福岡南	3,868円	13,490円
	福岡中央2	25,525円	22,143円		福岡中央2	26,548円	17,663円
	福岡平尾	3,584円	15,384円		福岡平尾	6,328円	14,566円
	筑紫ヶ丘	4,851円	8,427円		筑紫ヶ丘	3,998円	7,478円
	屋形原	1,015円	13,080円		屋形原	1,231円	15,555円
	姪浜	2,307円	34,573円		姪浜	2,906円	28,313円
	金武	2,090円	8,114円		金武	2,330円	21,714円
	今宿2	1,732円	9,417円		今宿2	2,285円	8,680円
	七隈	2,365円	12,457円		七隈	2,753円	20,608円
	福岡西新	5,005円	32,945円		福岡西新	10,270円	27,656円
	大牟田	358円	10,166円		大牟田	386円	11,008円
	久留米	649円	13,732円		久留米	676円	11,903円
	荒木	588円	20,154円		荒木	535円	15,991円
	御井町	897円	18,032円		御井町	962円	19,333円
	久留米上津	873円	12,943円		久留米上津	961円	13,133円
	久留米2	952円	9,869円		久留米2	1,084円	19,895円
	直方2	249円	31,070円		直方2	263円	29,580円
	飯塚3	399円	14,479円		飯塚3	448円	12,306円
	田川	235円	9,085円		田川	275円	9,530円
	福岡山田	71円	21,541円		福岡山田	75円	18,630円
	甘木	550円	17,650円		甘木	598円	15,590円
	八女	151円	8,137円		八女	158円	12,242円
	筑後	339円	13,680円		筑後	390円	12,291円
	福岡大川	660円	12,735円		福岡大川	669円	14,430円
	行橋2	332円	13,523円		行橋2	345円	12,173円
	中間	245円	10,088円		中間	252円	14,946円
	福岡小郡	630円	14,889円		福岡小郡	670円	13,384円
	二日市	991円	15,802円		二日市	1,444円	12,424円
	二日市原田	899円	6,447円		二日市原田	1,217円	10,817円
	福岡南大野	2,126円	10,455円		福岡南大野	2,269円	9,236円
	乙金	2,118円	10,075円		乙金	2,619円	10,028円
	宗像	475円	5,517円		宗像	522円	5,215円
	日の里	1,416円	13,077円		日の里	1,578円	11,898円
	前原営業所	442円	31,180円		前原営業所	532円	27,120円
	宇美	876円	6,331円		宇美	949円	5,321円
	志免	1,683円	8,754円		志免	1,944円	10,162円
	古賀新宮	721円	22,837円		古賀新宮	1,054円	20,453円
	古賀	868円	20,108円		古賀	970円	17,673円
	長者原	3,973円	16,148円		長者原	4,468円	12,604円

	福岡	540円	13,869円		福岡	558円	42,965円
	福岡芦屋	347円	8,844円		福岡芦屋	334円	8,126円
	折尾水巻	325円	11,925円		折尾水巻	405円	12,309円
	折尾海老津	359円	9,499円		折尾海老津	384円	10,532円
	直方鞍手	161円	6,603円		直方鞍手	168円	10,940円
	田主丸	302円	14,611円		田主丸	319円	34,019円
	瀬高	327円	10,432円		瀬高	316円	9,281円
	柳川	288円	11,141円		柳川	298円	14,831円
	苅田	794円	12,695円		苅田	768円	11,336円
	行橋犀川	286円	23,189円		行橋犀川	317円	20,029円
	行橋豊津	381円	15,261円		行橋豊津	395円	13,430円
	門司黒川	396円	11,079円		門司黒川	460円	9,416円
	若松小島	248円	49,905円		若松小島	259円	30,068円
	西谷石原	118円	20,234円		西谷石原	132円	18,587円
	多々良	866円	10,169円		多々良	1,436円	24,665円
	早良内野	612円	28,285円		早良内野	638円	24,529円
	倉永	289円	27,543円		倉永	316円	34,059円
	善導寺	266円	14,171円		善導寺	286円	13,299円
	福岡三国	379円	10,455円		福岡三国	447円	10,889円
	篠栗	1,124円	23,467円		篠栗	1,368円	29,897円
	久山	584円	13,561円		久山	690円	13,590円
	折尾遠賀川	449円	19,849円		折尾遠賀川	468円	16,184円
	柳川大和	276円	13,931円		柳川大和	285円	11,961円
	江浦	257円	14,857円		江浦	277円	12,899円
	西戸崎	381円	20,285円		西戸崎	595円	17,913円
	北崎	922円	17,788円		北崎	972円	15,859円
	直方小竹	175円	91,676円		直方小竹	183円	43,374円
	直方宮田	299円	8,830円		直方宮田	318円	20,229円
	福築	270円	10,031円		福築	296円	8,013円
	前原志摩	788円	11,097円		前原志摩	825円	9,571円
	田主丸吉井	393円	18,382円		田主丸吉井	390円	22,957円
	大刀洗	124円	6,943円		大刀洗	151円	6,352円
	広川	287円	17,377円		広川	300円	91,774円
	豊前	371円	15,437円		豊前	377円	13,739円
	津屋崎	497円	10,487円		津屋崎	699円	9,119円
	宗像玄海	270円	8,730円		宗像玄海	278円	7,688円
	直方若宮	96円	11,773円		直方若宮	104円	29,551円
	飯塚桂川	218円	17,501円		飯塚桂川	234円	26,768円
	飯塚碓井	106円	57,145円		飯塚碓井	112円	51,431円
	飯塚大隈	282円	21,988円		飯塚大隈	340円	19,187円
	飯塚筑穂	237円	13,498円		飯塚筑穂	274円	11,683円
	飯塚庄内	248円	10,245円		飯塚庄内	274円	8,939円
	杷木	374円	52,372円		杷木	388円	45,342円
	甘木朝倉	233円	21,707円		甘木朝倉	335円	19,361円
	夜須	274円	39,910円		夜須	334円	35,270円
	二丈	403円	14,398円		二丈	408円	12,544円
	福吉	192円	8,761円		福吉	199円	18,316円
	芥屋	199円	11,354円		芥屋	214円	10,043円
	浮羽	139円	12,833円		浮羽	140円	11,165円
	久留米北野	809円	29,651円		久留米北野	827円	25,623円
	大木	501円	77,503円		大木	527円	67,115円
	三瀬	379円	40,704円		三瀬	380円	138,510円
	黒木	200円	18,601円		黒木	209円	16,417円
	瀬高山川	291円	11,321円		瀬高山川	318円	20,984円
	田川善春	333円	99,110円		田川善春	326円	90,773円
	田川添田	197円	12,955円		田川添田	224円	11,008円
	田川金田	408円	7,416円		田川金田	363円	7,156円
	田川糸田	338円	14,908円		田川糸田	347円	12,765円
	田川豊前川崎	241円	5,521円		田川豊前川崎	248円	5,300円
	田川赤池	114円	10,729円		田川赤池	150円	9,501円
	田川大任	284円	18,479円		田川大任	253円	15,741円
	田川油須原	306円	19,813円		田川油須原	276円	23,584円
	友枝	206円	10,515円		友枝	209円	9,259円
	直方東	342円	29,706円		直方東	367円	26,457円
	福岡大川 2	660円	4,496円		福岡大川 2	669円	4,120円
	那珂川別	555円	12,346円		那珂川別	653円	11,117円
	若宮吉川	56円	13,871円		若宮吉川	65円	19,905円
	城島	453円	12,585円		城島	476円	11,113円
	行橋勝山	523円	19,214円		行橋勝山	552円	20,606円
	行橋築城	356円	10,887円		行橋築城	374円	9,508円
	上陽	348円	65,176円		上陽	387円	31,708円
	光友	146円	40,408円		光友	154円	36,448円
	星野	209円	10,492円		星野	207円	19,726円
	行橋椎田	246円	20,142円		行橋椎田	258円	20,079円
	八女大淵	202円	8,648円		八女大淵	222円	17,254円
	福岡矢部	80円	17,135円		福岡矢部	86円	16,829円
	戸辺	207円	17,816円		戸辺	199円	15,490円
	香岐石田	215円	19,420円		香岐石田	235円	16,963円
	勝本	192円	44,781円		勝本	208円	38,217円
	小船越	147円	10,167円		小船越	152円	16,269円
	小茂田	46円	50,524円		小茂田	51円	43,603円
	仁田	174円	26,219円		仁田	199円	23,098円
	対馬佐賀	288円	13,544円		対馬佐賀	301円	12,078円
	比田勝	491円	55,113円		比田勝	494円	46,670円
	豊玉交換送	351円	15,432円		豊玉交換送	334円	33,332円
佐賀県	高木瀬	643円	39,097円	佐賀県	高木瀬	994円	27,108円
	唐津	350円	16,624円		唐津	375円	14,766円
	佐賀島楯	756円	17,807円		佐賀島楯	808円	17,397円
	多久	281円	19,261円		多久	290円	15,526円
	伊万里	219円	7,890円		伊万里	241円	7,360円
	伊万里黒川	129円	10,478円		伊万里黒川	136円	10,566円
	武雄	186円	14,325円		武雄	206円	12,643円
	佐賀鹿島	251円	11,063円		佐賀鹿島	250円	9,991円
	川副南	246円	70,847円		川副南	275円	63,592円
	神埼	457円	20,324円		神埼	426円	20,893円
	基山	456円	13,666円		基山	580円	12,463円
	小城	353円	20,411円		小城	390円	17,729円
	牛津	373円	27,561円		牛津	360円	23,621円
	玄海	326円	19,027円		玄海	339円	37,623円

	鯉野電交局舎	443円	28,297円
	有田	313円	18,405円
	蓮池	103円	7,090円
	川久保	94円	8,886円
	唐津山本	360円	17,775円
	唐津鏡	429円	12,343円
	東多久	103円	17,915円
	久原	140円	7,480円
	波多津	153円	16,129円
	伊万里松浦	73円	11,990円
	大川野	54円	40,885円
	南波多	59円	12,528円
	諸富	379円	14,225円
	佐賀千代田	599円	11,546円
	鳥栖中原	664円	12,756円
	北茂安	408円	16,110円
	呼子	171円	10,144円
	西有田	246円	29,831円
	武雄北方	457円	41,724円
	佐賀大町	343円	8,911円
	佐賀白石	281円	12,891円
	鹿島塩田	364円	10,309円
	久保田	633円	49,202円
	佐賀大和	436円	41,018円
	江北	367円	14,922円
	佐賀福富	(鑑)	12,047円
	有明	504円	15,079円
	太良	415円	37,451円
	若木	233円	8,863円
	浜崎	380円	8,698円
	武雄山内	203円	10,875円
	三根	597円	10,354円
	入野	230円	13,485円
	西川登	(鑑)	26,885円
	七山	208円	12,820円
	湊	217円	22,142円
	厳木	136円	10,319円
	相知	108円	12,113円
	太良大浦	189円	10,107円
長崎県	浦上	1,786円	23,618円
	新長	3,096円	24,693円
	小ヶ倉	394円	32,577円
	稲佐	2,065円	10,346円
	深堀	314円	30,291円
	東長崎	1,244円	31,418円
	滑石	1,824円	183,202円
	佐世保別	947円	27,338円
	早岐	410円	11,584円
	佐世保大和	403円	18,131円
	佐世保大野	592円	27,614円
	柚木	319円	9,685円
	相浦	302円	44,538円
	島原	344円	37,868円
	諫早	548円	11,972円
	西諫早	479円	12,107円
	大村	280円	26,599円
	福江	155円	19,257円
	長崎平戸	389円	25,060円
	時津	971円	14,476円
	有川	257円	22,956円
	香岐	360円	19,101円
	厳原	362円	24,375円
	大瀬戸	186円	28,304円
	長崎小浜	173円	20,861円
	豆蔵	66円	22,428円
	竹松	465円	38,041円
	長崎茂木	627円	9,165円
	木鉢	663円	14,308円
	長崎三重	335円	21,627円
	鹿子前	304円	8,859円
	針尾	314円	53,228円
	松浦	341円	27,347円
	御厨	209円	4,914円
	長崎三和	299円	25,206円
	多良見	465円	22,301円
	長与	825円	10,286円
	琴海	286円	40,746円
	西彼	229円	33,104円
	東彼杵	258円	60,858円
	川棚	249円	9,874円
	波佐見	174円	8,194円
	蒲江	274円	9,121円
	小長井	185円	27,679円
	島原有明	170円	28,315円
	島原国見	154円	10,718円
	諫早吾妻	265円	15,747円
	愛野森山	961円	23,329円
	千々石	218円	12,635円
	有家	241円	15,398円
	島原深江	627円	11,588円
	田平	90円	11,708円
	江迎	151円	11,430円
	佐々	402円	30,374円
	佐世保吉井	106円	14,475円
	黒口	158円	16,914円
	飯盛	577円	9,207円
	島原瑞穂	491円	10,147円
	鹿町	268円	12,751円
	小佐々	281円	40,593円

	鯉野電交局舎	455円	24,915円
	有田	311円	17,444円
	蓮池	98円	6,399円
	川久保	93円	8,148円
	唐津山本	366円	14,830円
	唐津鏡	417円	11,049円
	東多久	111円	15,539円
	久原	151円	12,572円
	波多津	186円	14,659円
	伊万里松浦	81円	11,119円
	大川野	56円	35,609円
	南波多	66円	11,525円
	諸富	371円	12,181円
	佐賀千代田	604円	10,169円
	鳥栖中原	766円	11,116円
	北茂安	405円	13,917円
	呼子	175円	8,806円
	西有田	250円	25,935円
	武雄北方	473円	34,885円
	佐賀大町	350円	7,775円
	佐賀白石	279円	14,921円
	鹿島塩田	415円	8,826円
	久保田	625円	45,261円
	佐賀大和	437円	24,601円
	江北	370円	12,813円
	佐賀福富	(鑑)	10,949円
	有明	543円	13,202円
	太良	441円	31,573円
	若木	200円	15,096円
	浜崎	397円	7,889円
	武雄山内	222円	9,484円
	三根	639円	9,404円
	入野	213円	20,424円
	西川登	(鑑)	23,299円
	七山	217円	18,696円
	湊	218円	26,753円
	厳木	137円	15,914円
	相知	110円	14,967円
	太良大浦	217円	11,555円
長崎県	浦上	2,225円	44,424円
	新長	2,415円	18,298円
	小ヶ倉	406円	31,677円
	稲佐	2,322円	9,453円
	深堀	319円	25,285円
	東長崎	1,275円	26,214円
	滑石	1,787円	71,542円
	佐世保別	1,061円	23,729円
	早岐	458円	78,821円
	佐世保大和	452円	15,718円
	佐世保大野	663円	25,337円
	柚木	350円	15,380円
	相浦	314円	39,034円
	島原	362円	33,506円
	諫早	578円	11,380円
	西諫早	521円	11,149円
	大村	283円	23,946円
	福江	163円	17,079円
	長崎平戸	421円	22,587円
	時津	1,016円	12,995円
	有川	243円	20,159円
	香岐	389円	16,594円
	厳原	378円	26,979円
	大瀬戸	210円	24,139円
	長崎小浜	174円	19,001円
	豆蔵	72円	19,469円
	竹松	505円	25,120円
	長崎茂木	651円	12,228円
	木鉢	676円	21,386円
	長崎三重	365円	23,764円
	鹿子前	333円	15,648円
	針尾	335円	28,962円
	松浦	344円	24,005円
	御厨	216円	4,394円
	長崎三和	313円	21,986円
	多良見	498円	25,871円
	長与	873円	11,859円
	琴海	294円	34,991円
	西彼	239円	57,824円
	東彼杵	261円	59,331円
	川棚	262円	8,197円
	波佐見	183円	11,996円
	蒲江	287円	13,617円
	小長井	190円	23,505円
	島原有明	229円	24,661円
	島原国見	153円	17,956円
	諫早吾妻	274円	14,270円
	愛野森山	891円	20,125円
	千々石	227円	11,415円
	有家	236円	12,978円
	島原深江	645円	17,001円
	田平	97円	14,908円
	江迎	160円	14,713円
	佐々	416円	26,706円
	佐世保吉井	115円	22,237円
	黒口	163円	14,682円
	飯盛	579円	8,468円
	島原瑞穂	495円	16,200円
	鹿町	275円	14,863円
	小佐々	302円	21,261円

	楠泊	187円	10,252円
	式見	587円	43,102円
	三川内	789円	51,737円
	紐差	217円	27,334円
	津吉	98円	16,895円
	今福	156円	32,763円
	西彼大串	308円	19,986円
	南風崎	621円	14,189円
	有喜	131円	16,219円
	鷗知	665円	24,420円
	崎戸	75円	12,647円
	雲仙	69円	31,863円
	伊万里福島	217円	20,135円
	鹿島	128円	18,985円
	野母崎	472円	24,980円
	加津佐	92円	13,838円
	長崎口之津	150円	7,665円
	南有馬	648円	13,071円
	富江	186円	7,816円
	青方	262円	8,728円
	五島桺島	62円	34,199円
	長崎高島	53円	23,485円
	三井美	155円	10,503円
	小値賀別	109円	43,163円
	新魚目交換局	308円	15,120円
	生月電交	326円	7,923円
	大瀬戸黒崎	313円	24,832円
	長崎岐宿	212円	12,526円
	長崎奈留	1,020円	10,306円
	奈良尾	108円	15,946円
	南串山	221円	11,412円
	肥前大島	90円	60,169円
	平戸大島	96円	14,439円
	北有馬	275円	52,449円
	有川若松	95円	32,420円
	池島	76円	59,897円
熊本県	東	1,709円	21,652円
	健軍	837円	12,559円
	立田	668円	23,915円
	田迎	1,373円	13,083円
	桜町	1,954円	28,009円
	熊本清水	1,007円	17,941円
	北部	524円	19,293円
	帯山	1,191円	29,638円
	託麻別館	1,174円	18,130円
	新川尻	837円	16,930円
	熊本南部	377円	16,457円
	郡築	158円	24,777円
	人吉別館	134円	67,849円
	水俣	1,101円	13,566円
	玉名	283円	12,879円
	本渡	504円	18,565円
	山鹿	202円	8,395円
	牛深	137円	17,382円
	菊池	525円	9,339円
	松橋	431円	21,586円
	松橋小川	112円	6,298円
	植木岩野	649円	10,716円
	熊本大津	206円	8,596円
	西合志	196円	7,637円
	一の宮	(蔵)	11,793円
	熊本小国	578円	29,313円
	高森	460円	23,526円
	南阿蘇	63円	25,461円
	木山	841円	31,567円
	矢部別館	368円	16,616円
	荒尾	148円	7,174円
	宇土	328円	11,905円
	合志	135円	8,499円
	熊本小島	627円	12,464円
	天明	88円	17,650円
	日奈久	295円	5,748円
	府本	85円	6,991円
	荒尾緑ヶ丘	466円	28,978円
	網田	228円	13,614円
	三角	433円	8,561円
	松橋城南	323円	14,665円
	堅志田	163円	11,343円
	砥用	106円	17,221円
	佐明	46円	16,929円
	天水	275円	13,737円
	南関	248円	11,786円
	熊本長洲	184円	7,327円
	鹿本	369円	16,848円
	菊陽	979円	9,988円
	泗水	257円	14,041円
	南小国	440円	23,786円
	熊本西原	435円	14,470円
	嘉島	277円	26,449円
	甲佐	480円	8,869円
	坂本	148円	311,798円
	熊本鏡	166円	14,412円
	宮原	174円	11,762円
	東陽	209円	32,692円
	湯浦	173円	33,906円
	津奈木	294円	16,861円
	錦	253円	24,768円
	多良木	215円	22,866円
	大矢野	894円	7,193円

	楠泊	201円	13,042円
	式見	633円	30,638円
	三川内	820円	34,142円
	紐差	235円	36,154円
	津吉	113円	14,846円
	今福	161円	28,187円
	西彼大串	306円	17,234円
	南風崎	668円	12,904円
	有喜	136円	29,424円
	鷗知	599円	167,825円
	崎戸	84円	33,129円
	雲仙	52円	27,834円
	伊万里福島	251円	17,483円
	鹿島	152円	16,639円
	野母崎	500円	21,536円
	加津佐	94円	21,895円
	長崎口之津	151円	13,762円
	南有馬	599円	14,148円
	富江	181円	10,821円
	青方	269円	14,967円
	五島桺島	70円	30,479円
	長崎高島	63円	21,286円
	三井美	124円	15,929円
	小値賀別	116円	86,038円
	新魚目交換局	320円	56,131円
	生月電交	329円	17,210円
	大瀬戸黒崎	365円	34,711円
	長崎岐宿	214円	17,911円
	長崎奈留	1,048円	15,828円
	奈良尾	134円	20,729円
	南串山	243円	10,565円
	肥前大島	93円	60,119円
	平戸大島	103円	18,550円
	北有馬	287円	33,273円
	有川若松	93円	29,242円
	池島	122円	53,376円
熊本県	東	1,952円	18,481円
	健軍	1,027円	11,241円
	立田	723円	20,904円
	田迎	1,463円	16,818円
	桜町	1,677円	24,379円
	熊本清水	957円	15,676円
	北部	546円	16,387円
	帯山	1,251円	26,179円
	託麻別館	1,244円	14,806円
	新川尻	817円	13,635円
	熊本南部	395円	12,994円
	郡築	166円	40,247円
	人吉別館	128円	43,592円
	水俣	1,128円	10,617円
	玉名	307円	11,622円
	本渡	603円	17,183円
	山鹿	216円	7,573円
	牛深	143円	20,558円
	菊池	592円	8,750円
	松橋	433円	19,112円
	松橋小川	122円	10,776円
	植木岩野	717円	9,907円
	熊本大津	258円	26,805円
	西合志	280円	6,867円
	一の宮	(蔵)	10,174円
	熊本小国	678円	24,585円
	高森	471円	20,307円
	南阿蘇	64円	31,966円
	木山	834円	43,687円
	矢部別館	431円	14,728円
	荒尾	162円	6,386円
	宇土	360円	12,955円
	合志	143円	8,151円
	熊本小島	607円	11,324円
	天明	91円	15,186円
	日奈久	317円	24,910円
	府本	103円	6,234円
	荒尾緑ヶ丘	581円	25,251円
	網田	248円	23,845円
	三角	474円	7,641円
	松橋城南	300円	12,850円
	堅志田	174円	10,648円
	砥用	123円	15,194円
	佐明	52円	16,159円
	天水	307円	13,813円
	南関	214円	10,186円
	熊本長洲	194円	9,004円
	鹿本	387円	17,673円
	菊陽	2,271円	9,462円
	泗水	261円	12,169円
	南小国	425円	19,523円
	熊本西原	483円	23,559円
	嘉島	299円	22,308円
	甲佐	483円	7,702円
	坂本	197円	274,034円
	熊本鏡	169円	13,077円
	宮原	184円	10,436円
	東陽	230円	28,247円
	湯浦	202円	28,962円
	津奈木	317円	14,702円
	錦	265円	21,488円
	多良木	230円	20,253円
	大矢野	889円	14,248円

	本渡松島	363円	93,428円
	赤崎	246円	20,390円
	飽田	515円	58,448円
	竜峰	338円	7,783円
	松橋豊野	33円	9,142円
	玉東	317円	27,671円
	菊水	240円	5,959円
	坊中	150円	17,501円
	御船	268円	29,957円
	千丁	458円	14,034円
	水俣田浦	187円	14,600円
	熊本河内	430円	34,488円
	水源	129円	17,754円
	郡浦	125円	12,291円
	鹿北	188円	60,992円
	菊鹿	135円	11,330円
	鹿央	87円	30,680円
	旭志	197円	28,342円
	矢部清和	78円	20,534円
	戸北	428円	12,348円
	湯前	131円	29,677円
	姫戸	263円	40,102円
	三加和	122円	12,763円
	阿蘇	200円	49,067円
	本渡富岡	354円	25,431円
	河浦	246円	28,893円
	蘇陽	180円	23,729円
	免田	246円	10,460円
	一勝地	90円	36,214円
	竜ヶ岳	307円	101,797円
	五和	519円	16,258円
	玉名大浜	223円	36,737円
	横島	157円	12,255円
	松合	178円	15,261円
	梧本	241円	13,411円
	倉岳	326円	45,962円
	天草	275円	28,468円
	本渡新和	176円	13,523円
	御所浦	152円	20,689円
大分県	大分	2,093円	31,951円
	鶴崎	290円	21,397円
	大分東	783円	17,304円
	大分滝尾	365円	19,375円
	大分大道	1,096円	23,767円
	大分市外	707円	24,640円
	大分別府	425円	12,431円
	別府北	458円	7,103円
	知水	75円	11,694円
	新中津	329円	10,432円
	日田三本松	299円	21,106円
	佐伯	511円	37,466円
	臼杵	384円	33,736円
	津久見	247円	15,446円
	大分竹田	198円	19,963円
	豊後高田	273円	17,214円
	杵築別館	271円	24,754円
	大分宇佐	245円	16,186円
	国東	191円	18,795円
	日出	557円	6,087円
	由布院	493円	34,986円
	大分三重	195円	23,387円
	玖珠	455円	14,889円
	大分種田	812円	14,275円
	大分中津	277円	35,606円
	大分戸次	699円	27,864円
	鶴崎松岡	376円	16,034円
	長洲	(無)	13,456円
	豊後高田田原	58円	9,160円
	大分箕栗	794円	19,740円
	坂ノ市別館	538円	10,632円
	海崎	80円	7,314円
	保戸島	227円	45,120円
	宇佐八幡	205円	6,444円
	山香	265円	7,035円
	大分挾間	311円	14,647円
	大分庄内	220円	29,545円
	佐賀間	134円	10,745円
	幸崎	164円	22,231円
	佐伯弥生	454円	19,493円
	野津	302円	16,237円
	緒方	168円	11,194円
	三重大野	261円	11,168円
	三重千歳	55円	13,678円
	天ヶ瀬	445円	21,019円
	三光	177円	14,699円
	大分野津原	333円	14,324円
	直川	210円	25,327円
	本耶馬溪	254円	18,602円
	院内	117円	15,574円
	安心院	194円	6,319円
	真玉	127円	12,699円
	国東国見	119円	17,130円
	国東富来	161円	10,796円
	佐伯鶴見	363円	11,605円
	竹田荻	83円	10,701円
	日田大山	361円	30,251円
	大分犬飼	247円	11,772円
	大分吉野	70円	10,649円
	安岐	163円	16,039円

	本渡松島	382円	48,472円
	赤崎	280円	28,322円
	飽田	549円	50,181円
	竜峰	365円	15,717円
	松橋豊野	35円	8,707円
	玉東	324円	29,564円
	菊水	255円	58,927円
	坊中	153円	22,241円
	御船	301円	24,996円
	千丁	473円	21,402円
	水俣田浦	211円	12,495円
	熊本河内	471円	17,564円
	水源	154円	16,357円
	郡浦	147円	10,347円
	鹿北	203円	53,989円
	菊鹿	146円	61,273円
	鹿央	93円	26,733円
	旭志	213円	37,957円
	矢部清和	82円	17,713円
	戸北	454円	12,589円
	湯前	142円	26,012円
	姫戸	280円	34,433円
	三加和	127円	11,010円
	阿蘇	219円	40,834円
	本渡富岡	357円	30,607円
	河浦	281円	27,715円
	蘇陽	181円	21,020円
	免田	267円	9,381円
	一勝地	116円	31,543円
	竜ヶ岳	337円	106,870円
	五和	500円	26,024円
	玉名大浜	241円	19,174円
	横島	174円	10,850円
	松合	198円	14,092円
	梧本	262円	17,882円
	倉岳	344円	40,334円
	天草	287円	23,354円
	本渡新和	186円	28,026円
	御所浦	195円	179,637円
大分県	大分	1,953円	27,972円
	鶴崎	318円	18,805円
	大分東	866円	15,848円
	大分滝尾	414円	17,254円
	大分大道	1,094円	22,394円
	大分市外	752円	21,495円
	大分別府	428円	11,246円
	別府北	464円	6,458円
	知水	80円	10,681円
	新中津	383円	10,729円
	日田三本松	314円	18,063円
	佐伯	551円	22,321円
	臼杵	430円	29,427円
	津久見	240円	13,692円
	大分竹田	227円	19,859円
	豊後高田	330円	15,154円
	杵築別館	296円	21,078円
	大分宇佐	264円	15,667円
	国東	195円	17,509円
	日出	579円	6,077円
	由布院	499円	29,811円
	大分三重	204円	23,902円
	玖珠	432円	13,232円
	大分種田	964円	14,393円
	大分中津	285円	31,377円
	大分戸次	772円	24,064円
	鶴崎松岡	414円	13,726円
	長洲	(無)	11,628円
	豊後高田田原	65円	8,595円
	大分箕栗	916円	17,067円
	坂ノ市別館	675円	10,669円
	海崎	83円	12,847円
	保戸島	295円	72,721円
	宇佐八幡	213円	5,547円
	山香	263円	5,933円
	大分挾間	445円	12,260円
	大分庄内	259円	25,356円
	佐賀間	144円	9,216円
	幸崎	180円	19,461円
	佐伯弥生	472円	16,524円
	野津	287円	13,826円
	緒方	183円	10,140円
	三重大野	291円	9,278円
	三重千歳	63円	11,990円
	天ヶ瀬	454円	18,450円
	三光	189円	12,932円
	大分野津原	370円	21,929円
	直川	232円	22,086円
	本耶馬溪	268円	23,059円
	院内	125円	13,265円
	安心院	199円	10,183円
	真玉	140円	11,191円
	国東国見	124円	18,680円
	国東富来	169円	9,366円
	佐伯鶴見	382円	9,956円
	竹田荻	87円	9,655円
	日田大山	414円	31,356円
	大分犬飼	172円	19,245円
	大分吉野	83円	9,567円
	安岐	176円	13,971円

		武蔵	279円	7,920円			武蔵	283円	6,497円
		宇目	198円	10,784円			宇目	214円	10,187円
		蒲江	183円	16,433円			蒲江	196円	14,248円
		那馬溪下郷	208円	29,347円			那馬溪下郷	227円	25,206円
		山国	133円	28,874円			山国	150円	29,949円
		香々地	98円	12,494円			香々地	117円	15,843円
		三重清川	45円	15,823円			三重清川	54円	14,158円
		久住	308円	62,854円			久住	356円	55,886円
		恵良	(無)	14,761円			恵良	(無)	12,622円
		津江	220円	11,472円			津江	257円	9,995円
		那馬溪	256円	14,465円			那馬溪	286円	12,754円
		合河	172円	21,228円			合河	193円	18,481円
		新畑之浦	213円	40,318円			新畑之浦	223円	33,006円
		朝地	77円	39,797円			朝地	98円	33,988円
		長湯	122円	10,354円			長湯	146円	9,547円
		城原	77円	12,705円			城原	92円	9,506円
		田染	88円	35,559円			田染	116円	52,500円
		佐伯上浦	196円	22,217円			佐伯上浦	233円	24,933円
		東中浦	92円	36,325円			東中浦	126円	25,123円
宮崎県		生目	298円	18,609円	宮崎県		生目	314円	16,815円
		宮崎大淀	650円	41,839円			宮崎大淀	652円	35,855円
		木花	700円	26,844円			木花	704円	21,769円
		都城	518円	23,854円			都城	561円	20,765円
		都城荘内	70円	7,252円			都城荘内	76円	10,721円
		沖水	168円	16,888円			沖水	177円	54,363円
		都城中郷	80円	15,842円			都城中郷	88円	12,494円
		土々呂	445円	9,816円			土々呂	455円	8,474円
		延岡市外	448円	13,733円			延岡市外	476円	11,565円
		日南	200円	13,160円			日南	203円	11,725円
		宮崎小林	263円	22,526円			宮崎小林	240円	19,647円
		日向別館	221円	36,816円			日向別館	234円	32,796円
		西都	330円	9,449円			西都	324円	16,512円
		高城	165円	18,381円			高城	175円	20,970円
		宮崎住吉	544円	10,133円			宮崎住吉	562円	8,951円
		柳瀬	286円	25,387円			柳瀬	294円	32,170円
		宮崎本郷	490円	10,808円			宮崎本郷	532円	10,889円
		志和池	74円	57,271円			志和池	82円	50,086円
		大堂津	117円	26,903円			大堂津	138円	23,185円
		鉄肥	142円	12,204円			鉄肥	150円	10,175円
		西小林	153円	13,364円			西小林	165円	20,240円
		串間	220円	23,610円			串間	224円	21,463円
		三財	235円	23,123円			三財	238円	21,597円
		えひの営機械	177円	12,600円			えひの営機械	176円	10,899円
		飯野駅前	157円	13,114円			飯野駅前	156円	11,136円
		清武	696円	35,920円			清武	711円	30,553円
		宮崎田野	213円	9,703円			宮崎田野	286円	8,373円
		佐土原	281円	16,751円			佐土原	284円	11,128円
		西佐土原	208円	25,249円			西佐土原	205円	18,887円
		日南北郷	285円	67,819円			日南北郷	285円	59,310円
		日南南郷	180円	19,844円			日南南郷	192円	17,050円
		三股	195円	13,284円			三股	200円	11,897円
		都城高崎	127円	7,872円			都城高崎	144円	14,851円
		高原	142円	15,220円			高原	162円	21,099円
		小林野尻	217円	22,420円			小林野尻	218円	19,672円
		紙屋	95円	13,900円			紙屋	108円	12,179円
		宮崎高岡	184円	9,158円			宮崎高岡	280円	99,357円
		国富	259円	24,452円			国富	359円	25,860円
		綾	171円	32,865円			綾	278円	28,467円
		高鍋営業所 1	257円	5,811円			高鍋営業所 1	271円	4,716円
		新富	293円	8,276円			新富	348円	7,165円
		木城	321円	14,679円			木城	334円	11,675円
		川南	145円	19,002円			川南	161円	16,320円
		都農	167円	13,681円			都農	163円	11,720円
		門川	269円	7,827円			門川	284円	7,236円
		大東	95円	11,189円			大東	104円	10,069円
		都城山田	148円	12,322円			都城山田	140円	35,312円
		高千穂別館	197円	14,691円			高千穂別館	226円	13,640円
		都城高野	122円	17,122円			都城高野	144円	15,051円
		美々津	242円	12,342円			美々津	247円	10,451円
		岩臨	(無)	21,331円			岩臨	(無)	16,550円
		真幸	195円	14,959円			真幸	201円	12,957円
		山陰	132円	12,191円			山陰	145円	10,947円
		神門	182円	10,880円			神門	195円	22,067円
		日向西郷	106円	12,714円			日向西郷	95円	11,819円
鹿児島県		宇納間	56円	10,904円	鹿児島県		宇納間	61円	16,323円
		曾木	132円	10,897円			曾木	139円	9,939円
		北川	192円	16,338円			北川	216円	20,953円
		延岡北浦	315円	19,873円			延岡北浦	251円	17,611円
		宮崎東	244円	62,270円			宮崎東	249円	62,799円
		青島	221円	26,310円			青島	232円	22,431円
		都城山之口	(無)	9,773円			都城山之口	(無)	11,771円
		日之影	127円	16,719円			日之影	139円	24,909円
		五ヶ瀬	152円	7,428円			五ヶ瀬	194円	16,479円
		宮崎内海	305円	14,283円			宮崎内海	351円	90,363円
		薩摩	112円	17,815円			薩摩	119円	26,663円
		都井	(無)	91,345円			都井	(無)	80,289円
		市木	133円	14,047円			市木	120円	12,526円
		南浦	197円	16,639円			南浦	200円	21,022円
		須木	117円	18,125円			須木	132円	12,620円
		天の岩戸	275円	48,881円			天の岩戸	175円	48,116円
		鴨池甲南新館	3,127円	19,996円			鴨池甲南新館	3,146円	16,691円
		谷山	1,150円	23,386円			谷山	1,157円	20,439円
		伊敷	1,025円	15,696円			伊敷	1,042円	13,655円
		原良	3,142円	14,982円			原良	3,230円	13,157円
		広木	2,683円	14,165円			広木	3,029円	12,978円
		坂之上	1,534円	8,580円			坂之上	1,836円	8,479円
		鹿児島川内	568円	21,654円			鹿児島川内	589円	18,960円
		鹿屋	273円	13,684円			鹿屋	317円	18,099円
		枕崎	148円	17,655円			枕崎	149円	15,226円

名瀬	754円	16,701円
出水	153円	10,658円
指宿	328円	12,312円
加世田	196円	11,112円
国分	475円	14,651円
種子島	138円	20,679円
加治木	488円	17,294円
帖佐	379円	17,145円
丸尾	57円	11,471円
志布志	97円	8,497円
屋久島	78円	19,890円
徳之島	227円	29,871円
鹿児島吉野	364円	11,793円
鹿児島春日	1,664円	18,341円
鹿児島大口	261円	12,652円
隼人	381円	50,770円
河頭	96円	15,848円
高須	67円	14,110円
大始良	79円	12,465円
鹿屋南	23円	17,031円
串木野	170円	14,493円
阿久根	180円	9,182円
米之津	90円	14,678円
宮ヶ浜	58円	8,731円
鹿児島垂水	113円	25,946円
指宿山川	45円	21,949円
開聞	59円	12,568円
知覧	215円	19,023円
知覧瀬世	25円	8,299円
加世田川辺	174円	17,666円
市来	178円	10,156円
東市来	169円	16,764円
伊集院	279円	19,286円
松元	118円	34,506円
伊集院郡山	346円	27,816円
金峰	165円	9,207円
入来	43円	61,087円
宮之城	100円	31,205円
高尾野	83円	10,506円
菱刈	62円	7,876円
隴生	106円	10,210円
十三塚原	67円	12,033円
加治木横川	80円	32,025円
栗野	236円	10,759円
吉松	50円	15,888円
霧島	(麟)	9,442円
岩川	128円	7,742円
財部	46円	11,790円
都城末吉	317円	52,608円
志布志有明	143円	12,271円
蓬原	93円	15,633円
志布志大崎	61円	9,327円
菱田	35円	17,609円
串良	47円	11,148円
鹿屋高山	124円	13,534円
吾平	76円	14,993円
大根占	135円	9,901円
根占	84円	14,823円
古江	183円	10,742円
川内東郷	254円	35,031円
牧ノ原	100円	11,552円
百引	102円	29,142円
志布志松山	25円	12,567円
大根占田代	67円	58,927円
川内西方	17円	12,055円
城上	57円	19,544円
高隈	162円	11,141円
阿久根脇本	104円	12,275円
阿久根大川	36円	11,809円
鹿屋新城	43円	14,236円
牛根	207円	14,286円
西保島	178円	29,393円
喜入	168円	31,545円
瀬々串	92円	11,003円
緒娃	111円	8,330円
石垣	(麟)	12,984円
笠沙	61円	9,426円
加世田大浦	162円	15,218円
樋脇	74円	29,131円
市比野	119円	13,631円
宮野城鶴田	217円	27,872円
薩摩	151円	27,495円
那谷院	137円	14,846円
出水野田	199円	11,969円
牧園	95円	14,831円
細山田	39円	12,284円
内の浦	200円	18,170円
佐多	125円	27,100円
喜界島	297円	39,509円
鹿児島吉田	219円	11,135円
伊集院吹上	67円	12,420円
出水鹿巢	285円	11,425円
指江	216円	14,433円
竜郷	53円	16,085円
笠利	472円	22,478円
天城	93円	22,521円
伊仙	326円	23,424円
与論島	46円	25,417円
川内羽島	178円	12,017円
山門野	162円	11,155円
瀬戸内	1,114円	22,157円

名瀬	782円	15,148円
出水	155円	9,666円
指宿	341円	12,265円
加世田	216円	10,706円
国分	483円	13,862円
種子島	127円	21,349円
加治木	497円	15,215円
帖佐	406円	17,313円
丸尾	146円	19,878円
志布志	92円	7,804円
屋久島	83円	19,948円
徳之島	244円	26,218円
鹿児島吉野	385円	10,751円
鹿児島春日	1,700円	16,381円
鹿児島大口	230円	10,986円
隼人	424円	42,404円
河頭	77円	14,009円
高須	74円	12,667円
大始良	84円	24,187円
鹿屋南	25円	21,252円
串木野	180円	16,156円
阿久根	216円	17,687円
米之津	93円	20,277円
宮ヶ浜	65円	7,980円
鹿児島垂水	110円	23,021円
指宿山川	43円	23,306円
開聞	76円	61,798円
知覧	227円	16,683円
知覧瀬世	27円	11,455円
加世田川辺	186円	22,008円
市来	210円	8,932円
東市来	183円	14,874円
伊集院	287円	16,811円
松元	132円	23,345円
伊集院郡山	310円	23,988円
金峰	157円	8,507円
入来	51円	31,000円
宮之城	102円	23,112円
高尾野	86円	13,946円
菱刈	56円	10,952円
隴生	84円	9,140円
十三塚原	74円	11,176円
加治木横川	78円	26,561円
栗野	242円	16,105円
吉松	49円	23,409円
霧島	(麟)	8,483円
岩川	130円	7,201円
財部	54円	11,527円
都城末吉	314円	41,154円
志布志有明	157円	20,198円
蓬原	94円	30,612円
志布志大崎	75円	27,004円
菱田	45円	22,729円
串良	54円	34,946円
鹿屋高山	139円	17,224円
吾平	98円	21,046円
大根占	164円	9,317円
根占	78円	12,899円
古江	192円	9,702円
川内東郷	277円	30,690円
牧ノ原	106円	69,402円
百引	107円	34,153円
志布志松山	22円	11,195円
大根占田代	84円	36,696円
川内西方	23円	87,248円
城上	76円	16,421円
高隈	175円	10,431円
阿久根脇本	107円	10,596円
阿久根大川	42円	24,883円
鹿屋新城	47円	12,963円
牛根	235円	20,771円
西保島	204円	29,012円
喜入	157円	27,268円
瀬々串	95円	29,263円
緒娃	116円	7,570円
石垣	(麟)	11,558円
笠沙	64円	8,572円
加世田大浦	176円	13,533円
樋脇	75円	32,919円
市比野	140円	12,111円
宮野城鶴田	224円	24,537円
薩摩	176円	58,464円
那谷院	146円	13,119円
出水野田	220円	10,804円
牧園	98円	13,150円
細山田	42円	11,678円
内の浦	199円	23,036円
佐多	155円	30,814円
喜界島	316円	38,460円
鹿児島吉田	258円	10,150円
伊集院吹上	60円	11,133円
出水鹿巢	314円	16,809円
指江	212円	26,604円
竜郷	56円	36,002円
笠利	534円	30,321円
天城	91円	25,760円
伊仙	359円	20,502円
与論島	49円	26,025円
川内羽島	189円	10,929円
山門野	172円	15,165円
瀬戸内	1,184円	23,186円

沖縄県	知名	167円	19,964円
	木暮	64円	58,465円
	勝能	68円	204,740円
	管純	86円	26,470円
	与路島	85円	340,013円
	讀島	117円	325,626円
	節子	238円	41,963円
	生見	58円	12,654円
	中種子	201円	30,654円
	南種子	390円	18,754円
	母間	46円	12,170円
	沖之永良部	152円	35,278円
	坊	152円	12,852円
	伊集院日吉	51円	17,833円
	現和	80円	16,035円
	国上	74円	18,317円
	早町	34円	24,770円
	中甕	217円	32,114円
	寄宮	2,176円	19,016円
	牧志	2,852円	17,063円
	小禄	2,871円	17,429円
	首里	5,969円	12,154円
	田場	331円	6,686円
	大謝名	2,917円	9,117円
	普天間	1,280円	13,524円
	沖縄宮古	574円	17,045円
	八重山	849円	17,423円
	浦添別	2,110円	18,036円
	名護別館	724円	23,288円
	前原	704円	7,309円
	コザ	742円	35,258円
	胡屋	1,324円	8,957円
	コザ北谷	1,946円	11,641円
	豊見城	1,217円	19,596円
	与那原	1,032円	8,042円
	南風原	1,305円	27,697円
	久辺	104円	111,045円
	嘉手納	2,316円	16,561円
	沖縄石川別	378円	20,548円
	具志川	665円	28,083円
	仲屋次	148円	22,215円
	米須	278円	28,074円
	今帰仁	520円	15,828円
	本部	403円	9,223円
	コザ金武	542円	38,601円
	与那城	398円	5,747円
	読谷	713円	12,851円
	中城	863円	8,980円
	東風平	648円	11,184円
	与那原玉城	166円	17,524円
	佐敷	317円	10,872円
	本部山川	188円	14,779円
	北中城	1,558円	33,734円
	南大東	50円	44,241円
	北大東	48円	681,093円
	久米島	438円	63,137円
	城辺	211円	18,699円
	沖縄上野	191円	33,879円
	平安座	130円	26,360円
	鹿間味	15円	26,136円
	伊良部	288円	31,269円
	波照間	75円	12,983円
	与那国	283円	99,095円
	国頭別	270円	15,400円
	伊江	471円	47,728円
	伊是名	74円	20,137円
	伊平屋	54円	48,964円
	多良間	119円	77,035円
	国頭安田	33円	73,123円
	栗園	54円	14,203円
	渡名喜	50円	14,271円
	八重山黒島	79円	118,476円
	八重山小浜	125円	21,988円
沖縄県	知名	96円	18,009円
	木暮	72円	74,374円
	勝能	77円	110,092円
	管純	100円	23,570円
	与路島	102円	344,335円
	讀島	153円	271,262円
	節子	289円	36,255円
	生見	61円	19,120円
	中種子	178円	26,540円
	南種子	477円	25,408円
	母間	52円	75,559円
	沖之永良部	146円	38,544円
	坊	156円	19,351円
	伊集院日吉	53円	15,972円
	現和	92円	20,668円
	国上	84円	23,116円
	早町	38円	28,659円
	中甕	206円	52,381円
	寄宮	2,321円	16,964円
	牧志	2,782円	19,404円
	小禄	2,358円	15,652円
	首里	5,257円	12,118円
	田場	328円	9,065円
	大謝名	2,225円	16,389円
	普天間	1,063円	12,032円
	沖縄宮古	558円	16,866円
	八重山	987円	20,805円
	浦添別	2,329円	14,926円
	名護別館	840円	36,888円
	前原	786円	8,062円
	コザ	845円	26,985円
	胡屋	1,083円	7,121円
	コザ北谷	2,059円	12,549円
	豊見城	1,348円	19,130円
	与那原	1,246円	16,552円
	南風原	1,472円	25,097円
	久辺	102円	93,799円
	嘉手納	2,135円	16,128円
	沖縄石川別	430円	19,172円
	具志川	632円	36,444円
	仲屋次	164円	21,225円
	米須	289円	25,227円
	今帰仁	565円	14,586円
	本部	456円	8,156円
	コザ金武	653円	23,661円
	与那城	429円	6,227円
	読谷	771円	12,753円
	中城	842円	9,888円
	東風平	713円	16,302円
	与那原玉城	193円	17,104円
	佐敷	338円	14,096円
	本部山川	342円	18,999円
	北中城	1,801円	31,114円
	南大東	52円	45,255円
	北大東	54円	275,568円
	久米島	428円	131,406円
	城辺	207円	15,988円
	沖縄上野	279円	27,772円
	平安座	166円	21,954円
	鹿間味	21円	25,000円
	伊良部	483円	27,749円
	波照間	93円	13,738円
	与那国	305円	85,257円
	国頭別	308円	14,749円
	伊江	474円	40,785円
	伊是名	80円	65,998円
	伊平屋	62円	98,509円
	多良間	155円	68,881円
	国頭安田	43円	58,148円
	栗園	70円	10,264円
	渡名喜	60円	10,849円
	八重山黒島	91円	159,187円
	八重山小浜	180円	141,073円
	浦間	139円	50,474円

- 第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)
1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	33,822円
石川県	37,215円
福井県	27,993円
岐阜県	30,680円
静岡県	51,746円
愛知県	49,671円
三重県	36,394円
滋賀県	54,693円
京都府	40,642円
大阪府	59,725円
兵庫県	53,742円
奈良県	34,819円
和歌山県	18,934円
鳥取県	69,238円
島根県	26,612円
岡山県	61,554円
広島県	59,295円
山口県	36,540円
徳島県	67,861円
香川県	42,910円
愛媛県	52,587円
高知県	37,875円
福岡県	65,241円
佐賀県	23,252円
長崎県	19,248円
熊本県	36,213円
大分県	48,554円
宮崎県	38,068円
鹿児島県	50,874円
沖縄県	52,043円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	(略)
石川県	160円
福井県	164円
岐阜県	199円
静岡県	224円
愛知県	204円
三重県	203円
滋賀県	(略)
京都府	(略)
大阪府	238円
兵庫県	264円
奈良県	234円
和歌山県	262円
鳥取県	195円
島根県	(略)
岡山県	189円
広島県	200円
山口県	162円
徳島県	207円
香川県	193円
愛媛県	181円
高知県	169円
福岡県	245円
佐賀県	(略)
長崎県	166円
熊本県	233円
大分県	225円
宮崎県	160円
鹿児島県	212円
沖縄県	304円

- 第3 電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,023円とします。

- 第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)
1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	34,057円
石川県	37,387円
福井県	28,323円
岐阜県	30,466円
静岡県	51,331円
愛知県	50,126円
三重県	36,531円
滋賀県	62,847円
京都府	40,403円
大阪府	58,419円
兵庫県	52,698円
奈良県	34,144円
和歌山県	18,699円
鳥取県	69,630円
島根県	26,826円
岡山県	61,460円
広島県	59,861円
山口県	36,468円
徳島県	67,472円
香川県	42,782円
愛媛県	52,312円
高知県	39,339円
福岡県	62,396円
佐賀県	22,736円
長崎県	18,849円
熊本県	35,916円
大分県	48,445円
宮崎県	37,887円
鹿児島県	49,533円
沖縄県	44,223円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	(略)
石川県	164円
福井県	169円
岐阜県	196円
静岡県	221円
愛知県	208円
三重県	206円
滋賀県	(略)
京都府	(略)
大阪府	230円
兵庫県	262円
奈良県	230円
和歌山県	258円
鳥取県	197円
島根県	(略)
岡山県	191円
広島県	203円
山口県	159円
徳島県	206円
香川県	191円
愛媛県	185円
高知県	168円
福岡県	241円
佐賀県	(略)
長崎県	161円
熊本県	232円
大分県	228円
宮崎県	158円
鹿児島県	209円
沖縄県	259円

- 第3 電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,331円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額
(略)
(1) (略)
(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 17,111円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 315円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額
第1 (略)

第2 中間配線壁に係るもの
1 (略)
2 料金額

区分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線壁利用機能	1ポートごとに月額	47円	_____

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額
(略)
(1) (略)
(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 18,137円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 339円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額
第1 (略)

第2 中間配線壁に係るもの
1 (略)
2 料金額

区分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線壁利用機能	1ポートごとに月額	87円	_____

別表 1 接続により提供する機能
1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）、メタル回線収容装置又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
市内伝送機能	加入者交換機間の相互接続通信（市内中継交換機を経由する通信を含みます。）を伝送する機能	
中継系交換機能	市外中継交換機又は関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
中継伝送機能	加入者交換機と市外中継交換機との間又は加入者交換機若しくは市外中継交換機と協定事業者が設置する電気通信設備との間等の相互接続通信を伝送する機能	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
(略)	(略)	(略)
音声パケット変換機能	協定事業者の電気通信設備を I G S で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	
信号伝送機能	信号用伝送路、中継伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	
(略)	(略)	(略)
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応して I P アドレスを出力する機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。
(略)	(略)	(略)

別表 1 接続により提供する機能
1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	メタル回線収容装置、一般収容局ルータ又はワイヤレス固定電話用設備により相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
削除		
関門系ルータ機能	関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
削除		
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
(略)	(略)	(略)
削除		
削除		
(略)	(略)	(略)
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応して I P アドレスを出力する機能	
ワイヤレス固定電話用制御等機能	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。
(略)	(略)	(略)

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～カ (略) キ 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「PHS 事業者」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載された PHS 事業者から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び PHS 事業者の設備に係る区間を経由して經由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又は PHS 事業者の設備に係る区間及び当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「着信事業者」欄に記載された PHS 事業者に着信する場合があります。 ク 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又は PHS 事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります、ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「PHS 事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された PHS 事業者に着信する場合があります。これらの場合において、本表に規定する第 2 表から第 4 表の変更はありません。 ケ～サ (略) シ 2－2 表又は 2－3 表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき (ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき (エ) 当社又は特定端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS 事業者が着信事業者となるとき

- 2 利用者料金設定、請求事業者等
- 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ～ A 1 の 8	(略)

別表 2 接続形態
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～カ (略) キ 削除 ク 第 1 欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第 1 表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります、ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。この場合において、本表に規定する第 2 表から第 4 表の変更はありません。 ケ～サ (略) シ 2－2 表又は 2－3 表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき (ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき

- 2 利用者料金設定、請求事業者等
- 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ～ A 1 の 8	(略)

A 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：当社 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
A 1 の 1 0 ～ A 1 の 1 5	(略)
A 1 の 1 6	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：当社 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
A 1 の 1 7 ～ B 1 の 6	(略)
B 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
B 1 の 8 ～ B 1 の 1 1	(略)
B 1 の 1 2	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
B 1 の 1 3 ～ C 1 の 1 2	(略)
C 1 の 1 3	(7) (イ) 以外の区間：端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：P H S 事業者
C 1 の 1 4 ～ D 1 の 4	(略)
D 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 6 ～ D 1 の 9 － 2	(略)
D 1 の 9 － 3	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：P H S 事業者
D 1 の 1 0 ～ D 1 の 2 1	(略)
D 1 の 2 2	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 2 3 ～ D 1 の 2 8	(略)
D 1 の 2 9	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 3 0 ～ D 1 の 3 2	(略)
D 1 の 3 3	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 1 の 3 4 ～ D 3 の 6	(略)
D 3 の 7	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者（発側から 1 社目の中継事業者） (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 3 の 7 － 2 ～ D 3 の 1 0 － 2	(略)
D 3 の 1 0 － 3	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者（発側から 1 社目の中継事業者） (イ) 発信事業者欄：P H S 事業者
D 3 の 1 1 ～ D 4 の 6	(略)

A 1 の 9	削除
A 1 の 1 0 ～ A 1 の 1 5	(略)
A 1 の 1 6	削除
A 1 の 1 7 ～ B 1 の 6	(略)
B 1 の 7	削除
B 1 の 8 ～ B 1 の 1 1	(略)
B 1 の 1 2	削除
B 1 の 1 3 ～ C 1 の 1 2	(略)
C 1 の 1 3	削除
C 1 の 1 4 ～ D 1 の 4	(略)
D 1 の 5	削除
D 1 の 6 ～ D 1 の 9 － 2	(略)
D 1 の 9 － 3	削除
D 1 の 1 0 ～ D 1 の 2 1	(略)
D 1 の 2 2	削除
D 1 の 2 3 ～ D 1 の 2 8	(略)
D 1 の 2 9	削除
D 1 の 3 0 ～ D 1 の 3 2	(略)
D 1 の 3 3	削除
D 1 の 3 4 ～ D 3 の 6	(略)
D 3 の 7	削除
D 3 の 7 － 2 ～ D 3 の 1 0 － 2	(略)
D 3 の 1 0 － 3	削除
D 3 の 1 1 ～ D 4 の 6	(略)
D 4 の 7	削除
D 4 の 8 ～ E 1 の 5	(略)
E 1 の 6	削除
E 1 の 7 ～ F 1 の 7	(略)
F 1 の 8	削除
F 1 の 9 ～ F 3	(略)
G 1	削除
G 1 の 2	削除
G 1 の 3	削除
G 1 の 4	削除
G 1 の 5	削除
G 1 の 6	削除
G 1 の 7	削除

D 4 の 7	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者(発側から 2 社目の中継事業者) (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
D 4 の 8 ～ E 1 の 5	(略)
E 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：特定中継事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
E 1 の 7 ～ F 1 の 7	(略)
F 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：携帯・自動車電話事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
F 1 の 9 ～ F 3	(略)
G 1	P H S 事業者
G 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
G 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
G 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
G 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
G 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
G 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
G 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
G 1 の 9 - 2	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：2 - 2 表による
G 1 の 1 0	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
G 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 1 2	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
G 1 の 1 3	(7) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
G 2	P H S 事業者(発信事業者)
H 1 ～ K 1 の 5	(略)
K 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
K 1 の 7 ～ L 1 の 6	(略)
L 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：端末回線線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
L 1 の 8 ～ O 1	(略)
P 1	無線呼出し事業者

G 1 の 8	削除
G 1 の 9	削除
G 1 の 9 - 2	削除
G 1 の 1 0	削除
G 1 の 1 1	削除
G 1 の 1 2	削除
G 1 の 1 3	削除
G 2	削除
H 1 ～ K 1 の 5	(略)
K 1 の 6	削除
K 1 の 7 ～ L 1 の 6	(略)
L 1 の 7	削除
L 1 の 8 ～ O 1	(略)
P 1	削除

別表 3 様式
様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更し
たい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所		公表約款第 5 条第 1 項標準的接続箇所表中第 欄とする。	
接続約款記載以外の接続箇所		別紙 1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。	
2. 電気通信設備の分界点			
(1) 相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1) 弊社接続対象地域		(N T T 東日本／N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。)	
		弊社網接続エリア：	
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域		N T T 東日本／N T T 西日本網接続エリア：	
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無		有 無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		公表約款第 1 1 章技術的条件	
		技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。	
		信号網構成	対応網 準対応網
		信号速度	4. 8kb/s 48kb/s
		回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能
		両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合		別紙 1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。	
5. 電気通信設備の建設に係る事項			

別表 3 様式
様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更し
たい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所				
接続約款記載の接続箇所		公表約款第 5 条第 1 項標準的接続箇所表中第 欄とする。		
接続約款記載以外の接続箇所				
2. 電気通信設備の分界点				
(1) 相互接続点設置希望場所				
3. 接続対象地域				
(1) 弊社接続対象地域		(N T T 東日本／N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。)		
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域		弊社網接続エリア： N T T 東日本／N T T 西日本網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）				
新たな技術的条件の有無		有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		公表約款第 1 1 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
		回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
		両方向留保回線制御機能	有 無	
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合				
5. 電気通信設備の建設に係る事項				

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
等			
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2第 号～第 号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2の2第 号～第 号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2 接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1－1網改造料の対象となる機能第 号とする。	
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
等			
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2－ 第 号～第 号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2第 号～第 号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙1 接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1－1網改造料の対象となる機能第 号とする。	
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			

様式第8 別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本／NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない []
(3) 伝送装置間インタフェース	
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインタフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 () []
(8) NTT東日本／NTT西日本サービスとの接	

続	
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ）
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ）
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. （ ）
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

様式第8別紙2

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙1

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第 8 別紙 3

IP 通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP 識別子またはサブドメイン、ISP 識別子	
【2】認証サーバ設定 関連	(1) 認証サーバの台数と IP アドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報 関連	(1) ユーザへの IP アドレス付与方法	
	(2) ユーザへの DNS サーバの IP アドレス付与	
	(3) DNS サーバの IP アドレス	
【4】RADIUS シー ケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID (Type=44)	
	(2) Accounting-Request (Start) Framed-IP-Address (Type=8)	
	(3) 認証 NG 時 Accounting-Request (Stop)	
【5】ネットワーク設 定関連（集約用接続装 置経由で接続する場 合）	(1) 網終端装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与する IP アドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプ ールしユーザに付与す る IP アドレス群		
【7】その他		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注 2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注 3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 4

D SL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
D SL 方式	

様式第 8 別紙 2

IP 通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP 識別子またはサブドメイン、ISP 識別子	
【2】認証サーバ設定 関連	(1) 認証サーバの台数と IP アドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報 関連	(1) ユーザへの IP アドレス付与方法	
	(2) ユーザへの DNS サーバの IP アドレス付与	
	(3) DNS サーバの IP アドレス	
【4】RADIUS シー ケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID (Type=44)	
	(2) Accounting-Request (Start) Framed-IP-Address (Type=8)	
	(3) 認証 NG 時 Accounting-Request (Stop)	
【5】ネットワーク設 定関連（集約用接続装 置経由で接続する場 合）	(1) 網終端装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与する IP アドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプ ールしユーザに付与す る IP アドレス群		
【7】その他		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注 2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注 3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 3

D SL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
D SL 方式	

I T U 勧告等		D S L	
		スプリッタ	
送受信伝送方式			
ラインコード			
伝送システム名			
スペクトル適合性の確認の状況			確認済（クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無	
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無	
信号スペクトル			(1) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定図示（上り・下り） (2) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定数値表示（上り・下り） (3) 総送信電力（上り・下り）

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 新たに D S L 回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いて D S L 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- 3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる D S L 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、T T C においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたもの）に限り、提出すること。
- 4 D S L 方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定図示、(2) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第 8 別紙 5（第 34 条の 15 関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1) サービス開始後 3 年間の提供予定回線数	1 年後（ 年 月末）： 回線 2 年後（ 年 月末）： 回線 3 年後（ 年 月末）： 回線
(2) 利用種別	音声 / データ
(3) 音声利用の場合	1 契約あたりのチャネル数： ch 1 チャネルあたりの平均利用帯域： Mbit/s 呼率（1 チャネルあたりの月間通話時間）： 秒
2. 設定内容	
(1) 通信宛先アドレス（IPv6 アドレス／プレフィックス長）	IPv6 アドレス： プレフィックス長： /
(2) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s (I P 通信網サービスの品目ごとに記載)

I T U 勧告等		D S L	
		スプリッタ	
送受信伝送方式			
ラインコード			
伝送システム名			
スペクトル適合性の確認の状況			確認済（クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無	
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無	
信号スペクトル			(1) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定図示（上り・下り） (2) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定数値表示（上り・下り） (3) 総送信電力（上り・下り）

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 新たに D S L 回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いて D S L 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- 3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる D S L 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、T T C においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたもの）に限り、提出すること。
- 4 D S L 方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定図示、(2) 送信スペクトル密度（P S D）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第 8 別紙 4（第 34 条の 15 関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1) サービス開始後 3 年間の提供予定回線数	1 年後（ 年 月末）： 回線 2 年後（ 年 月末）： 回線 3 年後（ 年 月末）： 回線
(2) 利用種別	音声 / データ
(3) 音声利用の場合	1 契約あたりのチャネル数： ch 1 チャネルあたりの平均利用帯域： Mbit/s 呼率（1 チャネルあたりの月間通話時間）： 秒
2. 設定内容	
(1) 通信宛先アドレス（IPv6 アドレス／プレフィックス長）	IPv6 アドレス： プレフィックス長： /
(2) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s (I P 通信網サービスの品目ごとに記載)

別表 4 （略）

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	1,570円	――

別表 4 （略）

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	1,547円	――

附 則（令和 6 年 3 月 21 日相制第 155500000195 号）

1 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和 4 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに		21.14 円	—
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		110 円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番 号 又 は 1 住 所 ごと の 1 成 功 検 索 ごと に	0.03 円	—
		(1)		0.01 円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		13,460 円	—
	イ欄	1 通信用建物ごとに		4,573 円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに		58 円	—
	イ欄	1 件ごとに		96 円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		743 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		295 円	—

附 則（令和 6 年12月11日相制第155500000365号）

1～2 （略）

（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めたとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

附 則（令和 6 年12月11日相制第155500000365号）

1～2 （略）

（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めたとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分				単 位	料 金 額	備 考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの		1光信号引込等設備ごとに月額	458 円	_____
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	463 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	458 円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1光信号引込等設備ごとに月額	76 円	_____

区 分				単 位	料 金 額	備 考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの		1光信号引込等設備ごとに月額	478 円	_____
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	482 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	477 円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1光信号引込等設備ごとに月額	74 円	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第9欄ア(ア)欄、イ欄及び第10欄(ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定するものを除きます。)、2-4第4欄ア欄、2-11第24欄、2-13第2欄(ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。)及び第4欄(ウ欄に規定するものを除きます。)、第5表(その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額)第2(中間配線盤に係るもの)に規定する料金額並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第74条の2、料金表第1表第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第73欄及び第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)1(適用)第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和 5 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに		46.00 円	――
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		189 円	――
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番 号 又 は 1 住 所 ご と の 1 成 功 検 索 ご と に	0.04 円	――
		(4)		0.01 円	――
光配線区域情報調査費	イ欄	1 通信用建物ごとに		1,750 円	――
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(4)欄	1 件ごとに		60 円	――
	イ欄	1 件ごとに		98 円	――
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		747 円	――
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		298 円	――

（ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

3 令和 6 年度に協定事業者が利用した料金表第 2 表第 2（手続費）に規定するルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費については、第 75 条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分					単位	手続費の額	備考
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ 以外の場合	(7) (4) 以外の場合	③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）別表第 1 に規定するもの	1 件ごとに	111 円	――

				をいいま す。)と異 なる番号区 画のルーテ ィング番号 を用いて一 般番号ポー タビリティ を行う場合			
				(イ) 当社が指定した電 気通信回線設備を通 じて申込みを行う場 合	1 件ごとに	111 円	――
				イ 当社が指定した電気通信回線 設備を通じてルーティング番号 等削除工事（ルーティング番号 のみを削除する場合に限りま す。）又はルーティング番号変 更工事の申込みを行う場合	1 件ごとに	194 円	――
同一番号移転 可否情報調査 費	同一番 号移転 可否情 報を提 供する 手続き に要す る費用	ア	イ以外の場合		1 電 気 通 信 番 号 ご と の 1 件ごとに	753 円	――
		イ	当社が指定した電気通信回線 設備を通じて調査を行う場合		1 電 気 通 信 番 号 ご と の 1 件ごとに	396 円	

（網同期クロック供給機能に関する特例措置）

4 協定事業者が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄での接続により料金表第1表第1（網使用料）2-14（網同期クロック供給機能）の機能を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき接続の終了が申込まれたときは、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、当社の指定電気通信設備との接続を終了する日を令和6年12月31日とみなし、当該機能の利用を開始した期日を含む月から令和6年12月までの期間における網使用料の支払いを要するものとします。

（IP網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

5 協定事業者が附則（令和6年12月11日相制第155500000365号）第6項の規定に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行う場合は、料金表第2表第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）の表中第33欄イ欄の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。

区 分	単 位	工事費の額	備 考

加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア 加入者交換機と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	199,914 円	
		イ 中継交換機又は中継交換機の伝送装置と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	159,115 円	

(債権譲受手続費に関する特例措置)

6 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第7欄ア(7)欄について、令和5年度に申請した令和6年度に適用する手続費は、令和6年4月1日に遡って以下の料金額を適用するものとします。

区 分				単 位	手続費の額	備 考
債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	(ア) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	18.15 円	特定中継事業者に適用します。

技術的条件集

第 1 章 通則

(用語の定義)

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使
用します。

(略)

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類 1 設置 <u>中継</u> 系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番 号を有する <u>中継</u> 事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用 する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略) 分類 5 <u>PHS系番号：番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を 有する PHS 事業者が利用する PHS に係る端末系伝送路設備 を識別するための電気通信番号</u> (略) 分類 8 非設置 <u>中継</u> 系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信 番号を有する <u>中継</u> 事業者（以下「非設置 <u>中継</u> 事業者」といいま す。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 (略)

(略)

技術的条件集

第 1 章 通則

(用語の定義)

第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使
用します。

(略)

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類 1 設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を 有する事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電 気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略) 分類 5 <u>削除</u> (略) 分類 8 非設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号 を有する事業者（以下「非設置事業者」といいます。）が利用 する電気通信設備を識別するための電気通信番号 (略)

(略)

(3) 発信種別	形態 3-3、形態 4-6 及び形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照 (略) 発信種別 4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類 4、 <u>分類 5</u> 、 <u>分類 6</u> 、 <u>分類 7</u> に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）
(略)	
(7) 加入者交換機接続	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置において接続する形態
(8) 中継交換機接続	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機又は中継交換機の伝送装置において接続する形態
(略)	
(10) 信号網接続	信号用中継交換機と直接協定事業者の信号網を本則の標準的な接続箇所に定める信号用中継交換機の伝送装置を介して接続する形態
(11) サービス制御局	高度サービスを実現するためにサービス制御機能を受け持つ装置
(略)	
(14) 加入者交換機接続インタフェース (MF 用インタフェース)	協定事業者が MF (Multi Frequency) 信号を用いて加入者交換機接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	

(3) 発信種別	形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照 (略) 発信種別 4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類 4、 <u>分類 6</u> 、 <u>分類 7</u> に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）
(略)	
(7) 削除	削除
(8) 削除	削除
(略)	
(10) 削除	削除
(11) 削除	削除
(略)	
(14) 削除	削除
(略)	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 137 253 359"> (17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース) </td> <td data-bbox="253 137 1120 359"> 携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別 </td> </tr> </table>	(17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 137 1335 359">(17) 削除</td> <td data-bbox="1335 137 2213 359">削除</td> </tr> </table>	(17) 削除	削除		
(17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別						
(17) 削除	削除						
(略)	(略)						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 454 253 606">(20) 多数事業者間接続用インタフェース</td> <td data-bbox="253 454 1120 606">加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別</td> </tr> </table>	(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 454 1335 606">(20) 削除</td> <td data-bbox="1335 454 2213 606">削除</td> </tr> </table>	(20) 削除	削除		
(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別						
(20) 削除	削除						
(略)	(略)						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 702 253 981">(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)</td> <td data-bbox="253 702 1120 981">協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別</td> </tr> </table>	(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 702 1335 742">(23) 削除</td> <td data-bbox="1335 702 2213 742">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 742 1335 782">(23) の 2 削除</td> <td data-bbox="1335 742 2213 782">削除</td> </tr> </table>	(23) 削除	削除	(23) の 2 削除	削除
(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別						
(23) 削除	削除						
(23) の 2 削除	削除						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 981 253 1268">(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)</td> <td data-bbox="253 981 1120 1268">協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別</td> </tr> </table>	(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別					
(23) の 2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別						
(略)	(略)						

(25) サービス制御統括局 接続インタフェース	サービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局を接続する時に適用するインタフェース種別	(25) 削除 (略)	削除
(略)			
(27) 信号網	信号を転送する網	(27) 削除	削除
(28) 直接協定事業者	当社と直接接続している協定事業者のうちの当事者	(28) 削除	削除
(29) 間接協定事業者	協定事業者のうち直接協定事業者を除く者	(29) 削除	削除
(30) 対応網	2つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網	(30) 削除	削除
(31) 準対応網	2つの信号端局をあらかじめ決めた信号中継局を介した信号リンクで信号を転送する網	(31) 削除	削除
(32) 信号網相互接続点	相互接続点のうち当社の信号網と直接協定事業者の信号網との接続点	(32) 削除	削除
(33) G S (Gateway Switch)	当社と相互接続する直接協定事業者の交換機	(33) 削除	削除
(略)		(略)	
(35) C I C (Circuit Identification Code)	同一方路に設定される回線に付与された番号	(35) 削除	削除
(36) T G N (Trunk Group Number)	同一方路に設定される回線の集合を表す番号	(36) 削除	削除
(37) 共通線信号方式	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式	(37) 削除	削除
(38) 個別線信号方式	通信回線を用いて通信を制御するための情報を転送する方式	(38) 削除	削除
(略)		(略)	

(略)			
(44)	中継網直接端末機器	中継事業者網に直接収容される端末機器のうち端末系端末機器を除く端末機器	(44) 削除 削除
(略)			
(47)	PHS系端末機器	PHS系番号を有する端末機器	(47) 削除 削除
(略)			
(53)	事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの5桁の識別コード	(53) 削除 削除
(略)			
(59)	回線対応信号	回線接続処理と直接対応する信号	(59) 削除 削除
(60)	回線非対応信号	回線接続処理と直接対応しない信号	(60) 削除 削除
(61)	手動コネクタサービス接続機能	着信課金による手動交換を行う手動交換サービス接続機能	(61) 削除 削除
(略)			
(65)	フリーダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定着信課金機能に接続する機能	(65) 削除 削除
(66)	ナビダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定特定番号着信機能に接続する機能	(66) 削除 削除
(67)	テレドーム接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める複数同時接続機能に接続する機能	(67) 削除 削除
(略)			

(略)			
(69)	<u>ファクシミリ通信網サービス接続機能</u>	特定中継事業者の契約約款に定めるファクシミリ通信網サービスに接続する機能	(69) 削除 削除
(略)		(略)	
(78)	<u>加入者交換機機能メニュー</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースにおいて、サービスを構成するための細分化された機能を汎用的に利用できるようにメニュー化したもの	(78) 削除 削除
(79)	<u>加入者交換機機能メニュー接続機能</u>	加入者交換機機能メニューを利用することにより提供される付加サービス等に接続する機能	(79) 削除 削除
(80)	<u>暫定回線</u>	暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより、音声ガイダンス等を送出することを目的に最終的な通話路とは異なるルートで設定された回線	(80) 削除 削除
(81)	<u>再接続機能</u>	S C Pからの指示により接続された呼が着信先の状態により接続できない場合、当該呼を新たな着信先へ接続する機能	(81) 削除 削除
(82)	<u>加入者認証機能</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において加入者認証を行う機能	(82) 削除 削除
(83)	<u>利用者料金課金機能</u>	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において利用者料金を課金する機能	(83) 削除 削除
(略)		(略)	
(87)	<u>番号ポータビリティ接続機能</u>	当社が提供する番号ポータビリティ機能（利用者が契約する電気通信事業者を変更してもこれまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにする機能）に接続する機能	(87) 削除 削除
(略)		(略)	

(99) <u>番号管理網</u>	特定端末系事業者が、一般番号ポータビリティにおいて、移転先事業者の利用する電話番号帯を管理する網
(100) <u>付加的機能識別番号中継接続</u>	番号規則別表第2号及び第11号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第2章第1節、第2節、第3節、第4節、第19節、 <u>第20節、第4節の2、第4節の3、第4節の4に規定するところによります。</u>
(略)	
(3) <u>加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置</u>	<u>加入者交換機と市内伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に、加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節に規定するところによります。</u>
(4) <u>中継交換機又は中継交換機の伝送装置</u>	<u>中継交換機と中継交換機間伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節、第15節に、中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に規定するところによります。</u>
(略)	

(99) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(100) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第2章第1節、第2節、第3節、第4節、第19節、 <u>第4節の2、第4節の3、第4節の4に規定するところによります。</u>
(略)	
(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(4) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	

(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、<u>第20節</u>に規定するところによります。
(略)	(略)
(6) <u>信号用中継交換機の伝送装置</u>	技術的条件集第2章第8節、第14節のうち準対応網構成に関わる部分および第2章第18節、第18節の2に規定するところによります。
(略)	(略)
(相互接続呼の接続条件)	(相互接続呼の接続条件)
第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。	第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。
(略)	(略)
4 当社網が提供する接続条件の中で本則第13条（事前調査の回答）第3項の対象となるインタフェース種別は<u>技術的条件集別表4.1、技術的条件集別表12.1、技術的条件集別表13.1、技術的条件集別表15.1、技術的条件集別表16、技術的条件集別表17、技術的条件集別表18、技術的条件集別表19.1、技術的条件集別表20及び技術的条件集21.2</u>のとおりとします。	4 当社網が提供する接続条件の中で本則第13条（事前調査の回答）第3項の対象となるインタフェース種別は<u>技術的条件集別表20、技術的条件集別表21.2、技術的条件集別表34.2、技術的条件集別表35.2及び技術的条件集別表36.2</u>のとおりとします。
(略)	(略)

(略)

第7節 形態3－2

(網構成)

第26条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) L S と G S との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にL S が複数ある場合は、1つのG S がその接続対象地域内にある全てのL S と接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にG S が複数ある場合は、1つのL S がその接続対象地域内にある全てのG S と接続することを可能とします。

(接続方式)

第27条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。
- ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

 0 + A B C D E + F G H J
国内プレフィックス 市外局番＋市内局番 加入者番号

イ 閉番号区域内では、市内局番からの発信が行われた場合には当社網と直接協定事業者網間では市外局番を付加して転送します。

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

第7節 形態3－2

削除

エ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、ウの限りではありません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、SRM信号方式を適用します。

イ SRM信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
(1) 起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
(2) 受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
(3) KP信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
(4) 受信準備完了信号	KP信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
(5) 選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
(6) ST信号	選択信号の送出完了を示します。
(7) 応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
(8) 課金信号 ^(注1)	後位交換機から前位交換機に課金の契機を伝えます。
(9) 終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
(10) 切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。
(11) 復旧完了信号	前位交換機よりの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

信号名と実現手段							
信号名	前位交換機送出			後位交換機送出			
	信号実現手段	前位 SS 線 地気	前位 SS 線 地気断	多周波符 号後位 SR 線	地気 後位 SR 線	地気断	SR 線の一定時間開放
(1) 起動信号		○					
(2) 受信装置 捕捉完了信号			○				
(3) K P 信号				○			
(4) 受信準備 完了信号						○	
(5) 選択信号				○			
(6) S T 信号				○			
(7) 応答信号					○		
(8) 課金信号 (注1)							○
(9) 終話信号						○	
(10) 切断信号			○				
(11) 復旧完了 信号						○	

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

多周波符号と使用する周波数

周波	公称	符号	周波数 (Hz)	数 字 符 号										$\frac{K}{P}$	$\frac{S}{T}$
				<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>0</u>		
		<u>0</u>	700	○	○		○			○					
		<u>1</u>	900	○		○		○			○				○
		<u>2</u>	1100		○	○			○			○		○	
		<u>4</u>	1300				○	○	○				○		
		<u>7</u>	1500							○	○	○	○		
		<u>K</u>	1700											○	○
	誤差	送出側誤差		±6Hz											
		受信側誤差		±15Hz											

ウ 接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T－A 6 及び P T－I 3 のとおりと
します。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末

機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点は応答信号を受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点は切断信号を受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時の終話信号を受信したのちに切断信号を送信した時点とします。

ウ 本則の通信時間の測定等に規定する当社が業務上の必要により設置する電気通信回線であってその電気通信回線への通話に関する料金について支払いを要しないこととされているものへの通信においては応答信号なしとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 当社はLSにAAT機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(イ) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し）を有するか、もしくは直接協定事業者網内に試験用端末機器を設置することを要し、当社はその機能もしくは機器を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
LSからGSへの接続確認	手動接続試験	GSのAAT 又は直接協定事業者の試験用端末機器	0A～J	非課金	無
GSからLSへの接続確認	手動接続試験	LSのAAT	0A～J	非課金	無

(注1)：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号

構成は次のとおりとします。

<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 4 0 (X)</u>
<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 4 1 (X)</u>
<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 4 2 (X)</u>
<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 4 3 (X)</u>
<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 6 1 (X)</u>
<u>0 A 0</u>	<u>+</u>	<u>C D E</u>	<u>+</u>	<u>1 8 1 (X)</u>

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項（4）の規定を準用します。

（2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は第1項（2）の規定を準用します。

（3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項（3）の規定を準用します。

（4） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項（4）の規定を準用します。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第28条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6、技術的条件集別表6.1又は技術的条件集別表6.4に示すとおりとします。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第29条 網同期クロックインタフェース仕様は技術的条件集別表9に示すとおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第30条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第8節 形態3－3

(網構成)

第31条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) L SとG Sとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にL Sが複数ある場合は、1つのG Sがその接続対象地域内にある全てのL Sと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にG Sが複数ある場合は、1つのL Sがその接続対象地域内にある全てのG Sと接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

- (1) 共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。
- (2) 共通線信号網構成はA、B面の2面構成とし、A、B両面にリンクの設定を行います。
- (3) 準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はG Sの接続を行います。

(接続方式)

第32条 分類1から分類8及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表15又は技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。

2 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

第8節 形態3－3

削除

0 1 2 0 + DEF + GHJ
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。また、Dコードは0から8までの数字を使用します。

ただし、試験番号については本項（3）に規定します。

（2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します ただし第13ビット目は“0”保証と します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表 示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの 意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3.3	<u>アクセス転送</u>		
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	<u>“01” を使用します</u>	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01” を使用します</u>	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
	<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>		
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3.9	<u>着番号</u>		
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	

		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c) 網内番号表示（INN表示）	“0”を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3.10	発番号			
	a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します		
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c) 発番号不完全表示（NI）	“0”を使用します		
	d) 番号計画表示	技術的条件集別表4に示すとおりと します		
	e) 表示識別	“00, 01”を使用します		
	f) 網検証識別	技術的条件集別表4に示すとおりと します		
	g) アドレス情報			
	h) フィラー			
3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111”を使用します		
3.12	理由表示			
	a) 拡張表示	“1”を使用します		
	b) コーディング標準	“00”を使用します		
	c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を 使用します		
	e) 理由種別	“00000001, 00000010, 00000011, 0000100		

			0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001, 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用します		
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS 表示のコーディング” を使用します		
3.14	回線状態表示 (国内用)		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.20	オプションパラメータ終了表示				
3.21	イベント情報				
	GA : イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します		
	H : イベント提示制限表示		“0” を使用します		
3.23	順方向呼表示		-		
	A : 国内／国際呼表示		“0” を使用します		
	CB : エンド・エンド法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	D : 相互接続表示				
	E : エンド・エンド情報表示				
	F : I S U P 1 リンク表示				

		HG：I S U P 1リンク希望表示		
		I：I S D Nアクセス表示		
		KJ：S C C P法表示		
		L：予備		
		M-P：国内使用に留保		
3. 26		汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
		e) 番号計画表示	“001”を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01”を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11”を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		
		BA：衛星回線表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		DC：導通試験表示	“00”を使用します	
		E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H：予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示		
		A：インバンド情報表示	“1”を使用します	

		B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
		C：簡易分割表示	“0”を使用します	
		D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H：国内使用に留保		
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
		C：簡易分割表示	“1”を使用します	
		D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	
		b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
	3. 52	中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用 します	

		信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	d) フィラー		
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

		<u>します</u>	
表4-1	<u>A C M</u>	<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、逆方向呼表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-5	<u>G R A</u>		
表4-12	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、汎用番号、料金区域情報、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-13	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-14	<u>R L C</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>		

表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B</u> <u>L,</u> <u>U B A</u>		
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>		
表4-29	<u>S G M</u>	アクセス転送、汎用番号、オプション パラメータ終了表示を使用します	注1
表4-34	<u>C H G</u>	使用しません	

注1：分割元信号がIAMの場合はアクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：1 2 0 + D ～ J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ～ J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	<u>1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サービス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サービス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>は</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
課金情報種別	逆方向	＝	
課金情報	逆方向	＝	
課金情報遅延	逆方向	＝	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への
接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機
器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シ
ーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オート`イオ	PT-A 1 PT-C 1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHz オート`イオ	PT-A 2 PT-C 2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-A 3 PT-C 3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-A 4 PT-C 4
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz オート`イオ	PT-B 1
6	ISDN端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-B 2
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz オート`イオ	PT-I 1 (1), (2), (4)
8	ISDN端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz オート`イオ	PT-I 2 (1), (2), (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項の規定を準用します。

3 削除

(輻輳制御方式)

第33条 輻輳制御方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第34条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 6、又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。また、準対応網構成における信号網接続の場合は、技術的条件集別表 29.1 または技術的条件集別表 29.2 に示すとおりとします。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 35 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 36 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 9 節 形態 4－1 削除

（略）

第 11 節 形態 4－3

（網構成）

第 49 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

（１） I G S と G S との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

（２） 1 つの相互接続点の接続対象地域内に I G S が複数ある場合は、1 つの G S がその接続対象地域内にある全ての I G S と接続することを可能とし、1 つの相互接続点の接続対象地域内に G S が複数ある場合は、1 つの I G S がその接続対象地域内にある全ての G S と接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

（１） 共通線信号網構成は、対応網構成とします。

（２） 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。

（接続方式）

第 50 条 分類 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

第 9 節 形態 4－1 削除

（略）

第 11 節 形態 4－3

削除

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + A B C D E + F G H J
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類3で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
<u>1.</u>	<u>概要</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>1.0</u>	<u>本標準の範囲、参考文献、定義、略語</u>		
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>		
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>		
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと</u> <u>します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ</u>		

	<u>一タコードの割当</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.3	<u>アクセス転送</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	注 1
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	A C Mでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします A N Mでは“01, 10”を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	“00, 01”を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	注 2
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	<u>I：相互接続表示</u>		
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>		
	<u>K：I S U P 1リンク表示</u>		

		<u>L：保留表示</u>		
		<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>		
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します	
		<u>P0：S C C P法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	3. 9	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>c) 網内番号表示（I N N表示）</u>	“0” を使用します	
		<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	3. 10	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>c) 発番号不完全表示（N I）</u>	“0” を使用します	
		<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>e) 表示識別</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>f) 網検証識別</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		<u>g) アドレス情報</u>		

		<u>h) フィラー</u>		
3. 11		<u>発ユーザ種別</u>	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		<u>理由表示</u>		
		<u>a) 拡張表示</u>	“1” を使用します	
		<u>b) コーディング標準</u>	“00” を使用します	
		<u>c) 生成源</u>	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		<u>e) 理由種別</u>	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		<u>f) 診断情報</u>	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング, CCBS表示のコーディング” を使用します	
3. 14		<u>回線状態表示 (国内用)</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20		<u>オプションパラメータ終了表示</u>	します	
3. 21		<u>イベント情報</u>		
		<u>GA : イベント表示</u>	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	

		H: イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23		順方向呼表示	—	
		A: 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D: 相互接続表示		
		E: エンド・エンド情報表示		
		F: I S U P 1 リンク表示		
		HG: I S U P 1 リンク希望表示		
		I: I S D N アクセス表示		
		KJ: S C C P 法表示		
		L: 予備		
		M-P: 国内使用に留保		
3. 26		汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示		
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		
		BA: 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	

		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00”を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
	3.37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>C-D：予備</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
	3.43	<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	注3
			<u>します</u>	
			<u>範囲コード：</u>	
			<u>CQR (0～31)</u>	
			<u>GRA (1～11)</u>	
			<u>GRS (1～11)</u>	
			<u>CQM (0～31)</u>	
		<u>b) 状態</u>	<u>CQR、GRS、CQMは使用しま</u>	
			<u>せん</u>	
			<u>GRAは技術的条件集別表4に示す</u>	
			<u>とおりとします</u>	
	3.52	<u>中断／再開表示</u>		
		<u>A：中断／再開表示</u>	<u>信号の向きが順方向の時は使用しま</u>	
			<u>せん</u>	
			<u>信号の向きが逆方向の時は技術的条</u>	
			<u>件集別表4に示すとおりとします</u>	

	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	d) フィラー	します	
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表	

		<u>示、理由表示、アクセス転送、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-5	<u>G R A</u>		
表4-12	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-13	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-14	<u>R L C</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	<u>信号の向きが順方向の時は使用しません</u> <u>信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	

表4-19	B L O, B L A, R S C, U B L, U B A	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-21	G R S, C Q M		
表4-34	C H G	使用しません	

注 1：ACMでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注 2：当社端末機器着信時のみ“10”を使用します。

注 3：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P
パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転
送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することと
します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信（自動車・携帯電話サー ビス）、または 移動通信（船舶電話サービス）、 または 移動通信（航空機電話サービ

			<u>ス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 3 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オアディ	<u>P T - A 1</u>
2	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オアディ	<u>P T - A 2</u>

3	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 → ア ナ ロ グ 端 末 機 器 着 信</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - A 3</u>
4	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 → I S D N 端 末 機 器 着 信</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - A 4</u>
5	<u>ア ナ ロ グ 端 末 機 器 発 信 (不 完 了)</u>	<u>3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - B 1</u>
6	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 (不 完 了)</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - B 2</u>
7	<u>ア ナ ロ グ 端 末 機 器 発 信 (着 側 切 断)</u>	<u>3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - I 1 (1), (2), (4)</u>
8	<u>I S D N 端 末 機 器 発 信 (着 側 切 断)</u>	<u>音 声、3.1kHz オ ー デ ィ オ</u>	<u>P T - I 2 (1), (2), (4)</u>
(3) <u>当 社 網 と 直 接 協 定 事 業 者 網 間 で 使 用 す る 網 使 用 料 の 課 金 方 式 は 次 の と お り と し ま す。</u> ア <u>当 社 網 及 び 直 接 協 定 事 業 者 網 の 応 答 信 号 の 返 送 条 件 は 次 の と お り と し ま す。</u> (ア) <u>着 側 網 は 端 末 機 器 等 か ら の 応 答 を 受 信 し た 場 合 は、発 側 網 に 対 し 直 ち に 応 答 信 号 を 返 送 し ま す。</u> (イ) <u>着 側 網 は 網 使 用 料 を 精 算 す る 場 合 は A N M を 発 側 網 へ 返 送 し ま す。こ の 場 合、課 金 表 示 の 課 金 / 非 課 金 に 関 わ り な く、網 使 用 料 は 精 算 す る こ と と し ま す。</u> <u>た だ し、試 験 用 の 通 信 に つ い て は A N M を 発 側 網 へ 返 送 し ま す が、網 使 用 料 は 精 算 し な い こ と と し ま す。</u> イ <u>本 則 の 通 信 時 間 の 測 定 等 に 規 定 す る 電 気 通 信 設 備 が 応 答 信 号 を 受 信 し た 時 点 は A N M を 受 信 し た 時 点 と し ま す。本 則 の 通 信 時 間 の 測 定 等 に 規 定 す る 電 気 通 信 設 備 が 切 断 信 号 を 受 信 し た 時 点 は R E L を 受 信 し た 時 点、又 は 着 信 端 末 機 器 の 切 断 時 の S U S を 受 信 し た の ち に R E L を 送 信 し た 時 点 と し ま す。</u>			

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。
ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 当社は I G S に A A T 機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T - K 1 のとおりとします。

(イ) 当社は I G S に A A T 機能（強制切断有り）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T - K 2 のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注 1)	強制切断の有無
G S から I G S への接続確認	手動接続試験	I G S の A A T	0 + 特定市外局番 (注 2) + 1 2 Z	非課金	Z = 1 : 無 Z = 5 : 有
	手動接続試験	I G S の L P T	0 + 特定市外局番 (注 2) + 1 2 1 (注 3)	非課金	無

(注 1) : 課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(注 2) : 試験番号の市外局番は特定市外局番とし、当面「3」を使用します。

(注 3) : A A T (強制切断無し) 着信と L P T 着信の識別は通信路要求表

示によって行います。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

(カ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第27条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項（4）に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網

が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表		

		<u>示オクテット</u>		
<u>1.9</u>		<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>		<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>		<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>		<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割当</u>		
<u>1.13</u>		<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
<u>2.</u>		<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>		<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
<u>2.2</u>		<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>		<u>ポインタのコーディング</u>		
<u>3.</u>		<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
<u>3.1</u>		<u>パラメータ名</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
<u>3.3</u>		<u>アクセス転送</u>		
<u>3.5</u>		<u>逆方向呼表示</u>		
		<u>BA : 課金表示</u>	<u>A C Mでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
			<u>A N Mでは“01, 10”を使用します</u>	
		<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	<u>“00, 01”を使用します</u>	
		<u>FE : 着ユーザ種別表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりとします</u>	
		<u>HG : エンド・エンド法表示</u>		
		<u>I : 相互接続表示</u>		
		<u>J : エンド・エンド情報表示</u>		

		<u>K: I S U P 1 リンク表示</u>		
		<u>L: 保留表示</u>		
		<u>M: I S D Nアクセス表示 (I A I)</u>		
		<u>N: エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>P0: S C C P法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N表示)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示 (N I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>e) 表示識別</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
		<u>f) 網検証識別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	

		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3.11	発ユーザ種別	“00001001, 00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	注 1	
3.12	理由表示			
	a) 拡張表示	“1” を使用します		
	b) コーディング標準	“00” を使用します		
	c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します		
	e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100, 0000101, 0010000, 0010001, 0010010, 0010011, 0010100, 0010101, 0010110, 0011011, 0011100, 0011101, 0011111, 0100010, 0100110, 0101001, 0101010, 0101011, 0101111, 0110010, 0110111, 0111001, 0111010, 0111111, 1000001, 1000101, 1000110, 1001111, 1010111, 1011000, 1011011, 1011111, 1100001, 1100011, 1101111, 1111111” を使用します		
	f) 診断情報	RELでは信号の向きが順方向の時は“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング”を使用し、信号の向きが逆方向の時は使用しません ACM、CPGでは使用しません		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		

3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用 します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：I S U P 1 リンク表示		
	HG：I S U P 1 リンク希望表示	“01, 10”を使用します	注 2
	I：I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 3
	KJ：S C C P 法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	注 4
	a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
	e) 番号計画表示	“001”を使用します	

		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31) G R A (1~11) G R S (1~11) C Q M (0~31)	注 5
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q M は使用しま	

		せん G R Aは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
3. 52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用 します 信号の向きが逆方向の時は“1”を使用 します	注 6
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011”を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3. 104	課金情報		
	a) 単位料金表示	“11111101” “11111110”を使用し ます	
	b) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 課金レート情報種別	“1111100” “1111101” “1111110”を	

			使用します	
		課金レート情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 105		課金情報種別		
		課金情報種別	“11111110” を使用します	
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 7
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101, 11111110” を 使用します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 1		
		PI: 固定系付加ユーザ種別 1		
3. 113		課金情報遅延		
		課金情報遅延	“11111101” “11111110” を使用しま す	
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表 4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、課金情 報種別、課金情報、課金情報遅延、付	

		加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	<u>A N M</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>C P G</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-5	<u>G R A</u>	します	
表4-12	<u>I A M</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	<u>R E L</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	<u>R L C</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	注 8
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>	します	

表4-34 CHG

注1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。

注2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。

注3：PHS系端末機器発信時は“1”を使用します。

注4：PHS系端末機器発信時は使用しません。

注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。

注6：PHS系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。

注7：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注8：PHS系端末機器発信時は、信号の向きが順方向のSUS／RESを使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	—	

事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社ピンク電話発信の場合 付加ユーザ種別名：固定系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別：ピンク
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送 ※当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) サービス制御呼接続の場合 単位料金表示：表示無し 課金レート情報種別：柔軟課金レート情報なし (2) 端末機器発信(発ユーザ種別が一般発ユーザまたは優先発ユーザ)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (3) 当社公衆端末機器発信(発ユーザ種別が公衆電話)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (4) 当社ピンク電話発信(発ユーザ種別が一般発ユーザ、付加ユーザ種別がピンク)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定

			秒数毎の単位料金 2. 課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0から15を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0を使用します。また、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合における柔軟課金レートの単位料金は2.5秒から499.5秒を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合における柔軟課金レートの単位料金は4.5秒から499.5秒を使用します。なお、一定秒数毎の単位料金は第1課金間隔から第4課金間隔を使用し、当社の時間帯を適用します。 3. 当社ピンク電話発信時は協定事業者から受信した課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の課金レート情報をユーザ課金に適用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の課金レート情報を硬貨収納に適用します。 4. 当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 (1) ACMで課金レートを転送できない場合 課金情報遅延：課金レート転送 (2) ACMで着信地域情報を転送できない場合 課金情報遅延：着信地域情報 2. ACMで課金レートを転送できる場合又は当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、並びにACMで着信地域情報を転送できる場合、本情報は設定されません。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス)

			<u>ス)</u> 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 4 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。 ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。 呼の方向：当社網→直接協定事業者網				
項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン	
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	P T - A 1	
2	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	P T - A 2	
3	I S D N 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T - A 3	
4	I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T - A 4	

5	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 1</u>
6	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 2</u>
7	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1), (2), (4)</u>
8	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1), (2), (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。

本則の利用者料金の課金に関する規定において、着信に係る電気通信事業者から受信する課金に関する情報等はACMまたはCHGの課金情報パラメータとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し・CHG無し、強制切断無し・CHG有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。信号シーケンスは技術的条件集別表5のP T - K 1のとおりとします。

(イ) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し、強制切断有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。

信号シーケンスは技術的条件集別表5のP T - K 2のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
I G S から G S への接続確認	手動接続試験	G S の A A T	0 A 0 + C D E + 1 2 Y	非課金	Y = 1 : 無 Y = 5 : 有 Y = 6 : 無・ C H G 無 Y = 7 : 無・ C H G 有

(注1) : 課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を相互に確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

(カ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については（4）に規定します。

（2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類5で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当</u>		
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コー ドの意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>		

3.	I S D Nユーザ部のパラメータ	
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと
3.3	アクセス転送	します
3.5	逆方向呼表示	
	BA : 課金表示	A C Mでは技術的条件集別表 4 に示 すとおりとしま す A N Mでは“01, 10”を使用します
	DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)	“00, 01”を使用します
	FE : 着ユーザ種別表示	“00, 01”を使用します
	HG : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します
	I : 相互接続表示	
	J : エンド・エンド情報表示	
	K : I S U P 1 リンク表示	
	L : 保留表示	
	M : I S D Nアクセス表示 (I A I)	“1”を使用します
	N : エコー制御装置表示	“0”を使用します
	P0 : S C C P法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します
3.9	着番号	
	a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します

		c) 網内番号表示 (INN表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3.10		発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (NI)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3.11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3.12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010	

		0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
	f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使用 します	
3.14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.20	オプションパラメータ終了表示	します	
3.21	イベント情報		
	GA : イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	
	H : イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3.23	順方向呼表示	—	
	A : 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
	CB : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D : 相互接続表示		
	E : エンド・エンド情報表示		
	F : I S U P 1 リンク表示		
	HG : I S U P 1 リンク希望表示	“00, 01, 10” を使用します	
	I : I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

		<u>KJ：SCCP法表示</u>	します	
		<u>L：予備</u>		
		<u>M-P：国内使用に留保</u>		
	3. 26	<u>汎用番号</u>	—	
		<u>a) 番号情報識別子</u>	“00000110” を使用します	
		<u>b) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>c) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
		<u>d) 番号不完全表示</u>	“0” を使用します	
		<u>e) 番号計画表示</u>	“001” を使用します	
		<u>f) 表示識別</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>g) 網検証識別</u>	“01, 11” を使用します	
		<u>h) アドレス情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>i) フィラー</u>		
	3. 35	<u>接続特性表示</u>		
		<u>BA：衛星回線表示</u>	“00, 01” を使用します	
		<u>DC：導通試験表示</u>	“00” を使用します	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		<u>F-H：予備</u>		
	3. 37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	“1” を使用します	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	“0” を使用します	
		<u>C-D：予備</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		E-H：国内使用に留保		
3. 43	範囲と状態			
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード：____ CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1	
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします		
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します		
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 103	料金区域情報			
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します		
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	d) フィラー			
3. 110	発信者番号非通知理由			
	a) 拡張表示	“1” を使用します		
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		

	3. 112	付加ユーザ種別		
		HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI:移動系付加ユーザ種別 1		
	3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	4.	I S D Nユーザ部信号とコード		
	4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、事業者 情報転送、オプションパラメータ終了 表示を使用します	
	表4-2	A N M	逆方向呼表示、アクセス転送、料金区 域情報、オプションパラメータ終了表 示を使用します	
	表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、アクセス転 送、オプションパラメータ終了表示を 使用します	
	表4-4	C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	表4-5	G R A	します	
	表4-12	I A M	接続特性表示、順方向呼表示、発ユー ザ種別、通信路要求表示、着番号、発 番号、アクセス転送、ユーザサービス 情報、料金区域情報、汎用番号、発信 者番号非通知理由、付加ユーザ種別、	

		事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	＝	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。

			(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	一	
課金情報	逆方向	一	
課金情報遅延	逆方向	一	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	一	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 5 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着	3.1kHz オート	P T - A 2

	信			
2	<u>I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着 信</u>	<u>音声、3.1kHz オートイ</u>	<u>P T - A 4</u>	
3	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オートイ</u>	<u>P T - B 1</u>	
4	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オートイ</u>	<u>P T - B 2</u>	
5	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オートイ</u>	<u>P T - I 1 (1)、 (2)、(4)</u>	
6	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オートイ</u>	<u>P T - I 2 (1)、 (2)、(4)</u>	
(3) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。</u> (4) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。</u> 4 削除 5 <u>分類7による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、第2項(1)、(2)、(3)及び(4)のとおりとします。</u> 6 <u>番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。</u> (1) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。</u> <u>ただし試験番号については本項(4)に規定します。</u> (2) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。</u> <u>ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。</u> <u>イ M T P 仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。</u>				

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。

なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本I S U P仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA : 課金表示	ACMでは“00”を使用します ANMでは“01”を使用します	
	DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)	ACMでは“00”を使用します ANMでは“01”を使用します	
	FE : 着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>K：I SUP 1 リンク表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：I SDN アクセス表示</u> <u>(I A I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3. 9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N 表示)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3. 10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示 (N I)</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	

			します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	

	3. 14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
	3. 21	イベント情報		
		GA：イベント表示	“0000011” を使用します	
		H：イベント提示制限表示	“0” を使用します	
	3. 23	順方向呼表示	—	
		A：国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D：相互接続表示		
		E：エンド・エンド情報表示		
		F：I S U P 1 リンク表示		
		HG：I S U P 1 リンク希望表示		
		I：I S D N アクセス表示		
		KJ：S C C P 法表示		
		L：予備		
		M-P：国内使用に留保		
	3. 26	汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示		
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	

		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
3. 43		範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31) G R A (1~11) G R S (1~11) C Q M (0~31)	注 1
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q M は使用しま せん G R A は技術 的条件集別表 4 に示すとおりとしま	

		<u>す</u>	
3. 54	<u>通信路要求表示</u>	“00000000、00000011” を使用しま <u>す</u>	
3. 57	<u>ユーザサービス情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3. 103	<u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	b) <u>情報識別表示</u>	“0000001” を使用します	
	c) <u>料金区域情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	d) <u>フィラー</u>		
3. 104	<u>課金情報</u>		
	a) <u>信号要素種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	b) <u>起動ID</u>	“0000” を使用します	
	c) <u>オペレーションクラス</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	d) <u>オペレーション種別</u>		
	e) <u>課金者識別</u>		
	f) <u>料金収集方法</u>		
	g) <u>料金／レート表示</u>		
	h) <u>料金／レート情報</u>		
3. 105	<u>課金情報種別</u>	“00000011” を使用します	
3. 110	<u>発信者番号非通知理由</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	“1” を使用します	

		<u>b) 発信者番号非通知理由</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>			
	<u>HA:付加ユーザ種別名</u>		<u>“11111100, 11111101” を使用します</u>	
	<u>PI:移動系付加ユーザ種別 2</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
	<u>PI:移動系付加ユーザ種別 1</u>			
3. 114	<u>事業者情報転送</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
4.	<u>I S D Nユーザ部信号とコード</u>			
4. 1	<u>概説</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
表4-1	<u>A C M</u>		<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します</u>	
表4-2	<u>A N M</u>		<u>逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>		<u>イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
表4-5	<u>G R A</u>			
表4-12	<u>I A M</u>		<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユ ーザ種別、通信路要求表示、着番 号、発番号、アクセス転送、ユーザ サービス情報、料金区域情報、汎用 番号、発信者番号非通知理由、付加</u>	

			ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL		理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES		使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA		技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM			
表4-34	CHG		信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は課金情報、課金情報種別を使用します	
注 1 : CQM については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網				
情報名	方向	適用	記事	
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 0 4	
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K	

料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	●	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 課金情報種別：応用課金レート転送
課金情報	逆方向	●	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス 1 (報告なし) オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求ー正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし
課金情報遅延	逆方向	二	

事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信	3.1kHz オートダイヤル	P T－J 1
2	I S D N 端末機器発信	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T－J 2
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	P T－B 1
4	I S D N 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	P T－B 2

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網からANM（課金表示は非課金）を直接協定事業者網に返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する毎にCHGを送信した時点とします。

ウ 1通話における最大案内回数は15回とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項（4）の規定を準用します。

ただし、L P T機能を使用した64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

1 7 1

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとし、す。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義		

	<u>略語</u>			
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>			
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>			
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>			
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>			
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>			
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>			
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u> <u>ただし第13ビット目は“0”保証と します</u>		
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>		
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>			
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>			
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>			
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>			
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示 オクテット</u>			
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>			
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>			
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>			
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当</u>			
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コー</u>			

	<u>ドの意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>		
<u>3.</u>	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
<u>3.1</u>	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
<u>3.3</u>	<u>アクセス転送</u>		
<u>3.5</u>	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	“01, 10” を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	A C Mでは “00” を使用します A N Mでは “ 01” を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“01” を使用します	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>I：相互接続表示</u>	“0” を使用します	
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>K：I S U P 1リンク表示</u>	“1” を使用します	
	<u>L：保留表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>M：I S D Nアクセス表示 （I A I）</u>	“1” を使用します	
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します	

		<u>P0 : S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
3. 9		<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110” を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示（I N N 表示）</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
3. 10		<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011” を使用します</u>	
		<u>c) 発番号不完全表示（N I）</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>e) 表示識別</u>	<u>“00, 01” を使用します</u>	
		<u>f) 網検証識別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
		<u>g) アドレス情報</u>		
		<u>h) フィラー</u>		
3. 11		<u>発ユーザ種別</u>	<u>“ 00001010 , 00001011 , 00001101 , 00001111 ” を使用します</u>	
3. 12		<u>理由表示</u>		

		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	
	3. 14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
	3. 21	イベント情報		
		GA : イベント表示	“0000011” を使用します	
		H : イベント提示制限表示	“0” を使用します	
	3. 23	順方向呼表示	—	
		A : 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB : エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		D : 相互接続表示		
		E : エンド・エンド情報表示		
		F : I S U P 1 リンク表示		
		HG : I S U P 1 リンク希望表示	“00, 10” を使用します	
		I : I S D N アクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		KJ : S C C P 法表示		
		L : 予備		
		M-P : 国内使用に留保		
	3. 26	汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		F-H：予備		
3. 37		オプション逆方向呼表示		
		A：インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B：着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H：国内使用に留保		
3. 43		範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード：____ C Q R (0～31) G R A (1～11) G R S (1～11) C Q M (0～31)	注 1
		b) 状態	C Q R、G R S、C Q Mは使用しま せん G R Aは技術 的条件集別表 4 に示すとおりとしま す	
3. 54		通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57		ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	

		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI: 移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2		A N M	逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-3		C P G	イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-4		C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

表4-5	GRA	します	
表4-12	IAM	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	使用しません	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	
注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：171

発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	一	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード(B O X 番号に対応する C A 情報)
課金情報種別	逆方向	一	
課金情報	逆方向	一	
課金情報遅延	逆方向	一	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	一	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能

への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>発信／着信端末機器種別</u>	<u>コネクションタイプ</u>	<u>シーケンスパターン</u>
<u>1</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>→ 音声蓄積装置着信</u>	<u>3.1kHz オート</u>	<u>P T - C 2</u>
<u>2</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>→ 音声蓄積装置着信</u>	<u>音声、3.1kHz オート</u>	<u>P T - C 4</u>
<u>3</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>(不完了)</u>	<u>3.1kHz オート</u>	<u>P T - D 1</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>(不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オート</u>	<u>P T - D 2</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信</u> <u>(着側切断)</u>	<u>3.1kHz オート</u>	<u>P T - I 1 (4)</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信</u> <u>(着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オート</u>	<u>P T - I 2 (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

8 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項(3)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル	CIC設定フィールドは13ビットとします	
1.2	回線番号		
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりと	

		します	
1.4	<u>フォーマッティングの原則</u>		
1.5	<u>固定長必須部</u>		
1.6	<u>可変長必須部</u>		
1.7	<u>オプション部</u>		
1.8	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
1.9	<u>送出順序</u>		
1.10	<u>予備ビットのコーディング</u>		
1.11	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
1.12	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割当</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D N ユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	<u>アクセス転送</u>	します	
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA : 課金表示</u>	“01, 10” を使用します	
	<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	“00, 01” を使用します	

		<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01”を使用します</u>	
		<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：I S D N アクセス表示</u> <u>(I A I)</u>	<u>“0,1”を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>P0：S C C P 法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011”を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (I N N 表示)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011”を使用します</u>	

		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3. 11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
	3. 12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用 します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン	

			グ、属性識別のコーディング、CCBS 表示のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.20	オプションパラメータ終了表 示		します	
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011”を使用 します	
	H：イベント提示制限表示		“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		—	
	A：国内／国際呼表示		“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：I S U P 1 リンク表示			
	HG：I S U P 1 リンク希望表示			
	I：I S D N アクセス表示			
	KJ：S C C P 法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号		—	
	a) 番号情報識別子		“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示		“0000011”を使用します	

		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C-D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 43	範囲と状態		
		a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31) G R A (1~11) G R S (1~11)	注 1

		<u>CQM (0～31)</u>	
	b) 状態	<u>CQR、GRS、CQMは使用しません</u> <u>GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします</u>	
3. 52	<u>中断／再開表示</u>		
	<u>A：中断／再開表示</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
	<u>B-H：予備</u>	<u>します</u>	
3. 54	<u>通信路要求表示</u>	<u>“00000000, 00000011”を使用します</u>	
3. 57	<u>ユーザサービス情報</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
3. 103	<u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
	b) <u>情報識別表示</u>	<u>“0000001”を使用します</u>	
	c) <u>料金区域情報</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
	d) <u>フィラー</u>		
3. 110	<u>発信者番号非通知理由</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
	b) <u>発信者番号非通知理由</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>		
	<u>HA:付加ユーザ種別名</u>	<u>“11111100, 11111101”を使用します</u>	
		<u>す</u>	

		<u>PI:移動系付加ユーザ種別 2</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
		<u>PI:移動系付加ユーザ種別 1</u>	<u>します</u>	
<u>3.114</u>	<u>事業者情報転送</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>4.</u>	<u>I S D N ユーザ部信号とコー</u> <u>ド</u>			
<u>4.1</u>	<u>概説</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
<u>表4-1</u>	<u>A C M</u>		<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼</u> <u>表示、理由表示、料金区域情報、事</u> <u>業者情報転送、オプションパラメー</u> <u>タ終了表示を使用します</u>	
<u>表4-2</u>	<u>A N M</u>		<u>逆方向呼表示、オプションパラメー</u> <u>タ終了表示を使用します</u>	
<u>表4-3</u>	<u>C P G</u>		<u>イベント情報、逆方向呼表示、理由</u> <u>表示、料金区域情報、事業者情報転</u> <u>送、オプションパラメータ終了表示</u> <u>を使用します</u>	
<u>表4-4</u>	<u>C Q R</u>		<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
<u>表4-5</u>	<u>G R A</u>		<u>します</u>	
<u>表4-12</u>	<u>I A M</u>		<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユ</u> <u>ーザ種別、通信路要求表示、着番</u> <u>号、発番号、アクセス転送、ユーザ</u> <u>サービス情報、料金区域情報、汎用</u> <u>番号、発信者番号非通知理由、付加</u> <u>ユーザ種別、事業者情報転送、オブ</u> <u>ションパラメータ終了表示を使用し</u>	

		ます	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	GRS, CQM		
表4-34	CHG	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：120-DEFGHIJ
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード

			料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	●	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	二	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません			
オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。 ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。			

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A1 PT-C1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-A2 PT-C2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-A3 PT-C3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-A4 PT-C4
5	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	PT-B1
6	ISDN端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-B2
7	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1kHz オートダイヤル	PT-I1 (1), (2), (4)
8	ISDN端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-I2 (1), (2), (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

(輻輳制御方式)

第 51 条 非常緊急通話の取り扱いについては次のとおりとします。

- (1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは I AM 信号上の「発ユーザ種別」に「優先発ユーザ」又は「公衆電話」を設定した信号をいいます。
当社が直接協定事業者網から送出された「発ユーザ種別」に基づき輻輳制御を行う場合は、制御率を当社網内に終始する呼と同等にします。直接協定事業者も当社網からの呼の制御を行う場合は、直接協定事業者網内に終始する呼と同等にします。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先電話の疎通を確保するため、当社網は優先発ユーザ回線留保機能及び両方向回線留保機能を有し、制御を行うことができます。

2 回線留保機能による制御方法については次のとおりとします。

- (1) 回線群の両端でそれぞれ使用可能回線数（両方向トラヒックが多い時に両方向留保回線制御による回線使用の可否を判定するための値）、両方向留保回線数（片方向トラヒックが多いときに相手側のトラヒックのために留保する回線数）及び優先発ユーザ留保回線数（一般発ユーザトラヒックが多いときに優先発ユーザのトラヒックのために留保する回線数）を設定し、次の条件で回線捕捉を許可又は禁止します。

発ユーザ種別	回線捕捉の許可又は禁止	
ア 優先発ユーザ 公衆電話	回線捕捉時に空があれば捕捉を許可します	
イ ア欄以外	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数以上のとき	空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します

	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数未満のとき	空回線数が優先発ユーザ留保回線数より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が優先発ユーザ留保回線数以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します
(2) 直接協定事業者網は優先発ユーザ留保回線制御及び両方向留保回線制御を実施することの有無について、当社に通知することを要します。 (3) 優先発ユーザ留保回線数、両方向留保回線数及び使用可能回線数については当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 (伝送装置間インタフェース仕様) 第 52 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 6 又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。 (網同期クロックインタフェース仕様) 第 53 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条 (網同期クロックインタフェース仕様) の規定を準用します。 (その他接続に必要な事項) 第 54 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 第 12 節 形態 4－4 削除 (略)		
第 12 節 形態 4－4 削除 (略)		

第 14 節 形態 4－6

(網構成)

第 66 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) I G S と G S との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1 つの相互接続点の接続対象地域内に I G S が複数ある場合は、1 つの G S がその接続対象地域内にある全ての I G S と接続することを可能とし、1 つの相互接続点の接続対象地域内に G S が複数ある場合は、1 つの I G S がその接続対象地域内にある全ての G S と接続することを可能とします。

2 当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。

- (1) 共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。
- (2) 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。
- (3) 準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又は G S の接続を行います。

(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条（接続方式）第 4 項（1）の規定を準用します。
- ただし試験番号については本項（4）に規定します。
- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。
- ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠し

第 14 節 形態 4－6

削除

た No.7 信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。
なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	<u>技術的条件集別表4に示すとおりとします</u>	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル	<u>CIC設定フィールドは13ビットとします</u>	
1.2	回線番号		
1.3	メッセージ種別	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u>	

		します	
1.4	<u>フォーマッティングの原則</u>		
1.5	<u>固定長必須部</u>		
1.6	<u>可変長必須部</u>		
1.7	<u>オプション部</u>		
1.8	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
1.9	<u>送出順序</u>		
1.10	<u>予備ビットのコーディング</u>		
1.11	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
1.12	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て</u>		
1.13	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
2.	<u>パラメータのコード</u>		
2.1	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>		
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>		
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	<u>アクセス転送</u>	します	
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA : 課金表示</u>	A C Mでは“00”を使用します	
		A N Mでは“01”を使用します	
	<u>DC : 着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	A C Mでは“00”を使用します	

			<u>ANMでは“01”を使用します</u>	
		<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	<u>“01”を使用します</u>	
		<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>I：相互接続表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>K：ISUP1リンク表示</u>	<u>“1”を使用します</u>	
		<u>L：保留表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>M：ISDNアクセス表示</u> <u>(IAI)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>N：エコー制御装置表示</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>P0：SCCP法表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>3.9</u>	<u>着番号</u>		
		<u>a) 奇数／偶数表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“1111110”を使用します</u>	
		<u>c) 網内番号表示 (INN表示)</u>	<u>“0”を使用します</u>	
		<u>d) 番号計画表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>e) アドレス情報</u>		
		<u>f) フィラー</u>		
	<u>3.10</u>	<u>発番号</u>		

		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
	3. 11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
	3. 12	理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001	

		1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
	f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング”を使用します	
3. 14	回線状態表示(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA: イベント表示	“0000011”を使用します	
	H: イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A: 国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D: 相互接続表示		
	E: エンド・エンド情報表示		
	F: I S U P 1 リンク表示		
	HG: I S U P 1 リンク希望表示		
	I: I S D N アクセス表示		
	KJ: S C C P 法表示		
	L: 予備		
	M-P: 国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
		DC : 導通試験表示	“00” を使用します	
		E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		F-H : 予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		
		A : インバンド情報表示	“1” を使用します	
		B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
		C : 簡易分割表示	“0” を使用します	
		D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		E-H : 国内使用に留保		
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA : 閉域接続呼表示	“00” を使用します	
		C : 簡易分割表示	“1” を使用します	
		D-G : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
3. 43		<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u> <u>範囲コード：</u> <u>CQR (0～31)</u> <u>GRA (1～11)</u> <u>GRS (1～11)</u> <u>CQM (0～31)</u>	<u>注 1</u>
		<u>b) 状態</u>	<u>CQR、GRS、CQMは使用しま</u> <u>せん</u> <u>GRAは技術的条件集別表 4 に示す</u> <u>とおりとします</u>	
3. 54		<u>通信路要求表示</u>	<u>“00000000、00000011” を使用しま</u> <u>す</u>	
3. 57		<u>ユーザサービス情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
3. 103		<u>料金区域情報</u>		
		<u>a) 奇数／偶数</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>b) 情報識別表示</u>	<u>“0000001” を使用します</u>	
		<u>c) 料金区域情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>d) フィラー</u>		
3. 104		<u>課金情報</u>		
		<u>a) 信号要素種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	

		b) 起動ID	“0000” を使用します	
		c) オペレーションクラス	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) オペレーション種別		
		e) 課金者識別		
		f) 料金収集方法		
		g) 料金/レート表示		
		h) 料金/レート情報		
3. 105		課金情報種別	“00000011” を使用します	
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.		I S D Nユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1		ACM		
			逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	

表4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-4	<u>C Q R</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-5	<u>G R A</u>	<u>します</u>	
表4-12	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-13	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表4-14	<u>R L C</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-18	<u>S U S, R E S</u>	<u>使用しません</u>	
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>	<u>します</u>	
表4-29	<u>S G M</u>	<u>アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	注 2
表4-34	<u>C H G</u>	<u>信号の向きが順方向の時は使用しません</u> <u>信号の向きが逆方向の時は課金情</u>	

		報、課金情報種別を使用します	
注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。			
注2：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPG の場合は使用しません。			
エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。			
呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 0 4
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C～K (3) I P 電話 (050C～K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 0 + C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信（自動車・携帯電話サービス）、または 移動通信（船舶電話サービス）、または 移動通信（航空機電話サービス）

			<u>ス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
課金情報種別	逆方向	●	<u>2. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>課金情報種別：応用課金レート転送</u>
課金情報	逆方向	●	<u>1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>信号要素種別：起動</u> <u>オペレーションクラス：クラス 1 (報告なし)</u> <u>オペレーション種別：即時課金指示</u> <u>課金者識別：発信者課金</u> <u>料金収集方法：加入者請求ー正常</u> <u>料金／レート表示：料金／レート情報なし</u>
課金情報遅延	逆方向	ー	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	ー	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信	3.1kHz オートダイヤル	PT-J1
2	ISDN端末機器発信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-J2
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	PT-B1
4	ISDN端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-B2

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 50 条（接続方式）第 6 項（3）の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項の規定を準用します。

ただし、LPT 機能を使用した 64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 50 条（接続方式）第 7 項（1）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（4）に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとし

す。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	CIC設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表示オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>		
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>		
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメータコードの割当て</u>		
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コードの意味</u>		
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>		
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
<u>2.2</u>	<u>長さ表示のコーディング</u>		
<u>2.3</u>	<u>ポインタのコーディング</u>		
<u>3.</u>	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>		
<u>3.1</u>	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
<u>3.3</u>	<u>アクセス転送</u>	します	
<u>3.5</u>	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	“01, 10” を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示 (C L S)</u>	A C Mでは “00” を使用します A N Mでは “ 01” を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“01” を使用します	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>I：相互接続表示</u>	“0” を使用します	

		J: エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		K: I S U P 1 リンク表示	“1” を使用します	
		L: 保留表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		M: I S D N アクセス表示 (I A I)	“1” を使用します	
		N: エコー制御装置表示	“0” を使用します	
		P0: S C C P 法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	3. 9	着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“1111110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N 表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3. 10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“ 00001010 , 00001011 , 00001101 , 00001111 ” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使 用します	
3. 14		回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

3. 20	オプションパラメータ終了表示	します	
3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000011” を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0” を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：I S U P 1 リンク表示		
	HG：I S U P 1 リンク希望表示		
	I：I S D N アクセス表示		
	KJ：S C C P 法表示		
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
	e) 番号計画表示	“001” を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>i) フィラー</u>		
3. 35		<u>接続特性表示</u>		
		<u>BA：衛星回線表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
3. 37		<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>D：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
3. 38		<u>オプション順方向呼表示</u>		
		<u>BA：閉域接続呼表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>D-G：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	
		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
3. 43		<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u> <u>します</u>	<u>注 1</u>
		<u>範囲コード：</u>		

		<u>CQR (0～31)</u> <u>GRA (1～11)</u> <u>GRS (1～11)</u> <u>CQM (0～31)</u>	
	b) 状態	<u>CQR、GRS、CQMは使用しま</u> <u>せん</u> <u>GRAは技術的条件集別表 4 に示す</u> <u>とおりとします</u>	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI：移動系付加ユーザ種別 1	します	

3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
4.	ISDNユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
表4-1	ACM	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2	ANM	逆方向呼表示、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-3	CPG	イベント情報、理由表示、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	CQR	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
表4-5	GRA		
表4-12	IAM	接続特性表示、順方向呼表示、発ユ ーザ種別、通信路要求表示、着番 号、発番号、オプション順方向呼表 示、アクセス転送、ユーザサービス 情報、料金区域情報、汎用番号、発 信者番号非通知理由、付加ユーザ種 別、事業者情報転送、オプションパ ラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、オプションパラメータ終 了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりと します	

表4-18	S U S, R E S	使用しません	
表4-19	B L O, B L A, R S C, U B L, U B A	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-21	G R S, C Q M		
表4-29	S G M	アクセス転送、汎用番号、オプション パラメータ終了表示を使用します	注 2
表4-34	C H G	使用しません	

注 1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注 2：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPG
の場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P
パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転
送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することと
します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 7 1
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり とします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～ K (2) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ～ J (3) I P 電話 (050C ～ K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 0 + C ～ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C A コード 料金区域情報：C A コード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	<u>1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サ</u> <u>ービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サー</u> <u>ビス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サー</u> <u>ビス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、ま</u> <u>たは</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>(2) P H S 系端末機器および端末系端末機器発信の場</u> <u>合、本情報は設定されません。</u>
料金区域情報	逆方向	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード(B O X 番号に対応する</u> <u>C A情報)</u>
課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり</u> <u>とします。</u> <u>番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 7 1</u>

発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K (2) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (3) IP電話(050C～K)端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：50+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報 転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的条件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	＝	
課金情報	逆方向	＝	
事業者情報 転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン

番			
1	アナログ端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	3.1kHz オートダイヤル	PT-C2
2	ISDN 端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-C4
3	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1kHz オートダイヤル	PT-D1
4	ISDN 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-D2
5	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1kHz オートダイヤル	PT-I1 (4)
6	ISDN 端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1kHz オートダイヤル	PT-I2 (4)
(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 50 条（接続方式）第 1 項（3）の規定を準用します。 (4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項の規定を準用します。 4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ただし試験番号については本項（5）に規定します。 ア 当社網から直接協定事業者網へ接続する場合に使用する接続番号構成は次のとおりとします。 00XY + 43 + ×～× （×～×はNCC-VPN内線番号） 事業者識別番号 サービスコード			

- イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 50 条（接続方式）第 1 項（1）および第 27 条（接続方式）第 2 項（1）（ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く）の規定を準用します。
- ウ 事業者識別番号は事前登録情報に基づいて当社で付与します。
- エ サービスコードの 1 桁目、2 桁目は事前登録情報に基づいて当社で付与します。
- オ NCC-VPN 内線番号は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は、NCC-VPN 内線番号は 3 桁固定とします（184／186 の場合は除きます））。NCC-VPN 内線番号の 2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数字を使用します。なお、110、111、119 の接続番号は当社網内で接続を終端します。なお、NCC-VPN サービスの付加サービスである NCC-VPN ホットラインサービス（NCC-VPN サービス契約者がオフフックを行った際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合、もしくは、NCC-VPN ウォームラインサービス（NCC-VPN サービス契約者がオフフック後、1 桁目に「#」をダイヤルした際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合には NCC-VPN 内線番号は設定されません。
- カ NCC-VPN サービス契約者が 1 桁目に 0 をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。
- キ NCC-VPN サービス契約者のダイヤル手順は次のとおりとします。
- （ア）端末回線種別が一般電話であり、NCC-VPN 内線番号接続の場合は次のとおりとします。
- （SDT）→NCC-VPN 内線番号
- （SDT）→NCC-VPN 内線番号→#
- （イ）端末回線種別が一般電話であり、NCC-VPN 一般番号接続の場合は次のとおりとします。
- （SDT）→0→（DT）→00XY+0A～J

(S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + × ~ ×

(ウ) 端末回線種別が事業所集団電話であり、N C C - V P N内線番号接続の場合は次のとおりとします。

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → N C C - V P N内線番号

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → N C C - V P N内線番号 → #

(注) P D T : プライマリダイヤルトーン

(エ) 端末回線種別が事業所集団電話であり、N C C - V P N一般番号接続の場合は次のとおりとします。

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + 0 A ~ J

(P D T) → N C C - V P Nサービスの要求番号 → (S D T) → 0 → (D T) → 0 0 X Y + × ~ ×

ク N C C - V P N内線番号接続の場合のN C C - V P Nサービス契約者からの有効受信桁数は1桁（ただし最大桁数が0桁の場合を除きます）からN C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数（1桁以上10桁以内の任意の桁数）とします。なお、登録された最大桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。また、1桁目が1の場合は3桁固定とします（ただし、1 8 4 / 1 8 6の場合は除きます）。

ケ N C C - V P N内線番号接続の場合、当社網は次の時点で起動します。

(ア) N C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タイミング内に受信した時点。

(イ) N C C - V P Nサービス契約者として登録された最大受信桁数未満の番号を受信し桁間タイミングオーバーとなった時点

(ウ) 終了符号の#を受信した時点。

(エ) 1桁目が1の場合は、3桁の番号を受信した時点（ただし、1 8 4 / 1 8

6 の場合は除きます)。

(オ) NCC-VPNサービス契約者のうちホットラインサービス契約者が、当社の交換機に対し、発信要求を行った時点。

なお、ホットラインサービスを除き、桁間タイミングは最小桁数まではパーマネットシグナルの桁間タイミングとします。

(2) サービスの提供条件は次のとおりとします。

ア 付加サービス等の接続条件はNCC-VPN内線番号による接続の場合を除き第3条の規定を準用します。NCC-VPN内線番号による接続の場合は当社の発信系の各種付加サービス等を利用できません。

イ 直接協定事業者網はNCC-VPNサービス契約者であるかどうかを判定し、NCC-VPNサービス契約者でないことが判明した場合は、当社網に対してトニーを送出することを要します。

ウ 直接協定事業者網はNCC-VPN内線番号によりNCC-VPNサービスに関わる県内通話（以下「リルーティング通話」といいます。）であるかNCC-VPNサービスに関わるリルーティング通話以外の通話（以下「県間通話」といいます。）であるかの判定を行い、リルーティング通話であると判明した場合は、RELに着番号等を設定し、当社網に対してリルーティング指示を行うことを要します。

ただし、RELの着番号で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

 0 + ABCDE + FGHJ
国内プレフィクス 市内局番+市外局番 加入者番号

エ NCC-VPNサービス契約者の登録ができるのは電話サービスの一般電話及び事業所集団電話の端末回線とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技

術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、N C C - V P Nサービスで設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表 4 のN T T - Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番（3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本 I S U P仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		

1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了 表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラ メータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コード の意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとし ます	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメー タ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりとし ます	
3.3	アクセス転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりとし ます	注 1
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	A C Mでは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	

			ANMでは“01, 10”を使用します	
		DC:着ユーザ状態表示(CLS)	“00, 01”を使用します	
		FE:着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
		HG:エンド・エンド法表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		I:相互接続表示		
		J:エンド・エンド情報表示		
		K:ISUP1リンク表示		
		L:保留表示		
		M:ISDNアクセス表示(IAI)		
		N:エコー制御装置表示		
		P0:SCCP法表示		
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		b)番号種別表示		“0000011, 1111110”を使用します
		c)網内番号表示(INN表示)	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		b)番号種別表示		“0000011”を使用します

		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3.11		発ユーザ種別	“00001010, 00001101” を使用します	
3.12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		e) 理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		f) 診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS表示	

			のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）		技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示		“0000001,0000010,0000011”を使用します	
	H：イベント提示制限表示		“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		—	
	A：国内／国際呼表示		“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示		技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ISUP1リンク表示			
	HG：ISUP1リンク希望表示		“10”を使用します	
	I：ISDNアクセス表示		“0”を使用します	
	KJ：SCCP法表示		技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号		—	
	a) 番号情報識別子		“00000110”を使用します	
	b) 奇数／偶数表示		技術的条件集別表4に示すとおりとします	

		c) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0”を使用します	
		e) 番号計画表示	“001”を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01”を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11”を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		i) フィラー		
	3. 35	接続特性表示		
		BA：衛星回線表示	“00, 01”を使用します	
		DC：導通試験表示	“00”を使用します	
		E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		F-H：予備		
	3. 37	オプション逆方向呼表示		注2
		A：インバンド情報表示	“0, 1”を使用します	注3
		B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
		C：簡易分割表示	“0, 1”を使用します	注4
		D：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		E-H：国内使用に留保	ます	
	3. 38	オプション順方向呼表示		
		BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
		C：簡易分割表示	“1”を使用します	
		D-G：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
		H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	

3. 43	範囲と状態		
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 5
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 49	サービス活性化	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 54	通信路要求表示	“00000011”を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 60	ユーザ・ユーザ表示		
	A：種別	“1”を使用します	
	CB：サービス 1	“00”，“01”を使用します	
	ED：サービス 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	

		GF：サービス 3	ます	
		H：網廃棄表示	“1”を使用します	
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1”を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010”を使用します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101”を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1	ます	
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
4.		I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1		概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
表4-1		A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ	

		種別、オプションパラメータ終了表示 を使用します	
表4-2	<u>A N M</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプショ ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>C P G</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転 送、付加ユーザ種別、オプションパラメ ータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
表4-5	<u>G R A</u>		
表4-12	<u>I A M</u>	接続特性表示、順方向呼表示、オプショ ン順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路 要求表示、着番号、発番号、アクセス転 送、汎用番号、サービス活性化、料金区 域情報、発信者番号非通知理由、事業者 情報転送、オプションパラメータ終了 表示を使用します	
表4-13	<u>R E L</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとし ます	
表4-14	<u>R L C</u>		
表4-18	<u>S U S, R E S</u>		
表4-19	<u>B L O, B L A, R S C, U B L, U B A</u>		
表4-21	<u>G R S, C Q M</u>		
表4-29	<u>S G M</u>	アクセス転送、汎用番号、オプションパ ラメータ終了表示を使用します	注6

表4-34	CHG	使用しません	

注1：ACMでは当社端末機器着信時及び特定端末系事業者端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注2：当社はCPG及びANMにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。

注3：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“0”を使用します。

注4：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“1”を使用します。

注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注6：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表 示 オクテット		

1. 9	送出順序			
1. 10	予備ビットのコーディング			
1. 11	国内用信号種別とパラメータ			
1. 12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て			
1. 13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2. 1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
2. 2	長さ表示のコーディング			
2. 3	ポインタのコーディング			
3.	ISDNユーザ部のパラメータ			
3. 1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 3	アクセス転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	注 1	
3. 5	逆方向呼表示			
	BA：課金表示	ACMでは技術的条件集別表 4 に示 すとおりとしま す ANMでは“01, 10”を使用します		
	DC：着ユーザ状態表示（CL S）	“00, 01”を使用します		
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します		
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		

		I：相互接続表示		
		J：エンド・エンド情報表示		
		K：I S U P 1 リンク表示		
		L：保留表示		
		M：I S D N アクセス表示（I A I）		
		N：エコー制御装置表示		
		P0：S C C P 法表示		
	3.9	着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 網内番号表示（I N N 表示）	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
	3.10	発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示（N I）	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>g) アドレス情報</u>		
		<u>h) フィラー</u>		
3. 11	<u>発ユーザ種別</u>		“00001010, 00001101” を使用します	
3. 12	<u>理由表示</u>			
	<u>a) 拡張表示</u>		“1” を使用します	
	<u>b) コーディング標準</u>		“00” を使用します	
	<u>c) 生成源</u>		“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
	<u>e) 理由種別</u>		“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011 , 1100110 , 1101111 , 1111111” を使用します	
	<u>f) 診断情報</u>		“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS表 示のコーディング” を使用します	
3. 14	<u>回線状態表示 (国内用)</u>		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 20	<u>オプションパラメータ終了表示</u>			

3. 21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	
	H：イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23	順方向呼表示	—	
	A：国内／国際呼表示	“0” を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：I S U P 1 リンク表示		
	HG：I S U P 1 リンク希望表示		
	I：I S D N アクセス表示	“0” を使用します	
	KJ：S C C P 法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3. 26	汎用番号	—	
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	c) 番号種別表示		
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
	e) 番号計画表示	“001” を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	

		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35	接続特性表示			
	BA : 衛星回線表示	“00, 01” を使用します		
	DC : 導通試験表示	“00” を使用します		
	E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	F-H : 予備			
3. 37	オプション逆方向呼表示			注 2
	A : インバンド情報表示	“0, 1” を使用します		注 3
	B : 着信転送可能性表示	“0” を使用します		
	C : 簡易分割表示	“0, 1” を使用します		注 4
	D : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	E-H : 国内使用に留保			
3. 38	オプション順方向呼表示			
	BA : 閉域接続呼表示	“00” を使用します		
	C : 簡易分割表示	“1” を使用します		
	D-G : 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	H : 接続先番号要求表示	“0” を使用します		
3. 43	範囲と状態			
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード : C Q R (0~31)		注 5

			GRA (1～11)		
			GRS (1～11)		
			CQM (0～31)		
		b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.46	転送先番号			
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		b) 番号種別表示	“0000011”を使用します		
		c) 網内番号表示	“0”を使用します		
		d) 番号計画表示	“001”を使用します		
		e) アドレス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		f) フィラー			
	3.49	サービス活性化	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.52	中断／再開表示			
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表4に示すとおりとします		
		B-H：予備	技術的条件集別表4に示すとおりとします		
	3.54	通信路要求表示	“00000011”を使用します		
	3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表4に示すとおりと		

		します	
3. 60	ユーザ・ユーザ表示		
	A：種別	“1” を使用します	
	CB：サービス 1	“00”，“01” を使用します	
	ED：サービス 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	GF：サービス 3	します	
	H：網廃棄表示	“1” を使用します	
3. 86	着ディレクトリ番号（国内用）		
	a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	c) 番号計画表示	“001” を使用します	
	d) 網内番号表示（INN表示）	“1” を使用します	
	e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	f) フィラー		
3. 96	リダイレクション能力（国内用）		
	CBA:リダイレクション可能表示	“001” を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	H：拡張表示	“1” を使用します	
3. 97	リダイレクション回数（国内用）		
	EDCBA：リダイレクション回数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	F-H：予備		

3. 99	<u>リダイレクション順方向情報</u> <u>(国内用)</u>		
	a) <u>情報種別識別子</u>	“00000011”を使用します	
	3. 99. 3 <u>リダイレクション実行表示</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	“1”を使用します	
	b) <u>リダイレクション実行理由</u>	“1111110”を使用します	
	c) <u>実行交換機リダイレクション</u> <u>可能表示</u>	“001”を使用します	
	3. 100 <u>リダイレクション逆方向情報</u> <u>(国内用)</u>		
	a) <u>情報種別識別子</u>	“00000011”を使用します	
	3. 100. <u>リダイレクション起動理由</u> <u>3</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	“1”を使用します	
	b) <u>リダイレクション起動理由</u>	“1111110”を使用します	
	3. 103 <u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) <u>情報識別表示</u>	“0000001”を使用します	
	c) <u>料金区域情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) <u>フィラー</u>		
3. 112	<u>付加ユーザ種別</u>		
	HA : <u>付加ユーザ種別名</u>	“11111100, 11111101”を使用します	
	PI : <u>移動系付加ユーザ種別 2</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI : <u>移動系付加ユーザ種別 1</u>	します	

	3. 110	発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
	3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	4.	I S D N ユーザ部信号とコード		
	4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-2	A N M	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-4	C Q R	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	表4-5	G R A		
	表4-12	I A M	接続特性表示、順方向呼表示、オプション順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、汎用番号、料金区域情報、サービス活性化、発信者番号非通知理	

		由、事業者情報転送、着ディレクトリ番号（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	REL	理由表示、転送先番号、リダイレクション逆方向情報、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	RLC	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	SUS, RES		
表4-19	BLO, BLA, RSC, UBL, UBA		
表4-21	GRS, CQM		
表4-29	SGM	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注6
表4-34	CHG	使用しません	

注1：ACMでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注2：当社はCPG及びANMにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。

注3：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“0”を使用します。

注4：ACM、CPGでは“0,1”を使用します。ANMでは“1”を使用します。

注5：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。

注6：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUP

パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の經由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有、アドレス情報：00XY+43+内線番号
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または

			移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、 または 移動通信(cdmaOne800MHz)、 または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	—	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません 呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード

			<u>料金区域情報：C Aコード</u>
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	逆方向	二

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスのうち、NCC-VPNに関わる当社出接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

また、当社入接続で規定する接続シーケンスは、第2項(2)オの規定を準用します。

ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網間及び発端末回線と当社網間を規定するものとし、着端末回線と直接協定事業者網間については、接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	発信／着信端末回線種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L1
2	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L2
3	県間通話、ホットライン 発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L3
4	県間通話、ホットライン 発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHzオディ	PT-L4
5	県間通話、ウォームライ	3.1kHzオディ	PT-L5

	ン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信			
6	県間通話、ウォームライ ン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 6	
7	リルーティング通話、内 線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 7	
8	リルーティング通話、内 線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 8	
9	リルーティング通話、ホ ットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 9	
1 0	リルーティング通話、ホ ットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → I S D N端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 10	
1 1	リルーティング通話、ウ ォームライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1 k H z オ デ ィ オ	P T - L 11	

1	リルーティング通話、ウ	3.1kHzオーディオ	PT-L12
2	オームライン発信		
	NCC-VPN 端末機器発信 → ISDN端末機器着信		
1	NCC-VPN 端末機器発信 →	3.1kHzオーディオ	PT-B1
3	アナログ端末機器着信 (不完了)		

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項（3）の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者はGSにトーキトランク（以下「TKT」といいます。）機能（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K14ととおりとします。

(イ) 当社はリルーティング要求の内容を確認するリルーティング試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K15のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の有無
当社網からGSへの接続確認 (注3)	手動接続試験	GSのTKT	00XY+4 3+190	非課金	無
当社網からGSへの接続確認	リルーティング試験	直接協定事業者網	00XY+4 3+NCC-	非課金	無

認			V P N内線番 号 (注2)		
(注1) : 課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。 (注2) : ホットライン発信、ウォームライン発信の場合はNCC-VPN内線番号は付加しません。 (注3) : NCC-VPN一般端末回線、ウォームライン発信端末回線を対象とします。 5 第2種パケット交換サービスへの接続方式は第32条(接続方式)第1項の規定を準用します。 6 ビデオテックス通信サービスへの接続方式は第32条(接続方式)第1項の規定を準用します 7 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。 また、試験番号については本項(3)に規定します。 ア 移転元事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第14項(1)の規定を準用します。 イ 移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号(以下、ネットワークルーチング番号といいます。)は番号規則を準用することとします。 (ア) 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 0 1 2 0 + D E F サービス識別番号 事業者識別番号 (イ) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス					

識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 6 桁とします。また、D コードは 0 から 8 までの数字を使用します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。ただし、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、第 6 7 条第 8 項の ISUP 仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。また、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能への接続において直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表 4 の NTT-Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番 (3. ISDN ユーザ部のパラメータに規定する項番とします。) の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本 ISUP 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、		

	<u>略語</u>			
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>			
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>			
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>			
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>			
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>			
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>			
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは13ビットと します</u>		
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>		
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>			
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>			
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>			
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>			
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示オクテット</u>			
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>			
<u>1.10</u>	<u>予備ビットのコーディング</u>			
<u>1.11</u>	<u>国内用信号種別とパラメータ</u>			
<u>1.12</u>	<u>メッセージ種別コードとパラメ ータコードの割当て</u>			
<u>1.13</u>	<u>「予備」コードと「留保」コードの 意味</u>			
<u>2.</u>	<u>パラメータのコード</u>			
<u>2.1</u>	<u>メッセージ種別のコード</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>		

		します		
2.2	<u>長さ表示のコーディング</u>			
2.3	<u>ポインタのコーディング</u>			
3.	<u>I S D Nユーザ部のパラメータ</u>			
3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.3	<u>アクセス転送</u>			
3.5	<u>逆方向呼表示</u>			
	<u>BA：課金表示</u>	“01” を使用します		
	<u>DC：着ユーザ状態表示（C L S）</u>	“00, 01” を使用します		
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“01” を使用します		
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>I：相互接続表示</u>	“0” を使用します		
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>K：I S U P 1 リンク表示</u>	“1” を使用します		
	<u>L：保留表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	<u>M：I S D Nアクセス表示（I A I）</u>			
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0” を使用します		
	<u>P0：S C C P法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3.9	<u>着番号</u>			
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと		

			します	
		b) 番号種別表示	“0000011, 0000110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (INN 表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3. 10		発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (NI)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		g) アドレス情報		
		h) フィラー		
3. 11		発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		理由表示		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) コーディング標準	“00” を使用します	
		c) 生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	

		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0010111, 0011011, 0011100, 0011101 0011111, 0100010, 0100110, 0101001 0101010, 0101011, 0101111, 0110010 0110111, 0111001, 0111010, 0111111 1000001, 1000101, 1000110, 1001111 1010111, 1011000, 1011011, 1011111 1100001, 1100011, 1100110, 1101111 1111111” を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング, CCBS 表示のコーディング” を使用します		
3. 14		回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
3. 20		オプションパラメータ終了表示			
3. 21		イベント情報			
		GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します		
		H：イベント提示制限表示	“0” を使用します		
3. 23		順方向呼表示	-		
		A：国内／国際呼表示	“0” を使用します		
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
		D：相互接続表示			

		E : エンド・エンド情報表示		
		F : I S U P 1 リンク表示		
		HG : I S U P 1 リンク希望表示		
		I : I S D N アクセス表示		
		KJ : S C C P 法表示		
		L : 予備		
		M-P : 国内使用に留保		
3. 26	汎用番号			
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します		
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します		
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します		
	e) 番号計画表示	“001” を使用します		
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します		
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します		
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	i) フィラー			
3. 35	接続特性表示			
	BA : 衛星回線表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	DC : 導通試験表示	“00” を使用します		
	E : エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します		
	F-H : 予備			

3. 37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1” を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0” を使用します	
	C：簡易分割表示	“0” を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	E-H：国内使用に留保		
3. 38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00” を使用します	
	C：簡易分割表示	“1” を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	H：接続先番号要求表示	“0” を使用します	
3. 43	範囲と状態		
	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しま せん GRAは技術的条件集別表 4 に示す とおりとします	
3. 46	転送先番号		

		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000110” を使用します	
		c) 網内番号表示	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	“001” を使用します	
		e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		f) フィラー		
3. 52		中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を 使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条 件集別表 4 に示すとおりとします	
		B-H：予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 54		通信路要求表示	“00000000, 00000010, 00000011”を 使用します	
3. 57		ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 73		着 I N 番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 番号計画表示	“001” を使用します	
		d) 表示識別	“01” を使用します	
		e) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		<u>f) フィラー</u>		
3. 103		料金区域情報		
		a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
		c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		d) フィラー		
3. 110		発信者番号非通知理由		
		a) 拡張表示	“1” を使用します	
		b) 発信者番号非通知理由	“0000001, 0000010” を使用します	
3. 112		付加ユーザ種別		
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		PI：移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114		事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 99		リダイレクション順方向情報 (国内用)		
		a) 情報種別識別子	“00000011” を使用します	
3. 99. 3		リダイレクション実行表示		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション実行理由	“0000001” を使用します	

	c) 実行交換機リダイレクション 可能表示	“001” を使用します	
3. 100	リダイレクション逆方向情報 (国内用)		
	a) 情報種別値	“00000011” を使用します	
3. 100.	リダイレクション起動理由		
	a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) リダイレクション起動理由	“0000001” を使用します	
3. 96	リダイレクション能力(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 97	リダイレクション回数(国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D N ユーザ部信号とコード		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	A C M	逆方向呼表示、オプション逆方向呼 表示、理由表示、料金区域情報、事 業者情報転送、オプションパラメー タ終了表示を使用します	
表4-2	A N M	逆方向呼表示、オプションパラメータ 終了表示を使用します	
表4-3	C P G	イベント情報、理由表示、逆方向呼表 示、料金区域情報、事業者情報転送、 オプションパラメータ終了表示を使 用します	

表4-4	<u>CQR</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-5	<u>GRA</u>		
表4-12	<u>IAM</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注 2
表4-13	<u>REL</u>	理由表示、転送先番号、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注 3
表4-14	<u>RLC</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-18	<u>SUS, RES</u>		
表4-19	<u>BLO, BLA, RSC, UBL, UBA</u>		
表4-21	<u>GRS, CQM</u>		
表4-29	<u>SGM</u>	アクセス転送、汎用番号、オプション	注 4

		ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-34	CHG	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注2：リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。また、着IN番号パラメータ、リダイレクション回数（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に使用します。

注3：転送先番号、着IN番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。

注4：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：120+D～J ただし、番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合には、次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号(国内

			用) アドレス情報：120+DEF
発信番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
着信番号	順方向	○	1. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に設定されます。番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号 アドレス情報：120+D～Jまたは800+D～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または

			<u>移動通信(N-STAR 衛星)、または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz) 、</u> <u>または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	<u>別途協議とします。</u>
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への
接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみ（ただし項番9、項番10
においては発側網と当社網間のみ）を規定することとし、端末機器と発側網間
及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの
解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	<u>アナログ端末機器発信</u> → <u>アナログ端末機器着</u> <u>信</u>	3.1kHz オートイ	<u>P T－A 1</u> <u>P T－C 1</u>
2	<u>アナログ端末機器発信</u> → <u>I S D N 端末機器着</u> <u>信</u>	3.1kHz オートイ	<u>P T－A 2</u> <u>P T－C 2</u>

3	<u>I S D N 端末機器発信 → アナログ端末機器着 信</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - A 3</u> <u>P T - C 3</u>	
4	<u>I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着 信</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - A 4</u> <u>P T - C 4</u>	
5	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - B 1</u>	
6	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - B 2</u>	
7	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - I 1</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
8	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>P T - I 2</u> <u>(1), (2), (4)</u>	
9	<u>番号ポータビリティ (直 接協定事業者網が移転元 事業者となる間接協定事 業者網に接続する場合 で、かつ直接協定事業者 網がリダイレクション機 能を実行する場合)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ、 64kbit/s 非制限</u>	<u>P T - O 1 3</u>	
10	<u>番号ポータビリティ (直 接協定事業者網が移転元 事業者となる間接協定事 業者網に接続する場合 で、かつ直接協定事業者 網がリダイレクション機</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ、 64kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 1 から</u> <u>P T - Q 1 6 (注1)</u>	

	能を実行しない場合)		
1 1	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合）	音声、3.1kHzオーディオ	項番 1～8

注 1：PT-Q2（2）は除きます。

（3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。

8 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（4）に規定します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J （K）

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 9 桁～10 桁とします。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

イ

（ア）移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

 0 1 2 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は

サービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

0 8 0 0 + D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は

サービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(イ) 移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協

定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続

番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次の

とおりとします。

0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサー

ビス識別番号の1桁目の0を除いた6桁～10桁とします。

0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス

識別番号の1桁目の0を除いた6桁～11桁とします。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサー

ビス識別番号の1桁目の0を除いた6桁～10桁とします。

ウ 0 0 X Y + X₁ X₂ ～ X_n

事業者識別番号 サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は5桁

～16桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠

した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表 4 または技術的条件集別表 4. 1 をベースドキュメントとし、ISDNユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4. 3 項または技術的条件集別表 15.1 第 4. 3 項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表 15 第 4. 3 項からの差分を次の表に示すとおりとします。

また、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、技術的条件集第 2 章第 8 節第 10 条（届出）の ISUP 仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。なお、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>項 目</u>	<u>仕 様</u>	<u>記事</u>
<u>3. 9</u>	<u>着番号</u>		
	<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011, 0000110, 1111110” を使用</u>	
		<u>します</u>	
<u>3. 46</u>	<u>転送先番号</u>		
	<u>b) 番号種別表示</u>	<u>“0000011, 0000110” を使用します</u>	
<u>3. 114</u>	<u>事業者情報転送</u>		
	<u>1) 移転先SCP事業者情報</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
		<u>します</u>	
<u>3. 99</u>	<u>リダイレクション順方向情報</u>		

		(国内用)		
		a) 情報種別識別子	“00000011” を使用します	
3. 99. 3		リダイレクション実行表示		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション実行理由	“0000001” を使用します	
		c) 実行交換機リダイレクション 可能表示	“001” を使用します	
3. 100		リダイレクション逆方向情報 (国内用)		
		a) 情報種別値	“00000011” を使用します	
3. 100.		リダイレクション起動理由		
		a) 拡張表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		b) リダイレクション起動理由	“0000001” を使用します	
注 1：当社は I A M においてリダイレクション順方向情報（国内用）パラメータを使用します。 注 2：当社は R E L に着 I N 番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータを設定する場合があります。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。 呼の方向：直接協定事業者網→当社網				
情報名		方向	適用	記事
着番号		順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第 2 項の場合を除きま

			す。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A B 0 + D ~ J (K) 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K 番号種別：網特有番号、アドレス情報：0 0 X Y + X ~ X 2. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号(国内用) アドレス情報：1 2 0 + D E F (G H J K) または 8 0 0 + D E F (G H J K L)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K (3) 国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号、アドレス情報：n ~ n (加入者電話番号によります)
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電

			話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名: 移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2: 移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。	
着 I N 番号	順方向	○	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第 2 項の場合を除きます。 番号種別: 国内番号、アドレス情報: A B 0 + D ~ J (K) 番号種別: 国内番号、アドレス情報: A 0 + C ~ K 番号種別: 網特有番号、アドレス情報: 0 0 X Y + X ~ X ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 2. 番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示: 国内番号 アドレス情報: 1 2 0 + D ~ J または 8 0 0 +	

			<u>D～K</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>逆方向</u>	●	<u>1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>情報識別表示：C Aコード</u> <u>料金区域情報：C Aコード</u>
<u>課金情報遅延</u>	<u>逆方向</u>	○	<u>1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>課金情報遅延：着信地域情報</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>逆方向</u>	●	<u>別途協議とします。</u>
<u>付加ユーザ種別</u>	<u>逆方向</u>	○	<u>1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1</u> <u>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または</u> <u>移動通信(船舶電話サービス)、または</u> <u>移動通信(航空機電話サービス)</u> <u>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2</u> <u>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(N/J-TACS)、または</u> <u>移動通信(PDC800MHz)、または</u> <u>移動通信(PDC1.5GHz)、または</u> <u>移動通信(N-STAR 衛星)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(cdmaOne800MHz)、</u> <u>または</u> <u>移動通信(IMT-2000)</u> <u>※ただし、本情報は設定されないことがあります。</u>

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスは技術的条件集別表 5 の P T－Q 1 から P T－Q 1 6 の発側網と当社網間の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で規定する接続シーケンスは次のとおりとし、発側網と当社網間または発側網と着側網間のみ規定するものとします。

項番	接続種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合)	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 及び P T－Q 2 (2／2)
2	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合)	音声、3.1kHz オーディオ	技術的条件集第 2 章第 8 節第 10 条(届出)(2) オの項番 1 から項番 8
		音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 から P T－ Q 1 6 (注 1)
3	番号ポータビリティ(直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	P T－Q 1 から P T－ Q 1 6 (注 1)

	定事業者網に接続する 場合)		
注 1：P T－Q 2（2）は除きます。 （3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 または技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。 （4） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は技術的条件集別表 15 または技術的条件集別表 15.1 の規定を準用します。 9 電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （1）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 1 1 5 国内電報受付に利用する番号 イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は 3 桁とします。 ただし、試験番号については本項（3）に規定します。 （2） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。 イ M T P 仕様は、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。 ウ I S U P 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、電報接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表 4 の N T T－Q 7 6 3 に対応していますが、パラメータの項番（3. I S D N ユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。 ただし、当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッ			

セージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に
関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>項番</u>	<u>項 目</u>	<u>仕 様</u>	<u>記事</u>
<u>1.</u>	<u>概要</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.0</u>	<u>本標準の範囲、参考文献、定義、 略語</u>		
<u>1.0.1</u>	<u>本標準の範囲</u>		
<u>1.0.2</u>	<u>参考文献</u>		
<u>1.0.3</u>	<u>用語と定義</u>		
<u>1.0.4</u>	<u>略語</u>		
<u>1.0.5</u>	<u>コーディング原則の概要</u>		
<u>1.1</u>	<u>ルーチングラベル</u>		
<u>1.2</u>	<u>回線番号</u>	<u>C I C 設定フィールドは 13 ビットと します</u>	
<u>1.3</u>	<u>メッセージ種別</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと します</u>	
<u>1.4</u>	<u>フォーマッティングの原則</u>		
<u>1.5</u>	<u>固定長必須部</u>		
<u>1.6</u>	<u>可変長必須部</u>		
<u>1.7</u>	<u>オプション部</u>		
<u>1.8</u>	<u>オプションパラメータの終了表 示 オクテット</u>		
<u>1.9</u>	<u>送出順序</u>		

1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D Nユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01” を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（C L S）	A C Mでは“00” を使用します A N Mでは“01” を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01” を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	I：相互接続表示	“0” を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	K：I S U P 1 リンク表示	“1” を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
		M: I S D Nアクセス表示 (I A I)	“1” を使用します	
		N: エコー制御装置表示	“0” を使用します	
		P0: S C C P法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 9		着番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“1111110” を使用します	
		c) 網内番号表示 (I N N表示)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) アドレス情報		
		f) フィラー		
3. 10		発番号		
		a) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		b) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		c) 発番号不完全表示 (N I)	“0” を使用します	
		d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		e) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		f) 網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
		g) アドレス情報		

		<u>h) フィラー</u>		
3. 11		<u>発ユーザ種別</u>	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3. 12		<u>理由表示</u>		
		<u>a) 拡張表示</u>	“1” を使用します	
		<u>b) コーディング標準</u>	“00” を使用します	
		<u>c) 生成源</u>	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を使用します	
		<u>e) 理由種別</u>	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111” を使用します	
		<u>f) 診断情報</u>	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング” を使用します	
3. 14		<u>回線状態表示 (国内用)</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3. 20		<u>オプションパラメータ終了表示</u>	します	
3. 21		<u>イベント情報</u>		
		<u>GA : イベント表示</u>	“0000001, 0000010, 0000011” を使用 します	

		H: イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3. 23		順方向呼表示	—	
		A: 国内／国際呼表示	“0” を使用します	
		CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		D: 相互接続表示		
		E: エンド・エンド情報表示		
		F: I S U P 1 リンク表示		
		HG: I S U P 1 リンク希望表示		
		I: I S D N アクセス表示		
		KJ: S C C P 法表示		
		L: 予備		
		M-P: 国内使用に留保		
3. 26		汎用番号	—	
		a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
		b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
		d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
		e) 番号計画表示	“001” を使用します	
		f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
		g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
		h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
		i) フィラー		
3. 35		接続特性表示		

		<u>BA：衛星回線表示</u>	<u>“00, 01, 10” を使用します</u>	
		<u>DC：導通試験表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>E：エコー制御装置表示</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>F-H：予備</u>		
	3. 37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
		<u>A：インバンド情報表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>B：着信転送可能性表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
		<u>D：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>E-H：国内使用に留保</u>		
	3. 38	<u>オプション順方向呼表示</u>		
		<u>BA：閉域接続呼表示</u>	<u>“00” を使用します</u>	
		<u>C：簡易分割表示</u>	<u>“1” を使用します</u>	
		<u>D-G：予備</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	
			<u>します</u>	
		<u>H：接続先番号要求表示</u>	<u>“0” を使用します</u>	
	3. 43	<u>範囲と状態</u>		
		<u>a) 範囲</u>	<u>技術的条件集別表 4 に示すとおりと</u>	<u>注 1</u>
			<u>します</u>	
		<u>範囲コード：</u>		
		<u>C Q R (0～31)</u>		
		<u>G R A (1～11)</u>		
		<u>G R S (1～11)</u>		
		<u>C Q M (0～31)</u>		

	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	d) フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA: 付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI: 移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
	PI: 移動系付加ユーザ種別 1	します	
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
4.	ISDNユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表4に示すとおりと	

		<u>します</u>	
表 4-1	<u>A C M</u>	<u>逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-2	<u>A N M</u>	<u>逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-3	<u>C P G</u>	<u>イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-4	<u>C Q R</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
表 4-5	<u>G R A</u>	<u>します</u>	
表 4-	<u>I A M</u>	<u>接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-	<u>R E L</u>	<u>理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します</u>	
表 4-	<u>R L C</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと <u>します</u>	

表 4-	<u>SUS, RES</u>	<u>使用しません</u>	
表 4-	<u>BLO, BLA, RSC, UB</u>	<u>技術的条件集別表4に示すとおりと</u> <u>します</u>	
	<u>L, UBA</u>		
表 4-	<u>GRS, CQM</u>		
表 4-	<u>SGM</u>	<u>アクセス転送、汎用番号、オプション</u> <u>パラメータ終了表示を使用します</u>	<u>注2</u>
表 4-	<u>CHG</u>	<u>使用しません</u>	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注2：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

<u>情報名</u>	<u>方向</u>	<u>適用</u>	<u>記事</u>
<u>着番号</u>	<u>順方向</u>	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。</u> <u>番号種別：網特有番号、アドレス情報：115</u>
<u>発番号</u>	<u>順方向</u>	●	<u>1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり</u>

			とします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K (2) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または

			移動通信 (cdmaOne800MHz)、ま たは 移動通信 (IMT-2000) (2) 端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されま せん。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	二	
課金情報	逆方向	二	
課金情報遅延	逆方向	二	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、電報接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	3.1kHz オフセット	P T - A 2

<u>2</u>	<u>I S D N 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - A 4</u>
<u>3</u>	<u>アナログ端末機器発信 (不完了)</u>	<u>3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - B 1</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - B 2</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - I 1 (4)</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1kHz オート`イ</u>	<u>P T - I 2 (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項の規定を準用します。

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 1 8 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

1 8 8

消費生活相談受付に利用する番号

1 8 9

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ISDNユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+ D～Jまたは180+D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188 または189
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 7 0 + D～Jまたは1 8 0 +D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 8 8 または1 8 9
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。

			番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：C Aコード 料金区域情報：C Aコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号中継接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケ

ンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
<u>1</u>	<u>アナログ端末機器発信 →</u> <u>アナログ端末機器着信</u>	<u>3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - A 1</u>
<u>2</u>	<u>アナログ端末機器発信 →</u> <u>I S D N 端末機器着信</u>	<u>3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - A 2</u>
<u>3</u>	<u>I S D N 端末機器発信 →</u> <u>アナログ端末機器着信</u>	<u>音声、3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - A 3</u>
<u>4</u>	<u>I S D N 端末機器発信 →</u> <u>I S D N 端末機器着信</u>	<u>音声、3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - A 4</u>
<u>5</u>	<u>アナログ端末機器発信（不</u> <u>完了）</u>	<u>3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 1</u>
<u>6</u>	<u>I S D N 端末機器発信（不</u> <u>完了）</u>	<u>音声、3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - B 2</u>
<u>7</u>	<u>アナログ端末機器発信（着</u> <u>側切断）</u>	<u>3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 1</u> <u>（1）（2）（4）</u>
<u>8</u>	<u>I S D N 端末機器発信（着</u> <u>側切断）</u>	<u>音声、3.1KHz オートダイヤル</u>	<u>P T - I 2</u> <u>（1）（2）（4）</u>

（3） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表15に示すとおりとします。

（4） 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。
なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0 5 7 0 + D E F G H J

認		または 0 1 8 0 + D E F G H J または 1 8 8 または 1 8 9	
1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 <u>0 5 7 0</u> + <u>DEF</u> + <u>GHJ</u> サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号 <u>1 8 8</u> 消費生活相談受付に利用する番号 <u>1 8 9</u> 児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号 イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。 (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。 イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。 ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ISDNユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラ			

メータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：5 7 0 + D ~ J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：1 8 8 または 1 8 9
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的要件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“01”または“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または

			柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
事業者情報 報転送	逆方向	●	別途協議とします。

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、端末機器と発側網間、及び発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1KHz オートダイヤル	PT-A1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1KHz オートダイヤル	PT-A2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1KHz オートダイヤル	PT-A3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1KHz オートダイヤル	PT-A4
5	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1KHz オートダイヤル	PT-B1

<u>6</u>	<u>I S D N端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T－B 2</u>
<u>7</u>	<u>アナログ端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T－I 1</u> <u>(1) (2) (4)</u>
<u>8</u>	<u>I S D N端末機器発信 (着側切断)</u>	<u>音声、3.1KHz オートイコ</u>	<u>P T－I 2</u> <u>(1) (2) (4)</u>

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 に示すとおりとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

<u>試験目的</u>	<u>接続先</u>	<u>試験番号構成</u>
<u>当社網から直接協定 事業者網への接続確 認</u>	<u>直接協定事業者網内 のガイダンス装置等</u>	<u>0 5 7 0 + D E F G</u> <u>H J または 1 8 8 ま たは 1 8 9</u>

(輻輳制御方式)

第 68 条 輻輳制御方式は第 33 条（輻輳制御方式）の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 伝送装置間インタフェース仕様は第 34 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G N の付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注) NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

第15節 形態4－7 削除

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
D S M-L形専用サービスノード装置 (D S M-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条(伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。ただし、D S M-L形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第16節の2 形態5－2

(網構成)

第79条の2 当社のI S P接続用ルータにおけるI P通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第15節 形態4－7 削除

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
D S M-L形専用サービスノード装置 (D S M-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第16節の2 形態5－2

(網構成)

第79条の2 当社のI S P接続用ルータにおけるI P通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。ただし、D S M－L 形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 17 節 形態 6－1 削除

(略)

第 18 節 形態 6－2

(網構成)

第 84 条 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。

(1) 共通線信号網構成は準対応網構成とします。

(2) 共通線信号網構成は A、B 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行うものとします。

(3) 信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はサービス制御局（以下、「N S P」又は「S C P」といいます。）の接続を行うものとします。

(接続方式)

第 85 条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 17 節 形態 6－1 削除

(略)

第 18 節 形態 6－2

削除

式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

ア 0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

- イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。

- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。

- (3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービス及びデジタル公衆電話サービスとします。

- (4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

- ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo. 7信号方式を適用します。

- イ M T P仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

- ウ S C C P仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

- エ N T T固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→N S P（S D R Q）

情報名	適用
発信 I D	○

発信K A	<u>○</u>
発ユーザ種別	<u>●</u>
ダイヤル数字	<u>●</u>
機能レベル表示	<u>●</u>
通信路要求表示	<u>●</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>
第2網機能種別	<u>○</u>
試験呼情報	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（S D R P）

情報名	適用
課金形態指示	<u>●</u>
接続指示	
接続形態	<u>●</u>
出回線送出数字	<u>○</u>
解放種別	<u>○</u>
発側接続A R E制御	<u>○</u>
発側ガイダンス情報	<u>○</u>
着側ガイダンス情報	<u>○</u>
課金情報送出表示	<u>○</u>
課金情報	<u>○</u>
料金通知情報	<u>○</u>
料金算定区間M B I	<u>○</u>
機能レベル表示	<u>○</u>
N S P設定表示	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I S U P 1リンク希望表示	<u>○</u>

網機能種別	○
理由表示	○
第2網機能種別	○
課金信号要求フラグ	●

信号の方向：当社網→NSP（CHIF）

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：NSP→当社網（CHAK）

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、ナビダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O1のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

(6) <u>本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。</u> (7) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。</u> ア <u>当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。</u> 2 <u>テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</u> (1) <u>当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。</u> ア <u>0180 + DEF + GHJ</u> <u>サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号</u> イ <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。</u> (2) <u>直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。</u> (3) <u>当社網から発信可能な端末回線の種別は、第1項（3）の規定を準用します。</u> (4) <u>当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。</u> ア <u>当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。</u> イ <u>MTTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。</u> ウ <u>SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。</u> エ <u>TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。</u> オ <u>網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直</u>	

接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）
は次のとおりとします。

削除

信号の方向：NSP→当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCM
P）

情報名	適用
サービスクラス	●
アプリケーション転送	●

信号の方向：当社網→NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCM
Pの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、テレドーム接続機能に関わる接
続で規定する接続シーケンス例はPT-O2のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他
については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、
規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接
続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

（6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の
規定を準用します。

（7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は第1項（7）の規定を準用し
ます。

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用
する接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号の構成は次のとお

<u>りとします。</u> ア <u>161、162</u> <u>網サービスの選択・制御（ファクシミリ通信網）に利用する番号</u> <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁としま</u> <u>す。</u> イ <u>0035 + ×～×</u> <u>サービス識別番号 サービス識別コード</u> <u>当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は6桁としま</u> <u>す。</u> <u>(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接</u> <u>続方式）第1項（1）の規定を準用します。</u> <u>(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話及び第1種及び</u> <u>第2種総合デジタル通信サービスとします。</u> <u>(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおり</u> <u>とします。</u> ア <u>当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠した</u> <u>No.7信号方式を適用</u> <u>します。</u> イ <u>MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりと</u> <u>します。</u> ウ <u>SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。</u> エ <u>TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。</u> オ <u>網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直</u> <u>接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）</u> <u>は次のとおりとします。</u> <u>信号の方向：当社網→NSP（PRIS）</u>	
情報名	適用

発番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	●
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●
機能レベル表示	●
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
NSP設定情報	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○

信号局番号	●
信号の方向：NSP→当社網（RLSE）	
情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます	
カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O4のとおりとします。	
ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。	
(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。	
(6) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。	
(7) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。	
4 削除	
5 削除	
6 削除	
7 削除	
8 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔メンバーズネットサービス〕（以下、「メンバーズネット」といいます。）に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	
(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成	

9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に0を付加した14桁から15桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスの前に0を付加した6桁から11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ウ 0 A B 0 + D E F + G H J

サービス番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に0を付加した11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

エ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の前に0を付加した8桁から12桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

オ 00XY + ×～×

事業者識別番号 際公衆電気通信番号等（010から始まるダイヤルも含む）さらに接続番号を次のとおりに区分します。

00XY₁系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

00XY₄系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に0を付加した5桁から23桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は4桁から22桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

カ 1XY

サービス番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に0を付加した4桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

キ メンバーズネットサービス契約者が内線番号をダイヤルする場合に適用される番号は次のとおりとします。

（ア） 端末回線種別が電話サービスの加入電話及び第1種総合デジタル通信サー

ビスの場合、メンバーズネット内線番号の桁数は1桁から11桁とし、1桁目は1から9までの数字を使用します。（ただし、1桁目が1の場合は3桁固定とします。（184／186の場合は除きます））2桁目から11桁目は0から9までの数字を使用します。なお、加入電話の場合、メンバーズネットサービスの付加機能であるダイヤルパス機能（オフフックを行った際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号は設定されません。また、ダイヤルパス#機能（オフフック後、1桁目に「#」をダイヤルした際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号には「#」が設定されます。

（イ） 端末回線種別が電話サービスの事業所集団電話の場合、1桁から3桁のオンネットアクセス番号を使用します。1桁目は1から9までの数字を使用します。オンネットアクセス番号の2桁目から3桁目は0から9までの数字を使用します。（ただし、1桁目が1の場合は3桁固定とします。（184／186の場合は除きます））オンネットアクセス番号を付加して、メンバーズネット内線番号をダイヤルします。なお、付加機能であるダイヤルパス#機能利用時は、メンバーズネット内線番号には「#」が設定されます。

ク メンバーズネットサービス契約者が1桁目に0をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

（2） メンバーズネットサービス契約者の登録できる当社の端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスとします。

（3） 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ 網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP（PRIS）

情報名	適用
発番号	<u>○</u>
着番号	<u>○</u>
ユーザサービス情報	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>○</u>
発ユーザ種別	<u>○</u>
契約者番号	<u>○</u>
試験呼情報	<u>○</u>
サービス活性化	<u>○</u>
発着制御要求表示	<u>○</u>
機能レベル表示	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（SDIF）

情報名	適用
制御対象	<u>●</u>
ARE情報	<u>○</u>
汎用通知	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用

着番号	<u>●</u>
発番号	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>●</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
付加情報転送	<u>○</u>
着信指示用音源種別	<u>○</u>
N S P 設定情報	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
サービス活性化	<u>○</u>
第 1 着ユーザ番号	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（Q C H G）

情報名	適用
課金形態	<u>●</u>
課金情報	<u>○</u>
接続先変更元番号	<u>○</u>
接続先変更先番号	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（R L S E）

情報名	適用
理由表示	<u>●</u>
ガイダンス情報	<u>○</u>
汎用通知	<u>○</u>
局内トランク種別	<u>○</u>

信号の方向：当社網→N S P（R P E V）

情報名	適用
呼状態	<u>●</u>
理由表示	<u>●</u>

通信時間	<u>○</u>
通信開始時刻	<u>○</u>
通信終了時刻	<u>○</u>
信号局番号	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	<u>●</u>
情報要求	<u>○</u>

信号の方向：当社網→NSP（RVIFの成功応答）

情報名	適用
受信情報	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）

情報名	適用
発トランザクションID	<u>●</u>
着トランザクションID	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	<u>●</u>
リソース状態	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	<u>●</u>
シーケンス	<u>○</u>
着トランザクションID	<u>○</u>

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

情報名	適用

シーケンス	○	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます		
カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、メンバーズネットサービス契約者発信で規定する接続シーケンス例は P T - O 9 のとおりとします。		
ただし、接続シーケンスは、発側網と N S P 間のみを規定することとし、その他については、発側網と N S P 間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。		
(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。		
(5) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。		
(6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第 1 項（7）の規定を準用します。		
9 削除		
10 削除		
11 削除		
12 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。		
(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。		
ア 1 1 5		
国内電報受付に利用する番号		
イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は 3 桁とします。		
(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第 5 0 条（接続方式）第 1 項（1）の規定を準用します。		

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、優先放送電話接続電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスとします。	
(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応網信号を使用する信号方式は次のとおりとします。	
ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7信号方式を使用します。	
イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。	
ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。	
エ NTT固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。	
当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。	
信号の方向：当社網→NSP（SDRQ）	
情報名	適用
発番号	○
発信ID	○
発信KA	○
ダイヤル数字	○
隣接網形態識別	○
機能レベル表示	○
発ユーザ種別	○
付加ユーザ種別	○
順方向呼表示	○
第2網機能種別	○
信号の方向：NSP→当社網（SDRP）	
情報名	適用

	接続指示	
	接続形態	●
	発側接続ARE制御	○
	発側ガイダンス情報	○
	出回線送出数字	○
	理由表示	○
	I SUP1リンク希望表示	○
	課金信号要求フラグ	●
	網機能種別	●
	第2網機能種別	○
	NSP設定情報	○
	信号の方向：当社網→NSP（CHIF）	
	情報名	適用
	切断イベント	●
	着信端末番号	●
	通信開始時刻	○
	通信終了時刻	○
	通話時間	○
	理由表示	○
	信号局番号	○
	信号の方向：NSP→当社網（CHAK）	
	情報名	適用
	課金信号再送出要求フラグ	●
	信号の方向：NSP→当社網（LNCM）	
	情報名	適用
	着信端末番号	●

信号の方向：当社網→NSP（LNRP）

情報名	適用
通話路確認フラグ	●
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→NSP（LNIN）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

信号の方向：当社網→NSP（LNAK）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、電報接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O1のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

（6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。

（7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

13 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（1） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号

規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（ア）当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は第32条（接続方式）第2項（1）の規定を準用します

。

（イ）当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問合せを行う、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F

サービス識別番号 事業者識別番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6桁とします。また、Dコードは0から8までの数字を使用します。

イ 1 4 4

網サービスの選択・制御（迷惑電話おことわり）に利用する番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

（2）直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

ア 移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPから当社網へ信号により通知するネットワークルーチング番号の構成は次のとおりとします。

（ア） 0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

（イ） 0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、第1項(3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ NTT固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表17に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されうるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP(SDRQ)

情報名	適用
発信ID	<u>○</u>
発番号	<u>○</u>
発信KA	<u>○</u>
発ユーザ種別	●
ISUP1リンク希望表示	●
ダイヤル数字	●
機能レベル表示	●
通信路要求表示	●
隣接網形態識別	<u>○</u>
付加ユーザ種別	<u>○</u>
順方向呼表示	<u>○</u>
発ユーザ番号	<u>○</u>

発信地域情報	<u>○</u>
汎用番号	<u>○</u>
発信者番号非通知理由	<u>○</u>
着信拒否制御	<u>○</u>
I P 番号	<u>○</u>
第2網機能種別	<u>○</u>
着 I N 番号	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網（S D R P）

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	<u>○</u>
発側接続A R E 制御	<u>○</u>
着側接続A R E 制御	<u>○</u>
局内トランク	<u>○</u>
待合せ時間	<u>○</u>
待合せタイムアウトA R E 制御	<u>○</u>
発側ガイダンス情報	●
着側ガイダンス情報	●
強切タイミング	●
リダイレクト理由	<u>○</u>
転送先番号	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I S U P 1 リンク希望表示	<u>○</u>
課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	<u>○</u>

着信拒否制御	<u>○</u>
着信拒否遭遇呼	<u>○</u>
理由表示	<u>○</u>
N S P 設定情報	<u>○</u>
第 2 網機能種別	<u>○</u>
課金形態指示	<u>○</u>
事業者情報転送	<u>○</u>

信号の方向：当社網→N S P (R C R Q)

情報名	適用
切断イベント	<u>●</u>
理由表示	<u>●</u>
信号局番号	<u>●</u>
A R E 制御結果イベント	<u>○</u>

信号の方向：N S P→当社網 (R C R P)

情報名	適用
接続指示	
接続形態	<u>●</u>
出回線送出数字	<u>○</u>
発側接続A R E 制御	<u>○</u>
着側接続A R E 制御	<u>○</u>
局内トランク	<u>○</u>
待合せ時間	<u>○</u>
待合せタイムアウトA R E 制御	<u>○</u>
着ユーザ番号	<u>○</u>
I S U P 1 リンク希望表示	<u>○</u>
着信拒否遭遇呼	<u>○</u>

課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	○
N S P 設定情報	○
第2網機能種別	○
課金形態指示	○

信号の方向：当社網→N S P (CH I F)

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：N S P→当社網 (CHAK)

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

信号の方向：N S P→当社網 (RC I D)

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	○
発側接続A R E制御	○
着側接続A R E制御	○

<u>着側ARE論理制御</u>	<u>○</u>
<u>着ユーザ番号</u>	<u>○</u>
<u>ISUP1リンク希望表示</u>	<u>○</u>
<u>課金信号要求フラグ</u>	<u>●</u>
<u>NSP設定情報</u>	<u>●</u>
<u>接続結果信号要求フラグ</u>	<u>●</u>
<u>第2網機能種別</u>	<u>○</u>

信号の方向：当社網→NSP（CNRE）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>接続結果イベント</u>	<u>●</u>
<u>理由表示</u>	<u>●</u>
<u>信号局番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：NSP→当社網（LNCM）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>着信端末番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNR P）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>通話路確認フラグ</u>	<u>●</u>
<u>着信端末番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNIN）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>初期設定フラグ</u>	<u>●</u>
<u>呼識別番号</u>	<u>●</u>

信号の方向：当社網→NSP（LNAK）

	<table> <tr> <th>情報名</th><th>適用</th></tr> <tr> <td>初期設定フラグ</td><td>●</td></tr> <tr> <td>呼識別番号</td><td>●</td></tr> </table> (凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例は P T－O 1 及び P T－O 1 3 のとおりとします。 ただし、接続シーケンスは、発側網（P T－O 1 3 においては当社網）と N S P 間のみを規定することとし、その他については接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。 (5) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 3 の規定を準用します。 (6) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。 (7) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項（7）の規定を準用します。 14 課金情報転送機能機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C 標準に準拠した No. 7 信号方式を適用します。 イ M T P 仕様は、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3. 1 に示すとおりとします。 ウ S C C P 仕様は、技術的条件集別表 12. 1 に示すとおりとします。 エ T C 仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。	情報名	適用	初期設定フラグ	●	呼識別番号	●
情報名	適用						
初期設定フラグ	●						
呼識別番号	●						

オ I N A P仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→S C P（InitialDP）

情報名	適用
<u>serviceKey</u>	●
<u>CalledPartyNumber</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	●
<u>callingPartysCategory</u>	●
<u>callingPartySubaddress</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>terminalType</u>	●
<u>forwardCallIndicators</u>	●
<u>bearerCapability</u>	●
<u>eventTypeBCSM</u>	●
<u>genericNumbers</u>	○
<u>extensions</u>	○

信号の方向：S C P→当社網（Connect）

情報名	適用
<u>destinationRoutingAddress</u>	●
<u>correlationID</u>	○
<u>iSDNAccessRelatedInformation</u>	○
<u>scfID</u>	○
<u>genericNumbers</u>	○
<u>serviceInteractionIndicatorsTwo</u>	○
<u>extensions</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (SendChargingInformation)

情報名	適用
SCIBillingChargingCharacteristics	●
PartyToCharge	●

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、課金情報転送機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-Q1、PT-Q2及びPT-Q13のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とSCP間のみを規定することとし、その他については、発側網とSCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の規定を準用します。

(3) 本則の共通線信号網利用機能(ウ欄)に係る料金の適用の信号は第1項(6)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項(7)の規定を準用します。

15 通話終了通知機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ T C仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ 網特有A S E仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。

(2)本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。

(3)当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第 1 項（7）の規定を準用します。

16 特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠した No. 7 信号方式を適用します。

イ M T P仕様は、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ S C C P仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ T C仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ I N A P仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→S C P（InitialDP）

<u>情報名</u>	<u>適用</u>
<u>serviceKey</u>	<u>●</u>
<u>CalledPartyNumber</u>	<u>●</u>
<u>callingPartyNumber</u>	<u>●</u>
<u>callingPartysCategory</u>	<u>●</u>
<u>callingPartySubaddress</u>	<u>○</u>

<u>miscCallInfo</u>	●
<u>terminalType</u>	●
<u>forwardCallIndicators</u>	●
<u>bearerCapability</u>	●
<u>eventTypeBCSM</u>	●
<u>genericNumbers</u>	○
<u>extensions</u>	○

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例は P T - Q 1 のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網と S C P 間のみを規定することとし、その他については、発側網と S C P 間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の規定を準用します。

(3) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第 1 項（6）の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第 1 項（7）の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 86 条 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 87 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

(その他接続に必要な事項)

第 88 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節の 2 形態 6－3

(網構成)

第 88 条の 2 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受信するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。

(1) 共通線信号網構成は準対応網構成とします。

(2) 共通線信号網構成は A、B 面の 2 面構成とし、A、B 両面にリンクの設定を行います。

(3) 信号網相互接続点において当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又は SCP の接続を行います。

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT－CS 2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。C D E F までで交換機毎の判

第 18 節の 2 形態 6－3

削除

断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 0 0 X Y + X 1 X 2 ～ X n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X 1 X 2 までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は 16 桁とします。

- (2) 当社の加入契約者のうち、短桁の番号をダイヤルすることにより当社網の加入者交換機から S C P へ問合せを行うべき登録を行った加入者（以下、「S C P アクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合に適用される番号は次のとおりとします。

ア S C P アクセス契約加入者が短桁の番号により発信する場合に当社網の加入者交換機から S C P へ問合せを行う「加入者線毎の判断基準」に適用される番号は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話あるいは総合ディジタル通信サービスの場合、1 1 0、1 1 1、1 1 9 ダイヤル時は S C P へ問合せを行わず当社網内で接続を終端します。

(イ) 端末回線種別が加入電話の場合、番号の桁数は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字あるいは「#」を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は 3 桁固定とします。1 桁目が「#」の場合は 1 桁固定とします。）。2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数字を使用します。また、番号の最後に「#」をダイヤルすることを許容します。なお、1 8 4、1 8 6 ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。また、オフフック時に無条件で S C P へ問合せを行う登録を行った加入者（以下、「オフフック時無条件 S C P アクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合、ダイヤルは不要です。

(ウ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合、番号の桁数は 1 桁から 10 桁とし、1 桁目は 1 から 9 までの数字を使用します（ただし、1 桁目が 1 の場合は 3 桁固定とします）。2 桁目から 10 桁目は 0 から 9 までの数

字を使用します。なお、184、186ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。

イ SCPアクセス契約加入者が1桁目に0をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

ウ SCPアクセス契約加入者のダイヤル手順は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

(S D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号

(S D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号→＃

(S D T) →＃

(イ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスであり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

(D T) →加入者線毎の判断基準に適用される番号

エ 加入者線毎の判断基準に適用される番号で接続する場合のSCPアクセス契約加入者からの有効受信桁数は次のとおりとします。

(ア) 端末回線種別が加入電話の場合、有効受信桁数は1桁（ただし最大0桁の場合を除きます）から最大受信桁数とします。最大受信桁数は登録された1桁以上10桁以内の任意の桁数とし、最大受信桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。なお、1桁目が1で1桁以上3桁未満で桁間タイミン
グオーバーでタイムアウトした場合は、BTを送出します。

(イ) 端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合は、有効受信桁数は1桁から10桁とし、10桁を超えて受信した場合は呼損とします。また1桁目が1で3桁以外を受信した場合は呼損とします。

オ 端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準に適用される番号での接続の場合、当社網は次の時点でSCPへアクセスします。

(ア) SCPアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タ

イミング内に受信した時点。

(イ) S C Pアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数未満の番号を受
信し桁間タイミングオーバーとなった時点。

(ウ) 終了符号の#を受信した時点。

(エ) 1 桁目が1の場合は、3 桁の番号を受信した時点（1 8 4 / 1 8 6の場合
を除きます）。

(オ) オフフック時無条件 S C Pアクセス契約加入者が、当社の交換機に対し、
発信要求を行った時点。なお、オフフック時無条件 S C Pアクセス契約加
入者を除き、桁間タイミングは1 桁目まではパーマネントシグナルの桁間
タイミングとします。

(3) 直接協定事業者網の S C Pから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電
気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することと
します。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は
間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要し
ます。

ただし、試験番号については本項（7）に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために
直接協定事業者網の S C Pから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションに
より通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J
 事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + X ~ X
 事業者識別番号 サービスコード
有効受信桁数は5桁から19桁とします。

(ウ) 0 + A B C D E + F G H J
 国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。ただし、A B C D E + F G H J は当社又は他特定端末系事業者の加入者とし
ます。

イ 当社網と直接協定事業者網間で暫定回線を接続するために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立もしくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者のガイダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J
事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + X ~ X
事業者識別番号 サービスコード
有効受信桁数は5桁から19桁とします。

(4) サービス提供条件は次のとおりとします。

ア 当社網から発信可能な端末回線の種別は次のとおりとします。

(ア) 交換機毎の判断基準に適用される番号へ発信可能な端末回線の種別は、
電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第
1種及び第2種総合デジタル通信サービス及びデジタル公衆電話サー
ビスとします。ただし、硬貨収納等信号送出機能を有する電話の発信条件
については当社と直接協定事業者間で別途協議することとします。事業所
集団電話は受付台、特甲及び準特甲のみ発信可能とします。

(イ) 加入者線毎の判断基準の登録が可能な端末回線の種別は、電話サービスの
加入電話、支店代行電話、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスと
します。ただし、共同電話、硬貨収納等信号送出機能を有する電話、事業所
集団電話、公衆電話及びデジタル公衆電話には加入者線毎の判断基準の登
録はできません。

イ 当社の電話サービス及び総合デジタル通信サービスの契約約款に基づく付

加サービス等の利用条件は別途定めることとします。

ウ 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ呼解放オペレーションにより呼の解放が通知された場合、当該呼を発信した加入契約者に当社網の加入者交換機から可聴音を送出する条件は以下のとおりとします。

(ア) 伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「1（欠番）」の場合、かつ、生成源が「ローカルユーザ収容公衆網／中継網／リモートユーザ収容公衆網」の場合、当社網の加入者交換機からNUTトキを送出します。ただし、本条件は呼設定時のみに適用されます。また、生成源が上記以外の場合でもNUTトキを送出する交換機があります。

(イ) 伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「1（欠番）以外」の場合、当社網の加入者交換機からBTを送出します。

エ 直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号について、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

オ 直接協定事業者は端末回線種別が加入電話であるSCPアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コード、最大受信桁数、オフフック時無条件SCPアクセス契約の有無を当社に通知することを要します。

カ 直接協定事業者は端末回線種別が総合ディジタル通信サービスであるSCPアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

キ 当社の加入者交換機は、利用者料金の課金は行いません。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表 12 に示すとおりとします。ただし、SCPの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ TC仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表 19 のNTT-Q 1 2 2 8 - b (NTT-CS 2. 1) に示すとおりとします。ただし、再開通知アプリケーション仕様は技術的条件集別表 19 のNTT-Q 1 2 2 8 - b (NTT-CS 2. 2) の付属資料Aに示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本INAP仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するINAPオペレーションの関係は次のとおりとします。

<u>加入者交換機機能メニュー</u>	<u>対応する INAP オペレーション</u>
<u>(1) 加入者線毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>
<u>(2) 交換機毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>
<u>(3) SCPからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。</u>	<u>CON</u>
<u>(4) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>RRB+CON</u>
<u>(5) SCPからの指示に従い、呼の解放を行う。</u>	<u>RC</u>
<u>(6) SCPからの指示に従い、暫定接続を確立する。</u>	<u>ETC</u>
<u>(7) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+RRB+CON</u>
<u>(8) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+CON</u>

(9) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10) S C Pからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11) S C Pからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13) S C Pからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16) S C Pからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE

(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+RRB+CON</u>
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+RRB+CON</u>
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFC+RC*</u>
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+CUE</u>
(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>

(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	RC*+MC
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	AT

なお、各I N A Pオペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A Pオペレーション
AT	活性化試験 (ActivityTest)
CON	接続 (Connect)
CUE	継続 (Continue)
DFC	順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)
DFCWA	アークメント付き順方向接続切断 (DisconnectForwardConnectionWithArgument)
ER	エンティティ解放通知 (EntityReleased)
ETC	暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)
ERB	B C S Mイベント報告 (EventReportBCSM)
IDP	イニシャルD P (InitialDP)
ITC	暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)
MC	呼セグメント統合 (MergeCallSegments)
ML	レグ移動 (MoveLeg)
RC	呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegmentのみの場合)
RC*	呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment以外の場合)
RRB	B C S Mイベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)

カ I S U PおよびI N A P間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機がI A Mを受信し、T D P - Rを検出した場合、イニシャルD PオペレーションがS C Pへ送信されます。I A MからイニシャルD Pオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

I S U Pメッセージ：I A M (注1)	I N A Pオペレーション：イニシャルD P
着番号	ダイヤル番号(dialedDigits) (注2)
発番号	発番号 (callingPartyNumber)

アクセス転送に含まれる 発サブアドレス情報要素	発サブアドレス (callingPartySubaddress)
発ユーザ種別	発ユーザ種別 (callingPartysCategory)
汎用番号 (付加発番号)	汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)
順方向呼表示	順方向呼表示 (forwardCallIndicators)
通信路要求表示	伝達能力 (bearerCapability)
料金区域情報	料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)
契約者番号	契約者番号 (ttcContractorNumber)

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：オフフック時無条件SCPアクセス契約者発信時は設定されません。

また、SCPアクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合も設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機はSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシャルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。

(ウ) 当社の加入者交換機がSCPから接続オペレーションを受信すると、IAMが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。

INAPオペレーション：接続 (注1)	ISUPメッセージ：IAM
ルーチング対地アドレス (destinationRoutingAddress)	着番号
相関ID (correlationID)	相関id
scfID (scfID)	SCFid
付加発番号 (additionalCallingPartyNumber)	汎用番号 (付加発番号) (注2)

汎用番号（付加発番号）
(genericNumbers)

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信した I AMに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先して I AMに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I AMの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

(エ) 接続オペレーションにより I AMを送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7を開始します。タイマ T 7が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(オ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
A C M 待ち	ACM	アドレス完了待ちタイマ T 7は停止されます。また、ACMを C P Gにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	C P G	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合は T 7タイマを停止し、C P Gを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合は C P Gを廃棄します。
	R E L	設定された検出ポイントの条件に従います。
	I A M	当該回線に優先権がある場合は受信した I A Mを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	着側回線に対し R S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。

A C M 待 ち(C P G 受 信 後) A N M 待 ち 発 着 同 時 ユ ー ザ 相 互 動 作 時 に お け る E D P 中 断 中 (発 側 ~ 着 側 回 線 が 同 一 C S の 状態)	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>REL</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>不完了CPG</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>ANM</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>REL</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>着側回線を解放し、受信したRELを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
	<u>SUS/RES</u> (生成源：網)	<u>SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>SUS/RES</u> (生成源：ユーザ)	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
	<u>SUS/RES</u> (生成源：網)	<u>SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

作 時 に お け る E D P 中 断 中 (発 着 同 時 ユ ー ザ 相 互 動 作 中)	S U S / R E S (生成源：ユーザ)	着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通 信	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。
	R E L	設定された検出ポイントの条件に従います。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。
	S U S / R E S (生成源：ユーザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注 1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注 2
	イベント提示制限表示：表示なし

注 2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示 パラメータ	着ユーザ状態表示	
ACM 上の オプション 逆方向呼表示	表示なし	加入者空き
実装なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ 表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

バンド域内情報表示	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

(カ) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(キ) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはBCSMイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはSCPに対するBCSMイベント報告オペレーションのEDP-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはBCSMイベント報告オペレーションのEDP-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	DP検出条件
発側－着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のREL受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のCPG、ACM又はREL受信
発側－無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のCPG又はACM受信
発側－応答	ANM受信
発側－切断	(1) 通話中にREL受信 (2) タイマTSUSのタイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのREL受信

(ク) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReplyが開始され、ANMの受信でタイマ

TNoReply を停止します。

(ケ) R E L を発側回線又は着側回線から受信し、E D P - N (通知モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。R E L を着側回線から受信し、E D P - R (要求モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機は S C P からの指示を待ちます。不完了 A C M 又は不完了 C P G を着側回線から受信し、E D P - R (要求モード) として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断し S C P からの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(コ) 検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示を B C S M イベント報告オペレーションにマッピングし S C P に通知します。

(サ) 当社の加入者交換機は S C P から暫定接続確立オペレーションを受信し、受信した I A M 中の通信路要求表示が「音声」、「3. 1 k H z オーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示 # 6 5 を含む R E L により呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータと I A M で転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>I N A P オペレーション：暫定接続確立</u> <u>(注 1)</u>	<u>I S U P メッセージ：I A M</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーティングアドレス</u> <u>(assistingSSPIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>

注 1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

(シ) 暫定接続確立オペレーションにより送信される I A M 中のパラメータは

次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信した I AM に設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信した I AM に設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） I S U P 1 リンク表示：1（I S U P 1 リンクである） I S U P 1 リンク希望表示：1 0（I S U P 1 リンクを希望し必須である） I S D N アクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非 I S D N） S C C P 法表示：0 0（表示なし）
発ユーザ種別	0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験呼）
通信路要求表示	0 0 0 0 0 1 1（3. 1 k H z オーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャル D P を送信した当社の加入者交換機の C A コードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ス）暫定接続確立オペレーションにより I AM を送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7 が開始されます。タイマ T 7 がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。

（セ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
A C M 待ち	A C M	アドレス完了待ちタイマ T 7 は停止されます。また、A C M を C P G にマッピングし、発側回線に送信します。（注 1）

		<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>CPG</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>IAM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ACM待ち (CPG受信後)</u>	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
		<u>不完了ACM</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ANM待ち</u>	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>不完了CPG</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>ANM</u>	<u>通信中状態に遷移します。</u>
		<u>CHG</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

通信中	REL	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
	CPG	受信したCPGを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	REL	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：網)	SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：ユーザ)	受信したSUS/RESを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをCPGにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ		着ユーザ状態表示	
ACM上の オプション 逆方向呼表示		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバン	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ド帯域内 情報表示	インバンド 情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能

(ソ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 31が含まれます。

(タ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

I N A P オペレーション：暫定接続起動（注1）	I S U P メッセージ：I A M
アシスト SSP-IP ルーチングアドレス (assistingSSPIPRoutingAddress)	着番号
相関 ID (correlationID)	相関 id
scfID (scfID)	SCFid

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

(チ) 暫定接続起動オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである）

	<u>I S U P 1 リンク希望表示：1 0（I S U P 1 リンクを希望し 必須である）</u>
	<u>I S D N アクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェース が非 I S D N）</u>
	<u>S C C P 法表示：0 0（表示なし）</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験 呼）</u>
<u>通信路要求表示</u>	<u>0 0 0 0 0 0 1 1（3．1 k H z オーディオ）</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>発事業者情報として当社の情報が設定されます。</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>イニシャル D P を送信した当社の加入者交換機の C A コードが 設定されます。</u>
<u>発番号</u>	<u>設定されません。</u>

（ツ）暫定接続起動オペレーションにより I A M を送信すると、アドレス完了
待ちタイマ T 7 が開始されます。タイマ T 7 がタイムアウトした場合には、2 つの暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。
送信される 2 つの I A M はそれぞれ異なる I A M の A C M 受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（デ）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続さ
れた暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に
対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

<u>状態</u>	<u>暫定回線からの 受信メッセージ</u>	<u>暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条 件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条 件</u>
<u>A C M 待ち</u>	<u>A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマ T 7 は停止されます。受 信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了 A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマ T 7 を停止し、当該暫定 回線を解放します。また、理由表示 # 3 1 を含む R E L によりもう一方の暫定回線も切断されます。 受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当な パターンが現在利用可能」の場合は T 7 タイマを 停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I AM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI AMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ACM待ち(CPG受信後)</u>	<u>ACM</u>	<u>ANM待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>不完了ACM</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>ANM待ち</u>	<u>不完了CPG</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>ANM</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるEDP中断中(発着同時ユーザ相互動作中)</u>	<u>REL</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>SUS/RES (生成源：網)</u>	<u>SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>SUS/RES (生成源：ユーザ)</u>	<u>当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しSUS/RESを透過に送信します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

(ト) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ナ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ニ) 当社の加入者交換機はSCPからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ヌ) 当社の加入者交換機のISUPタイムは次のとおりとします。

記号	タイムアウト値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側—無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者SCP間のみを規定することとし、発側網と当社網間は規定しません。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1

<u>2</u>	<u>Connect</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 2</u>
<u>3</u>	<u>EstablishTemporaryConnection</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 3</u>
<u>4</u>	<u>RequestReportBCSMEvent,</u> <u>EventReportBCSM</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 4</u>
<u>5</u>	<u>DisconnectForwardConnection</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 5</u>
<u>6</u>	<u>ReleaseCall、ReleaseCall*</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ、 64Kbit/s 非制限</u>	<u>P T - Q 6</u>
<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionW</u> <u>ithArgument</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>EntityReleased</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 4</u>
<u>13</u>	<u>ActivityTest</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 5</u>
<u>14</u>	<u>RestartNotification,</u> <u>RestartNotificationAcknowled</u> <u>gement</u>	<u>—</u>	<u>P T - Q 1 6</u>
<u>15</u>	<u>試験</u>	<u>音声、3.1kHz オデーイ</u>	<u>P T - Q 1 7</u>

(6) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 又は分類 3 の規定を準用します。

(7) 当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網、直接協定事業者及び間接協定事業者の応答信号の返送条件は次のとおりとします。

(ア) 着側網は、通話回線及び暫定回線に対して、端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

(イ) 通話回線及び暫定回線に対して、返送する ANM の課金表示の課金／非課金に関わりなく、網使用料を精算することとします。ただし、試験用の通信については精算しないことにします。

イ 本則の通話回線に対する通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信

号を受信した時点はANMを受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

ウ 当社網は、直接協定事業者から通話回線に対する応答の通知を求められた場合は、応答信号を受信した時点で、SCPに通知します。また、通話回線に対する切断の通知を求められた場合は、切断信号を受信した時点でSCPに通知します。また、通話回線に対する発側放棄の通知を求められた場合は、放棄を検出した時点で通知します。

エ 本則の音声ガイダンス送信用接続機能の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又はRELを送信した時点とします。

オ 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。

カ 本則の再接続用網保留通信機能に係る電気通信設備の保留時間の測定を開始する時点はIAMを送信した時点、電気通信設備の保留時間の測定を終了する時点はRELを受信した時点、又はRELを送信した時点とします。

（８）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。
ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者間で実施するSCPアクセスに関する試験は次のとおりとします。

（ア） 直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無

し)を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはP T-Q 1 7のとおりとします。

(イ) 当社網と直接協定事業者網間における手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
LSからSCPへのアクセス確認および直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験(交換機毎の判断基準)	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X ₁ X ₂ X ₃ ~X _n	非課金	無
	手動SCPアクセス試験(加入者線毎の判断基準)	同上	XX・X		無

注1:課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能を実施します。

2 NTT-CS2. 2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のSCPへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。C D E F までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 0 0 X Y + X 1 X 2 ～ X n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X 1 X 2 までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は 16 桁とします。

(2) 当社の加入契約者のうち、S C P アクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第 1 項 (2) の規定を準用します。

(3) 直接協定事業者網の S C P から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項 (7) に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網の S C P から当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は 9 桁から 14 桁とします。

(イ) 0 0 X Y + 0 A 0 + C D E + F G H J K

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (0 1 0 から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続する
ために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立も
しくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりと
します。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイ
ダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 0 0 X Y + 0 + A B C D E + F G H J

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 0 0 X Y + 0 A 0 + C D E + F G H J K

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (0 1 0 から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

(4) サービス提供条件は第1項(4)の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12に示すとおりとします。ただし、SCPの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13に示すとおりとします。

オ INAP仕様は、技術的条件集別表19のNTT-Q1228-b (NTT-CS2.2)に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本INAP仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するINAPオペレーションの関係は次のとおりとします。

加入者交換機機能メニュー

対応するINAPオペレーション

(1) 加入者線毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。	IDP
(2) 交換機毎の判断基準に従ってSCPに制御指示要求を行う。	IDP
(3) SCPからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。	CON
(4) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RRB+CON
(5) SCPからの指示に従い、呼の解放を行う。	RC
(6) SCPからの指示に従い、暫定接続を確立する。	ETC
(7) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+RRB+CON
(8) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。	DFC+CON
(9) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10) SCPからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11) SCPからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12) SCPからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13) SCPからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14) SCPからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15) SCPからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16) SCPからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC

(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、 要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行 う。	<u>MC+RRB+CUE</u>
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメント の解放、要求されたイベントの設定、指示された 接続先への接続を行う。	<u>RC*+RC*+RRB+CON</u>
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメント の解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継 続を行う。	<u>RC*+RC*+RRB+CUE</u>
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 要求されたイベントの設定、指示された接続先へ の接続を行う。	<u>RC*+RRB+CON</u>
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行 う。	<u>RC*+RRB+CUE</u>
(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、 複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設 定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+RRB+CON</u>
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、 複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設 定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+RRB+CON</u>
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、 全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFC+RC*</u>
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメント が存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統 合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を 行う。	<u>DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメント が存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統 合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+MC+CUE</u>

(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>
(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	<u>RC*+MC</u>
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	<u>AT</u>
(35) S C Pからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>SCI+RNC+RRB+CON</u>
(36) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(37) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>ITC+SCI+RNC+RRB+CON</u>

(38) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+RC*+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>
(39) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(40) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>RC*+ITC+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>
(41) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+ITC+SCI+RNC+RRB</u> <u>+CON</u>

なお、各 I N A P オペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A P オペレーション
<u>AT</u>	<u>活性化試験 (ActivityTest)</u>
<u>CON</u>	<u>接続 (Connect)</u>
<u>CUE</u>	<u>継続 (Continue)</u>
<u>DFC</u>	<u>順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)</u>
<u>DFCWA</u>	<u>アーギュメント付き順方向接続切断</u> <u>(DisconnectForwardConnectionWithArgument)</u>
<u>ENC</u>	<u>課金イベント通知 (EventNotificationCharging)</u>
<u>ER</u>	<u>エンティティ解放通知 (EntityReleased)</u>
<u>ETC</u>	<u>暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)</u>
<u>ERB</u>	<u>B C S M イベント報告 (EventReportBCSM)</u>
<u>IDP</u>	<u>イニシャル D P (InitialDP)</u>

<u>ITC</u>	<u>暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)</u>
<u>MC</u>	<u>呼セグメント統合 (MergeCallSegments)</u>
<u>ML</u>	<u>レグ移動 (MoveLeg)</u>
<u>RC</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegmentのみの場合)</u>
<u>RC*</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment以外の場合)</u>
<u>RNC</u>	<u>課金イベント通知要求 (RequestNotificationChargingEvent)</u>
<u>RRB</u>	<u>B C S Mイベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)</u>
<u>SCI</u>	<u>課金情報送出 (SendChargingInformation)</u>

カ I S U PおよびI N A P間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機がI A Mを受信し、T D P - Rを検出した場合、イニシャルD PオペレーションがS C Pへ送信されます。I A MからイニシャルD Pオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

<u>I S U Pメッセージ：I A M (注1)</u>	<u>I N A Pオペレーション：イニシャルD P</u>
<u>着番号</u>	<u>ダイヤル番号(dialedDigits)</u> <u>着番号(CalledPartyNumber) (注2)</u>
<u>発番号</u>	<u>発番号 (callingPartyNumber)</u>
<u>アクセス転送に含まれる発サブアドレス情報要素</u>	<u>発サブアドレス (callingPartySubaddress)</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>発ユーザ種別 (callingPartysCategory)</u>
<u>汎用番号(付加発番号)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>順方向呼表示 (forwardCallIndicators)</u>
<u>通信路要求表示</u>	<u>伝達能力 (bearerCapability)</u>
<u>料金区域情報</u>	<u>料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)</u>
<u>契約者番号</u>	<u>契約者番号 (ttcContractorNumber)</u>
<u>事業者情報転送</u>	<u>事業者情報転送 (ttcCarrierInformationTransfer)</u>
<u>付加ユーザ種別</u>	<u>付加ユーザ種別 (ttcAdditionalPartysCategory)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件SCPアクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、SCPアクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機はSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシャルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ACMにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	00（表示なし）
着ユーザ状態表示	00（表示なし）
着ユーザ種別表示	00（表示なし）
エンド・エンド法表示	00（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	0（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	0（エンド・エンド情報利用不可）
ISUP1リンク表示	1（ISUP1リンクである）
保留表示	0（保留必要なし）
ISDNアクセス表示	1（着側のユーザ・網インタフェースがISDN）
エコー制御装置表示	0（入エコー制御装置挿入なし）
SCCP法表示	00（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は00（転送なし）が設定され、事業者情報名にはSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知された

SCP事業者情報が設定されます。

(ウ) 当社の加入者交換機がSCPから接続オペレーションを受信すると、IAM
Mが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメ
ータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信された
パラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、
透過に設定されます。

<u>INAPオペレーション：接続</u> <u>(注1)</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>ルーチング対地アドレス</u> <u>(destinationRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID (correlationID)</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>付加発番号</u> <u>(additionalCallingPartyNum</u> <u>ber)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号)</u> <u>(注2)</u>
<u>汎用番号 (付加発番号)</u> <u>(genericNumbers)</u>	
<u>第二サービス相互動作表示</u> <u>(serviceInteractionIndicator</u> <u>sTwo)</u>	<u>着IN番号 (注3)</u>
<u>ISDNアクセス関連情報</u> <u>(isdnAccessRelatedInformati</u> <u>on)</u>	<u>アクセス転送 (着サブアドレス)</u> <u>(注4)</u>
<u>発信者番号非通知理由</u> <u>(ttcCauseOfNoID)</u>	<u>発信者番号非通知理由 (注5)</u>
<u>事業者情報転送 (経路情報転送</u> <u>表示、SCP事業者情報)</u> <u>(ttcCarrierInformationTrans</u> <u>fer)</u>	<u>事業者情報転送 (経路情報転送表</u> <u>示、SCP事業者情報) (注6)</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信したIAMに付加発番号が設定されていた場合、接
続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレ
ーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用

番号を優先して I AM に設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I AM の発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注 3：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーションの 第二サービス相互動作 表示の着 I N 番号表示 許容指示</u>	<u>I AM の着 I N 番号</u>
<u>許容</u>	<u>表示識別：表示可</u> <u>アドレス情報：イニシャル D P 上のダイヤル番号</u> <u>もしくは着番号のアドレス情報を設定</u>
<u>非許容</u>	<u>表示識別：表示不可</u> <u>アドレス情報：イニシャル D P 上のダイヤル番号</u> <u>もしくは着番号のアドレス情報を設定</u>

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着 I N 番号の表示識別を表示不可とします。

注 4：発側回線から受信した I AM にアクセス転送（着サブアドレス）が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。

注 5：発側回線から受信した I AM に発信者番号非通知理由が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信した I AM の発信者番号非通知理由を廃棄します。

注 6：発側回線から受信した I AM の事業者情報転送の経由情報転送表示は接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。また、接続オペレーションで指示された S C P 事業者情報が I AM の事業者情報転送に追加されます。

(エ) 受信した I AM に着 I N 番号が設定され、かつ第一着 I N 番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信する I AM に第一着 I

N番号を設定します。第一着IN番号には受信したIAMの着IN番号の内容が透過に設定されます。

(オ) 接続オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7を開始します。タイマT7が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(カ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの 受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ACM 待ち	ACM	アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	CPG	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。
	REL	設定された検出ポイントの条件に従います。
	IAM	当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	着側回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ACM 待ち (CPG受信後)	ACM	ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	CPG	受信したCPGを発側回線に透過に送信します。
	REL	設定された検出ポイントの条件に従います。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ANM	CPG	受信したCPGを発側回線に透過に送信します。

	待ち	<u>C P G</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>A N M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中（発側～着側回線が同一C Sの状態）</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、受信したR E Lを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：ユーザ）</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中（発着同時ユーザ相互動作中）</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：ユーザ）</u>	<u>着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	通信中	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
		<u>S U S / R E S</u> <u>（生成源：網）</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

<u>S U S / R E S</u> <u>(生成源：ユーザ)</u>	<u>受信した S U S / R E S を発側回線に透過に送信します。</u>
<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

注 1：ACMをCPGにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>イベント情報</u>	<u>イベント表示：注 2</u>
	<u>イベント提示制限表示：表示なし</u>
<u>逆方向呼表示</u>	<u>注 3</u>

注 2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

<u>ACM 上の逆方向呼表示</u> <u>パラメータ</u>	<u>着ユーザ状態表示</u>	
<u>ACM 上の</u> <u>オプション</u> <u>逆方向呼表示</u>	<u>表示なし</u>	<u>加入者空き</u>
<u>実装なし</u>	<u>イベント表示：経過表示</u>	<u>イベント表示：呼出中</u>
<u>表示なし</u>	<u>イベント表示：経過表示</u>	<u>イベント表示：呼出中</u>
<u>インバ</u> <u>ンド帯</u> <u>域内情</u> <u>報表示</u>	<u>イベント表示：インバン</u> <u>ド情報あるいは適</u> <u>当なパターン</u> <u>が現在利用可</u> <u>能</u>	<u>イベント表示：インバン</u> <u>ド情報あるいは適</u> <u>当なパターン</u> <u>が現在利用可</u> <u>能</u>

注 3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(キ) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(ク) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはB

C S Mイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはS C Pに対するB C S Mイベント報告オペレーションのE D P-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはB C S Mイベント報告オペレーションのE D P-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はS C Pからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	D P検出条件
発側－着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のR E L受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のC P G、ACM又はR E L受信
発側－無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のC P G又はACM受信
発側－応答	ANM受信
発側－切断	(3) 通話中にR E L受信 (4) タイマTSUS タイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのR E L受信

(ケ) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReply が開始され、ANMの受信でタイマTNoReply を停止します。

(コ) R E Lを発側回線又は着側回線から受信し、E D P-N（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。R E Lを着側回線から受信し、E D P-R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はS C Pからの指示を待ちます。不完了ACM又は不完了C P Gを着側回線から受信し、E D P-R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、

呼処理を中断しSCPからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(サ) 検出ポイントが設定され、発側ー着信者話中、発側ー切断又は発側ー放棄を検出した場合、該当する理由表示をBCSMイベント報告オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(シ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したIAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示#65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続確立（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSIPRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID（correlationID）</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送（SCP事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）</u>	<u>事業者情報転送（SCP事業者情報）（注2）</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されます。

(ス) 暫定接続確立オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>接続特性表示</u>	<u>受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。</u> <u>エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない）</u>

	<u>相互接続表示：0（相互接続表示なし）</u> <u>エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない）</u> <u>ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである）</u> <u>ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である）</u> <u>ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN）</u> <u>SCCP法表示：00（表示なし）</u>
発ユーザ種別	<u>00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）</u>
通信路要求表示	<u>00000011（3.1kHzオーディオ）</u>
事業者情報転送	<u>発事業者情報として当社の情報が設定されます。</u>
料金区域情報	<u>イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。</u>
発番号	<u>設定されません。</u>

（セ）暫定接続確立オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。タイマT7がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、SCPに対し通知を行い指示を待ちます。

（ソ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	<u>暫定回線からの受信メッセージ</u>	<u>暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件</u>
ACM待ち	<u>ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>

		<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7 タイマを停止し、C P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はC P Gを廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信した I A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>暫定回線に対し R S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A C M 待 ち (C P G 受信 後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A C MをC P Gにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
		<u>不完了A C M</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M 待ち</u>	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
		<u>不完了C P G</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>A N M</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>C H G</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受 信によりT 6タイマを停止します。受信したメッ セージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成源：ユー ザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信 します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次
のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、
付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃
棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ		着ユーザ状態表示	
ACM上の オプション 逆方向呼表示		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ ンド帯 域内情 報表示	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	インバンド情 報あるいは適 当なパターン が現在利用可 能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能	イベント表示：インバン ド情報あるいは適当なパ ターンが現在利用可能

注3：課金情報送付オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い

課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(タ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 3 1が含まれます。

(チ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3. 1 kHz オーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 6 5を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>I N A P オペレーション：暫定接続起動</u> <u>(注 1)</u>	<u>I S U P メッセージ：I A M</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーティングアドレス</u> <u>(assistingSSIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送 (SCP 事業者情報)</u> <u>(ttcCarrierInformationTransfer)</u>	<u>事業者情報転送</u> <u>(SCP 事業者情報) (注 2)</u>

注 1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注 2：事業者情報転送の経由情報転送表示は 1 1（両方向）が設定されます。

(ツ) 暫定接続起動オペレーションにより送信される IAM 中のパラメータは次のとおり設定されます。

<u>パラメータ</u>	<u>設定内容</u>
<u>接続特性表示</u>	<u>受信した IAM に設定されていた内容が透過に設定されます。</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>国内／国際呼表示：受信した IAM に設定されていた内容が透過に設定されます。</u> <u>エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない）</u> <u>相互接続表示：0（相互接続表示なし）</u>

	<u>エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない）</u> <u>ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである）</u> <u>ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である）</u> <u>ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN）</u> <u>SCCP法表示：00（表示なし）</u>	
発ユーザ種別	<u>00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）</u>	
通信路要求表示	<u>00000011（3．1kHzオーディオ）</u>	
事業者情報転送	<u>発事業者情報として当社の情報が設定されます。</u>	
料金区域情報	<u>イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。</u>	
発番号	<u>設定されません。</u>	

（テ）暫定接続起動オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。タイマT7がタイムアウトした場合には、2つの暫定回線を切断し、SCPに対し通知を行い指示を待ちます。送信される2つのIAMはそれぞれ異なるIAMのACM受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（ト）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	<u>暫定回線からの受信メッセージ</u>	<u>暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件</u>
ACM待ち	<u>ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示#31を含むRELによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>

		<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7 タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
		<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A C M 待ち(C P G 受信後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A N M待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>不完了A C M</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M 待ち</u>	<u>不完了C P G</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>A N M</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発着同時ユ</u>	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6 タイマを開始し、R E S受信によりT 6 タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
		<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>

一 相 互 動 作 中)	その他	受信したメッセージは廃棄します。

(ナ) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ニ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ヌ) 当社の加入者交換機はSCPからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ネ) 当社の加入者交換機はSCPから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるCPG（着側回線から受信したACMを変換したCPGを含みます）およびANMの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設定されていない場合は対象外とします。

(ノ) 呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはSCPに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ACMおよび不完了CPGは対象外とします。

課金イベント	検出条件

付加ユーザ種別	ACM／CPG／CHG／ANMに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ACM／CPGに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ACM／CPG／ANMに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ACM／CPGに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ACM／CPG／CHG／ANMに料金区域情報パラメータが含まれている

(ハ) 当社の加入者交換機のISUPタイマは次のとおりとします。

記号	タイムアウト値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側ー無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは発側網と当社網間、当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者SCP間のみを規定することとします。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1
2	Connect	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q2
3	EstablishTemporaryConnection	音声、3.1kHzオーディオ	PT-Q3
4	RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q4
5	DisconnectForwardConnection	音声、3.1kHzオーディオ	PT-Q5
6	ReleaseCall, ReleaseCall*	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q6

<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionWithArgument</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	—	<u>P T - Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	—	<u>P T - Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	—	<u>P T - Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>RequestNotificationChargingEvent, EventNotificationCharging</u>	—	<u>P T - Q 1 2</u>
<u>13</u>	<u>SendChargingInformation</u>	—	<u>P T - Q 1 3</u>
<u>14</u>	<u>EntityReleased</u>	—	<u>P T - Q 1 4</u>
<u>15</u>	<u>ActivityTest</u>	—	<u>P T - Q 1 5</u>
<u>16</u>	<u>RestartNotification, RestartNotificationAcknowledgement</u>	—	<u>P T - Q 1 6</u>
<u>17</u>	試験	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T - Q 1 7</u>

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

(7) 当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項（7）の規定を準用します。

(8) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項（8）の規定を準用します。

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア 0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。DEFまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において適用される接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網の加入者交換機から移転元事業者となる直接協定事業者網のSCP
へ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される接続番号構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 8 0 0 + D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

(イ) 当社網の加入者交換機から移転先事業者となる直接協定事業者網のSCP
へ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + (G H J K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

0 8 0 0 + D E F + (G H J K L)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

イ 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。CDEFまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ 00XY + X₁X₂～X_n

事業者識別番号 サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。X₁X₂までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は16桁とします。

(2) 当社の加入契約者のうち、SCPアクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第1項(2)の規定を準用します。

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) 00XY + 0 + ABCDE + FGHIJ

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 00XY + 0A0 + CDE + FGHIJK

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 00XY + X～X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 00XY + X～X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + ABCDE + FGHJ
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0A0 + CDE + FGHJK
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は9桁から11桁とします。

イ 移転元事業者となる直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ
接続オペレーションにより通知するネットワークルーティング番号の構成は次の
とおりとします。

(ア) 0120 + DEF + (GHJK)
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～10桁とします。

(イ) 0800 + DEF + (GHIJKL)
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は1桁目の0を除いた6～11桁とします。

ウ 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続する
ために直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立も
しくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりと
します。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイ
ダンス装置等を示す番号とします。

(ア) 00XY + 0 + ABCDE + FGHJ
事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号
有効受信桁数は9桁から14桁とします。

(イ) 00XY + 0A0 + CDE + FGHJK
事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
有効受信桁数は9桁から15桁とします。

(ウ) 00XY + X～X

事業者識別番号 サービスコード

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(エ) 0 0 X Y + X ~ X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (0 1 0 から始まる番号も含む)

有効受信桁数は5桁から26桁とします。

(オ) 0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた8桁から9桁とします。

(カ) 0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は9桁から11桁とします。

(4) サービス提供条件は第1項(4)の規定を準用します。

(5) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ M T P仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3. 1に示すとおりとします。

ウ S C C P仕様は、技術的条件集別表12に示すとおりとします。ただし、S C C Pの最大分割数は3とし、3を超えた場合は正常性を保証しません。

エ T C仕様は、技術的条件集別表13に示すとおりとします。

オ I N A P仕様は、技術的条件集別表19のN T T-Q 1 2 2 8-b (N T T-C S 2. 3)に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本I N A P仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するI N A Pオペレーションの関係は次のとおりとします。

<u>加入者交換機機能メニュー</u>	<u>対応する INAP オペレーション</u>	
<u>(1) 加入者線毎の判断基準に従って S C P に制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP</u>	
<u>(2) 交換機毎の判断基準に従って S C P に制御指示要求を行う。</u>	<u>IDP (注 1)</u>	
<u>(3) S C P からの指示に従い、指示された接続先へ接続する。</u>	<u>CON (注 2)</u>	
<u>(4) S C P からの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>RRB+CON</u>	
<u>(5) S C P からの指示に従い、呼の解放を行う。</u>	<u>RC</u>	
<u>(6) S C P からの指示に従い、暫定接続を確立する。</u>	<u>ETC</u>	
<u>(7) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+RRB+CON</u>	
<u>(8) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>DFC+CON</u>	
<u>(9) S C P からの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。</u>	<u>DFC+RC</u>	
<u>(10) S C P からの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。</u>	<u>RRB+CUE</u>	
<u>(11) S C P からの指示に従い、呼処理を継続する。</u>	<u>CUE</u>	
<u>(12) S C P からの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。</u>	<u>ITC+RRB+CON</u>	
<u>(13) S C P からの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。</u>	<u>RC*</u>	
<u>(14) S C P からの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。</u>	<u>MC</u>	
<u>(15) S C P からの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。</u>	<u>MC+CUE</u>	

(16) S C Pからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE
(22) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+RRB+CON
(23) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+RRB+CON
(24) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFC+RC*
(25) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+RRB+CUE
(26) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+CUE

(27) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE</u>
(28) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	<u>DFCWA+DFCWA+MC+CUE</u>
(29) S C Pからの指示に従い、2つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	<u>DFCWA+DFCWA+RC*</u>
(30) S C Pからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	<u>DFCWA+RC*</u>
(31) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	<u>RC*+RC*+CUE</u>
(32) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	<u>RC*+CUE</u>
(33) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	<u>RC*+MC</u>
(34) S C Pからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をS C Pへ通知する。	<u>AT</u>
(35) S C Pからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>SCI+RNC+RRB+CON</u>
(36) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>DFC+SCI+RNC+RRB+CON</u>
(37) S C Pからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	<u>ITC+SCI+RNC+RRB+CON</u>

(38) S C Pからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+SCI+RNC+RRB +CON
(39) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(40) S C Pからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+SCI+RNC+RRB +CON
(41) S C Pからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+SCI+RNC+RRB +CON

注1：当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網にネットワークルーチング番号により問い合わせを行う際には本 I N A P オペレーションを使用します。

注2：移転元事業者となる直接協定事業者網から当社網にネットワークルーチング番号を通知する際には本 I N A P オペレーションを使用します。ただし、本 I N A P オペレーションはイニシャル D P オペレーションに対する初回のオペレーションとし、T C ー終了により通知されるものとします。

なお、各 I N A P オペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	I N A P オペレーション
AT	活性化試験 (ActivityTest)
CON	接続 (Connect)
CUE	継続 (Continue)

<u>DFC</u>	<u>順方向接続切断 (DisconnectForwardConnection)</u>
<u>DFCWA</u>	<u>アーギュメント付き順方向接続切断 (DisconnectForwardConnectionWithArgument)</u>
<u>ENC</u>	<u>課金イベント通知 (EventNotificationCharging)</u>
<u>ER</u>	<u>エンティティ解放通知 (EntityReleased)</u>
<u>ETC</u>	<u>暫定接続確立 (EstablishTemporaryConnection)</u>
<u>ERB</u>	<u>B C S Mイベント報告 (EventReportBCSM)</u>
<u>IDP</u>	<u>イニシャルD P (InitialDP)</u>
<u>ITC</u>	<u>暫定接続起動 (InitiateTemporaryConnections)</u>
<u>MC</u>	<u>呼セグメント統合 (MergeCallSegments)</u>
<u>ML</u>	<u>レグ移動 (MoveLeg)</u>
<u>RC</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegmentのみの場合)</u>
<u>RC*</u>	<u>呼解放 (ReleaseCall) (InitialCallSegment以外の場合)</u>
<u>RNC</u>	<u>課金イベント通知要求 (RequestNotificationChargingEvent)</u>
<u>RRB</u>	<u>B C S Mイベント報告要求 (RequestReportBCSMEvent)</u>
<u>SCI</u>	<u>課金情報送出 (SendChargingInformation)</u>

カ I S U PおよびI N A P間の相互動作仕様は次のとおりとします。

(ア) 当社の加入者交換機がI A Mを受信し、T D P－Rを検出した場合、イニシャルD PオペレーションがS C Pへ送信されます。I A MからイニシャルD Pオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

<u>I S U Pメッセージ： I A M (注1)</u>	<u>I N A Pオペレーション：イニシャルD P</u>
<u>着番号</u>	<u>ダイヤル番号(dialedDigits)</u> <u>着番号(CalledPartyNumber) (注2)</u>
<u>発番号</u>	<u>発番号 (callingPartyNumber)</u>
<u>アクセス転送に含まれる 発サブアドレス情報 要素</u>	<u>発サブアドレス (callingPartySubaddress)</u>
<u>発ユーザ種別</u>	<u>発ユーザ種別 (callingPartysCategory)</u>
<u>汎用番号 (付加発番号)</u>	<u>汎用番号 (付加発番号) (genericNumbers)</u>
<u>順方向呼表示</u>	<u>順方向呼表示 (forwardCallIndicators)</u>

通信路要求表示	伝達能力 (bearerCapability)
料金区域情報	料金区域情報 (ttcChargeAreaInformation)
契約者番号	契約者番号 (ttcContractorNumber)
着 I N 番号	着 I N 番号 (ttcCalledINNumber)
事業者情報転送	事業者情報転送 (ttcCarrierInformationTransfer)
付加ユーザ種別	付加ユーザ種別 (ttcAdditionalPartysCategory)

注 1 : オプションパラメータは設定されない場合があります。

注 2 : 番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件 S C P アクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、S C P アクセス契約者発信時、「#」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

(イ) 当社の加入者交換機が S C P から接続オペレーションにより第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示を受信すると、リダイレクションを起動します。ただし、当社の加入者交換機がリダイレクションを起動する条件は、S C P から受信したリダイレクトサービス処理表示内のリダイレクト理由の値が発側回線から I A M で受信したリダイレクション順方向情報 (国内用) パラメータのリダイレクション実行理由の値と一致している場合で、かつその時点で当社の加入者交換機の呼状態が I A M で受信したリダイレクション能力 (国内用) パラメータのリダイレクション可能表示の呼状態及びリダイレクション順方向情報 (国内用) パラメータの実行交換機リダイレクション可能表示の呼状態を越えていない場合とします。当社の加入者交換機がリダイレクションを起動すると、理由表示パラメータ (値は # 2 3 とします)、転送先番号パラメータ、着 I N 番号パラメータ、リダイレクション逆方向情報 (国内用) パラメータ、事業者情報転送パラメータが設定された R E L を発側回線に送信しま

す。接続オペレーションからRELへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：接続</u>	<u>ISUP：REL</u>
<u>ルーティング対地アドレス</u> (destinationRoutingAddress)	<u>転送先番号</u>
<u>第二サービス相互動作表示</u> (serviceInteractionIndicatorsTwo)	<u>着IN番号（注1）</u>
<u>リダイレクトサービス処理表示</u> (redirectServiceTreatmentInd)	<u>リダイレクション逆方向情報</u> (国内用)
<u>リダイレクト理由</u> (redirectReason)	<u>リダイレクション起動理由</u>
<u>事業者情報転送（経由情報転送表示、 移転元SCP事業者情報、移転先SCP 事業者情報）</u> (ttcCarrierInformationTransfer)	<u>事業者情報転送（注2）</u> (<u>経由情報転送表示、移転元SCP 事業者情報、移転先SCP 事業者情報</u>)

注1：第二サービス相互動作表示パラメータの着IN番号表示許容指示
(allowCdINNoPresentationInd)の設定は許容しません。したがってRELの着IN番号パラメータの設定条件は次のとおりとします。

- ・表示識別：表示不可
- ・アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレス情報を設定

注2：事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は、発側回線からIAMで受信した経由情報転送表示及びSCPから受信した経由情報転送表示の内容に関わらず、00（転送なし）が設定されます。

（ウ）当社の加入者交換機はSCPから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信する

と、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたACMを発側回線に送信します。ただし、ACMを発側回線に送信するのは、イニシャルDPオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ACMにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	00（表示なし）
着ユーザ状態表示	00（表示なし）
着ユーザ種別表示	00（表示なし）
エンド・エンド法表示	00（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	0（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	0（エンド・エンド情報利用不可）
ISUP1リンク表示	1（ISUP1リンクである）
保留表示	0（保留必要なし）
ISDNアクセス表示	1（着側のユーザ・網インタフェースがISDN）
エコー制御装置表示	0（入エコー制御装置挿入なし）
SCCP法表示	00（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は00（転送なし）が設定され、事業者情報名にはSCPから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知されたSCP事業者情報が設定されます。

(エ) 当社の加入者交換機がSCPから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーションを受信すると、IAMが着側回線に送信されます。接続オペレーションからIAMへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。IAMにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。ただし、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）は廃棄し、設定しないこととします。

<u>I N A Pオペレーション：接続（注1）</u>	<u>I S U Pメッセージ：I A M</u>
<u>ルーティング対地アドレス（destinationRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID（correlationID）</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>
<u>付加発番号（additionalCallingPartyNumber）</u>	<u>汎用番号（付加発番号）（注2）</u>
<u>汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）</u>	
<u>第二サービス相互動作表示（serviceInteractionIndicatorsTwo）</u>	
<u>着 I N 番号表示許容指示（allowCdINNoPresentationInd）</u>	<u>着 I N 番号（注3）</u>
<u>着 I N 番号書換制御（calledINNumberOverriding）</u>	<u>着 I N 番号（注4）</u>
<u>I S D Nアクセス関連情報（isdnAccessRelatedInformation）</u>	<u>アクセス転送（着サブアドレス）（注5）</u>
<u>発信者番号非通知理由（ttcCauseOfNoID）</u>	<u>発信者番号非通知理由（注6）</u>
<u>事業者情報転送（経由情報転送表示、S C P事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）</u>	<u>事業者情報転送（経由情報転送表示、S C P事業者情報）（注7）</u>

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：発側回線から受信した I A Mに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先して I A Mに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信する I A Mの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注3：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーション の第二サービス相互 動作表示の着 I N 番 号表示許容指示</u>	<u>I AMの着 I N 番号</u>
<u>許容</u>	<u>表示識別：表示可</u> <u>アドレス情報：イニシャルDP上のダイヤル番号も</u> <u>しくは着番号のアドレス情報を設定</u>
<u>非許容</u>	<u>表示識別：表示不可</u> <u>アドレス情報：イニシャルDP上のダイヤル番号も</u> <u>しくは着番号のアドレス情報を設定</u>

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着 I N 番号の表示識別を表示不可とします。

注 4：着 I N 番号パラメータの設定は次のとおりとします。

<u>接続オペレーショ ンの第二サービス 相互動作表示の着 I N 番号書換制御</u>	<u>I AMの着 I N 番号</u>
<u>書換可</u>	<u>アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレ ス情報を設定</u>
<u>書換不可</u>	<u>アドレス情報：イニシャルDP上の着番号のアドレ ス情報を設定しない</u>

なお、着 I N 番号書換制御が指示されない場合は送信する I AMの着 I N 番号にイニシャルDP上の着番号のアドレス情報を設定します。

注 5：発側回線から受信した I AMにアクセス転送（着サブアドレス）が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。

注 6：発側回線から受信した I AMに発信者番号非通知理由が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信した I AMの発信者番号非通知理由を廃棄します。

注 7：発側回線から受信した I AMの事業者情報転送の経由情報転送表示は接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網

が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。

また、接続オペレーションで指示されたSCP事業者情報がIAMの事業者情報転送に追加されます。

(オ) 受信したIAMに着IN番号が設定され、かつ第一着IN番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信するIAMに第一着IN番号を設定します。第一着IN番号には受信したIAMの着IN番号の内容が透過に設定されます。ただし、接続オペレーションの着IN番号書換制御により書換不可が指示された場合には送信するIAMに第一着IN番号を設定しません。

(カ) 接続オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7を開始します。T7タイマが終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

(キ) 当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／ 発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ACM 待ち	ACM	アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。 <u>(注1)</u>
	不完了ACM	設定された検出ポイントの条件に従います。
	CPG	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。
	REL	設定された検出ポイントの条件に従います。
	IAM	当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。

	<u>その他</u>	<u>着側回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A C M 待ち (C P G 受信後)</u>	<u>A C M</u>	<u>A C MをC P Gにマッピングし、発側回線に送信します。(注1)</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A N M 待ち</u>	<u>C P G</u>	<u>受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>不完了C P G</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>A N M</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>C H G</u>	<u>受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>設定された検出ポイントの条件に従います。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発側～着側回線が同一C Sの状態)</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、受信したR E Lを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>発着同時ユーザ相互動作時におけるE D P中断中(発側～着側回線が同一C Sの状態)</u>	<u>R E L</u>	<u>着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：網)</u>	<u>S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>S U S / R E S (生成源：ユーザ)</u>	<u>着側回線と接続されている暫定回線に対しS U S / R E Sを透過に送信します。</u>

着同時 ユーザ 相互動 作中)	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。
	C H G	受信したC H Gを発側回線に透過に送信します。
	R E L	設定された検出ポイントの条件に従います。
	S U S / R E S (生成 源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受信によりT 6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成 源：ユーザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。

なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示 パラメータ	着ユーザ状態表示	
ACM上の オプション 逆方向呼表示	表示なし	加入者空き
実装なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ 表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ンド帯 域内情 報表示	インバンド 情報あるい は適当なパ ターンが現 在利用可能	イベント表示:インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能	イベント表示:インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能

注3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い
課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(ク) 当社の加入者交換機はSCPから呼解放オペレーションを受信すると、RELを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Argパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示#31が送信されます。

(ケ) 呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPはBCSMイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続(notifyAndContinue)」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはSCPに対するBCSMイベント報告オペレーションのEDP-N（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはBCSMイベント報告オペレーションのEDP-R（要求モード）として通知され、加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	DP検出条件
発側一着信者話中	(1) 理由種別17、18又は63で生成源が「ユーザ」以外のREL受信（ユーザ話中） (2) 理由種別20のCPG、ACM又はREL受信
発側一無応答	(1) タイマTNoReplyのタイムアウト (2) 理由種別18のCPG又はACM受信
発側一応答	ANM受信
発側一切断	(5) 通話中にREL受信 (6) タイマTSUSタイムアウト
発側一放棄	応答前に発側回線からのREL受信

(コ) 発側－無応答が設定された場合、着側回線からのACM（不完了ACMの場合は除く）の受信でタイマTNoReplyが開始され、ANMの受信でタイマTNoReplyを停止します。

(サ) RELを発側回線又は着側回線から受信し、EDP－N（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。RELを着側回線から受信し、EDP－R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はSCPからの指示を待ちます。不完了ACM又は不完了CPGを着側回線から受信し、EDP－R（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断しSCPからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

(シ) 検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示をBCSMイベント報告オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ス) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したIAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示#65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続確立（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシストSSP-IPルーティングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）</u>	<u>着番号</u>
<u>相関ID（correlationID）</u>	<u>相関id</u>
<u>scfID（scfID）</u>	<u>SCFid</u>

事業者情報転送（SCP事業者情報） (ttcCarrierInformationTransfer)	事業者情報転送 (SCP事業者情報)（注2）

注1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されます。

（セ）暫定接続確立オペレーションにより送信されるIAM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したIAMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：00（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） ISUP1リンク表示：1（ISUP1リンクである） ISUP1リンク希望表示：10（ISUP1リンクを希望し必須である） ISDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非ISDN） SCCP法表示：00（表示なし）
発ユーザ種別	00001010（一般発ユーザ）／00001101（試験呼）
通信路要求表示	00000011（3.1kHzオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルDPを送信した当社の加入者交換機のCAコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ソ）暫定接続確立オペレーションによりIAMを送信すると、アドレス完了待ちタイマT7が開始されます。T7タイマがタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、SCPに対し通知を行い指示を待ちます。

（タ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に

対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
<u>ACM待ち</u>	<u>ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7は停止されます。また、ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT7を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>CPG</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT7タイマを停止し、CPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はCPGを廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>IAM</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したIAMを廃棄し、ACMを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
	<u>その他</u>	<u>暫定回線に対しRSCを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>ACM待ち（CPG受信後）</u>	<u>ACM</u>	<u>ACMをCPGにマッピングし、発側回線に送信します。（注1）</u>
	<u>不完了ACM</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>CPG</u>	<u>受信したCPGを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。</u>
	<u>REL</u>	<u>暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

A N M 待ち	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	不完了C P G	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	A N M	受信したメッセージは廃棄します。
	C H G	受信したメッセージは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	C P G	受信したC P Gを発側回線に透過に送信します。 ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、 付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の 各パラメータは廃棄します。
	R E L	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃 棄します。
	S U S / R E S (生成源：網)	S U S受信によりT 6タイマを開始し、R E S受 信によりT 6タイマを停止します。受信したメッ セージは廃棄します。
	S U S / R E S (生成源：ユー ザ)	受信したS U S / R E Sを発側回線に透過に送信 します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注1：ACMをC P Gにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次
のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、
付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃
棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注2
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注3

注2：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM上の逆方向呼表示	着ユーザ状態表示

<u>パラメータ</u> ACM 上の オプション 逆方向呼表示		<u>表示なし</u>	<u>加入者空き</u>
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
<u>インバ ンド帯 域内情 報表示</u>	<u>表示なし</u>	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	<u>インバンド 情報あるい は適当なパ ターンが現 在利用可能</u>	<u>イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能</u>	<u>イベント表示：インバンド 情報あるいは適当なパタ ーンが現在利用可能</u>

注 3：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い

課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

(チ) 当社の加入者交換機はSCPから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示# 31が含まれます。

(ツ) 当社の加入者交換機はSCPから暫定接続起動オペレーションを受信し、IAM中の通信路要求表示が「音声」、「3.1kHzオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示# 65を含むRELにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとIAMで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

<u>INAPオペレーション：暫定接続起動（注1）</u>	<u>ISUPメッセージ：IAM</u>
<u>アシスト SSP-IP ルーチングアドレス (assistingSSIPRoutingAddress)</u>	<u>着番号</u>
<u>相関 ID (correlationID)</u>	<u>相関 id</u>
<u>scfID (scfID)</u>	<u>SCFid</u>
<u>事業者情報転送（SCP事業者情報） (ttcCarrierInformationTransfer)</u>	<u>事業者情報転送 （SCP事業者情報）（注2）</u>

注 1：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注 2：事業者情報転送の経由情報転送表示は11（両方向）が設定されま

す。

(テ) 暫定接続起動オペレーションにより送信される I AM中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信した I AMに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信した I AMに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：0 0（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：0（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：0（エンド・エンド情報利用できない） I SUP 1リンク表示：1（I SUP 1リンクである） I SUP 1リンク希望表示：1 0（I SUP 1リンクを希望し必須である） I SDNアクセス表示：0（発側のユーザ・網インタフェースが非 I SDN） S CCP法表示：0 0（表示なし）
発ユーザ種別	0 0 0 0 1 0 1 0（一般発ユーザ）／0 0 0 0 1 1 0 1（試験呼）
通信路要求表示	0 0 0 0 0 0 1 1（3. 1 k H z オーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャル D Pを送信した当社の加入者交換機の C Aコードが設定されます。
発番号	設定されません。

(ト) 暫定接続起動オペレーションにより I AMを送信すると、アドレス完了待ちタイマ T 7 が開始されます。T 7 タイマがタイムアウトした場合には、2 つの暫定回線を切断し、S C P に対し通知を行い指示を待ちます。送信される 2 つの I AMはそれぞれ異なる I AMの A C M受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

(ナ) 当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの 受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
<u>A C M</u> 待ち	<u>A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT 7は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>アドレス完了待ちタイマT 7を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>C P G</u>	<u>イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はT 7タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放し、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>I A M</u>	<u>当該回線に優先権がある場合は受信したI A Mを廃棄し、A C Mを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。</u>
	<u>その他</u>	<u>当該暫定回線に対しR S Cを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A C M</u> 待ち(C P G 受信後)	<u>A C M</u>	<u>A N M待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>不完了A C M</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。また、理由表示# 3 1を含むR E Lによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>
<u>A N M</u> 待ち	<u>不完了C P G</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>A N M</u>	<u>通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>R E L</u>	<u>当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。</u>
	<u>その他</u>	<u>受信したメッセージは廃棄します。</u>

発着同時ユーザ相互動作時におけるEDP中断中(発着同時ユーザ相互動作中)	REL	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：網)	SUS受信によりT6タイマを開始し、RES受信によりT6タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	SUS/RES (生成源：ユーザ)	当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しSUS/RESを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

(ニ) 不完了ACM、不完了CPG又はRELにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしSCPに通知します。

(ヌ) 当社の加入者交換機はSCPから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にCPGを返送する場合があります。CPGのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

(ネ) 当社の加入者交換機はSCPからアークメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグIDに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるRELには理由表示#31が含まれます。

(ノ) 当社の加入者交換機はSCPから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるCPG（着側回線から受信したACMを変換したCPGを含みます）およびANMの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設

定されていない場合は対象外とします。

(ハ) 呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、SCPは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはSCPに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ACMおよび不完了CPGは対象外とします。

課金イベント	検出条件
付加ユーザ種別	ACM/CPG/CHG/ANMに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ACM/CPGに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ACM/CPG/ANMに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ACM/CPGに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ACM/CPG/CHG/ANMに料金区域情報パラメータが含まれている

(ヒ) 当社の加入者交換機のISUPタイマは次のとおりとします。

記号	タイマ値	開始要因	正常終了	満了時
T _{SUS}	2～4秒	網起動のSUS受信時	網起動のRES又はREL受信時	解放手順を開始もしくはSCPへ通知
T _{NoReply}	SCP制御による	ACM(不完了ACMは除く)を受信した際に発側一無応答が設定されていた時	ANM又は不完了CPG, REL受信時	SCPへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ 本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網SCP間のみを規定することとし、その他については当社網と直接協定事業者網SCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置付けとし、規定しません。

項番	INAPオペレーション	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	InitialDP	音声、3.1kHzオーディオ、64Kbit/s 非制限	PT-Q1

<u>2</u>	<u>Connect</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 2</u>
<u>3</u>	<u>EstablishTemporaryConnection</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 3</u>
<u>4</u>	<u>RequestReportBCSMEEvent,</u> <u>EventReportBCSM</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 4</u>
<u>5</u>	<u>DisconnectForwardConnection</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 5</u>
<u>6</u>	<u>ReleaseCall、ReleaseCall*</u>	音声、3.1kHz オーディオ、 64Kbit/s 非制限	<u>P T－Q 6</u>
<u>7</u>	<u>DisconnectForwardConnectionWi</u> <u>thArgument</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 7</u>
<u>8</u>	<u>InitiateTemporaryConnections</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 8</u>
<u>9</u>	<u>MergeCallSegments</u>	＝	<u>P T－Q 9</u>
<u>10</u>	<u>MoveLeg</u>	＝	<u>P T－Q 1 0</u>
<u>11</u>	<u>Continue</u>	＝	<u>P T－Q 1 1</u>
<u>12</u>	<u>RequestNotificationChargingEv</u> <u>ent,</u> <u>EventNotificationCharging</u>	＝	<u>P T－Q 1 2</u>
<u>13</u>	<u>SendChargingInformation</u>	＝	<u>P T－Q 1 3</u>
<u>14</u>	<u>EntityReleased</u>	＝	<u>P T－Q 1 4</u>
<u>15</u>	<u>ActivityTest</u>	＝	<u>P T－Q 1 5</u>
<u>16</u>	<u>RestartNotification,</u> <u>RestartNotificationAcknowledg</u> <u>ement</u>	＝	<u>P T－Q 1 6</u>
<u>17</u>	<u>試験</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 1 7</u>
<u>18</u>	<u>試験（番号ポータビリティ）</u>	音声、3.1kHz オーディオ	<u>P T－Q 1 8</u>

注 1：当社網と移転元事業者となる直接協定事業者網 S C P 間で規定する接続シーケンスは P T－Q 1 及び P T－Q 2（2）とします。

注 2：当社網と移転先事業者となる直接協定事業者網 S C P 間で規定する接続シーケンスは P T－Q 1 から P T－Q 1 6 とします。ただし P T－Q 2（2）は除きます。

（6）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

（7）当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項（7）の規定を準用します。

(8) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者間で実施するSCPアクセスに関する試験は次のとおりとします。

(ア) 直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等(強制切断無し)を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q17のとおりとします。

(イ) 当社網と直接協定事業者網間における手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
LSからSCPへのアクセス確認および直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験(交換機毎の判断基準)	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X ₁ X ₂ X ₃ ~X _n	非課金	無
	手動SCPアクセス試験(加入者線毎の判断基準)	同上	XX・X		無

注1: 課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ 当社網と直接協定事業者間で実施する番号ポータビリティ接続機能に関する試験は次のとおりとします。

(ア) 移転元事業者となる直接協定事業者は移転先事業者となる当社または間接

協定事業者から通知されたネットワークルーティング番号を予めSCPに登録することを要します。当社は移転元事業者となる当社または直接協定事業者に割り当てられた試験番号に対して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q18のとおりとします。

(イ) 移転先事業者となる直接協定事業者は直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動SCPアクセス試験を実施します。接続シーケンスはPT-Q18のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における番号ポータビリティ接続機能に関する手動SCPアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号及びネットワークルーティング番号は当社と移転元事業者となる直接協定事業者間及び移転先事業者となる直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断 の有無
番号ポータビリティ機能によるSCPへのアクセス確認および移転先事業者となる当社または直接協定事業者網への接続確認	手動SCPアクセス試験（交換機毎の判断基準）	移転先事業者となる直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0120+DEFGHJ 0800+DEFGHJK	非課金	無

注1：課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

エ 当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能

実施します。

（輻輳制御方式）

第 88 条の 4 輻輳制御方式は、技術的条件集第 51 条（輻輳制御方式）の規定を準用しま
す。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 88 条の 5 伝送装置間インタフェース仕様は、技術的条件集第 52 条（伝送装置間イ
ンタフェース仕様）の規定を準用します。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 88 条の 6 網同期クロックインタフェース仕様は、技術的条件集第 29 条（網同期クロ
ックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節 形態 7

（略）

第 20 節 形態 8

（網構成）

第 92 条 当社網のサービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局間の接続は、
本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続単位に行うものとします。

（接続方式）

第 93 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 18 に示す
とおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第 94 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事

第 19 節 形態 7

（略）

第 20 節 形態 8
削除

<u>業者間で別途協議の上、決定することとします。</u> 第 21 節 形態 9 (略) 第 29 節 形態 1 7 <u>(網構成)</u> <u>第 119 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。</u> (1) <u>I P 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u> (2) <u>複数の相互接続点を介した冗長構成を可能とします。</u> <u>2 当社網と直接協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。</u> (1) <u>直接協定事業者網に設置する S I P サーバは、トランザクションの状態（ステート）管理を行い、S I P メッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。</u> (2) <u>C プレーンと U プレーンは同一相互接続点にて疎通することとします。1 つの相互接続点を通して、C プレーン終端点を 1 対 1 に対向することにより S I P 信号ルートを設定します。なお、1 つの相互接続点を通して、C プレーンは 2 ルートとし、U プレーンは 2 ルート以上とします。U プレーン終端点は C プレーン終端点とは独立にセッション設定時に決定します。</u> (3) <u>発側網は、対向する 2 つの C プレーン終端点に対して S I P ダイアログを振り分けて確立することとします。</u> <u>(接続方式)</u> <u>第 120 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</u> (1) <u>当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 5 条（接続方式）第 3 項(1)の規定を準用します。</u>	第 21 節 形態 9 (略) 第 29 節 形態 1 7 <u>削除</u>

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

(輻輳制御方式)

第 121 条 輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。

(2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。

2 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 122 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34 に示すとおりとします。

(I P トランスポート仕様)

第 123 条 I P トランスポート仕様は技術的条件集別表 35 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 124 条 コーデック種別、対向 S I P サーバ I P アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、直接協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送付しないこととします。

技術的条件集別表

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
目次	目次
(略)	(略)
技術的条件集別表	技術的条件集別表
1 相互接続箇所毎の接続番号	1 相互接続箇所毎の接続番号
2 付加サービス等の利用条件	2 付加サービス等の利用条件
3 <u>M T P仕様</u>	3 <u>削除</u>
3. 1 <u>M T P仕様（信号用A T Mインタフェース）</u>	3. 1 <u>削除</u>
4 <u>I S U P仕様</u>	4 <u>削除</u>
4. 1 <u>I S U P仕様（網内信号部）</u>	4. 1 <u>削除</u>
5 <u>接続シーケンス</u>	5 <u>削除</u>
6 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u>	6 <u>削除</u>
6. 1 <u>伝送装置間インタフェース仕様（新S D H）</u>	6. 1 <u>削除</u>
6. 2 <u>伝送装置間インタフェース仕様（1.5M/6.3Mインタフェース）</u>	6. 2 <u>削除</u>
6. 3 削除	6. 3 削除
6. 4 <u>伝送装置間インタフェース仕様（2線式インタフェース）</u>	6. 4 <u>削除</u>
7 削除	7 削除
8 削除	8 削除
9 網同期クロックインタフェース仕様	9 網同期クロックインタフェース仕様
10 削除	10 削除
11. 1 削除	11. 1 削除
11. 2 削除	11. 2 削除
11. 3 削除	11. 3 削除
11. 4 削除	11. 4 削除

11. 5 削除 11. 6 削除 11. 7 削除 11. 8 削除 11. 9 専用回線ノード装置インタフェース仕様 (DSM-L 形専用サービスノード装置) 11. 10 削除 11. 11 削除 11. 12 削除 11. 13 削除 12 <u>SCCP仕様</u> 12. 1 <u>SCCP仕様 (網内信号部)</u> 13 <u>TC仕様</u> 13. 1 <u>TC仕様 (網内信号部)</u> 14 削除 15 <u>相互接続用共通インタフェース仕様</u> 15. 1 <u>相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)</u> 16 <u>網特有ASE仕様</u> 17 <u>NTT固有サービス制御仕様</u> 18 <u>サービス制御統括局接続インタフェース仕様</u> 19 <u>INAP仕様</u> 19. 1 <u>INAP仕様 (網内信号部)</u> 20 <u>F網サービス端末回線線端接続インタフェース仕様</u> 21. 1 削除 21. 2 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号案内データベースー番号案内台)</u> 21. 3 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号情報データベース接続)</u> 21. 3 21. 4 <u>NPS交換機接続インタフェース仕様</u>	11. 5 削除 11. 6 削除 11. 7 削除 11. 8 削除 11. 9 専用回線ノード装置インタフェース仕様 (DSM-L 形専用サービスノード装置) 11. 10 削除 11. 11 削除 11. 12 削除 11. 13 削除 12 <u>削除</u> 12. 1 <u>削除</u> 13 <u>削除</u> 13. 1 <u>削除</u> 14 削除 15 <u>削除</u> 15. 1 <u>削除</u> 16 <u>削除</u> 17 <u>削除</u> 18 <u>削除</u> 19 <u>削除</u> 19. 1 <u>削除</u> 20 <u>削除</u> 21. 1 削除 21. 2 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号案内データベースー番号案内台)</u> 21. 3 <u>番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号情報データベース接続)</u> 21. 3 21. 4 <u>NPS交換機接続インタフェース仕様</u>

22 64Kユニバーサル信号仕様	22 64Kユニバーサル信号仕様
23 削除	23 削除
24. 1 削除	24. 1 削除
24. 2 DSLインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）	24. 2 DSLインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）
24. 3 削除	24. 3 削除
24. 4 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 2）	24. 4 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 2）
24. 5 削除	24. 5 削除
24. 6 削除	24. 6 削除
24. 7 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 5）	24. 7 DSLインタフェース仕様（局内インタフェース 5）
24. 8 削除	24. 8 削除
24. 9 メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理	24. 9 メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理
24. 10 削除	24. 10 削除
25. 1 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 1）	25. 1 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 1）
25. 2 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 2）	25. 2 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース 2）
25. 3 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）	25. 3 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）
25. 4 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）	25. 4 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）
26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）	26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）
26. 1 削除	26. 1 削除
26. 2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26. 2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26. 3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）	26. 3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）
26. 4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26. 4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26. 5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）	26. 5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）
27. 1 IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE-SX/10GBASE-LRインタフェース）	27. 1 IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE-SX/10GBASE-LRインタフェース）
27. 2 削除	27. 2 削除
27. 3 削除	27. 3 削除

27. 4 削除 27. 5 削除 28 削除 28. 1 削除 28. 2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ） 29. 1 <u>信号網接続用インタフェース仕様 1</u> 29. 2 <u>信号網接続用インタフェース仕様 2</u> 30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件 31. 1 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型） 31. 2 削除 32 削除 33 削除 34 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> 34. 2 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 35 <u>I P トランспорт仕様</u> 35. 2 I P トランспорт仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 36 <u>S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様</u> 36. 2 S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 37 削除 38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様 （略） 技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」	27. 4 削除 27. 5 削除 28 削除 28. 1 削除 28. 2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ） 29. 1 <u>削除</u> 29. 2 <u>削除</u> 30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件 31. 1 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型） 31. 2 削除 32 削除 33 削除 34 <u>削除</u> 34. 2 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 35 <u>削除</u> 35. 2 I P トランспорт仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 36 <u>削除</u> 36. 2 S I P を用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース） 37 削除 38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様 （略） 技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」

は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社入接続」という。)が可能であることを示す。また、次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社網から直接協定事業者網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社出接続」という。)が可能であることを示す。

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース						
	形態 1－2 (電話サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－3 (総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－4 (専用線用インタフェース)	形態 1－5 (DSL 用インタフェース)	形態 1－6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1－7 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 1－8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
接続番号							
分 類 1 (00XY～) 設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国際系番号	－	－					
分 類 3 (0A～J) 端末系番号	出入	出入					
分 類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	－	－					
分 類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号	－	－					

は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社入接続」という。)が可能であることを示す。また、次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社網から直接協定事業者網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社出接続」という。)が可能であることを示す。

(1/5)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース						
	形態 1－2 (電話サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－3 (総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態 1－4 (専用線用インタフェース)	形態 1－5 (DSL 用インタフェース)	形態 1－6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1－7 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 1－8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
接続番号							
分 類 1 (00XY～) 設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国際系番号	－	－					
分 類 3 (0A～J) 端末系番号	出入	出入					
分 類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	－	－					
分 類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号	－	－					

分 類 7 (0A0-CDE ～) 無線呼 出し系番号	—	—					
分 類 8 (0091～) 非 設置中継系 番号	—	—					
分 類 9 (050C ～ K) I P 電話番 号	—	—					

インタフェース種別 接続番号	(2/6) 端末回線 接続インタフェース				加入者交換機 接続インタフェース	
	形態 1－9 (音声利用 IP 通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態 2－3 (光信号伝送装 置接続 インタフェース)	形態 2－4 (光信号電 気信号変換 装置接続インタ フェース)	形態 2－5 (固定無線 通信網終端 装置接続インタ フェース)	形態 3－2 (MF 用 インタフェース)	形態 3－3 (多数事業者間 接続用 インタフェース)
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系 番 号	—	(分類によら ない)	(分類によら ない)	(分類によら ない)	二	出入
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号	—				二	出入
分類 3 (0A ～J) 端 末 系 番 号	—				出入	出入

分 類 7 (0A0-CDE ～) 無線呼 出し系番号	—	—					
分 類 8 (0091～) 非 設置中継系 番号	—	—					
分 類 9 (050C ～ K) I P 電話番 号	—	—					

インタフェース種別 接続番号	(2/5) 端末回線 接続インタフェース			
	形態 1－9 (音声利用 IP 通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態 2－3 (光信号伝送装 置接続 インタフェース)	形態 2－4 (光信号電 気信号変換 装置接続インタ フェース)	形態 2－5 (固定無線 通信網終端 装置接続インタ フェース)
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系 番 号	—	(分類によら ない)	(分類によら ない)	(分類によら ない)
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号	—			
分類 3 (0A ～J) 端 末 系 番 号	—			

分 類 4 (0A0-CDE ～) 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 系 番 号	＝				入	出入	分 類 4 (0A0-CDE ～) 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 系 番 号	＝						
分 類 5 (0A0-CDE ～) P H S 系 番 号	＝				二	出入	分 類 5 (0A0-CDE ～) P H S 系 番 号	＝						
分 類 7 (0A0-CDE ～) 無 線 呼 出 し 系 番 号	＝				二	出入	分 類 7 (0A0-CDE ～) 無 線 呼 出 し 系 番 号	＝						
分 類 8 (0091～) 非 設 置 中 継 系 番 号	＝				二	出入	分 類 8 (0091～) 非 設 置 中 継 系 番 号	＝						
分 類 9 (050C～K) I P 電 話 番 号	＝				二	二	分 類 9 (050C～K) I P 電 話 番 号	＝						

(3/6)

インタフェース種別 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態 4－3 (M用 インタフェース)	形態 4－6 (多数事業者間 接続用 インタフェース)
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	二	出入
分類 2 (00XY～) 国際系番号	二	出入
分類 3 (0A～J) 端末系番号	入	出入
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	出	出入

<u>分類 5 (0A0-CDE～)</u> <u>P H S 系番号</u>	<u>入</u>	<u>出入</u>
<u>分類 7 (0A0-CDE～)</u> <u>無線呼出し系番号</u>	<u>出</u>	<u>出入</u>
<u>分類 8 (0091～)</u> <u>非設置中継系番号</u>	<u>二</u>	<u>出入</u>
<u>分類 9 (050C～K)</u> <u>I P 電話番号</u>	<u>二</u>	<u>出入</u>

(4/6)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6 - 2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6 - 3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号								
分類 3 (0A～J) 端 末 系 番 号								

(3/5)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号					
分 類 1 (00XY～) 設 置 中 継 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分 類 2 (00XY～) 国 際 系 番 号					
分類 3 (0A～J) 端 末 系 番 号					

(5/6)							
インタフェース種別 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3 - 2	形態 1 4	形態 1 4 - 2

(4/5)							
インタフェース種別 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービスの契約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3 - 2	形態 1 4	形態 1 4 - 2

分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	二	出 (注 1)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号			二	出 (注 1)	
分類 3 (0A～J) 端末系番号			出入	出入	
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			二	出	
分類 5 (0A0-CDE～) PHS 系番号			二	出	
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			二	出	
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号			二	出 (注 1)	
分類 9 (050C～K) I P 電話番号			二	出 (注 1)	
凡例 ー：未規定					
(注 1) 当社の「電話サービス契約約款」及び「総合デジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。					
<u>(注 2) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6－2 及び形態 6－3 での直接協定事業者網のNSP又はSCPから信号により通知する接続番号が 0A～J での接続及び形態 4－6 での分類 3 の当社出接続において提供する</u>					
2. サービス番号への接続条件					
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。					
(1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。					
ア 削除					
イ <u>番号案内サービス接続機能は、形態 1－2、形態 1－9、形態 4－3、形態 4－6</u>					

分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	出 (注 1)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号			出 (注 1)	
分類 3 (0A～J) 端末系番号			出入	
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			出	
分類 5 (0A0-CDE～) PHS 系番号			出	
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			出	
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号			出 (注 1)	
分類 9 (050C～K) I P 電話番号			出 (注 1)	
凡例 ー：未規定				
(注 1) 当社の「電話サービス契約約款」及び「総合デジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。				
2. サービス番号への接続条件				
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。				
(1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。				
ア 削除				
イ <u>番号案内サービス接続機能は、形態 1－2、形態 1－9 及び形態 17－2 での接続</u>				

及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 ウ 削除 エ 警察接続機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での接続番号が 1 1 0 の当社入接続において提供する。 オ 消防接続機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での接続番号が 1 1 9 の当社入接続において提供する。 カ 削除 キ <u>でんわ会議接続機能は、形態 1 - 2、形態 1 - 3、形態 3 - 3、形態 4 - 3 及び形態 4 - 6 での分類 3 の当社入接続において提供する。</u> ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、<u>形態 4 - 3、形態 4 - 6 及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続及び形態 4 - 6 での接続番号が 1 7 1 の当社出接続</u> <u>において提供する。</u> ケ 削除 コ 削除 サ <u>ファクシミリ通信網サービス接続機能は、形態 6 - 2 及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 6 1 及び 1 6 2 の当社出接続において提供する。</u> シ 削除 ス 削除 セ 電報接続機能は、<u>形態 4 - 6 及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 1 5 の当社入接続及び形態 6 - 2 での接続番号が 1 1 5 の当社出接続</u>において提供する。 ソ 削除 タ 削除 チ <u>付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態 4 - 6 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社入接続かつ当社出接続において提供する。</u> ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、<u>形態 4 - 6 及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社出接続において提供する。</u>	番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。 ウ 削除 エ 警察接続機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での接続番号が 1 1 0 の当社入接続において提供する。 オ 消防接続機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での接続番号が 1 1 9 の当社入接続において提供する。 カ 削除 キ <u>でんわ会議接続機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での分類 3 の当社入接続において提供する。</u> ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続において提供する。 ケ 削除 コ 削除 サ 削除 シ 削除 ス 削除 セ 電報接続機能は、形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 1 5 の当社入接続において提供する。 ソ 削除 タ 削除 チ 削除 ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社出接続において提供する。

(2) 市外局番＋１ X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社入接続及び形態３－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態３－３及び形態４－６での接続番号が０ ０ X Y＋０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類１及び分類８とする)の当社出接続において提供する。

(3) ０ A B ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ フリーダイヤル接続機能(移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能を含む)は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jの当社入接続及び形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。ただし、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０ １ ２ ０＋D E Fの当社入接続、形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E Fの当社出接続、形態６－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F (G H J K)または０ ８ ０ ０＋D E F (G H J K L)の当社入接続において提供する。

ウ テレドーム接続機能は、形態６－２での接続番号が０ １ ８ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

エ 削除

オ ナビダイヤル接続機能は、形態６－２での接続番号が０ ５ ７ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

カ 削除

キ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０ A B ０＋D E F G H J (K)の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０ A B ０＋D E F G H J (K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータ

(2) 市外局番＋１ X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が０＋市外局番＋１ ７ ７ (分類３とする)の当社入接続において提供する。

(3) ０ A B ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 削除

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 削除

カ 削除

キ 削除

ク 削除

ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態１ ７－２での接続番号が０ １ ２ ０＋D E F G H Jまたは０ ８ ０ ０＋D E F G H J Kの当社出接続及び形態１ ７－２での接続番号が０ ５ ７ ０＋D E F G H Jの当社出接続において提供する。

<u>ビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社出入接続において提供する。</u> ク <u>付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態４－６での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続かつ当社出接続において提供する。</u> ケ <u>付加的機能識別番号接続の方式は、形態１７での接続番号が０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出入接続、形態１７－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続及び形態４－６、形態１７－２での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。</u> <u>(４) ００ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</u> ア <u>加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社入接続及び形態６－３での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社出接続において提供する。</u> <u>(５) ０Ａ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</u> ア <u>加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供する。</u> 3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。	
3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。	3. 国際系番号（010～）への接続条件 (1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続において提供する。

注）NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２ 付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

（１／２）

条件 \ 接続	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話（単独電話）	○（注１）	○（注２）	○	○	○（注３）	○	○	○
加入電話（事業所集團電話）	○（注４）	○（注５）	○	○（注６）	○（注６）	○（注６）	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	／	／	／	／	／	／	／	○
有線放送電話接続電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○（注７）	○（注８）	○	○	○	○	○	×

（２／２）

ア 国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続において提供する。

注）NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２ 付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

（１／２）

条件 \ 接続	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話	○（注１）	○（注２）	○	○	○	○	○
公衆電話	○（注３）	○（注４）	○	○	○	○	×

（２／２）

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別 1 による 当社網からの 発信	発信種別 2 による 当社網からの 発信	発信種別 3 による 当社網からの 発信	発信種別 4 による 当社網からの 発信
加入電話(単独電話)	○	○(注 9)	○(注 9)	○(注 2、 注 9)
加入電話(事業所集団電話)	○(注 6)	○(注 5)	○(注 5)	○(注 6)
支店代行電話	○	○	○	○
着信用電話				
有線放送電話接続電話	○	×	×	×
公衆電話	○	○(注 9)	×	○(注 8、 注 9)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外

注 1 ー共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 2 ーピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注 3 ーピンク電話からの発信は非許容とする。

注 4 ー事業所集団電話の受付台、特甲、準特甲及び甲以外の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 5 ー事業所集団電話の受付台及び特甲のみ接続可能とする。

注 6 ー事業所集団電話の受付台、特甲及び準特甲のみ接続可能とする。

注 7 ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 8 ー公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注 9 ー必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別 1 による 当社網からの 発信	発信種別 2 による 当社網からの 発信	発信種別 3 による 当社網からの 発信	発信種別 4 による 当社網からの 発信
加入電話	○	○(注 5)	○(注 5)	○(注 2、 注 5)
公衆電話	○	○(注 5)	×	○(注 4、 注 5)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注 1 ー共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 2 ーピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注 3 ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 4 ー公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注 5 ー必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件			
付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。			
付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件	
発着信専用機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[他事業者仮想私設網サービス]		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集形態 4－6 に定めるところによる。	
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[メンバーズネットサービスの付加機能]		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第 13 節形態 6－2 に定めるところによる。	
プッシュホン接続機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
短縮ダイヤル機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 11 桁とする。ただし、国際短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 16 桁とする。	
硬貨収納等信号送出機能 [ピンク電話への硬貨収納信号送出]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
不在案内機能[でんわばん]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
通 信 中 着 信 機 能[キャッ ホ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	話中時転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
自動着信転送機能[転送でんわ]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
高 度 自 動 着 信 転 送 機 能[ホィ スワフ]	無条件転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
	無応答時転送機能		
	応答後転送機能		
	指定番号着信転送機能	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を	

(2) 付加機能の利用条件			
付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。			
付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件	
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
プッシュホン接続機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
硬貨収納等信号送出機能 [ピンク電話への硬貨収納信号送出]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
通 信 中 着 信 機 能[キャッ ホ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	話中時転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
	無条件転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
	無応答時転送機能		
高 度 自 動 着 信 転 送 機 能[ホィ スワフ]	応答後転送機能	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	指定番号着信転送機能	2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
番号情報送出機能[ダイヤルイン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能]		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。	
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]			
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]			

ワープ]	能 [ボイスワープセレクト]	除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	発信者電話番号非通知機能 [通話ごと非通知機能] [回線ごと非通知機能]	
指定番号着信識別機能 [なりわけサービス]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]	1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送受信機能[ダイヤル]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
二重番号機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
迷惑電話おことわり機能		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類1、分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
発信電話番号アナウンス機能 [ナンバー・アナウンス]		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。		
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能]		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。		
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]				
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]				
発信者電話番号非通知機能 [通話ごと非通知機能] [回線ごと非通知機能]				
トキ案内機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		
簡易会議電話機能 [トリオホン]		1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。		
着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]		1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。		
ノーリング通信機能		1. 分類3及び発信種別1(分類9を除く)の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。		
登録制御信号受信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。		

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別								
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○							
デジタル公衆電話サービス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1 による 当社網からの 発信	発信種別2 による 当社網からの 発信	発信種別3 による 当社網からの 発信	発信種別4 による 当社網からの 発信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別				
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○			
デジタル公衆電話サービス	○	○(注3)	○(注3)	○(注2、注3)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注1ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制し

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別							
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○						
デジタル公衆電話サービス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1 による 当社網からの 発信	発信種別2 による 当社網からの 発信	発信種別3 による 当社網からの 発信	発信種別4 による 当社網からの 発信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別				
第1種総合デジタル通信サービス 第2種総合デジタル通信サービス	○			
デジタル公衆電話サービス	○	○(注3)	○(注3)	○(注2、注3)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注1ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制し

ーキ接続を行う。

注2－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注3－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 3-3 にお	形態 4-3 にお	形態 4-6 にお
		ける 接続	ける 接続	ける 接続
通話モード		○		
デジタル通信モード(64kb/s)		○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

ーキ接続を行う。

注2－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注3－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

発信専用制御機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔INSメンバーズネットサービスの付加機能〕		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、 <u>第 1 種及び第 2 種デジタル通信サービスの端末回線と同様の条件とする。</u> 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第 13 節形態 6－2 に定めるところによる。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス 1 (暗黙) を提供対象とする。 2. 分類 1、分類 2、分類 3、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 3－3 及び形態 4－6 とする。
番号情報送出機能〔ダイヤルイン〕		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
<u>不在案内機能〔でんわばん〕</u>		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
<u>二重番号機能</u>		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能〔ナンバー・ディスプレイ〕		1. 分類 1、分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能〔ナンバー・リクエスト〕		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が 1 の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能〔フリーダイヤル番号通知機能〕		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
複 合 接 続 機 能〔フレックス〕	通信中着信機能〔コールウェイトンク〕	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	自動着信転送機能〔呼毎着信転送〕	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。
	自動転送機能〔通信中転送〕	1. 分類 3、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。
	3 者通話機能〔3 者通話(切替え)〕	1. 分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス 1 (暗黙) を提供対象とする。 2. 分類 1、分類 2、分類 3、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 3－3 及び形態 4－6 とする。
番号情報送出機能〔ダイヤルイン〕		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能〔ナンバー・ディスプレイ〕		1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能〔ナンバー・リクエスト〕		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能〔フリーダイヤル番号通知機能〕		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。

	自動転送機能 [通信中転送]	1. 分類3、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。 2. <u>当社網及び特定端末系事業者網からの発信呼が着信した場合、本機能を利用可能とする。ただし、end-end が ISUP1 リンクでありかつ通信中発信呼表示がない場合のみとする。</u>
	3者通話機能 [3者通話(切替え)]	1. 分類2、分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。
	3者通話機能 [3者通話(ミキシング)]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INS ぼイスワプ]	無条件転送機能	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	話中時転送機能	
	指定番号転送機能 [ぼイスワプセレクト]	1. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
	<u>指定番号着信識別機能</u> <u>[なりわけサービス]</u>	1. <u>順方向呼表示の国内／国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)</u> を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。</u>
	転送元電話番号受信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
	着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]	1. 分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
	<u>登録制御信号送信機能</u>	1. <u>分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。</u>
3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件 当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。 <u>(1) 端末回線の利用条件</u> 端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。		
	3者通話機能 [3者通話(ミキシング)]	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への第2呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INS ぼイスワプ]	無条件転送機能	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	話中時転送機能	
	指定番号転送機能 [ぼイスワプセレクト]	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
	転送元電話番号受信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
	着信短縮ダイヤル機能(全国型) [#ダイヤル]	1. 分類3及び発信種別1 (分類9を除く) の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件 当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。 <u>(1) 端末回線の利用条件</u> 端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。		

(1/3)

接続条件	分類3に よる当社 網からの 発信	分類4 による当 社網から の発信	分類5、 分類7に よる当社 網からの 発信	分類9に よる当社 網からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

(2/3)

接続条件	発信種別1によ る当社網 からの 発信	発信種別4によ る当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態4-6 におけ る接続	形態6-2 におけ る接続	形態6-3 におけ る接続	形態17に おけ る接続	形態17-2 における 接続
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワー プ]	1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、及び発 信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、形態17及び形態17- 2とする。

(1/2)

接続条件	分類3に よる当社 網からの 発信	分類4 による当 社網から の発信	分類7に よる当社 網からの 発信	分類9に よる当社 網からの 発信	分類3に よる当社 網への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○				

(2/2)

接続条件	発信種別1によ る当社網 からの 発信	発信種別4によ る当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○	

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワー プ]	1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、及び発信種別4 の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。

着信課金機能	音声通信着信課金機能 [フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6 とする。
	着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。
着信一括転送機能		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
特定番号通知機能		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
迷惑電話おことわり機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
通信中着信機能 [キャッチホン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4－6、形態 1 7 及び形態 1 7－2 とする。	
着信課金機能	音声通信着信課金機能 [フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
着信一括転送機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
特定番号通知機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
迷惑電話おことわり機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
通信中着信機能 [キャッチホン]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
同時通信機能 [複数チャネル]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
番号情報送出機能[追加番号]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	

同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。</u>					
番号情報送受信機能[追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。</u>					
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。</u>					
ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。</u>					
映像通信機能	1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする。					
<u>指定通信発着信許可機能</u> [コールセレクト]	1. <u>分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。</u> 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－2とする。</u>					
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする。</u>					

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類5による当社網からの発信	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網への着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。					
映像通信機能	1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。					
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。					

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網への着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

(2/3)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続	形態 17-2 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]			1. 分類 3、分類 4、 <u>分類 5</u> 、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、形態 17 及び形態 17-2 とする。
着信課金機能	音声通信料金機能 [フリーアクセス]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 とする。

(2/2)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]			1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。
着信課金機能	音声通信料金機能 [フリーアクセス]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

	ス・ひ か り ワ イ ド]	受付先変更 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6とする。
		時間外案内 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6とする。
着信短縮ダイヤル機能(東 日本全域型)(西日本全域 型)[#ダイヤル]			1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする
特定番号通知機能			1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、発 信種別4の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、発信種 別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機 能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
発信電話番号通知要請機 能 [ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
同時通信機能 [複数チャネル]			1. 分類3、分類4、 <u>分類5</u> 、分類7、分類9、発信種別1、発信 種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に 本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
番号情報送出機能[追加番 号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4－6、形態17及び形態17－ 2とする。
映像通信機能			1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者 網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17及び形態17－2とする。

	ス・ひ か り ワ イ ド]	受付先変更 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内 機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能(東 日本全域型)(西日本全域 型)[#ダイヤル]			1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
特定番号通知機能			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の 接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用 可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機 能 [ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能 [複数チャネル]			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の 接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を 利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番 号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能			1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者 網からの着信時に本機能を利用可能とする。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載してい
ます。

N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

(略)

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図 1 に示す。

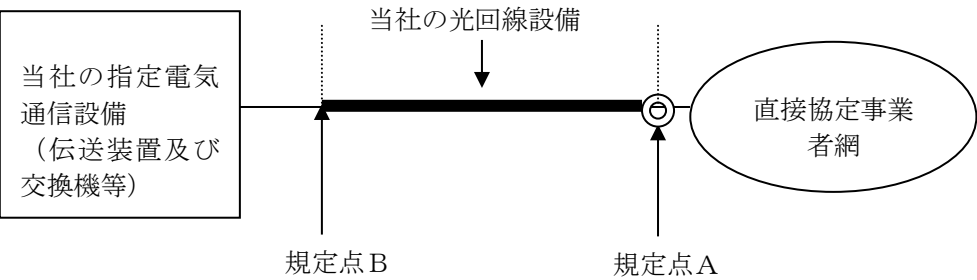


図 1 インタフェース規定点

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表 1 に示す。

(略)

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図 1 に示す。

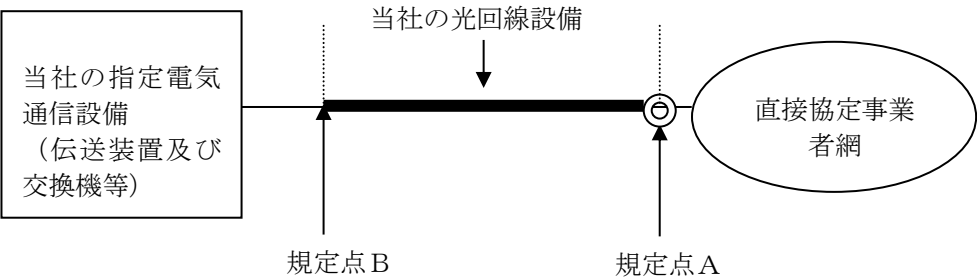


図 1 インタフェース規定点

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表 1 に示す。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1－6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3－3、形態 4－6、形態 5、形態 5－2、 <u>形態 6－2、形態 6－3、形態 1 3－2、形態 1 4、形態 1 4－2、形態 1 5、形態 1 6</u> のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS C 6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 5、形態 5－2、形態 1 3－2、形態 1 4、形態 1 4－2、形態 1 5 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS C 6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。